

平成 30 年 9 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月5日】

代表質疑

1 中村嘉孝（新和会） 33～45ページ

**議案第57号 平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び
報告第11号 決算に関する附属書類の提出について**

- 1 決算の評価について
 - (1) 総括について
 - (2) 自主財源と依存財源について
 - (3) 行政評価外部評価委員会による評価結果について
 - (4) 長期財政見通しとの整合について
- 2 決算収支について
 - (1) 実質収支と実質単年度収支について
 - (2) プライマリーバランス（基礎的財政収支）について
- 3 財政分析指標について
 - (1) 経常収支比率と財政力指数について
 - (2) 公債費負担比率について
- 4 財務書類4表について
 - (1) 総務省の統一的基準による地方公会計の整備について
 - (2) 固定資産台帳の整備状況について
- 5 決算重視による今後の財政運営について

代表質疑

2 福沢美由紀（日本共産党） 46～57ページ

議案第57号 平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の評価について
- 2 市税収入と収納率について

議案第58号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の評価について
- 2 新たな収納対策の効果について
- 3 医療費について

議案第59号 平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 1 収納率について
- 2 保険料軽減措置の改正の影響について

議案第52号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

1 改正内容について

代表質疑

3 森 美和子（公明党） 57～69ページ

議案第57号 平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 第2次総合計画スタートの年の決算をどのように評価しているのか
- 2 財政指標について
- 3 歳入の評価について
- 4 今後の財政運営について

議案第64号 平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 「医療センターアクションプラン」初年度の総括について
- 2 外来患者の減少をどのように受け止めているのか
- 3 平成29年度から導入した院外薬局について病院事業会計にどのような影響があったのか
- 4 財政状況について
 - (1) 未払金について
 - (2) 現金預金について

代表質疑

4 前田 稔（勇政） 69～82ページ

議案第57号 平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の内容について
 - (1) 市税について
 - (2) 交付税について
 - (3) 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）について
- 2 決算に対する評価について
 - (1) 経常収支比率について
 - (2) 公債費負担比率について
 - (3) 実質収支比率について
- 3 主要施策の成果について
 - (1) 分析結果から見えてくるものは何か
 - (2) 事業の成果は上がっているのか。また、改善すべき点はないのか
- 4 持続可能な財政状況であるのか

議案第61号 平成29年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 1 当年度純利益が99,337,121円となることについて
- 2 キャッシュフロー計算書について

議案第64号 平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 当年度純損失が116,439,085円となることについて

- 2 キャッシュフロー計算書について
- 3 持続可能な財政状況であるのか
- 4 平成29年度決算は平成28年度と比較して、赤字が減少しているが、今後新たな改革はないのか

代表質疑

5 小坂直親（緑風会） 83～99ページ

議案第57号 平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の総括について
 - (1) 収入未済額について
 - (2) 不用額について
 - (3) 不納欠損額について

議案第52号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

- 1 改正の背景について
- 2 公設民営の考え方について
- 3 開所時間について
- 4 関小学校区放課後児童クラブの移転と定数について

議案第54号 亀山市健康づくりセンター条例の廃止について

- 1 廃止の背景と趣旨について
- 2 サービスの集約と稼働率について
- 3 今後の利活用について

議案第55号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第5目 農地費、団体営かんがい排水事業の増額補正について
- 2 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第8目 町並み保存費、関の山車会館整備事業の増額補正について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月6日】

1 服部孝規（日本共産党） 103～113ページ

議案第64号 平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 法の全部適用から2年目の決算だが、経営改善の観点からの評価について
- 2 全部適用した効果はあったのかについて
- 3 一部適用ではできなかった効果について
- 4 経営改善の観点から病院事業管理者を設置した効果について

議案第55号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第2表 債務負担行為補正について

2 櫻井清蔵（勇政） 113～122ページ

議案第52号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 昼生小学校区放課後児童クラブについて、昼生小学校の児童数は減少傾向にあるものの、条例で一の支援の単位を構成する児童数を概ね40人以下としながら定数を20人とする根拠について

議案第55号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第8目 町並み保存費、関の山車会館整備事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
 - (2) 管理・展示棟改修工事において、屋根の破損がひどく工事費を増額するとのことだが、当初の設計に問題があったのではないか
 - (3) 今回の補正について、市長の見解を尋ねる

質 問 内 容 (通告要旨)

【9月6日】

1 森 美和子 (公明党) 127～140ページ

危機管理体制について

- 1 災害時における備蓄品として液体ミルクを導入することについて
- 2 通電火災を抑制するための、各家庭への感震ブレーカー設置の啓発及び補助について
- 3 災害を見据えて、該当者にヘルプカードを配布することについて
- 4 公共施設等にあるAEDを屋外へ設置すること及びコンビニ等への普及啓発について

スポーツの推進について

- 1 スケートボードなど新たなスポーツを練習するための場の確保について

ピロリ菌検査について

- 1 本年度から実施している中学3年生を対象にした検査結果について
- 2 除菌治療費の窓口無料化について
- 3 胃がんリスクを回避するための検査対象者の拡大について

2 今岡翔平 (勇政) 140～151ページ

スケートボードの遊び場について

- 1 子どもたちがスケートボードで遊ぶことについて
 - (1) 市の見解について
 - (2) 遊び場の考え方について
 - (3) 学校での指導について
 - (4) 保護者や市民からの遊び場に関する要望について
 - (5) 新たな遊び場を作る必要性について

災害時におけるツイッターの活用について

- 1 西日本豪雨災害で実際にあった事例とツイッターを活用することによるメリット・デメリットについて
- 2 亀山市の現状について
 - (1) 市からの発信について
 - (2) 市民からのSOSの受信について
- 3 ツイッターに詳しい職員の把握について

議会及び議員の提言や意見に対する市の対応について

- 1 議会及び議員からの提言や意見に対する市長の認識について
- 2 この4年間に於いて議会及び議員からの提言や意見で政策に反映されたものについて

3 小坂直親（緑風会） 152～162ページ

森林環境譲与税（仮称）について

- 1 来年度以降の森林環境譲与税（仮称）の活用について

新庁舎建設について

- 1 基本構想策定支援業務委託について

普通財産について

- 1 普通財産の利活用について

4 福沢美由紀（日本共産党） 162～174ページ

中学校給食の早期実施について

- 1 中学校給食の実施の方向性は出しながら、平成29年度から31年度まで3年間も検討し続けるとのことで、1年半が経過したが、これまで具体的にどのような検討がなされたのか
- 2 今後の検討内容について
- 3 給食実施のスケジュールについて

学童保育所の公設化に伴う旧施設の解体について

- 1 昼生小学校区の学童保育所が公設になることに伴う旧学童保育所の解体費用は市が責任を持つべきではないか

会計年度任用職員制度の改正について

- 1 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が2020年に施行されることに伴い、臨時・非常勤職員について、様々な影響がある中、特に期末手当を支払うことが可能になってくるが、市としてはどのように考えているのか

質 問 内 容 (通告要旨)

【9月7日】

1 新 秀隆 (公明党) 176～185 ページ

安心・安全対策について

- 1 災害対策について
 - (1) 緊急災害対策用の飲料水について
 - (2) 避難所等での飲料水の供給について
- 2 緊急輸送道路の管理について
 - (1) 緊急輸送道路の安全確保について

市民サービスの向上について

- 1 各種証明書のコンビニ交付について
- 2 手話通訳の導入について

2 伊藤彦太郎 (勇政) 186～198 ページ

市の非正規職員の雇用について

- 1 傾向について
- 2 定年後の人材の雇用について
- 3 有給休暇付与の問題について

関の山車会館について

- 1 設計について

交通弱者に対する支援について

- 1 乗合タクシー制度の検証について
- 2 交通弱者支援の具体策について

3 高島 真 (緑風会) 198～208 ページ

亀山市庁舎管理規則について

- 1 規則の内容について

図書館の蔵書について

- 1 現在の蔵書数について
- 2 寄贈された図書について
- 3 今後の考え方について

4 服部孝規 (日本共産党) 208～222 ページ

亀山駅周辺整備事業について

- 1 市街地再開発組合の設立について
- 立地適正化計画で限定される新庁舎の建設場所について**
- 1 立地適正化計画で「亀山中央」にある市庁舎について
- 入札制度の見直しについて**
- 1 最低制限価格について

5 櫻井清蔵（勇政） 222～234ページ

乗合タクシー制度及びタクシー料金助成事業について

- 1 平成30年10月から実施を予定している乗合タクシー制度についての検証
 - (1) 当初、議会に報告してきた内容から、かなり変更されていることについて
 - (2) 特定目的地停留所の商業施設が4箇所とあまりにも少ないことについて
 - (3) 8月20日から市内32か所で利用者のための説明会を開催してきているが、今日までの各会場における市民の理解度について
 - (4) 現行のタクシー料金助成事業の今後の考え方について

道路行政について

- 1 国道、県道、市道の新設、改良、維持について

河川改修について

- 1 地球温暖化の影響により気象変動が懸念される中、市内各河川の対策について市長の見解を尋ねる

小・中学校へのエアコン設置について

- 1 小・中学校へのエアコン設置について、愛知県豊田市をはじめ他の自治体では、前倒しで実施されているところもあるが、亀山市の対応は

8月24日の新聞報道について

- 1 8月24日、中日新聞で報道された記事について、市長に発言の真意を尋ねる

質 問 内 容 (通告要旨)

【9月10日】

1 尾崎邦洋 (緑風会) 236～248ページ

三重県に入港する客船乗客の観光誘致について

- 1 三重県への客船入港の状況について
- 2 観光誘客に対する市の考え方について
- 3 乗客の観光誘致に向けての課題と今後の対応について

事務改善について

- 1 職員事務改善提案について
 - (1) 過去3年間の提案件数と採用実績について
 - (2) 採用された具体例について
 - (3) 提案制度のあり方について
- 2 物品購入事務の効率化について

市職員の採用について

- 1 本年度末での退職予定者数と来年度の職員募集について
- 2 有能な人材の確保策について
- 3 市が求める職員像とは
- 4 障がい者の採用状況について
- 5 定員適正化計画の見直しと正規職員・非正規職員の割合の是正について

2 宮崎勝郎 (緑風会) 248～260ページ

20年後の亀山市の姿について

- 1 現在の市政運営に満足しているのか
- 2 各部門の行政運営について
 - (1) 今後の財政見通しについて
 - (2) まちづくりについて
 - (3) 産業行政について
 - ア 商工業について
 - イ 農業について
 - ウ 森林について
 - (4) 亀山市の土地利用について
 - ア 土地開発について
 - イ 南部地域の開発について
 - (5) 文化・スポーツ行政について
 - ア 文化の充実について

- イ スポーツの強化とスポーツ施設の充実について
- (6) 福祉・医療の充実について
 - ア 少子高齢化時代への対応について
 - イ 市立医療センターの運営について
- (7) 災害対策について
 - ア 大規模災害への対応について
 - イ 安心・安全なまちづくりについて
 - ウ 消防力の充実について
- (8) 教育行政について
 - ア 豊かな教育について
 - イ 学力テストについて
 - ウ 子どもの安全教育について

3 鈴木達夫 260～271 ページ

亀山市都市マスタープランの改定内容について

- 1 改定の位置づけについて
- 2 現行プランの総括について
- 3 予想される大型事業（亀山駅前、市立図書館、新庁舎、リニア亀山駅等の整備）との関連について
- 4 プランの変更手続について
- 5 農業振興地域に対する考え方について

第2回亀山市総合教育会議の内容について

- 1 会議の概要について
- 2 教職員の働き方改革のための環境整備について
- 3 土曜授業について

4 前田耕一 271～282 ページ

平成30年度全国高等学校総合体育大会ウエイトリフティング競技大会の検証について

- 1 大会運営について
- 2 競技運営について
- 3 会場運営について

平成30年8月24日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成30年8月24日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第52号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 第 6 議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 7 議案第54号 亀山市健康づくり関センター条例の廃止について
- 第 8 議案第55号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第56号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 10 議案第57号 平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第58号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第59号 平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 議案第60号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議案第61号 平成29年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 15 議案第62号 平成29年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 16 議案第63号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 17 議案第64号 平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 18 報告第11号 決算に関する附属書類の提出について
- 第 19 報告第12号 健全化判断比率の報告について
- 第 20 報告第13号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 21 報告第14号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 22 報告第15号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 23 報告第16号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
- 第 24 報告第17号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第 25 報告第18号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	福 沢 美 由 紀 君	8 番	森 美 和 子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	1 0 番	岡 本 公 秀 君
1 1 番	伊 藤 彦 太 郎 君	1 2 番	宮 崎 勝 郎 君
1 3 番	前 田 耕 一 君	1 4 番	中 村 嘉 孝 君
1 5 番	前 田 稔 君	1 6 番	服 部 孝 規 君
1 7 番	小 坂 直 親 君	1 8 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総 合 政 策 部 長	山 本 伸 治 君	生 活 文 化 部 長	佐 久 間 利 夫 君
健 康 福 祉 部 長	井 分 信 次 君	産 業 建 設 部 長	大 澤 哲 也 君
上 下 水 道 部 長	宮 崎 哲 二 君	総 合 政 策 部 次 長	落 合 浩 君
生 活 文 化 部 次 長 兼 関 支 所 長	嶋 村 明 彦 君	健 康 福 祉 部 次 長	伊 藤 早 苗 君
産 業 建 設 部 次 長	亀 渕 輝 男 君	生 活 文 化 部 参 事	深 水 隆 司 君
産 業 建 設 部 参 事	服 部 政 徳 君	産 業 建 設 部 参 事	草 川 保 重 君
会 計 管 理 者	渡 邊 知 子 君	消 防 長 兼 消 防 部 長	平 松 敏 幸 君
地 域 医 療 統 括 官	伊 藤 誠 一 君	地 域 医 療 部 長	古 田 秀 樹 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 部 長	草 川 吉 次 君
教 育 委 員 会 事 務 局 参 事	亀 山 隆 君	監 査 委 員	渡 部 満 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	青 木 正 彦 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	松 村 大 君

●事務局職員

事 務 局 長	草 川 博 昭	書 記	水 越 いづみ
書 記	村 主 健 太 郎		

●会議の次第

（午前10時02分 開会）

○議長（西川憲行君）

おはようございます。

ただいまから平成30年9月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

4番 新 秀 隆 議員

13番 前 田 耕 一 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月26日までの34日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から9月26日までの34日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、久野危機管理監及び豊田消防署長は、昨日からの台風20号に伴う大雨警報が継続中につき、引き続き災害対策本部の任務に当たるため、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件が、教育委員会から平成29年度教育に関する事務の点検・評価報告書が、また社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から平成29年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成30年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、さきの平成30年7月豪雨では、西日本を中心に甚大な被害が発生いたしました。改めて、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、ご遺族と被災された皆様にお見舞い申し上げます。

本市といたしましては、災害時応援協定を交わしている岡山県高梁市に対し、給水支援や災害見舞金のほか亀山中学校から高梁中学校へ応援メッセージを届けるとともに、三重県による災害支援の一環として、広島県熊野町へ避難所等の運営支援に職員を派遣するなど各種支援を行ったところであります。

ことしの夏は、この豪雨の後の記録的な猛暑、異例のルートをたどった台風12号等、過去に経験のない気象状況により、全国各地に多大な被害をもたらされました。本市におきましては、幸いにして大きな被害はなかったものの、猛暑による熱中症の救急搬送の急増等、少なからず影響が出ております。今後につきましては、こうした気象変動も視野に入れた的確な危機管理体制を整えてまいります。

さて、国の動向であります。政府においては、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、先般、経済財政運営と改革の基本方針2018が閣議決定されました。

この方針においては、少子高齢化による成長制約の壁を打ち破るため、人づくり革命と生産性革命の具体策や働き方改革の推進等が示されており、さきの新しい経済政策パッケージに明記されたものに加え、幼児教育無償化の対象範囲を拡大することや、働き方改革関連法制の円滑な実施などが盛り込まれております。こうしたことは、市民生活や本市の行財政運営にも影響がございますので、情報収集と的確な対応に努めてまいります。

ところで、今月8日には、本年度2回目となる亀山市総合教育会議を開催し、教職員の働き方改革のための環境整備や、去る6月の大阪府北部地震を教訓とした児童・生徒の通学路の安全確保等について協議を行ったところであります。教職員の労働環境改善への方策や、児童・生徒の通学時の安全対策等亀山の子供たちの教育環境のさらなる充実に向けて、教育委員会と連携を密にした取り組みを進めてまいります。

こうした中、平成29年度一般会計の決算につきましては、第2次総合計画の初年度として事業の着実な推進を図りつつ、限られた財源を有効に活用し適切な執行に努めてまいりましたところ、歳入総額が214億3,246万3,000円、歳出総額が205億1,741万円となり、実質収支は6億7,709万5,000円の黒字となっております。

実質単年度収支につきましては、財政調整基金を6億6,757万3,000円取り崩したものの、市税や地方交付税が増収となったことから、赤字額が前年度の約14億1,000万円から約3億2,000万円に縮小し、基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、市債の借り入れが増加いたしました。約7,000万円の赤字にとどめたところであります。

一方、財政の健全化を示す指標となる経常収支比率や公債費負担比率については、市税等の一般財源の増収により前年度よりも好転し、実質赤字比率などの健全化判断比率についても、国が定める早期財政健全化や財政再生を図るべき基準に対して、大幅に下回る良好な比率となっております。また、財政調整基金残高は、前年度比で約5億円減の約35億円を確保し、市債残高は9年連続で減少となる約162億8,000万円となりました。

これらのことから、平成29年度の行財政運営は、新たな施策推進と一定の健全化の両立が図られたものと考えております。しかしながら、長期財政見通しでは、市税や地方交付税などの歳入の減収と、扶助費や投資的経費などの歳出の増加により、厳しい財政状況が見込まれますことから、第2次行財政改革大綱の後期実施計画に位置づけた86の具体的取り組みを着実に実施し、持続可能な行財政運営の確立に努めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、快適さを支える生活基盤の向上についてでございますが、都市づくりの推進のうち、亀山駅周辺整備事業につきましては、現在、2ブロック市街地再開発準備会において、安心かつ安定した市街地再開発事業の推進を図るため、同事業に組合員として参画する住宅開発事業者の選定が進められており、引き続き、市街地再開発組合設立や再開発ビルの基本設計に対する支援を行いつつ、区画道路整備等を着実に進めてまいります。

次に、住環境の向上につきましては、住生活基本計画が本年度で終了しますことから、次期計画の策定に向け、市民アンケートを実施したところであり、今月21日には、第1回目となる亀山市住生活基本計画策定委員会を開催いたしました。今後は、アンケート結果や現計画の課題等を踏まえ、策定委員会で意見を伺いながら、住まいづくりの指針となるよう進めてまいります。

なお、昭和50年度建設の市営住山住宅につきましては、耐用年数が超過し老朽化していることから、亀山市公営住宅等長寿命化計画において、順次用途廃止をすることとしておりますので、既に入居者が退去した6戸の住宅を廃止するため、関係条例の改正について、本議会に提案いたしております。

次いで、上下水道の充実のうち、農業集落排水事業では、施設の長寿命化や適切な維持管理の方針を示す最適整備構想を策定するため、先月2日、整備後間もない昼生地区を除いた市内13施設の機能診断調査に着手したところであり、各施設の状況に応じた適切な整備方針となるよう進めてまいります。

また、水道料金と公共下水道使用料につきましては、本年4月から、クレジットカードによる納付サービスを開始したところ、先月末現在の利用登録数は114件となり、順調に推移しております。引き続き、コンビニ収納とあわせて利用者の利便性向上に努めてまいります。

次に、公共交通網の充実では、来る10月からの乗合タクシーの運行開始に向け、地域まちづくり協議会を初めとした地域の皆様にご協力いただき、先般、市内約270カ所の地域停留所と公共的施設や医療・金融機関、商業施設等の特定目的地停留所約140カ所を設定したところです。また、今月20日から、各地区において、制度内容や事前登録に関する説明会を開催しております。先般、決定した愛称やシンボルマークも活用しながら、身近な交通手段として乗合タクシーを多くの方々に知っていただき、愛着を持ってご利用いただけるよう運行に向けた準備を進めてまいります。

次いで、安全・安心なまちづくりの推進では、さきの大阪府北部地震でのブロック塀倒壊による事故を受け、本市の公共施設のブロック塀について安全性の調査を行ったところであり、建築基準法に適合していないもの等については、順次安全対策を講じているところでもあります。現時点において、川崎地区及び城西地区コミュニティセンターのブロック塀の撤去が必要なことから、本議会に関係経費の補正予算を提案いたしております。

また、自助・共助を基本とした防災対策の推進として、来月30日、西野公園において亀山市総合防災訓練を実施いたします。訓練では、大規模地震や土砂災害が発生した際の被害軽減を図るため、市民の皆様の防災意識の向上を目的として、地域が主体となった訓練を行うことにより、地域防災力を高めてまいります。

一方、消防力の充実・強化として、今月10日、安坂山町鬼ヶ牙登山道において、亀山市消防山岳救助隊、亀山警察山岳警備隊、三重県警察航空隊、三重県防災航空隊により、山岳遭難事故を想

定した合同訓練を実施いたしました。平成25年度の亀山市消防山岳救助隊発足以降、初めて三重県警察航空隊の参画を得て、規模を拡大し実施したものであります。今後も、登山者への安全啓発を行うとともに、こうした訓練を通じて、災害対応力の強化を図ってまいります。

さらには、地域の安全・安心を確保するためには欠かせない消防団活動につきましては、先月22日、三重県消防学校で開催された三重県消防操法大会において、本市を代表して出場された亀山市消防団第4分団が、小型ポンプの部において見事に優勝されました。今後も、市民の安全・安心のため、より一層消防団活動に精励されますよう期待をしております。

次に、歴史的風致を生かしたまちづくりの推進のうち、関の山車会館整備事業につきましては、平成31年7月の開館に向けて鋭意進めているところでありますが、主屋である管理・展示棟の改修工事において追加補強による設計変更等が生じたことから、関係経費の予算補正について、本議会に提案いたしております。

次いで、歴史文化の継承・活用では、歴史博物館におきまして、来月2日まで、亀山市の1番を子供たちに伝え、郷土の魅力を調べて学ぶ亀博自由研究のひろば「亀山市の1番み一つけた。」を開催しております。また、来る10月開催予定の第31回企画展「明治150年 幕末明治そのときの亀山」の開催に向けて準備を進めており、今後もこうした企画展の開催により、本市の歴史や文化を学ぶ機会づくりに努めてまいります。

続きまして、健康で生きがいを持てる暮らしの充実について、ご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上につきましては、貧困の連鎖の防止に向け、現在、本市の子育て世代の現状を把握し、取り組むべき課題や施策の方向性を分析するため、子どもの貧困に関する実態調査を実施しております。学校や関係団体へのヒアリング調査や、年内に実施予定の市民アンケートの結果も踏まえ、貧困の実態把握や課題整理を行い、学習支援や養育相談の充実につなげてまいります。

次に、健康づくり・地域医療の充実では、胃潰瘍や胃がん等の疾病予防のため、市内の中学校3年生の希望者を対象としたピロリ菌検査の結果、陽性となった生徒に対し、除菌治療費として2万円を限度に助成してまいります。また、糖尿病性腎症の重症化予防等を目的に、国民健康保険加入者を対象として、糖尿病またはその疑いのある方への受診勧奨や保健指導を亀山医師会、医療センターと連携して実施してまいります。

一方、先月19日、20日には、千葉県松戸市において開催された第14回健康都市連合日本支部大会に食生活改善推進協議会の方々とともに参加いたしました。先進的な取り組みに触れるとともに、実際に活動に携わっているの方々とも交流を図っていただいたことは、今後の地域での活動にもつながるものと考えております。引き続き、先進的な事例を学びつつ、市民団体や地域の方々とも協働した取り組みを進め、健康づくりの推進を図ってまいります。

なお、健康づくり関センターにつきましては、近年、保健福祉サービスを総合保健福祉センターに集約して実施していることから、施設の稼働率が低くなっております。一方、こうした施設については、亀山市公共施設等総合管理計画において、他の施設との複合化・集約化を視野に入れた再編を行うこととしております。こうした中で、健康づくり関センターは、他の施設を利用することによりその設置目的を達成することができることから、本年度末をもって同センターを廃止するため、関係条例の廃止について本議会に提案いたしております。

一方、医療センターにつきましては、去る4月にステーション化した訪問看護事業の利用拡大に向けて取り組み、4月から6月までの3カ月間の実績は、利用者87人に対して、訪問回数は延べ335回となり、昨年度同時期と比較し、利用者数で19人、訪問回数で58回の増加となっております。

また、4床を増床し19床とした地域包括ケア病床は、おおむね満床となっており、料金を値下げした個室につきましても3室がほぼ満室となっております。今後につきましても、介護疲れ解消のための予定入院を取り入れるなど、医療サービスの充実を図るとともに、効率的な病床活用に努めてまいります。

次いで、スポーツの推進では、今月2日から6日にかけて、西野公園体育館を競技場として、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）ウエートリフティング競技大会が開催をされ、全国から総勢約400名の高校生選手が参加されました。大会運営には、亀山高等学校並びに亀山市スポーツ協会や市内事業所の皆さんなど、多くの方々にご協力をいただいたところであります。また、大会において、亀山高等学校3年の増田竜星選手が、94キロ級で全種目を制して見事に優勝をされましたことは、大変喜ばしく健闘をたたえるものであります。

続きまして、交通拠点性を生かした都市活力の向上について、ご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実のうち、現在、白木町及び小川町地内において建設が進められている株式会社豊田自動織機の試験施設につきましては、今月末に完成の予定であり、施設稼働に向けた諸準備が進められております。

一方、現在、本市への進出を具体的に検討いただいている企業もありますことから、引き続き、本年度に予定されている新名神高速道路県内本線の開通等、さらなる充実が見込まれる交通インフラやスマートインターチェンジ直結の市内産業団地といった本市の優位性を生かした誘致活動を展開してまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化につきましては、にぎわいのある商業地域の形成に向け、新たに創設した亀山市空き店舗等活用支援事業補助金の利用者を募集したところ、東町商店街の空き店舗を活用した出店希望者を含め3件の応募がありました。亀山商工会議所に設置された選定委員会による審査を経て推薦をいただき、補助金の交付を決定したところであります。今後も、亀山商工会議所と連携を図り、市内空き店舗の把握や活用促進により、まちの魅力向上に努めてまいります。

また、新たなビジネスの創出に向け、本年度も、来月2日から4週にわたり市内で創業を考えている方や創業間もない方を対象とした創業塾を開催いたします。なお、受講者には、亀山商工会議所や金融機関等との連携による創業支援ネットワーク「カメヤマ創業アシスト」により、必要な支援を継続的に行うことで、市内での創業を促進してまいります。

一方、市内特産品のPRとして、先月29日、特産品相互取扱協定を締結する大阪府泉佐野市で開催された全国物産フェア2018に出展するとともに、今月4日、5日には、災害時相互援協定を締結する青森県五所川原市で開催された立佞武多物産フェアへ出展し、本市特産品であるろうそくやお茶等の販売及びPRを行ってまいりました。

今後においても、交流自治体のイベントに積極的に参加し、本市の特産品等の発信を行ってまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、去る5月に菅内町地内の農業用排水路のブロック積みが崩壊したことから、次年度の作付に支障を来さぬよう当該施設を復旧するため、本議会に係る経費の予算補正を提案いたしております。また、先般、森林環境譲与税（仮称）を財源とした新たな森林管理システムの導入が盛り込まれた森林経営管理法が成立し、平成31年4月から施行されることとなりました。このシステムは、経営管理が行われていない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐ仕組みであり、本市といたしましても、鈴鹿森林組合や林業事業体と連携を図り、森林所有者への意識調査等、システムの着実な実施に努めてまいります。

次に、まちづくり観光の推進では、一般社団法人亀山市観光協会により、映画やドラマの舞台となるロケ地受け入れを一元的に担う仕組みとして亀山市フィルムコミッションの設立準備が進められております。本市の豊かな魅力を市内外に発信する新しい取り組みであり、市としても積極的な連携を図ってまいります。

また、来月1日から3カ月間、野村證券株式会社津支店の協力を得て、JR津駅前の同社の店頭ショーウィンドーを活用したシティプロモーションに取り組みます。「道に彩られたまち」をメインテーマに、1カ月ごとのサブテーマに沿ったディスプレイに加え、映像を活用した情報発信も取り入れ効果的に本市の魅力をPRすることで、観光誘客や認知度向上につなげてまいります。

続きまして、子育てと子どもの成長を支える環境の充実について、ご説明申し上げます。

まず、安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、子どもの福祉医療費助成事業につきましては、来月から市内医療機関における未就学児を対象とした医療費の窓口無料化を実施するため、関係機関との調整を終え、近日中に対象者へ受給資格証を送付してまいります。

また、放課後児童クラブの充実に向けて、昼生小学校区の放課後児童クラブにつきましては、施設の老朽化等により現施設での運営が困難なことから、平成31年4月に公設の放課後児童クラブを学校敷地内に設置するため、現在、工事を進めております。また、関小学校区の放課後児童クラブにつきましては、施設需要の増加により利用を希望する児童の受け入れが困難となっていることから、受け入れが可能な施設への移転を行います。このため、必要となる関係条例の改正について、本議会に提案いたしております。

一方、長期休暇子どもの居場所事業につきましては、本年度の夏休み期間中の利用者が既に昨年度の約3倍となるなど、多くの利用がなされており、引き続き、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

さらには、今月4日に開催された亀山市納涼大会におきまして、乳幼児を連れた保護者にも参加し楽しんでいただけるよう、授乳やおむつ交換の際に利用できる「赤ちゃん駅」を青少年研修センターに設置し、17組の親子にご利用いただきました。今後も、小さなお子さんがたくさん参加するイベントにおいて設置するなど、子育て中の保護者の方が安心して外出できる環境づくりに努めてまいります。

続きまして、市民力・地域力の活性化について、ご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、先月2日、自主的かつ主体的な取り組みを支援するための地域活性化支援事業補助金の交付に際し、公開プレゼンテーションによる選定委員会を開催したところであります。選定の結果、応募のあった全8地区の地域まちづくり協議会に補助金を順次交付しており、今後の活発な事業展開を

期待するところであります。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進では、協働事業提案制度において、3つの市民活動団体から事業提案がありましたことから、本年度の事業実施に向けて、協働コーディネーターを交え市民活動団体と協議を進めております。

また、移住交流の促進では、U・I・Jターン促進に向けた取り組みとして、地元での就職を考える若者等のメールマガジンへの登録を進めており、就職情報や市のイベント等の効果的な情報発信に努めてまいります。

続きまして、行政経営について、ご説明申し上げます。

まず、財産・情報の適正な管理・活用のうち、勤労文化会館及び放課後児童クラブの指定管理につきましても、平成31年度からの指定管理者の選定に当たり、本議会に債務負担行為の追加について予算補正を提案いたしております。

また、新庁舎の建設につきましても、基本構想の策定に当たり、庁内で検討を進めるとともに、策定支援業務委託を契約し、市民アンケートを実施したところであります。今後は、これらの結果を盛り込んだ中間案を10月をめどに取りまとめてまいります。

一方、平成29年度の行政評価につきましても、本年度に見直しを行った評価システムに基づき、前期基本計画に掲げる30の基本施策の推進状況や課題、今後の施策展開について、担当部長と意見交換を行ったところであります。こうした機会を通じて庁内の共通認識の醸成を図りつつ、前期基本計画の効率的・効果的な推進につなげてまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましても、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年5月21日から8月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約につきましても、契約実績はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

おはようございます。

平成30年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

報告の前に、さきの平成30年7月豪雨により亡くなられた方々に対しまして深く哀悼の意を表すとともに、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。痛ましい児童の事件・事故が相次ぐ中、文部科学省は、学校・通学路におけるブロック塀等の安全点検や熱中症事故防止に向けた万全の対策を講ずるよう全国の市町教育委員会に発信しています。さらに、本年5月の新潟県における児童殺害事件を受け、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において、通学路の登下校時における総合

的な防犯対策の強化が盛り込まれた登下校防犯プランが取りまとめられました。

また、本年6月には第3期教育振興基本計画が閣議決定され、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方が示されました。人生100年時代や超スマート社会の到来が見込まれる中、教育を通じて生涯にわたる一人一人の可能性とチャンスを最大化することを今後の教育施策の中心に据えるとし、2018年度から2022年度の5年間における教育政策の目標や進捗状況を把握するための指標、施策群が示されております。

次に、県の情勢であります。三重県いじめ防止条例を踏まえ、県内の事業所や団体に呼びかけ、三重県いじめ防止応援サポーターとして社会全体でいじめ防止の促進と機運を高めるとともに、11月のいじめ防止強化月間におけるいじめ防止フォーラムの開催や、来年1月末をめどに三重県いじめ防止基本方針の改訂が予定されているところでございます。

それでは、最初に学校教育関係について、ご説明申し上げます。

まず、この夏は過去に例を見ないほどの猛暑に見舞われ、児童・生徒の安全確保や健康保持につきましては、気象庁の高温注意情報や環境省の熱中症予防情報における暑さ指数を参考に、熱中症予防等について十分注意を払ってまいりました。幸い、命にかかわるような大きな事故はなく、有意義な夏休み生活を送れています。

次に、児童・生徒の通学路の安全確保につきましては、ブロック塀などの安全点検について、各学校のPTA等のご協力を得て、今月10日までに1次点検を終えました。この点検結果を受け、今後、関係部局と協議するとともに、危険箇所を精査の上、学校と情報共有し、児童・生徒の安全確保に向けた取り組みを進めてまいります。また、毎年実施しております交通安全にかかわる通学路の合同現場確認につきましては、今月上旬に実施したところであります。

次いで、教職員の働き方改革につきましては、総勤務時間縮減に向け、市内各小・中学校で進捗管理指標と目標値を設定し、その取り組みを進めているところでございますが、市全体としてさらに効果的な取り組みを進めるために、学校現場の声を反映した改善方策を取りまとめ、総合教育会議の場でも協議を行ったところであります。

次に、亀山市部活動ガイドラインにつきましては、国や県の部活動ガイドラインとの整合を図るために本年6月20日に一部を改訂し、より適切な活動時間や休養日の設定を示し、部活動指導の充実と教員の負担軽減を目指しているところでございます。

次いで、先月末に開催されました三重県中学校総合体育大会につきましては、鈴鹿地区大会で好成績をおさめた7団体と個人7名が県大会へ出場し、そのうち中部中学校女子剣道部が団体で、亀山中学校柔道部2年生男子が個人で東海大会への出場を果たしました。また、陸上競技におきましては、中部中学校が男子400メートルリレー、男子3年1,500メートル、男子走り幅跳び、男子2年100メートルで東海大会に出場し、男子3年1,500メートルにおいては優勝し、さらに全国大会へも出場いたしました。選手の健闘をたたえるとともに、今後も多くの生徒が活躍できるよう支援を行ってまいります。

また、本年度は、今月上旬に全国高等学校総合体育大会ウエトリフティング競技大会が本市で開催されましたが、市内中学生に競技への興味、関心を持ってもらうよう、亀山高等学校ウエトリフティング部生徒の実演等も含めた講演会を市内3中学校において開催したところであります。

次に、今月4日、5日、昨年引き続き、亀山市でNHK全国学校音楽コンクール三重県コンク

ールが開催され、本市から小学校3校、中学校2校が出場いたしました。どの学校も、これまでの練習の成果を十分に発揮し、元気な歌声をホールに響かせることができました。

次いで、道徳教育の推進につきましては、学習指導要領の改訂に伴い、今月8日開催の教育委員会第7回臨時会におきまして、平成31年度使用中学校教科用図書の採択を行ったところでございます。

今後も、道徳教育研修会等を通じて教職員の授業力向上を図りながら、考え、議論する道徳教育の醸成に努めてまいります。

また、いじめ問題への対応につきましては、亀山市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止や早期発見・対応に努めております。さらに、不登校及び不登校ぎみの児童・生徒に対しましては、本人並びにその保護者の思いに向き合い、適応指導教室と学校、子ども未来課との密接な連携と情報共有を通じて、その対策の充実を図っているところでございます。

次に、学力向上につきましては、今月、全国学力・学習状況調査の結果が公表されました。本市の状況は、小・中学校あわせて10教科中9教科が県の平均正答率を下回りましたが、中学校の1教科は県の平均正答率と並びました。また、中学校の全教科において県との平均正答率の差が縮まり、無回答率も下がるなど一定の成果が見られました。さらに、小学校における自己肯定感の高まりや話し合い活動の充実、中学校におけるボランティア活動への参加状況や粘り強く問題に取り組む姿に改善が見られます。現在、市内児童・生徒の学力の状況を分析し、課題となる領域が改善できるよう、組織的な授業改善の継続と教員の授業力向上に努めるとともに、国の事業である主体的・対話的で深い学びの推進事業を活用しながら、学力向上を図ってまいります。

また、英語教育の充実発展に向け、今年度新たに三重の英語教育改革加速事業を受け、モデル校を指定して小学校における英語指導法の研究開発や小・中連携の推進に向けた取り組みを始めます。なお、今月上旬、鈴鹿峠自然の家にて、今年度から初めての取り組みとなる「英語デイキャンプ in Kameyama」を開催したところ、市内の小学5・6年生から、予想を上回る42名の応募があり、ALTや亀山高等学校の生徒のボランティアスタッフの協力のもと、英語に楽しく親しむ1日となりました。

次いで、学習支援事業につきましては、受講者の拡大を図るため、事業の再周知に努めた結果、学習教室参加者が先月末現在で3中学校区合わせて30名となり、受講者がふえているところでございます。

続きまして、学校施設の整備関係について、ご説明申し上げます。

川崎小学校改築事業につきましては、順調に2期工事を進めており、来月末に中棟校舎が完成する予定であります。この中棟への引っ越しは10月を予定しており、現在、その準備を進めているところでございます。新校舎完成後は、旧校舎第3棟の解体、外構工事及びグラウンド改修工事を進めていきますが、今後も工事の安全管理を徹底するとともに、学校運営に配慮しつつ、来年3月の事業全体の完成に向け、鋭意取り組んでまいります。

次に、普通教室等空調機整備事業につきましては、亀山中学校及び中部中学校2校について、6月に機器の設置を終え、先月から冷房運転を開始しております。本年の大変厳しい暑さであった期間におきまして、空調機を使用することができたため、事業の効果を大きく得られたものと認識しております。なお、小学校については、来年度の工事に向け、その設計業務を進めているところで

ございます。また、亀山中学校の校舎内部改修工事など、夏休み期間に実施しております工事については、今月中に完成する予定であります。

一方、学校施設内におけるブロック塀につきましては、去る6月に実施しました点検の結果、亀山東小学校において、建築基準法の要件を満たさない塀が3カ所存在することが判明いたしました。うち1カ所については夏休み中に改修工事を実施し、緊急性を要しない2カ所については年内に改修を実施する予定であります。

続きまして、生涯学習関係について、ご説明申し上げます。

昨今の子供の安全を脅かす重大事件が発生している中、青少年総合支援センターで実施しております青色回転灯装着車による市内巡回につきましては、そのコースや巡回時間等の検証を進めているところでございます。より実効性の高い巡回を行い、子供が安心し、安全に暮らせる環境づくりを図ってまいります。

また、亀山っ子市民宣言の取り組みといたしまして関係諸団体や地域の方々のご協力を得て、本年もサマーキャンプやソフト・キックボール大会などの体験活動を重視した行事を夏休み期間に開催していただきました。

さらに、家庭教育の今後のあり方についての提言書につきまして、社会教育委員会においてご検討をいただいているところであります。

次に、地域で活躍できる人材の育成を目的とする地域人材キラリ育成事業につきましては、育成事業の方針やカリキュラム編成について協議する委員会を来月に開催するべく準備を行っているところでございます。

次いで、図書館関係につきましては、亀山市立図書館整備基本計画の実現に向けて、亀山駅周辺地区・2ブロック市街地再開発事業との調整を図りつつ、市民ワークショップなどを開催して広くご意見をいただきながら課題の整理を進めてまいります。また、図書館ボランティアの皆様のご協力をいただきながら、夏休み期間中に、読書感想文教室や手づくり絵本教室などのイベントを開催したところでございます。引き続き、子供を含む市民の皆様が本を身近に感じていただけるよう、読書環境づくりに努めてまいります。

最後に、教育功労者の表彰につきまして、本市の教育、学術及び文化の振興等に貢献していただきました方々に感謝の意を表するため、本年度、表彰制度を創設いたしました。現在、表彰候補者の選定を進めており、表彰式は10月に開催される教育懇談会に合わせて実施する予定でございます。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時49分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第52号から日程第25、報告第18号までの21件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第52号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正についてでございますが、現在、昼生小学校区には民設民営の放課後児童クラブが設置されていますが、施設の老朽化等により、現施設での運営が困難な状況にあることから、平成31年4月1日に公設民営の放課後児童クラブを設置するため、所要の改正を行うものでございます。

一方、関小学校区には公設民営の放課後児童クラブを設置していますが、施設需要の増加により利用を希望する児童の受け入れが困難となっていることから、受け入れが可能な施設へ平成31年4月1日に移転するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、市が新たに設置する放課後児童クラブの名称、位置及び定員を定め、関小学校区放課後児童クラブの位置及び定員を改めます。

2つ目といたしまして、新たに設置する放課後児童クラブの開所時間を定めます。

なお、施行日は平成31年4月1日とし、附則において、新たに設置する放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることといたします。

次に、議案第53号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、昭和50年度建設の住山住宅につきましては、耐用年数が超過し老朽化していることから、亀山市公営住宅等長寿命化計画において、用途廃止とする判定を行っております。

こうした中、昭和50年度建設の住山住宅のうち、既に入居者が退去した市道亀山市斎場線の整備に関連する住宅について用途を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、老朽化した昭和50年度建設の住山住宅について、入居者が退去した6戸の用途を廃止いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第54号亀山市健康づくり関センター条例の廃止についてでございますが、亀山市健康づくり関センターでは、市民の健康の保持と推進を図るため、母子保健や成人保健の相談窓口、各種検診・健康診査など、地域に密着した保健福祉サービスを実施してまいりました。

しかしながら、近年、これらの保健福祉サービスにつきましては、亀山市総合保健福祉センターに集約して実施していることから、亀山市健康づくり関センターの稼働率が低くなっております。

一方、平成29年3月に策定した亀山市公共施設等総合管理計画では、保健・福祉施設の管理に関する基本方針として、稼働率の低い施設については、休止または他施設への転用も含め、周辺施設との複合化や類似施設との集約化を視野に入れた施設の再編を行うこととしております。

こうした中で、亀山市健康づくり関センターは、休止または他施設への転用を行った場合であっても、他の施設を利用することによりその設置目的を達成することができることから、本年度末を

もって亀山市健康づくり関センターを廃止するため、本条例を廃止するものでございます。

なお、施行日は平成31年4月1日といたします。

続きまして、議案第55号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ8,367万円を追加し、補正後の予算総額を213億9,185万円といたしております。

最初に、債務負担行為補正として、放課後児童クラブ指定管理料ほか2事業について、債務負担行為の追加をいたしております。

続いて、歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

総務費につきましては、先月発生いたしました豪雨被害に対する支援事業として、代理収納しております岡山県高梁市への代理寄附金を計上するほか、市税の過年度還付金を増額いたしております。

次に、民生費につきましては、国民健康保険事業特別会計において確定しました過年度返還金の財源として一般会計繰入金を増額するほか、生活保護法の改正に伴いシステム修正に要する経費を計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、団体営かんがい排水事業として管内町地内の農業用排水路の改修に要する経費を計上し、商工費につきましては、小規模事業資金融資保証料補給金を増額いたしております。

次に、教育費につきましては、関の山車会館整備事業に係る事業費を増額するほか、国・県等の委託事業の採択に伴い、教育に係る調査研究など委託事業を行う経費を計上いたしております。

続いて、歳入の主な補正内容についてご説明申し上げます。

国庫支出金につきましては、生活保護適正実施支援事業費補助金を計上し、県支出金につきましては、団体営かんがい排水事業費補助金のほか、主体的・対話的で深い学びの推進事業委託金を計上いたしております。

次に、寄附金につきましては、ふるさと納税代理寄附金を計上し、繰越金につきましては、今回の補正財源としまして前年度繰越金を計上いたしております。

次に、議案第56号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ7,307万9,000円を追加し、補正後の予算総額を45億7,637万9,000円といたしております。

主な補正内容としましては、歳出につきましては、過年度療養給付費等負担金等の確定による返還金を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、補正財源として前年度繰越金を計上するとともに、返還金の財源に不足が生じますことから、その他一般会計繰入金を計上いたしております。

以上が、一般会計補正予算及び特別会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第57号平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額214億3,246万3,130円に対し、歳出総額は205億1,740万9,663円となることから、歳入歳出差引額は9億1,505万3,467円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源である2億3,795万7,856円を差し引いた実質収支額は、6億7,709万5,611円の黒字となっております。

また、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支額のうち3億4,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第58号平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額50億1,939万1,229円に対し、歳出総額は49億6,118万4,891円となることから、歳入歳出差引額は5,820万6,338円となっております。

このうち、収入不足に対する補填のための一般会計繰入金5,800万円を差し引いた収支額は、20万6,338円の黒字となっております。

次に、議案第59号平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額9億5,867万6,281円に対し、歳出総額9億5,565万7,986円となることから、歳入歳出差引額は301万8,295円の黒字となっております。

次に、議案第60号平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額4億6,692万4,802円に対し、歳出総額は4億5,090万9,750円となることから、歳入歳出差引額は1,601万5,052円の黒字となっております。

以上が、平成29年度の一般会計及び各特別会計の決算の状況でございます。

なお、詳細につきましては会計管理者から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第61号平成29年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入13億4,246万8,738円に対し、同支出は12億494万4,718円となることから、消費税を差し引いた当年度純利益は9,933万7,121円となり、その他未処分利益剰余金変動額3億1,174万1,998円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は4億1,107万9,119円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金の全額を、建設改良積立金への積み立て及び資本金に組み入れることといたします。

また、資本的収入1億6,936万3,340円に対し、同支出は7億6,133万694円となることから、収支差し引きで不足する額5億9,196万7,354円については、建設改良積立金などで補填いたしました。

次に、議案第62号平成29年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入7,995万8,790円に対し、同支出は5,307万9,384円となることから、消費税を差し引いた当年度純利益は2,687万9,406円となり、前年度繰越利益剰余金1,510万4,866円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は4,198万4,272円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金のうち3,000万円については、減債積立金及び建設改良積立金に積み立て、その残余を繰り越すものといたします。

また、資本的収入はなく、同支出は2,454万5,826円となっており、収支差し引きで不足する額2,454万5,826円については、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第63号平成29年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につい

てでございますが、収益的収入9億4,014万7,234円に対し、同支出は8億9,319万2,746円となることから、消費税を差し引いた当年度純利益は2,557万4,823円となり、その他未処分利益剰余金変動額3,552万4,940円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は6,109万9,763円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金は、全額を減債積立金への積み立て及び資本金に組み入れるものといたします。

また、資本的収入8億9,509万8,720円に対し、同支出は11億2,217万9,784円となることから、翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額1,590万円を除く収支差し引きで不足する額2億4,298万1,064円については、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第64号平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入15億4,502万4,580円に対し、同支出は16億6,474万8,176円となることから、消費税を差し引いた当年度純損失は1億1,643万9,085円となり、前年度繰越欠損金9億7,165万4,439円と合わせて、当年度未処理欠損金は10億8,809万3,524円となっております。

また、資本的収入1億3,079万6,912円に対し、同支出は2億3,472万2,074円となっていることから、収支差し引きで不足する額1億392万5,162円については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第11号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など附属書類をあわせて提出いたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第12号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものでございます。

平成29年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりませんので、指標なしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をあらわし、1.4%となっております。

さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し、充当可能財源等が上回るため、指標なしとなっております。このように、平成29年度決算に基づく健全化判断比率は、早期財政健全化及び財政再生の両基準に対して、十分に余裕を持った指標となっております。

次に、報告第13号から報告第17号までの資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率を報告するものでございます。

平成29年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合を示しており、各会計ともに資金不足が生じていないため、全て指数なしとなっております。

続きまして、報告第18号専決処分^の報告についてでございますが、亀山市亀田町地内において発生した庁用車両による人身事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成30年8月10日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成30年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

ただいま議会に提出いたしました補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第55号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず、補正予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 債務負担行為補正でございますが、平成31年度からの指定管理者の選定に当たりまして、放課後児童クラブ及び勤労文化会館に係る指定管理料を、また本年度完成を予定しております関の山車会館に係る警備保障業務など3事項について、平成31年度から平成35年度までの期間における債務負担行為の限度額を追加するものでございます。

続きまして、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をごらんいただきながら主なものについてご説明申し上げます。

13ページをごらんください。

第2款総務費の上段、地区コミュニティセンター等管理運営費130万円につきましては、大阪北部地震を受けて実施しましたブロック塀の調査により改修が必要と判断いたしました川崎地区及び城西地区コミュニティセンターについて、その改修に要する工事請負費を計上させていただきました。

次の自主防災組織育成事業100万円につきましては、新たに設立いたします新川合自治会の自主防災組織に支給いたします防災資機材に係る備品購入費等を計上いたしております。

次の平成30年7月豪雨支援事業500万円につきましては、被災自治体への復興支援のための寄附金を代理で受け取り、受け取った寄附金を被災自治体へ届ける事業でございます。被災自治体の業務の軽減を図るための支援事業でございます。当市は岡山県高梁市に対する寄附金を受け取っておりますことから、高梁市へ支払うための代理寄附金として予算計上させていただきました。

下段の市税還付金等、過年度税過納還付金3,000万円につきましては、法人市民税及び固定資産税の償却資産において、過年度の修正申告等による還付金が生じたことから、予算の不足分について増額計上させていただきました。

次に、15ページをごらんください。

第3款民生費の上段、国民健康保険事業、繰出金1,487万3,000円につきましては、国民

健康保険事業特別会計において、平成29年度国民健康保険療養給付費等負担金等の確定により返還金が生じたことから、その財源としてその他一般会計繰入金1,487万3,000円の繰り出しを行うため増額いたしました。

中段の生活保護事業の一般管理費450万円につきましては、生活保護法の改正に伴うシステム修正委託料を計上いたしております。

下段の第6款農林水産業費、団体営かんがい排水事業1,400万円につきましては、国の補助事業であります農業水路等長寿命化・防災減災事業として実施するものでございまして、管内町地内の農業用排水路において発生いたしました河床洗掘による排水路両側のブロック積みの崩壊箇所を改修するため経費を計上いたしました。

次に、17ページをごらんください。

上段の第7款商工費、一般事業、小規模事業資金融資保証料補給金400万円につきましては、平成30年度三重県小規模事業資金融資要綱が改正されたことにより、融資限度額が従来の1,500万円から2,500万円に引き上げられ、それに伴い保証料も増額となったことから、7月までの実績及び今後の見込みにより増額計上いたしております。

下段の第10款教育費、小学校の施設整備費100万円につきましては、調査結果に基づき亀山東小学校におけるプールシャワーのブロック塀の改修に要する工事請負費を計上させていただきました。

次に、19ページをごらんいただきたいと思います。

中段の関の山車会館整備事業686万9,000円につきましては、管理・展示棟改修工事において、想定よりも屋根基礎部分の破損が著しく、補強等が必要となったことなどから改修に係る工事費を増額し、また建築工事完了後の開館準備期間における警備システムの設置に要する経費を計上させていただきました。

下段の学力向上推進事業110万6,000円につきましては、市内小・中学校を対象とした主体的・対話的で深い学びの推進事業及び中部中学校区の小・中学校を対象とした英語教育改革加速事業が県委託事業として採択されたことから、また昨年度に引き続き亀山東小学校が国立教育政策研究所の教育課程研究指定校事業に指定されたことから、それぞれ委託事業に係る経費を計上させていただきました。

次に、21ページをごらんいただきたいと思います。

カリキュラム・マネジメント事業114万7,000円の減額につきましては、平成29、30年度の2カ年事業として採択されたものでございまして、本年度の委託事業費が確定いたしましたので、確定額に合わせて減額させていただきました。

続きまして、歳入の主なものについて説明申し上げます。

戻りまして、9ページをごらんいただきたいと思います。

上段の第14款国庫支出金の生活保護適正実施支援事業費補助金225万円につきましては、生活保護法の改正に伴うシステム改正の財源として補助率2分の1の補助金を計上いたしました。

次のカリキュラム・マネジメント事業委託金114万7,000円の減額につきましては、本年度の委託事業費が確定いたしましたことから、確定額に合わせて減額いたしております。

次に、中段の第15款県支出金の団体営かんがい排水事業費補助金700万円につきましては、

管内町地内の農業用排水路改修に係る補助率2分の1の補助金を計上いたしたところでございます。

下段の県委託金、主体的・対話的で深い学びの推進事業委託金50万4,000円、次の英語教育改革加速事業委託金34万円につきましては、市内小・中学校で実施する委託事業の財源として計上いたしております。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

上段の第17款寄附金、ふるさと納税代理寄附金500万円につきましては、平成30年7月豪雨支援事業として岡山県高梁市への代理寄附金を受け入れるために計上いたしたところでございます。

中段の第19款繰越金の前年度繰越金でございますが、今回の補正予算の財源として7,132万5,000円を計上いたしました。

下段の第20款諸収入の高速自動車道救急業務交付金215万4,000円の減額につきましては、高速自動車道における救急業務に対して、中日本高速道路から交付される交付金でございますが、平成30年度の交付金額が確定いたしましたことから、確定額に合わせて減額をするものでございます。

また、次の教育課程研究指定校事業委嘱金26万2,000円につきましては、亀山東小学校が実施する委嘱事業の財源として、国立教育政策研究所からの委嘱金を計上させていただきました。

続きまして、議案第56号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出でございますが、第6款諸支出金、その他償還金7,307万9,000円のうち、過年度精算返還金465万3,000円につきましては、平成29年度退職者療養給付費等交付金の確定による社会保険診療報酬支払基金への返還金を、また過年度負担金返還金6,842万6,000円につきましては、平成29年度療養給付費等負担金などの確定による国・県への返還金を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、29ページに戻っていただきまして、上段の第4款繰入金、その他一般会計繰入金1,487万3,000円につきましては、平成29年度療養給付費等負担金などの返還金の財源不足に対しまして、一般会計から繰り入れを行うものでございます。

次の第6款繰越金、前年度繰越金5,820万6,000円につきましては、今回の補正予算の財源として平成29年度からの繰越金の全額を計上いたしたところでございます。

以上で、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

副市長の補足説明は終わりました。

次に、平成29年度各会計決算について補足説明を求めます。

まず、会計管理者に平成29年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

渡邊会計管理者。

○会計管理者（渡邊知子君登壇）

それでは、議案第57号から議案第60号までの平成29年度亀山市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、歳入の主なものと、歳出は主要事業の中から主なものについて決算状況のご説明をさせていただきます。

お手元の冊子、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類の30、31ページ、一般会計歳入歳出決算事項別明細書をごらんください。

まず、一般会計歳入の主なものでございますが、第1款市税は、主に法人市民税の増収により、調定額111億1,793万4,602円に対しまして、収入済額は106億1,376万3,189円で、前年に比べ2億7,922万4,000円、2.7%の増額となっております。

不納欠損額は3,951万5,762円、収入未済額は4億6,465万5,651円で、調定額に対します収納率は95.4%でございます。

また、市税の主な税目の収納率は、市民税は94.6%、固定資産税は96.0%、軽自動車税は87.3%、都市計画税は96.0%でございます。

次に、34、35ページ上段をごらんください。

第10款地方交付税の収入済額は、17億5,050万4,000円でございます。

次に、40、41ページ下段をごらんください。

第14款国庫支出金の収入済額は22億479万1,199円で、主なものは43ページ上段、社会福祉費負担金の障がい者自立支援給付費負担金及び児童福祉費負担金の児童手当負担金でございます。

次に、46、47ページ下段、第15款県支出金の収入済額は11億220万6,063円で、主なものは、49ページの上段にございます社会福祉費負担金の障がい者自立支援給付費負担金などでございます。

次に、56、57ページ下段、第18款繰入金の収入済額は7億6,104万7,762円で、主なものは財政調整基金及び減債基金からの繰入金でございます。

次に、60、61ページ中ほどの第19款繰越金の収入済額は5億2,924万8,425円で、前年度繰越金でございます。

次に、66、67ページ、第21款市債の収入済額は19億9,300万円で、主なものとしたしまして、69ページ上段の臨時財政対策債を初め道路橋梁債の野村布気線整備事業債や亀山駅周辺整備事業債に伴います合併特例債、そして中ほどの小学校債の学校教育施設整備事業債などによるものでございます。

同ページ下段の歳入合計は、予算現額221億4,849万2,592円に対しまして、調定額は221億9,883万6,507円で、収入済額は214億3,246万3,130円でございます。

また、不納欠損額は4,139万1,322円、収入未済額は7億2,498万2,055円でございます。

続きまして、一般会計の歳出についてご説明させていただきます。

特に前年度と比較して増加した割合が高かったものは、教育費、災害復旧費、そして減少した割合が高いものは、衛生費、土木費、消防費などが主なものでございます。

まず、第2款総務費でございます。

93ページ上段をごらんください。

主なものは、地域まちづくり支援事業のうち、管理運営費は指定管理料など9,653万6,883円、また95ページ上段の地域まちづくり協議会支援事業、こちらは地域予算制度によります地域まちづくり交付金など2,464万3,311円、また97ページ下段、住民情報系システム事業で、こちら1億242万9,872円、また99ページ上段、内部情報系システム事業で4,264万1,534円は、主に保守委託料や機器使用料に要した経費でございます。

次に、第3款民生費でございますが、115ページ下段をごらんください。

繰出金のうち国民健康保険事業繰出金として3億4,357万9,109円、117ページ下段の自立支援事業は介護給付費などにより6億8,930万3,929円でございます。

そして、児童福祉費、135ページ上段ですが、民間保育所児童保護費のうち施設型給付・地域型保育事業は、6億536万1,955円で負担金が主なものでございます。

続きまして、第4款衛生費でございます。

147ページ上段をごらんください。

がん検診推進事業9,146万1,541円、163ページ上段の刈り草コンポスト化センター環境整備事業1億1,281万2,875円が主なものでございます。

次に、第6款農林水産業費でございますが、167ページ下段をごらんください。

有害鳥獣対策事業は1,885万222円で、獣害被害防止対策の補助金に要した経費が主なものでございます。

次に、第7款商工費でございますが、179ページ下段をごらんください。

地域生活交通再編事業は1億717万7,692円で、バス運行委託に要した経費が主なものでございます。

次に、第8款土木費でございますが、193ページ中ほどの合併特例事業をごらんください。

野村布気線整備事業におきまして、繰越明許費を含め2億8,236万1,520円で、工事請負費に要した経費が主なものでございます。

次に、第9款消防費でございますが、211ページ中ほどをごらんください。

防災基盤整備事業の車両整備費1億1,374万5,600円は、救助工作車1台などの購入費でございます。

続きまして、第10款教育費でございますが、219ページをごらんください。

中ほどの学校整備事業は、川崎小学校改築事業におきまして、通次繰越費を含め11億9,686万1,050円で、電気及び機械設備工事、建築工事に要した経費が主なものでございます。

251ページ上段をごらんください。

関の山車会館整備事業は5,662万1,960円で、伝承活動棟及び展示棟改修工事が主なものでございます。

また、253ページ下段をごらんください。

西野公園体育館空調設備整備事業は8,688万6,400円で、空調設備工事が主なものでございます。

次に、第11款公債費でございますが、264、265ページ中ほどをごらんください。

元金償還金が21億2,785万9,411円、利子償還金が1億603万4,265円でございます。

次に、第12款諸支出金でございますが、同ページ下段をごらんください。

財政調整基金ほか9基金への積立金で1億1,515万1,724円が主なものでございます。

次に、第14款災害復旧費でございますが、268、269ページ下段をごらんください。

現年発生単独災害復旧事業の農業用施設等災害復旧費は4,454万5,803円で、補助金が主なものでございます。

次に、270、271ページ下段をごらんください。

歳出合計は、予算現額221億4,849万2,592円に対しまして、支出済額は205億1,740万9,663円、継続費逡次繰越は5億4,159万902円、繰越明許費は3億9,689万954円、不用額は6億9,260万1,073円でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計です。

まず、歳入でございますが、274、275ページをごらんください。

第1款国民健康保険税の収入済額は8億8,515万1,999円、不納欠損額は7,068万9,975円、収入未済額は2億8,618万5,271円で、調定額に対します収納率は71.3%でございます。

276、277ページ中ほどの第3款国庫支出金の収入済額は、療養給付費等負担金など10億7,027万842円。

278、279ページ下段の第6款前期高齢者交付金の収入済額は13億8,390万6,045円。

第7款共同事業交付金の収入済額は10億2,390万6,524円で、280、281ページの第8款繰入金は一般会計繰入金で、3億4,357万9,109円でございます。

そして、282、283ページ下段の歳入合計をごらんください。

予算現額51億2,064万8,000円に対しまして、調定額は53億7,626万6,475円、収入済額は50億1,939万1,229円、不納欠損額は7,068万9,975円、収入未済額は2億8,618万5,271円でございます。

一方、歳出でございますが、286、287ページ中ほどをごらんください。

第2款保険給付費の支出済額は30億7,131万1,848円。

290、291ページ中ほどの第3款後期高齢者支援金等の支出済額は5億6,051万231円。

そして、292、293ページ下段の第7款共同事業拠出金の支出済額は9億6,196万510円でございます。

296、297ページ下段の歳出合計は、予算現額51億2,064万8,000円に対しまして、支出済額49億6,118万4,891円、不用額は1億5,946万3,109円でございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

300及び301ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料の収入済額は4億224万834円、不納欠損額は52万2,482円、収入未済額は330万2,647円で、調定額に対します収納率は98.8%でございます。

第3款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額5億3,972万2,968円でございます。

歳入合計は下段でございますとおり、予算現額9億5,737万4,000円に対しまして、調定額は9億6,250万1,410円、収入済額9億5,867万6,281円、不納欠損額52万2,482円、収入未済額は330万2,647円でございます。

一方、歳出でございますが、302、303ページ下段をごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めており、その支出済額は9億4,113万9,449円でございます。

歳出の合計は304、305ページ下段でございますとおり、予算現額9億5,737万4,000円に対しまして支出済額9億5,565万7,986円、不用額は171万6,014円でございます。

最後に、農業集落排水事業特別会計でございます。

308、309ページをごらんください。

歳入でございますが、第2款使用料及び手数料は、施設使用料などで収入済額が1億976万7,140円、不納欠損額1万3,100円、収入未済額123万66円で、調定額に対します収納率は98.9%でございます。

第3款県支出金の収入済額が1,252万5,000円でございます。

第5款繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で、収入済額は3億1,677万4,000円でございます。

歳入合計は下段でございますとおり、予算現額4億6,308万2,000円に対しまして、調定額4億6,837万7,968円、収入済額4億6,692万4,802円、不納欠損額1万3,100円、収入未済額は144万66円でございます。

一方、歳出でございますが、第1款事業費では、311ページ下段の処理施設維持管理事業に要した経費1億9,037万4,772円。313ページ、第2款公債費で元金償還金1億4,863万8,501円、利子償還金5,670万6,787円が主なものでございます。

歳出合計は下段でございますとおり、予算現額4億6,308万2,000円に対しまして、支出済額は4億5,090万9,750円、不用額は1,217万2,250円でございます。

また、316ページから319ページにかけましては、一般会計、各特別会計の実質収支に関する調書でございます。一般会計実質収支額6億7,709万5,611円のうち、地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金への繰入額は3億4,000万円でございます。

なお、322ページ以降の財産に関する調書、別冊の一般会計及び各特別会計決算資料についてはごらんおきいただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、平成29年度亀山市一般会計及び各特別会計の決算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

説明の途中ですが午後1時まで休憩します。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道部長に、平成29年度亀山市水道事業会計決算について、平成29年亀山市工業用水道事業会計決算について及び平成29年度亀山市公共下水道事業会計決算についての補足説明を求めます。

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

それでは、議案第61号平成29年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

平成29年度亀山市水道事業会計決算書の3ページ、4ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款水道事業収益の決算額は13億4,246万8,738円となり、その内訳は第1項営業収益11億8,340万3,755円で、その大半が給水収益でございます。

第2項営業外収益1億5,876万9,851円で、主なものは長期前受金戻入でございます。

一方、支出につきましては、第1款水道事業費用の決算額は12億494万4,718円となり、その内訳は第1項営業費用11億4,749万1,463円で、主なものは三重県企業庁への受水費、減価償却費、水道施設の維持管理に要した費用でございます。

第2項営業外費用5,726万6,212円で、主なものは企業債利息でございます。

次に、5ページ、6ページの資本的収入及び支出でございますが、収入、第1款資本的収入の決算額は1億6,936万3,340円となり、その内訳は第1項企業債9,280万円で、安楽川を横断する配水管布設に伴うものでございます。

第2項工事負担金6,818万7,940円で、主なものは公共下水道事業に伴う配水管移設工事負担金や舗装復旧に伴う一般会計からの工事負担金でございます。

第3項負担金837万5,400円で、主なものは消火栓設置に伴う一般会計からの負担金でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は7億6,133万694円となり、その内訳は第1項建設改良費5億8,758万5,994円で、16ページから18ページに記載の工事でございます。

第2項企業債償還金1億7,374万4,700円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億9,196万7,354円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,752万6,416円、当年度分損益勘定留保資金2億4,269万8,940円、減債積立金3,224万2,450円、建設改良積立金2億7,949万9,548円で補填しております。

これからご説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

7ページの平成29年度亀山市水道事業損益計算書でございますが、営業収支につきましては、1の営業収益10億9,625万5,270円で、2の営業費用11億671万6,509円となっており、1,046万1,239円の営業損失となっております。

経常収支につきましては、3の営業外収益1億5,871万2,921円で、4の営業外費用4,

901万6,641円で、9,923万5,041円の経常利益となります。これに特別利益、特別損失を加えますと、下から4段目、当年度純利益は9,933万7,121円でございます。

次に、8ページの下段、平成29年度亀山市水道事業剰余金処分計算書につきましては、未処分利益剰余金4億1,107万9,119円のうち、建設改良積立金に9,933万7,121円を積み立て、資本金に3億1,174万1,998円を組み入れるものでございます。

次に、9ページ、10ページの平成29年度亀山市水道事業貸借対照表でございますが、資産の部、1の固定資産のうち有形固定資産合計額は97億8,542万8,711円で、無形固定資産合計額は949万9,270円となっており、この増減明細につきましては、27ページ、28ページに記載しております。

2の流動資産は、現金・預金、未収金等で合計額は8億9,055万3,424円となっており、資産合計として106億8,548万1,405円でございます。

負債の部、3の固定負債は15億6,004万602円で、主に企業債でございます。

4の流動負債は4億8,663万8,284円で、主に来年度償還予定の企業債1億7,813万4,671円、工事請負費や三重県企業庁への受水費などの未払金2億6,175万2,454円でございます。企業債の明細につきましては、29ページから32ページに記載しております。

次に、5の繰延収益につきましては、長期前受金及び長期前受金収益化累計額の合計で、38億4,674万889円となっており、負債合計としまして58億9,341万9,775円となっております。

資本の部、6の資本金の合計額は42億8,024万8,650円となり、7の剰余金の合計額は5億1,181万2,980円となっております。

以上、負債資本合計として、106億8,548万1,405円でございます。

次に、23ページのキャッシュ・フロー計算書では、下から3段目のとおり、資金が1億5,195万6,097円減少し、期末残高は6億6,367万1,979円でございます。

以上が、議案第61号平成29年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第62号平成29年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

平成29年度亀山市工業用水道事業会計決算書の3ページ、4ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款工業用水道事業収益の決算額は7,995万8,790円となり、その内訳は第1項営業収益7,326万734円で、2つの事業所からの給水収益でございます。

第2項営業外収益669万8,056円で、主なものは長期前受金戻入でございます。

一方、支出につきましては、第1款工業用水道事業費用の決算額は5,307万9,384円となり、その内訳は第1項営業費用4,378万4,426円で、主なものは減価償却費、施設の維持管理に要した費用でございます。

第2項営業外費用929万4,958円で、主なものは企業債利息でございます。

次に、5ページ、6ページの資本的収入及び支出でございますが、まず収入の決算額はゼロでございます。

支出でございますが、決算額は2,454万5,826円で、企業債償還金でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,454万5,826円は、過年度分損益勘定留保資金2,117万7,359円で、当年度分損益勘定留保資金336万8,467円で補填しております。

これからご説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

7ページの平成29年度亀山市工業用水道事業損益計算書でございますが、営業収支につきましては、1の営業収益6,783万4,018円で、2の営業費用4,287万3,824円となっており、2,496万194円の営業利益となっております。

経常収支につきましては、3の営業外収益669万8,170円で、4の営業外費用477万8,958円となっており、2,687万9,406円の経常利益となり、下から4段目の当年度純利益は2,687万9,406円でございます。

次に、8ページ下段の平成29年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書につきましては、未処分利益剰余金4,198万4,272円のうち3,000万円につきましては、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に2,000万円を積み立て、残余を繰り越すものでございます。

次に、9ページ、10ページの平成29年度亀山市工業用水道事業貸借対照表につきましては、まず資産の部、1の固定資産の有形固定資産合計額は4億6,524万4,560円となっており、この増減明細につきましては、19ページ、20ページに記載しております。

2の流動資産は、現金・預金及び未収金等で、合計額は2億3,056万7,468円となっており、資産合計は6億9,581万2,028円でございます。

負債の部、3の固定負債は2億9,372万975円で、主に企業債でございます。

4の流動負債は2,810万4,566円で、主に来年度償還予定の企業債1,785万4,865円でございます。企業債の明細につきましては、19ページ、20ページに記載しております。

5の繰延収益につきましては、長期前受金及び長期前受金収益化累計額で1億6,560万3,787円となっており、負債合計としまして4億8,742万9,328円となっております。

資本の部、6の資本金1,639万8,428円、7の剰余金の合計額は1億9,198万4,272円となっております。

以上、負債資本合計は、6億9,581万2,028円となっております。

次に、17ページのキャッシュ・フロー計算書では、下から3段目のとおり、資金が2,648万745円増加し、期末残高は2億2,435万182円でございます。

以上が、議案第62号平成29年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第63号平成29年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

平成29年度亀山市公共下水道事業会計決算書の2ページ、3ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款下水道事業収益の決算額は9億4,014万7,234円となり、その内訳は第1項営業収益4億4,695万8,490円で、その大半が下水道使用料でございます。

第2項営業外収益4億9,318万8,744円で、主なものは一般会計からの負担金及び長期前受金戻入でございます。

一方、支出につきましては、第1款下水道事業費用の決算額は8億9,319万2,746円となり、その内訳は第1項営業費用7億5,106万6,237円で、主なものは減価償却費、流域下水道維持管理負担金及び管路の維持管理費に要した費用でございます。

第2項営業外費用1億4,212万6,509円で、主なものは企業債利息でございます。

次に、4ページ、5ページの資本的収入及び支出でございますが、収入、第1款資本的収入の決算額は8億9,509万8,720円となり、その内訳は第1項企業債4億2,540万円で、公共下水道事業債及び流域下水道事業債でございます。

第2項他会計負担金9,671万5,000円と、第3項他会計補助金3,340万円は、一般会計からの繰入金でございます。

第4項国庫補助金2億5,650万円で、社会資本整備総合交付金でございます。

第5項負担金及び分担金8,308万3,720円で、主に受益者負担金でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は11億2,217万9,784円となり、その内訳は第1項建設改良費7億5,806万8,130円で、主なものは37ページに記載の工事や設計業務委託でございます。

第2項企業債償還金3億6,411万1,654円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,298万1,064円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,137万9,665円、減債積立金3,552万4,940円、過年度分損益勘定留保資金1億8,607万6,459円で補填しております。

これから説明申し上げます損益計算書及び貸借対照表につきましては、消費税抜きで作成しております。

6ページの平成29年度亀山市公共下水道事業損益計算書でございますが、営業収支につきましては、1の営業収益4億1,387万9,260円で、2の営業費用は7億2,974万7,449円となっており、3億1,586万8,189円の営業損失となっております。

経常収支につきましては、3の営業外収益4億8,846万8,965円、4の営業外費用1億4,702万5,953円で、2,557万4,823円の経常利益となっており、下から4段目の当年度純利益は2,557万4,823円でございます。

次に、10ページ、平成29年度亀山市公共下水道事業剰余金処分計算書(案)につきましては、未処分利益剰余金6,109万9,763円のうち資本金に3,552万4,940円を組み入れ、減債積立金に2,557万4,823円を積み立てるものでございます。

次に、12ページから13ページの平成29年度亀山市公共下水道事業貸借対照表につきましては、まず資産の部、1の固定資産のうち、有形固定資産合計額は146億9,812万5,976円で、無形固定資産は14億7,722万3,244円となっており、この増減明細につきましては20ページ、21ページに記載しております。

2の流動資産は、現金預金及び未収金で、合計額は7億8,278万7,572円となっており、資産合計は169億9,395万4,382円でございます。

負債の部、3の固定負債は80億6,062万3,820円で、主に企業債でございます。

4の流動負債は6億2,369万4,167円で、主に来年度償還予定の企業債3億8,287万7,920円、工事請負費や流域下水道維持管理負担金などの未払金2億3,353万2,487円でございます。企業債の明細につきましては、22ページから29ページに記載しております。

5の繰延収益につきましては、長期前受金で78億6,455万7,952円となっており、負債合計は165億4,887万5,939円となっております。

資本の部、6の資本金の合計額は、出資金も含め3億7,518万810円となり、7の剰余金の合計は資本剰余金と14ページの利益剰余金の合計で6,989万7,633円となっております。

以上、負債資本合計169億9,395万4,382円となっております。

次に、15ページのキャッシュ・フロー計算書では、下から3段目のとおり資金が858万3,944円増加し、期末残高は6億8,584万585円でございます。

以上が議案第63号平成29年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

上下水道部長の補足説明は終わりました。

次に、地域医療部長に平成29年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

それでは、議案第64号平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

平成29年度亀山市病院事業会計決算書の1、2ページをごらんください。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入合計は医業収益と医業外収益を合わせた病院事業収益で15億4,502万4,580円でございます。

これに対し、支出合計は医業費用と医業外費用、特別損失を合わせた病院事業費用で16億6,474万8,176円で、差し引きしますと1億1,972万3,596円の不足となっております。この不足額は、平成28年度と比較して1億4,118万6,178円減少しております。

次に、3、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち、出資金、補助金、企業債、寄附金、長期貸付金返還金を合わせた収入合計は1億3,079万6,912円。

これに対し、建設改良費、企業債償還金、投資、基金費を合わせた支出合計は2億3,472万2,074円でございます。差し引き1億3,92万5,162円の不足は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、5ページの平成29年度亀山市病院事業損益計算書をごらんください。

ここからは法定書式によりまして、消費税抜きで記載しております。

まず、1の医業収益は13億603万4,414円で、これに対し2の医業費用が15億8,441万6,455円であり、差し引きしました医業収支は2億7,838万2,041円の医業損失となっております。

3の医業外収益は2億3,526万7,831円で、これに対し4の医業外費用が7,148万3,010円であり、差し引きしました医業外収支は1億6,378万4,821円の利益となっております。

ます。

これらの医業損失と医業外利益を差し引きいたしました1億1,459万7,220円が経常損失となり、そこに特別損失184万1,865円を算入いたしました平成29年度の純損失は1億1,643万9,085円となります。

次に、6ページの平成29年度亀山市病院事業剰余金計算書をごらんください。

表の資本金欄、自己資本金は政府債償還金元金の3分の2を補填いただく他会計出資金4,444万4,912円を加えまして、35億8,026万9,248円となっております。

剰余金欄、利益剰余金につきましては、当年度純損失1億1,643万9,085円の計上により、利益剰余金の当年度末残高がマイナス10億8,809万3,524円となり、資本合計は25億995万3,894円となっております。

下段の平成29年度亀山市病院事業欠損金処理計算書につきましては、当年度の処分額がありませんので、当年度末残高と処分後残高に変更はございません。

次に、7、8ページの平成29年度亀山市病院事業貸借対照表をごらんください。

まず、資産の部につきましては、1. 固定資産は有形固定資産と無形固定資産、投資を合わせて25億570万4,589円となっております。

2. 流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品で、合計6億2,744万1,965円となっております。資産合計は31億3,314万6,554円となっております。

次に、負債の部につきましては、3. 固定負債は企業債とリース債務及び引当金で、合計2億2,379万4,131円、4. 流動負債は企業債とリース債務、未払金、引当金等で、合計3億8,331万6,645円となっております。

5. 繰延収益につきましては、1,608万1,884円を計上しております。

以上、負債合計は6億2,319万2,660円となっております。

8ページ下段の資本の部につきましては、6. 資本金は自己資本金35億8,026万9,248円となっております。

7. 剰余金は、資本剰余金1,777万8,170円と欠損金10億8,809万3,524円で、資本の合計は25億995万3,894円となっております。負債資本の合計は31億3,314万6,554円となり、資産の合計額と合致しております。

以上、議案第64号平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定についての補足説明とさせていただきます。

なお、10ページ以降の附属書類もあわせてご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（西川憲行君）

地域医療部長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす25日から9月3日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西川憲行君)

ご異議なしと認めます。

あす25日から9月3日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は9月4日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 1時35分 散会)

平成30年9月5日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成30年9月5日（水）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第52号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第54号 亀山市健康づくり関センター条例の廃止について

議案第55号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第56号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第57号 平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 平成29年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第62号 平成29年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第63号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第64号 平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定について

報告第11号 決算に関する附属書類の提出について

報告第12号 健全化判断比率の報告について

報告第13号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第14号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第15号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第16号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第17号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第18号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番 今岡翔平君

2番 西川憲行君

3番 高島真君

4番 新秀隆君

5番	尾崎 邦洋 君	6番	中崎 孝彦 君
7番	福沢 美由紀 君	8番	森 美和子 君
9番	鈴木 達夫 君	10番	岡本 公秀 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	宮崎 勝郎 君
13番	前田 耕一 君	14番	中村 嘉孝 君
15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之 君	副市長	西口 昌利 君
総合政策部長	山本 伸治 君	生活文化部長	佐久間 利夫 君
健康福祉部長	井分 信次 君	産業建設部長	大澤 哲也 君
上下水道部長	宮崎 哲二 君	危機管理監	久野 友彦 君
総合政策部次長	落合 浩 君	生活文化部次長兼 関支所長	嶋村 明彦 君
健康福祉部次長	伊藤 早苗 君	産業建設部次長	亀渕 輝男 君
生活文化部参事	深水 隆司 君	産業建設部参事	服部 政徳 君
産業建設部参事	草川 保重 君	会計管理者	渡邊 知子 君
消防長兼消防部長	平松 敏幸 君	消防署長	豊田 邦敏 君
地域医療統括官	伊藤 誠一 君	地域医療部長	古田 秀樹 君
教育長	服部 裕 君	教育部長	草川 吉次 君
教育委員会事務局参事	亀山 隆 君	監査委員	渡部 満 君
監査委員事務局長	青木 正彦 君	選挙管理委員会 事務局長	松村 大 君

●事務局職員

事務局長	草川 博昭	書記	水越 いづみ
書記	高野 利人	書記	村主 健太郎

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（西川憲行君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご報告します。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意ください。

通告に従い、順次発言を許します。

14番 中村嘉孝議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

おはようございます。

新和会の中村でございます。

通告に従いまして、代表質疑をさせていただきます。

さて、私の任期もあとわずかとなったわけでございます。最後まで頑張りたいと、そのように考えております。

なお、市長初め執行部の皆様におかれましては、今後、亀山市発展のためになお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、質疑に入りたいと思います。

まず、議案第57号平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び報告第11号決算に関する附属書類の提出についてということで、まず1番目に決算の評価について、そのうちの総括についてでございます。

平成29年度は、第2次総合計画の前期基本計画のスタートの年として基本構想における将来都市像に向けた事業の推進を財政健全化による持続可能な財政運営に取り組んでこられたところでございます。事業の選択と集中による行政経営、また資源の再配分と歳入に見合った歳出の基本姿勢に立ち、予算編成をされたということでございました。平成29年度の予算執行に当たっては、いろいろハード事業やソフト事業を実施されたところでございます。

そこでお尋ねしたいと思いますが、平成29年度決算につきまして、全体を見てどういった評価をされているのか、まず市長にお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

14番 中村嘉孝議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成29年度の一般会計決算の評価でございますが、第2次総合計画前期基本計画のスタートの年として、基本構想における将来都市像の実現に向けた事業の積極的な推進と、財政の健全化による持続可能な行財政基盤の確立の両立を目指し、各取り組みを着実に推進したところでございます。

その施行結果といたしまして、亀山駅周辺整備事業や西野公園体育館の空調整備事業などのハード事業を進め、また地域まちづくり協議会支援のため創設した地域予算制度の活用や、市民の文化

力の向上を図るためやま文化年事業の開催などのソフト事業を実施いたしました。

一方で、国庫補助事業の採択によりまして事業費の追加がございました中学校の空調機整備事業や関の山車会館整備事業などにつきましては、事業進捗等によりやむを得ず次年度への繰り越しを行ったところではございますが、第2次総合計画前期基本計画における事業について、おおむね計画どおり進捗を図ることができたというふうに考えております。

一方、歳入におきましては、市税が前年度比で約2億8,000万円、地方交付税が約1億4,000万円増となるなど一般財源が増収となりまして、財源調整で取り崩しを行った財政調整基金残高は、前年度比で約5億円減の約35億円を確保しまして、市債残高は9年連続で減少となる162億8,000万円となりました。

また、平成29年度決算における財政指標につきまして、単年度収支は前年度の約6億4,000万の赤字から約3億5,000万円の黒字に転じ、財政調整基金の取り崩し等を反映した実質単年度収支は、赤字額が前年度の約14億1,000万円から約3億2,000万円に縮小するなど、前年度に比べ好転したことを示してございます。

そのほか、経常収支比率につきましても前年度より2.4ポイント低下した86.7%となり、目標とする85%に近づいてございまして、また公債費負担比率におきましては前年度より0.6ポイント低下した14.0%となっておりますことから、平成29年度決算におきましては、財政構造の硬直化は一部認められるものの、各種指標が好転したことなどによりまして、一定の財政の健全化が図られたものというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

財政構造の硬直化は若干認められるものの、一定の財政健全化を確保することができたということで、また市債残高も減ったと、そのように理解させていただきました。

次に、自主財源と依存財源についてでございます。

自主財源の確保というのは、財政運営上、大変重要であるという観点からお尋ねしたいと思えます。

今回、歳入決算額約214億円のうち自主財源は約130億円、依存財源は約84億円ということでございます。自主財源の歳入決算額に占める割合は60.7%であり、前年度に比較すると、金額で考えてみますと約2億円増加しておりますが、依存財源の歳入歳出額に占める割合は39.3%であるということ。とにかく自主財源の比率が年々低下しているのは問題があると、そのように考えます。

自主財源に依存する、自主財源またその依存財源、確かに流動的ではございますが、自主財源について、当市では62から63%前後で推移していると認識しております。とにかくこの自主財源の比率を上げることが重要ではございます。今の比率の状況を含め、こういったことにつきましてこういった見解をお持ちかお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

自主財源とは、市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料など、地方公共団体がみずからの権限で調達できる財源でありまして、依存財源とは、地方交付税や地方譲与税、国・県支出金などのように国や県の意思決定によって収入される財源でございます。

平成29年度決算におきましては、中村議員のおっしゃられたように、自主財源につきましては、前年度に比べて2億円の増となる約130億円、その比率は前年度より1.9ポイント低下した60.7%となり、また依存財源につきましては、前年度に比べ約8億円の増となる約84億円となっており、比率は前年度より1.9ポイント増の39%となったところでございます。

当市では、平成21年度以降、自主財源の中心である市税収入の落ち込みなどに伴い、歳入決算額に占める自主財源の割合が年々減少しているところではございますが、自主財源の比率60.7%という数字は、県下14市中2番目に高い比率であるということを確認しております。

今後におきましても、自主財源の額が行政活動の自主性と安定性を確保し得る尺度にもなるということでありまして、市税収入の確保はもとより、行財政改革を進めることによって引き続き自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

県下では水準が高いと、そういうことでございますが、自主財源、依存財源の増減理由は理解させていただきました。

確かに大規模事業の投資等などの要因によりましてその率が大きく変動することから、この比率により財政運営の安定性が損なわれるとは限りませんが、たしか平成21年には76.6%あったときもあったと覚えております。

今後は市長に頑張ってくださいまして、企業誘致等々、こういった比率を高めていただくようお願いするものでございます。

次に、亀山市の行政評価外部評価委員会による評価結果についてでございます。

この外部評価委員の制度は、平成20年度から設立されたと記憶しております。要綱では15人以内で組織すると思いますが、現在5人ほどで行っていると聞いておりますが、今の現状につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

亀山市行政評価外部評価委員会は、市の行政評価機能を補完し、かつ有効に機能させることを目的として設置しておりまして、市が実施した事務事業評価の結果について、外部の視点から検証をいただくものでございます。

委員につきましては、市政に関しすぐれた識見を有する者のうちから市長が委嘱することとしておりまして、第2次総合計画策定時の総合計画審議会委員のほか、行財政改革推進委員会委員などを含めた5名で構成しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

一応5名でということでございます。こういった外部評価の委員会でございますけど、15人以上というふうに決めている中、5人程度で十分機能を果たしているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

外部評価委員会要綱に規定しております委員定数は、中村議員おっしゃるように15名でございますが、総合計画審議会委員を初めとして、その他の各種委員会等の就任などにも柔軟に対応できるようにということで15人としているところでございます。

現在5人の委員でございますけれども、外部評価の目的や内容、会議の運用状況などから適切な委員数を確保しているものと認識しております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

5人で適切な人数と、そのように確認させていただきました。

評価結果の中で市税や普通交付税の減少が見込まれるなど、今後は財政不足による厳しい財政運営が予測されるとありまして、一層健全な財政運営に努めなさいと、こういった外部評価の意見に対しましてどんな見解を持ってみえるのかお尋ねします。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

亀山市行政評価外部評価委員会の平成29年度決算に係る外部評価の結果の内容のうち、決算概要につきましては以下のような評価をいただいております。

歳入における市税や普通交付税の減収が見込まれるなど、今後財源不足による厳しい財政状況が予測されていることから、一層健全な行財政運営に取り組む必要があり、そのためにも第2次総合計画の事業推進においては、引き続き財源の確保と実施可能な事業推進を図られるとともに、行政評価システムの適切な運用を行うことで効果的、効率的な行財政運営に努めていただきたいとの評価でございます。

今後も厳しい財政状況が見込まれますが、第2次総合計画前期実施計画の第1次実施計画の着実な推進に努めまして、また第2次行財政改革大綱後期実施計画の着実な実践によりまして、歳入の確保と歳出の削減に取り組みまして、施策や事業の選択と集中による財源の有効活用を図るなど、一層健全な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

民間企業の発想や経営手法などを可能な限り行政の分野に活用するNPM、ニュー・パブリック・マネジメントというのがございます。確かに亀山市のやってみえます行政評価システムがこれに当たると思います。

こういった外部評価委員会でも行政評価システムを徹底するということではなさいと、そういう意見もございました。今後はできる限り適切な運用を行っていただきたいと、そのように思います。

次に、長期財政見通しとの整合についてでございます。

こういった中、中・長期財政見通しにつきましては、財政運営におきまして一つの目安になると思います。長期財政見通しの財政収支試算の結果によりますと、歳入が約203億円、歳出が210億円ということです。それに対しまして今回の決算額は、歳入約214億円、歳出が205億円、財調への繰り入れは3億4,000万ということでございます。

こういった状況につきまして、その長期財政見通しとの差につきましてどのようなお考えがございませうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

平成30年2月に策定いたしました亀山市長期財政見通しにつきましては、あくまで予算ベースの見込みであります。したがって、決算額と比較しますと、前年度からの繰越事業費や不用額などを加えておりますので、歳入歳出決算とは基本的に差が生じるということをごまかす初めに申し上げます。

長期財政見通しと平成29年度決算の比較でございますけれども、歳入では臨時財政対策債を除いた市債発行額が約1億円の減となったこと、また一般財源であります市税収入、地方交付税が1億円の増となったこと、また前年度からの繰越事業の財源を3億7,000万円程度計上したことなどによりまして、歳入では約4億2,000万円の増となっております。

一方、歳出におきましては、扶助費等の増によりまして義務的経費が約3億8,000万円の増となったものの、投資的経費が約1億円の減、補助費等の減によりその他経費が約7億7,000万円の減となったことにより、約5億円の減となったものでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

差が生じた要因というのを理解させていただきました。

次に、2番の決算収支についてでございます。

実質収支と実質単年度収支についてということで、平成29年度の決算収支は、歳入決算額が214億3,246万円、歳出決算額が205億1,741万円で、実質収支は6億7,710万円の黒字ということ。しかしながら、実質単年度収支は、財調6億6,757万円取り崩したところから3億1,945万円の赤字となっている状況でございます。

当市の平成29年度の実質収支比率は5.2%で、昨年に比べまして2.7ポイント増加している状況でございます。実質収支比率はおおむね標準財政規模の3ないし5%程度が望ましいと言われておりますが、若干高いと思っておりますが、これにつきましてご見解をお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

実質収支比率についてご説明させていただきます。

実質収支比率とは、実質収支の標準財政規模に対する割合を示すものでありまして、本市の実質収支比率は、平成29年度は5.2%でありまして、昨年28年度は2.6%、27年度は7.5%となっております。これらを類似団体と比較しますと、平成28年度は類似団体は5.4%、亀山市は2.6%、27年度は類似団体が7.5%のところ、亀山市は同じく7.5%というふうになっておりまして、中村議員がおっしゃられますように3%から5%が望ましいとされてはおりますが、当市の比率5.2%は類似団体と比較しましても遜色ない比率であるとは認識しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

若干高いということと理解させていただきました。

実質単年度収支は約3億2,000万、昨年よりは赤字は少し減少したということで確認いたしました。

こういった実質収支比率は標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す数値でございますが、ところでこの平成29年度の標準財政規模は約129億円、及び経常一般財源比率97.3%ということとございました。こういった数値というのは妥当とお考えかどうか、その辺についてご見解をお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

経常一般財源比率と申しますのは、経常一般財源収入額の標準財政規模に対する割合でございます。

平成29年度決算では97%になっておりまして、前年度の93.9%よりも好転しております、おおむね良好な数字であると、そういう認識を持っております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

おおむね良好な数字と、そのように理解させていただきました。

次に、プライマリーバランス（基礎的財政収支）についてでございます。

平成29年度は、市債の借り入れが増加したことなどから、前年度より約7,000万の赤字となっております。

このプライマリーバランスというのは、政策的な支出を新たな借金に頼らず、その年度の税収等で賄われているかどうか、子供たちや孫たちの世代に負担を先送りしているかどうかと、そういった指標だと私なりに認識しております。

具体的には、地方債元利償還額、財調の基金及び減債基金及び減債基金の取り崩しを除いた歳入とのバランスを見るものだと、そのように理解しております。とにかくこのプライマリーバランスというのは大変重要であると、そのように思います。

現在、日本の政府もプライマリーバランスを2020年までに黒字化すると、絶えずそのような報道がございますが、先般もなかなかこの目標を達成できないような、そのような報道もございました。

このプライマリーバランスは単年度ごとの経営結果を示す指標でございます、当然大規模な投資があれば単年度収支は赤字になると。また、地方債発行や財調の繰り入れによりまして変動するわけでございます。しかしながら、このプライマリーバランスの均衡化を目指すことは大変重要であると、そのように認識しております。このことにつきまして、どういった見解をお持ちか伺いたしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

地方自治体におけますプライマリーバランスと申しますのは、地方債の元利償還金、財政調整基金及び減債基金への積立金を除いた歳出と繰越金、地方債発行額、財政調整基金及び減債基金の取り崩し額を除いた歳入のバランスを見るものでありまして、市債や財政調整基金からの繰り入れに頼らずに、その年度の税収等で資金が賄われているかを示す指標であります。

平成29年度の基礎的財政収支は、前年度の約1億3,000万円の黒字から約7,000万円の赤字に転じております。この主な要因といたしましては、歳入において市税や普通交付税などが増加する一方でありましたが、歳出に対する資金としましては、臨時財政対策債などの地方債を増加したことから、歳入総額に占める地方債発行額の割合が高くなったということで赤字に転じたものでございます。

このプライマリーバランスを均衡化させることは、後の世代の負担を増加させないことになることから大変重要なことであると認識しております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

プライマリーバランスの割合が高くなった要因ということも理解させていただきました。

このプライマリーバランスが均衡化するということが市債発行残高の増加をとめる条件になると思います。なぜなら、このプライマリーバランスの赤字が続いている限り、それを埋めるために、市債発行残高がふえざるを得ないと、そういうことでございます。

プライマリーバランスを黒字化しようとすることは、過去の借金を返しつつ、次世代の負担を軽減しようというものでございまして、この均衡をうまくしながら市民生活を保障していくことが、

現在求められております亀山市の行政の役目だと、そのように私なりに理解しております。

このプライマリーバランスが大変難しいと思いますが、これを黒字化する考え方、何か良策でもございましたら、お考えがありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

このプライマリーバランスと申しますのは、あくまで単年度の収支のバランスを見るものでありまして、その年度の事業規模等により変動いたしますし、また税金におきましては、一過的な新規投資などに左右される点も持っております、将来的な予測がしがたいというものでございます。

そのために、もう一つ財政指標にあります公債費負担比率というのがあります。公債費負担比率は、単年度ではなくて年度間での変動が少ないということから、将来の公債費負担を抑制するためにも、この公債費負担比率を注視しつつ、地方債の適正な発行に留意した上で、プライマリーバランスについては財政指標を総合的に検証しつつ、歳入の確保と歳出の削減を行いまして健全な財政運営を行っていく必要があると考えております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

良策といいますか、結局は歳入の確保と歳出の削減に尽きると、そのように理解させていただきました。

次に、財政分析指標についてでございます。

経常収支比率と財政力指数について、今回、経常収支比率は前年度89.1%に比べ2.4%減少し86.7%で、行政改革大綱に目指す85%を若干超えている状況でございます。なかなか目標値までは達しないということでございますが、確かにそんなにかげ離れている状況ではございませんが、財政力指数も0.931から0.911に下がっているのが現状でございます。経常収支比率も今後も上昇傾向にあると考えますが、つまりこの投資的経費や新規事業をする余力が徐々に減っていく状況にもございます。

そういった中、いろいろな大規模事業をしていかなきゃならない状況の中、大変難しい問題も多いと思いますが、こういった状況につきまして、またご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

経常収支比率と申しますのは、財政の弾力性を示す指標でありまして、その比率が高いほど臨時的経費、政策的経費に財源を投入する余裕に乏しく、財政構造の硬直化を示していることでもあります。

平成29年度決算における経常収支比率は、中村議員おっしゃるような86.7%でありまして、昨年度の89.1%から2.4ポイント改善しております。その要因といたしましては、経常的経費は物件費や繰出金などの増により増額となった一方で、経常的に収入された一般財源は、市税、普

通交付税、臨時財政対策債の増により増額となったことが要因でございます。

経常収支比率は、平成24年度には93.5%と高くございました。その後においては、年々改善しておりまして、財政構造の硬直化から弾力化への方向へ進んでおるものと考えております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

今のところ数値もそんなにかげ離れた状況じゃないと思っておりますが、こういった経常収支比率を85%以下に持っていくには、財源の確保と歳出の抑制が最大のポイントだと、そのようにも再度、先ほどからそういったご答弁もございましたし、現にそのとおりでと思います。この辺のところは大変難しいところだと思います。

しかしながら、亀山市も現在かなり大規模事業に取りかかっておられます。駅前周辺から学校、それから今後は庁舎の建設等々、かなりの大規模投資が必要だと、そのようになってくると思いますが、なかなかこういった経常収支比率を85%以下に持っていくというのは、そういったところからも今後難しいんじゃないかなろうかと、そのようにも理解するところでもございます。できるだけ85%以下に持っていくように少しでも、難しいとは思いますが努力をしていただきたいと、そのように思っております。

次に、公債費負担比率についてでございます。

この比率は前年度に比べますと0.6ポイント減少し、14%ということが望ましいと言われております。15%をやや下回っている状況でございます。14%ということで、この公債費負担比率が減少していく、確かにその借金を年々返しておりますので当然だと思っておりますが、主な要因というのはどういったことがあるのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

公債費負担比率と申しますのは、公債費に充当した一般財源の一般財源総額に占める割合を示すものであります。一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされております。

平成29年度の公債費負担比率は、前年度の14.6%より0.6ポイント改善いたしました14.0%となっており、引き続き警戒ラインは下回っているところでございます。その低下の改善の要因といたしましては、歳出の公債費が前年度と比較して約5,600万円増加してはおりますが、公債費に充当された一般財源が約1,500万円の増となった一方で、一般財源の総額が市税などの増収により約7億4,300万円増加したことによる、そのようなことで0.6ポイントの改善となったものでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

その0.6ポイント減少したと、そういうことでございます。

確かにその公債費負担比率は14%ということで望ましいと言われてはいますが、15%を下回っているわけですが、今としてはまあまあの数字かも知れませんが、今後さまざまなそういった大規模事業が控えておる中、その辺のところにつきまして、今後は見通しと申しますか、どんどんふえていくんじゃないかと、そのように思いますが、それにつきましてわかる範囲で結構ですので、この数字をずっと保っていければいいんですけど、なかなかそれも難しい話だと、そのように思いますが、ご見解ございましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

公債費負担比率の今後の見込みでございますが、平成24年度は約27億で、そのときはピークでございました。28年度では約21億円となっております。

また、今後は再び減少傾向となる見込みではございますが、公債費償還の財源である減債基金につきまして、平成29年度末で約3億5,000万円に減少しております。その減債基金が枯渇した場合は、公債費に充当する一般財源が増加しまして、また比率が上昇するという見込みも見込まれております。

このことから長期財政見通しにおきましては、減債基金の繰り入れについては、公債費負担の一般財源を約22億円に平準化するというを長期財政見通しで定めております。また一方で、起債の借入につきましては、交付税措置のある有利な起債を活用するなど、財政の健全化を示す指数に注意しつつ、目標であります15%以下を、今後の行財政運営を、それに向けて推進していきたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

今後、いろんな庁舎の建設等々、大規模事業が控えている中、今後は借金もかなりしていかなければ難しいような状況が続いていくと、そのように考えております。

次は、4番目の財務書類4表についてでございます。

まず1番目に、総務省による統一的基準による地方公会計の整備についてということでございます。

財務書類4表が本年度も決算の財政指標の添付資料として、財務書類4表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）等々を提出されたところでございます。年々資料としては充実しているんじゃないかと、そのようにも理解しております。

そういった中、総務省によりまして発生主義の考え方が示されまして、ここ三、四年の間でございますけど、平成29年度までに、この3年間で財務書類を整備しなさいと、そういったことでもございました。総務省からそういうお達しがあったというか、そういうことでもございました。これを受けまして、平成29年度の4表はこれまでとどのように変化したのか、具体的にわかりやすいように説明をお願いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

地方公会計の整備といたしまして、本市がこれまで作成してきました財務書類4表につきましては、平成18年度に総務省から示された総務省方式改訂モデルに基づいておりましたが、当モデルは既存の決算統計データを活用した簡便な作成方法であったため、公共施設マネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分に進んでいないといった課題がございました。

平成27年1月に固定資産税の固定資産台帳の整備と複式簿記への対応を前提とした統一的な基準が総務省から示されたことを受けまして、固定資産台帳を整備した上で、平成29年度決算に係る財務書類4表を作成いたしました。

その具体的な変更点といたしましては、決算統計データではなく固定資産台帳データを活用することにより、有形固定資産の内容を学校や庁舎等を初めとする事業用資産と道路等のインフラ資産に分別するなど、正確かつ詳細な情報に基づいた財務書類とした点でございます。

また、全ての地方公共団体が統一的な基準に基づき財務書類を作成することにより、他団体との比較が容易になるほか、その財政構造の特徴や課題等を客観的に分析することで、財政運営等への活用を充実させることができるものと考えております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

評価のルールを決めて、耐用年数に応じて定額法による減価償却を行い、簿価を算出したと、そういう形になると思うんですが、結局、先般からずっと聞いておるんですけど、この固定資産台帳の整備でございますけど、特に現時点で完全なものが既にできていると、そのように認識しておりますが、先ほど言いました、これは前回もちらっと聞いたんですけど、その定額法か定率法かどっちにするのかと、そのようにもお尋ねしたわけでございますけど、その辺のところはうまくできているのか、現状につきましてそういった簿価を算出したとか、そういうことですが、お尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

財務書類4表のもととなります固定資産台帳の整備についてでございますけれども、平成29年度末におきまして、平成27年度末時点における保有する資産について整理を行いまして、平成28年度4月1日時点の固定資産台帳を整備しました。これらの整備に当たりましては、過去に取得した固定資産の取得価格や供用開始日が不明なものもあったため、土地や建物、工作物など、それぞれに評価のルールを定めまして、そのルールにより定めた価格に対し、耐用年数に応じて定率法ではなくて定額法による減価償却を行い、簿価を算出したところでございます。その後、平成28年度、29年度の異動分も反映させた資産評価を行いまして、そのデータに基づいて財務書類4表の作成を行ったというものでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

たしかこれ、前回は同じような固定資産台帳につきましては確認させていただきまして、たしかそのときも定額法で行うということはある程度は確認はしておりましたんですけど、簿価をこれから算出していくと、そのようなことも前回はご答弁もございましたので、そのようにされたと、今のご答弁で理解させていただきました。

なかなか固定資産台帳、民間と違いますので耐用年数とか、当初の取得価格等々がなかなか決まっていないので、それを今からさかのぼって算出するというのは大変難しいことだと思います。時間もかかると思いますが、先ほどのご答弁の中できちっとしたものができたと、そのようなふうに理解させていただきました。

もう一点お尋ねしたいと思うんですけど、その固定資産台帳でございますけど、一応その台帳として置いてあるのか、それともそういった簿冊としてあるのか、それともそういった記録のみが残っているのか、その辺についてわかりましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

この固定資産台帳につきましては、おのおのの資産ごとの価格は算出しておりますが、個々の物件についての価格というのを今電算データで移行作業をやっておるといことでございますので、29年度末の個別のところまでは今できていないんですけども、それはいずれできるというものでございます。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

いずれできるということでございますが、固定資産台帳は一般企業にとりましては大変重要なものでございますので、今後きちっとしたものを作成していただきたいと、そのように思うところでございます。

次に、最後になりますが、決算重視によります今後の財政運営についてということでございます。

これからの自治体におきましては、予算と決算を比べますと決算重視の考え方が今後重要になってくると考えます。

今回の総務省からの固定資産台帳の整備もその一環だと、そのように理解しております。

確かにこの決算といいますのは、予算を執行したにすぎないと、妙味がないと言ったらそれまでではございます。確かにもう既に済んでしまったということでございますので、そうやってしまったらそれだけのものではございますけど、なかなか当初予算といいますのは、たび重なる補正等によりまして形が大きく変わるわけでございます。決算の場合は、財政の全体像を示しております、行政執行の妥当性について精査が十分可能であると、そのように私なりに理解しております。それだけ予算に限らず重要視されるべきものであると、そのように思います。

確かに年々決算は十分充実してきたと考えておりますが、以前から何度も聞いてある、私が質問もしていることでもございますが、これからの決算は決算なくして予算なしと、そういったスタンスが十分必要であるのではなかろうかと、そのようにも思います。

一般企業のように毎月バランスシートが出せるような状況も大変重要なことでもございます。欧米諸国の公会計は、ほとんどが複式だと、そのように聞いております。

当亀山市におきましても、年々一般企業の複式に方向性が近づいているとは思っておりますが、こういった決算重視の考え方が大事だと、そのように考えるところから、このことにつきましてどのようにお考えか伺いたします。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

平成29年度の決算につきましては、第2次総合計画の初年度として事業の着実な推進を図りつつ、限られた財源を有効に活用し、適切な執行に努めてまいりました。

その結果として、財政の健全化を示す指標となる経常収支比率や公債費負担比率について好転いたしまして、実質赤字比率などの健全化判断比率についても良好な比率となっております。

このような中、事業を実施したことでのどのような成果があったかというふうな検証が重要な要素でございます。新年度予算編成に当たりましては、個々の予算査定について、前年度予算額だけでなく決算額を十分に重視しまして、それをいかに次年度の予算編成や予算執行に反映していくかということが重要であると認識しております。

○議長（西川憲行君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

るお尋ねしたわけでございますけど、さまざまな数値に関しましては、それぞれ極端な数値ではないということで、ある程度安定した財政運営が行われているんじゃないかと、現在のところは思っておるわけでございますけど、今後さまざまな事業が展開されるわけでございますので、十分そのバランスを保ちながら財政運営を十分気を使っていただきましてやっていっていただきたいと、そのように要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

14番 中村嘉孝議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団を代表し、平成29年度の歳入歳出決算について、特に一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の3つの会計について質疑をいたします。

平成29年度は、安倍内閣が骨太の方針2015で、社会保障関係費の自然増について3年間に1.5兆円、つまり年間5,000億円に抑え込むという方針を出したその中間の年であります。この方針実現のため、毎年のように制度の改悪によって給付の削減や負担増が押しつけられてきました。この年度では1,400億円の削減でした。後期高齢者医療制度と低所得者への保険料の軽減措置の縮小や保険料の負担、また高齢者の医療費や介護利用料の自己負担限度額の引き上げなどが含まれております。2014年から順次実施されている70歳以上から74歳までの医療費の窓口負担の2割化、また高額療養費の拡大、これらが進められていることはご承知のとおりです。そんな中での地方財政であることを申し上げた上で、質疑に入りたいと思います。

まず、議案第57号平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

最初に決算の評価についてお伺いしようと思ったんですけども、先ほど中村議員のところで大体の総括としておっしゃっていただいたので、申しわけないんですけど、そこはちょっと割愛させていただいて進めさせていただこうかなあとと思います。

まず、その評価全体で1点だけお聞きしたいのは、財政力として少し下がったようなことがありましたけれども、今まで交付団体となってからも県内各市町の中では高いほうで誇っていたと思うんですけども、その状況は変わらないのかどうかというところら辺を1点お伺いしておきます。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

財政力指数は1を切ってはおりますが、県下14市中2位という上位の市であると、財政力指数から見るとより良好な状況であるということは変わっておりません。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

県下2位という状況は変わっていないということをお聞きしました。

そして、先ほども国の中で社会保障のところが削られているところもありますので、貧困と格差の拡大という観点で1点お聞きしたいと思います。

決算から読み解くには市税の滞納件数や額が1.7倍になっていることなどもそのあらわれではないかなと思うんですけども、指標の一つとなるのが生活保護世帯数と就学援助の受給者数ではないかと思います。

以前、服部議員が質疑をして明らかにしたことがあるんですけども、平成19年から28年度にかけて調べてもらって、いずれの数字もおおむね年々増加してきているという状況を確認したところです。

そこで、29年度はどうであったのか、そしてできれば30年度現在の状況について、それぞれの数字をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの生活保護世帯数でございますが、平成29年度末ということで決算の数字を申し上げますと179世帯、229名でございます。

なお、この8月末現在の近々の数字を申し上げますと、世帯数で166世帯、人数にいたしまして211名でございます。

○議長（西川憲行君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

平成29年度における就学援助費の受給者数でございますが、小学校につきましては191人、中学校は96人で、合計287人でございます。

また、平成30年度におきます9月1日現在の人数でございますが、小学校が207人、中学校が108人、合計315人となっております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

いずれの数字も28年度3月末現在で、生活保護世帯数が167でしたし、就学援助の受給者数は283でしたので、だんだんふえているというこの流れはもうとめられない状況があるのかなあと思うんですけれども、貧困と格差の拡大が進んでいるというこの1点について、市長のご見解を簡単にお伺いしたい、そうだよなということできちっと抑えていただいているかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

通告をいただいておりますが、市長の見解を問われましたので申し上げますが、平成29年度決算につきましては、今ご指摘のようなそういう環境変化、生活保護、あるいは就学援助等々の状況も踏まえて予算編成をさせていただいて執行させていただいたものでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

わかりにくいですけど、当然わかっているよというようなご見解なのかな、格差拡大が進んでいる中で決算であるということなんだろうと思います。そう解釈させていただきたいと思うんですけれどもね。

次にお聞きしたいのは、この予算や決算の評価の中で、性質別歳出の中で扶助費がどんどん上がっていくのが大変なんだということをよくおっしゃいます。そう言及されることが多いんですが、今回の決算ではそれについてはどのように評価をされているのか。今の数値も含めた形ではあるかと思うんですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

扶助費と申しますのは、生活保護法や児童福祉法等の法令に基づく支給や、市が単独で行う各種扶助のための経費でございます。年々増加しているということ、また今後も増加していく見込みであるということでございます。

扶助費の平成29年度の決算額につきましては約37億円で、決算構成比は18.1%となっております。障害者自立支援事業や経済対策臨時福祉給付金事業などの増により前年度と比較しまして約5,900万円の増となったものでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

扶助費は、おっしゃっていただいたように、社会保障全体にかかる費用なのだと思います。だから、市民の貧困や格差拡大がわかりやすいという意味では、私も生活保護であるとか、就学援助であるとかを例にとらせていただきましたけれども、本当に社会保障という意味では医療や年金も全部含まれてきますので、全体にかかってくるものであるし、市が単独で出すものばかりでもないの、国からのお金や県からのお金も含まれているというところの中でふえてきているというのは、亀山市だけに限らず全国的な傾向なんだろうと思います。

それは、やはり国が大分そこを締め上げてきている中で、どうしても市民生活が貧困に陥っていくという状況もあるかと思えます。そんな中で、どうしても市がしっかりとそこを手だてしていかなくてはならない状況もあるのではないかと思います。

肝心なのは、どんどん扶助費がふえていくから削らなくちゃいけないという立場にあるのか、扶助費がふえる状況にあるからそこを手だてしなくてはいけないというところなのかということだと思いますけれども、そのご見解についてどうでしょうか。総務省の出している扶助費の平均構成比率を見ましても、まだ今のところそう高いものではないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

扶助費は年々増加していく見込みでございますけれども、現在市では単独で出しておる扶助費もございますので、他市の状況とか、国の状況とかも含めて手だてしていかなければならないと思っております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

もう一点、亀山市の性質別歳出の特徴として、物件費の比率が高いというのが私はすごい気になっているんですけれども、他市比較、いろんなところを見ましても、人件費よりも物件費の比率が高いというのは特徴的なのかなあという、4年前に調べたときもそういうことを感じました。

その要因についてどのように思われているのか、また評価についてもご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

物件費と申しますのは、需用費や旅費、賃金など、支出の効果が短期間で終わる消費的性格を持った経費でございます。

物件費の決算構成比につきましては、議員おっしゃられたように19.3%でございます、人件費が19.0%、扶助費が18.1%と並んで物件費の構成比率は大きなものでございます。

亀山市の特徴といたしましては、消防や廃棄物処理などの業務を広域ではなくて市単独でやっておるということが、全体的に物件費が高いという要因になっておると認識しております。

また、29年度決算におきましては、行政事務のシステムの管理費や川崎小学校の改築事業に伴います備品の購入費の増などによりまして、前年度に比較しましても増加しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

総務省の決算カードの状況の説明にも、それは毎年書かれている理由ですね。物件費が亀山市が高いのは、消防や廃棄物などを広域でやっていないからだということが毎回書かれているなあと私も気にはなっていたんですが、類似団体として三重県で唯一の伊賀市も単独でやっていますけれども、そこはそんなに高くないということなんですね。物件費が人件費よりも高い、人件費よりも高い比率で逆転しているような感じというのがすごく、町なんかでは結構あったりするところがありますけれども、全国全体で見ていると、やはり人件費よりも割合としては少ないところが多いんじゃないかなあと思うんです。ごみや消防以外にも物件費を上げる比率が、今回については川崎小学校がありましたけれども、今までずっとそうですので、ぜひまた細かいことについては委員会でも聞いていきたいなと思います。

次の質問に移りたいと思います。

中期財政見通しなどで、これから税収がどんどん下がっていくということをお聞きしていたんですけれども、今回29年度税収が少し上がって収納率も上がったところです。これについてはどのように評価をされているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、平成29年度の市税における調定額と収入額につきましては、平成26年度以降減少傾向でありましたが、平成29年度決算につきましては、わずかではございますが増加いたしております。これは調定額で111億1,793万円に対し、収入済額106億1,376万円、収納率95.43%ということで、前年度収入済額より2.7%、額にいたしまして2億7,922万円の増収となったところでございます。

これをどう評価しておるかということですが、先ほども申しあげましたように、26年度以降減収傾向にあり、このわずかな増加につきましては、法人市民税が増加したことが大きな要因であると、そのように分析をしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

どこかの説明では高齢者も生活が大変、年金がどんどん遠くへ行きますんで、高齢者も働くようになって高齢者も納税していくということもあるけれども、その影響はわずかであって、法人市民税だということをお聞きしたところです。

29年度では、特にクレジットによる納税が可能になったところですけども、その実績についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

クレジットの収納実績でございますが、個人市県民税で80件、約480万円、固定資産税、都市計画税で193件、約1,153万円、軽自動車税で120件、約84万円で、合計合わせまして393件、約1,717万円の納付がなされたところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

この実績が見込みと比べてどうなのかということもお聞きしたいんですけども、1点、クレジットというのは、今度国保でも聞きますけれども、一旦市には入りますけど、クレジット会社と本人との間で、もし払えないとかいろんなことがあったときの相談が、今まで直接来ていただいたようにはできていきませんよね、そこで負債があっても、直接市民がそのクレジットの負債について相談することができない、分納することもできないという状況がありますので、市民の利便性として進めていくという方法も、その視点もありながら、そういうことのないようにということも含めて周知をしていくべきものかなと思います、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず1点目にお尋ねのクレジット収納に、29年度決算の見込みがどうだったのかというご質問でございますが、今、申し上げた件数393件で、合計1,717万円というのは、全体の利用率からいたしまして0.56%ということですが、私ども初年度ということでもございますが、これについてはもっと伸ばしていかななくてはならないと、まずそんな認識を持っておるところでございます。

それと、クレジット収納のデメリットの部分もご指摘をいただいたところでございますが、私どもといたしましては手納付以外に、例えば口座振替でありますとかコンビニ収納、加えて利便性の向上を図る上でクレジット収納というのを昨年度から導入させていただいたわけでございますが、

こうした収納環境をさらによくしていくことによって利便性を向上させて収納率の向上を進めていくという観点では、このクレジット収納にいたしても重要な要素と、そのような認識を持っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

そうでしたね。口座振替もかなり多く伸ばしていただいたところも書き込みがありましたね。そこも含めて利便性という意味では大事なことかなあとは思いますが。

ただ、滞納整理として以前から三重県の地方税の回収機構でしたか、そこに職員を派遣しておりましたけれども、29年度については、何か1課、2課と分けてあってそれぞれ派遣して、特に2課の実績が上がっているというようなことが書かれてあったわけですが、どのような特徴的な取り組みがあったのか、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず議員ご指摘のとおり、平成29年度からは未納の本税が50万円未満の少額事案について、これについても三重地方税管理回収機構、今までは徴収1課というところだったんですけども、今回この少額の本税50万円未満について、徴収2課というところに職員研修をかねて職員1名を派遣して、滞納整理のノウハウやスキルの習得と徴収力の強化に取り組んだところございまして、議員ご指摘のように、この徴収2課のほうで3,500万円ほどの収納がございまして、収納率の向上につながったと、そのように分析をしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

その2課のところの実績が随分上がっているのので、この30年度についても2課に派遣しているというようなことなんですけれども、その50万円という状況が、払いたくても払えない困難事例に特化したものなのかどうなのかとか、細かいことについては予算決算委員会の中で伺いしていきたいと思っております。

次に、議案第58号の平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算の認定についてお伺いしたいと思います。

いつも基金も積めないような薄氷を踏むような決算なわけなんですけど、今回の決算の評価についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

平成29年度の国民健康保険事業特別会計につきましては、まず歳入決算額でございますが、50億1,939万1,000円で、前年度比0.49%の減でございます。

一方、歳出決算額でございますが、49億6,118万5,000円で、前年度1.54%の減と

なっておりますので、歳入歳出差し引き額といたしましては5,820万6,000円の黒字決算でございます。

ただ、昨年度は赤字決算が見込まれましたことから、一般会計から5,800万円の法定外繰り入れをしていただきましたので、それを差し引きますと20万6,000円になります。さらにそこから前年度繰越金の510万円を差し引きますと489万4,000円の赤字となりますので、依然として非常に厳しい財政状況であると認識しております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

その厳しい財政状況の要因をまず伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

要因としましてはいろいろあると思うんですが、一番大きいのは、近年被保険者数が減少してきておまして、国民健康保険の予算というのは、歳出となる医療需要に見合った収入を確保するというのが原則となりますので、なかなかその歳出に見合った収入、つまり保険税ですけど、その辺がちよっと回収というか、収入が少なくなってきたというのが実情でございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

被保険者数が減っていることは資料にありましたけれども、その減り方が想定よりもかなり多く減って、それで保険料の見込みがそう多くなかったという意味ですか。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

29年度の例で申し上げますと、例えば保険給付費の前年度からの減少割合がマイナス2.23%に対しまして、保険税の減少割合がマイナス6.26%とさらに大きく減少しております。この傾向は28年度の決算でも同様でございますので、歳出に見合った歳入の確保が難しくなってきたという状況でございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

税率は決まっていますので、急にどんどん減っていくからといって追いついていかないこともあるんでしょうけれども、この29年度も大変な決算であったということを確認いたしました。

そうでありながら、一応新たな収納対策ということを取り組んでいただいて、弁護士さんを雇用したり、こちらもクレジット決済ということなんですけど、その実績、内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

29年度の収納の状況でございます。

平成29年度の収納状況は、28年度と比較いたしますと、保険税収入といたしまして5,912万7,000円の減となっておりますが、収納率は現年分が93.96%、滞納分が15.97%で、全体としては71.25%、前年度と比較いたしますと、滞納分では1.77ポイント減少しましたものの、現年分では0.31ポイント増加して、全体でも2.68ポイントの上昇となっております。

○議長（西川憲行君）

弁護士とクレジットの新たな収納対策の効果についての答弁をお願いします。

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

失礼しました。平成29年度から弁護士に収納支援業務を委任する業務を新たに始めたところがございます。対象といたしましては、滞納額は高額でありながら、市から催告を行っても納付が履行されないとか、たとえ納付されても十分な額の納付が見込めない困難な案件につきまして、弁護士と協議しながら滞納者との納税折衝を進めるとともに、多重債務等で納税が困難な場合には弁護士による相談にもつなげておるところでございます。

29年度の実績といたしましては、19件の案件を弁護士に委任しまして、収納額は315万6,064円でございます。

また、先ほど申しました相談の関係を申し上げますと、収納以外にも生活再建につながる多重債務等の相談も3件行っておりまして、高額な滞納により納付困難と見られる案件につきまして、私どもとして今後の対応を判断する一助にもなっております。

また、クレジット収納につきましては、29年度の実績といたしましては合計66件、153万200円の収納がありまして、納税者の利便性の向上に寄与できたものと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

弁護士さんを収納でということ、弁護士さんが取り立てるのかなということを心配していましたが、相談もしていくということを予算のときでも言っていただきましたけど、実際、多重債務などの相談にも乗っていただいたということを聞かせていただきました。

クレジットについては66件ということで、これもこれから続けていくんだと思いますが、先ほど一般会計のところでも申し上げたように、本当に市民のそこでクレジット債務で大変なことになるようにだけは、周知をした上で進めていただきたいなと思います。

次の質疑に移りますけれども、医療費の見込みについてお伺いしたいと思います。

今回、そんなに医療費が見込みよりかかっていないなという印象なんですけれども、医療費の見込みについての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

平成29年度の保険給付費につきましては30億7,131万2,000円で行いました。これは前年度より減っておるわけなんです、この理由といたしましては、先ほど申しましたとおり被保険者数の減少が大きいところではございますが、そのほかにも特定健康診査とか、特定保健指導、そして脳ドック、一日人間ドック等の保健事業の実施、またジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費適正化の効果もあったものと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、医療費の見込みとしてはちょっと思ったよりも少なかったのは、その被保険者数が減ったからという影響があるのであって、特に見込み過ぎたということでもない、適正な見込みだったというお考えでしょうか。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

平成29年度の当初予算では、前年度に比べて1.5%の32億6,619万2,000円を見込んでおりましたが、先ほど申し上げましたとおり決算額といたしましては30億7,131万2,000円ということで、見込みより1億9,488万円少なくなったということでございます。

この辺につきましては、なかなか医療費というのは難しいところもございまして、国保の原則、先ほど申し上げましたとおり医療費分を確保するのが第一でございますので、その辺いろいろ要素はあると思うんですが、見込みが若干ちょっと少なくなったということでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

また詳しくは予算決算委員会で聞いていきたいと思っております。

次に、議案第59号平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお伺いします。

この収納率について、まず決算の概要と収納率についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

後期高齢者医療の収納率でございます。

平成29年度ですが、調定額が4億606万6,000円で、収入済額が4億224万1,000円、収納率は現年賦課分が99.42%、滞納繰り越し分が29.67%で、全体としては98.82%で行いました。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

後期高齢者医療制度の保険料は年金から引かれますので、もうほとんど100%に近い優秀な収納率を誇っているところだと思うんですけども、ここに来て率にしたら本当にわずかなんですけども、収納率が下がったということについては、次に聞いていきたいんですけども、例えば保険料の軽減措置の改正、これはまだ29年度は半ばですけども、これからまた30年度に向けて軽減していたものがどんどんもとに戻っていくとか、高くなっていく、倍になっていく人もおるといような状況の中で、こういう影響があるのではないかなあと思うんですけども、これはどうですか。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず最初に、昨年度から始まりました保険料軽減措置の改正の内容も少し述べさせていただきます。

平成29年度からの保険料軽減措置の改正につきましては、後期高齢者医療制度の発足時の激変緩和措置として実施されてまいりました軽減措置につきまして、制度の持続性を高めるため、また世代間、世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から段階的に見直されるものでございます。

そのうち29年度における改正内容といたしましては、まず保険料算定所得が58万円以下の被保険者に対する所得割額の軽減措置が、これまでの5割軽減から2割軽減に縮小されました。

また、後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険の被扶養者であった被保険者につきましては、それまで均等割額が9割軽減であったものが7割軽減に改正されたものでございます。

その影響があったのかどうかということですが、一応私どものほうで滞納されている方個々に確認してみましたんですが、軽減措置縮小による影響の滞納は見られなかったところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

あなたは軽減措置で高くなったから払えないんですかというようなことをお聞きにならないと思いますけれども、一応そういうふうには考えていないということを確認しました。

また、パーセンテージにするとわずかですけども、人数にするとまたすごいかなりの影響だと思えますので、またこれも予算決算委員会で聞いていきたいと思えます。

最後に個別質疑としまして、議案第52号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正についてお聞きしたいと思います。

この改正内容について簡単にご説明を願いたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

改正内容でございますが、現在、昼生小学校区には民設民営の放課後児童クラブが設置されておりますが、施設の老朽化等により現施設での運営が困難な状況にありますことから、平成31年4

月1日に公設民営の放課後児童クラブを設置することに向けまして、その名称、位置、定員、開所時間等を定めるものでございます。

また、関小学校区につきましては公設民営の放課後児童クラブの設置をしておりますが、利用希望者の増員により現施設での児童の受け入れが困難となっておりますことから、受け入れが可能な施設へ平成31年4月1日に移転するため、関小学校区放課後児童クラブの位置及び定員の改正を行おうとするものでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

関の学童保育とこの昼生の学童保育とそれぞれ改正内容が違うわけなんですけれども、関については、公設民営と民設民営が一緒になって公設民営になるということなんです。

昼生小学校区については、民設民営が公設民営ということで今回の改正で定められたということなんですけれども、この改正によって、例えば預けておられる親御さんであるとか、子供さんにとどのような影響があるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

放課後児童クラブは、公設、民設にかかわらず小学校に就学している子供であって、労働等により保護者が昼間家庭にいない子供の放課後等の居場所を提供し、健全育成を行うこととなっております。

また、いずれも放課後児童クラブとしての設置及び運営の基準を満たして運営がなされていることから、運営が民設民営から公設民営の放課後児童クラブになりましても、今回昼生小学校区さんは場所が学校の敷地内に変更となりますが、開所時間等含め利用する方にとって変わるものではないです。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

それでは、管理者の側から聞きたいんですけれども、運営委員会を立ち上げて、お父さん、お母さんや地元の方で管理を今までしてこられた中で、運営をしてこられた中で、今度は指定管理者ということになっていく、特に昼生小学校なんか初めての体験なわけなんですけれども、ここにとってはどう変わっていくのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

民設民営の場合、事業内容に応じて補助金を交付して放課後児童クラブの運営を行っていただいております。

一方、公設民営の場合は、指定管理者さんが放課後児童クラブの運営を行うこととなります。その場合、5年間の指定管理期間におきまして協定書に基づいた運営を行いつつ、市が行う監査や事

業評価としてのモニタリングの対象ともなってくるところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

その5年間ごとにどうなるかわからないというところが不安で、私たちは学童保育と指定管理者制度というのはなじまないんじゃないかということをやうつとやってきたんですけど、総務委員会、議会からもご提言を申し上げて、これから検討もされるということですので検討していただきたいんですけども、国でもトップランナー方式を見直そうということで、その見直すものの中に児童センターなどの施設も入っていたかと思えます。

その理由としては、やはり子供たちの支援をしていく大事な施設であって、小学校や地域との連携をずっととっていかなくちゃいけないという継続性のところが上げられていたと思うんですけど、とりあえずは今すぐには変わらないと思いますけれども、この5年間で非公募ということで伺わせていただいてよろしいですか。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

指定の期間としましては5年間、そして非公募でということを考えております。

この後、条例を議会でお認めいただいた後、選定委員会等で指定管理者の選定をしてまいりたいと考えているところです。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

支援員さんもこれから研修を受けるようになって、支援員と言うんですかね、今まで指導員と言っていたんですけど、その積み上げがとっても大事で、子供たちにそれをしていくことが大事だし、地域とのつながりでも継続性が物すごく大事になってきますので、ぜひともそこを含めて検討していただきたいなということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時46分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。代表質疑をさせていただきますので、よろしく願いをした

いと思います。

まず、議案第57号平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いをしたいと思います。

通告にあります第2次総合計画スタートの年の決算をどのように評価しているのかについてお伺いをしたいと思います。午前中に中村議員が聞いていただきました。私のほうからは、当初予算のほうで、執行部のほうからこのような主な事業の取り組みをカラーで私たちに提出をしていただいておりますので、これが29年度の目玉事業だなという思いの中で29年度がスタートしたというふうに認識をしておりますので、この事業成果も含めた評価についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成29年度は、第2次総合計面前期基本計画の初年度として瞬発の年と位置づけ、施策の推進を図ってまいりました。今、ご紹介いただきました主な事業として、その事業の適切な執行に努めたところであります。

具体的には、亀山駅周辺のにぎわいづくりや活性化に向け、再開発準備会の設立支援など地域と連携した取り組みを進めるとともに、高齢者支援につきましては、新しい総合事業を中心に地域包括ケアシステムの構築を進めて、住みなれた地域での生活を支える体制づくりを進めてまいりました。また、子育て支援につきましては、これまでからの継続した取り組みに加えまして、長期休暇における子供の居場所を確保し、保護者が安心して就労等ができる環境の充実を図るとともに、中学校への空調機整備に着手するなど、子供たちの学習環境の改善に向けた取り組みを重点的に進めてまいりました。

さらに、かめやま文化年2017の展開によりまして、地域の文化力の向上や地域間交流の活性化を図るとともに、地域予算制度を創設し、多様な地域課題に対応をする新たな自治の仕組みづくりを推進するなど、ハード、ソフトの両面から一定の施策推進を図ることができたものと考えております。

一方、行政経営面といたしましては、組織機構の再編や第2次行財政改革大綱の前期実施計画の取り組み項目の着実な実践によりまして、前期基本計画に掲げる施策を着実に推進できる基盤づくりを進めることができたと考えておりまして、第2次総合計画の初年度として、おおむね良好なスタートが切れたものというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

市長のほうからは、主な成果について一定の成果があったんだというふうな形、それから瞬発の年を瞬発できたという形のご報告を市長のほうからいただきました。

次に、財政指標についてお伺いをしたいと思います。少し中村議員が具体的にいろいろ聞いていただいたんですけども、私のほうからも少し聞かせていただきたいと思います。

財政状況については、実質収支が6億7,710万円、それから単年度収支が3億5,000万円の黒字。さっきもありましたけど、28年から言えば、28年度は6億4,000万の赤字だったので、好転をしているというふうにお聞きをしました。また、実質単年度収支が3億2,000万ほどの赤字であるものの、28年度の14億1,000万円から言えば、かなりよくなっているというふうに認識をさせていただきました。

もう一方で、基礎的財政収支、プライマリーバランスが7,000万円の赤字、1億3,000万の黒字から7,000万円の赤字になった。その点の要因と、ちょっと聞いていただきましたけど、あと経常収支比率が86.7%ということで、行革の目標である85%には近づいてきたなあというふうな認識はありますが、80%を超えると財政面における弾力性がなくなっていく中ではどうなのか、そこら辺の点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

まず最初、プライマリーバランスのことのお尋ねでした。

繰り返しになりますけれども、プライマリーバランスというのは地方債の元利償還金、財政調整基金、減債基金への積立金を除いた歳出と繰越金、地方債発行額、財政調整基金及び減債基金の取り崩し額を除いた歳入のバランスを見るものでありまして、一口で言いますと、市債や財政調整基金からの繰り入れに頼らずに、その年度の税収等で資金が賄われているかを示す指標であります。

平成29年度のプライマリーバランスにつきましては、議員のおっしゃるとおり、前年度の約1億3,000万の黒字から約7,000万の赤字に転じております。その要因といたしましては、市税や普通交付税などが増加する一方で、臨時財政対策債などの地方債が増加したということから、歳入総額に占める地方債発行額の割合が高くなったことによりまして、プライマリーバランスについては赤字に転じたということでございます。

そして、経常収支比率につきましては86.7%で、2.4ポイント改善はいたしております。そして、目標としておりますのが85%でございます。その要因といたしましては、経常的経費が増加した一方、分母となる経常的に収入された一般財源が市税や普通交付税などによりまして、分母が増額となったことによりまして率下がったということございまして、平成24年度では93.5%という高い比率でしたけれども、その後、年々改善してございまして、財政構造の硬直化から弾力化の方向へ進んでいるものと認識しておる次第でございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

経常収支比率については、物件費や繰出金がふえているというふうにあったんですけど、その主な要因をお聞きしたいと思います。何なのか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

物件費が増加しておるというのは、平成29年度につきましては、川崎小学校の改築に伴います

備品の購入費が大きな要因であると思っております。そして、繰出金の増につきましては、国保会計への繰り出し、昨年度は法定外繰り入れ5,800万円繰り出しておりますもので、それが大きな要因であると認識しております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

あと、公債費負担比率についてお伺いしたいんですけれども、中村議員の質疑の中でも29年度は14%で、警戒ラインである15%を切ってきたというお話がありました。この減った要因として、市税収入が上がったから数字が下がったという、その認識でいいのか、ちょっと聞き取れなかったのもう一度ご答弁を願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

公債費負担比率の出し方、算式といいますのは、一般財源総額分の公債費に充当された一般財源ということでございます。そして、公債費に充当された一般財源というのは、公債費そのものが増加しましたものでふえてはおります、分子はふえております。しかしながら、分母である一般財源総額、その中には市税、普通交付税が入っておりますので、分母がふえたことによりまして算式上は減ったということになります。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

はい、わかりました。

あと、減債基金にも触れられていたんですけど、長期財政見通しを出していただきましたが、その中における減債基金の考え方というのを一点お聞きしたいのと、それから、今3億5,000万ほどしかもう減債基金がないという、もう目減りをしている中で、たしか22年だったと思うんですけど、17億ぐらい減債基金はあったんですけど、どんどん減っていつている中で、今後この減債基金をどうしていくのか、積み増しをしていくのか、その考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

減債基金の考え方について整理いたしますと、まず取り崩しにつきましては、議員おっしゃるように長期財政見通しと、もう一つ基金活用指針がございます。その中で、公債費に充てる一般財源の額を22億とするということで、公債費全体が22億を超えておれば減債基金から繰り入れると。それが22億まで行かない場合は繰り入れをしないというふうな方針で取り崩しはっております。

ただし、この減債基金に積み増しをするのかということについてはどこにも定められておりませんので、今後、財政状況を勘案しながら検討していきたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

22億を上限に、それを超えれば減債基金から入れるという答弁でしたけど、やっぱり今後のさまざまな事業を展開する中では、どうしてもこれは減っていくような要因があるように思うんです。だから、やっぱりそこら辺はしっかり今後考えていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思っております。

それから、今回の財政指標を見ますと、結構良好というか、いい数字が並んでいるように思うんですけど、市長のほうから今回、29年度の財政指標に対して点数をつけるとすれば何点なのか、その点についてお伺いをしたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この29年度の一般会計決算につきましては、先ほど申し上げた第2次総合計画の初年度ということで、スタートダッシュの年でございます。そういう意味からは、基本構想に掲げました事業の積極的な推進と財政の健全化による持続可能な行財政基盤の確立の両立を目指して、各取り組みを着実に推進したということでありまして。

先ほどもお話がありましたが、歳入におきまして市税や地方交付税が増収となるなど一般財源が増加をして、一方で市債残高は9年連続で減少となりました。その結果、財政構造の弾力化の方向へと各種指標は好転をしております、一定の財政の健全化を確保することができたという評価をいたしております。

市長として、これを何点と評価するのかというお尋ねであるかと思っておりますが、私といたしましては、及第点はいただけるのではないかと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

及第点ということで、明確な数字はお示しはいただけませんでしたけど、次に、歳入の評価についてお伺いをしたいと思っております。

先ほど来ありました市税収入が2億8,000万ほどふえているというお話がありました。午前中の自主財源の部分では若干、年々低下はしているものの14市中の2番目であるというような状況とか、お聞きをさせていただきました。

一つ、その地方交付税ですけど、29年度では1億4,000万ほどふえているんですけど、たしか合併算定がえ分の段階的な減額で減収になる、この地方交付税は減っていくんだというお話をずうっと聞いてきたんですけど、今回これがふえているというふうになるその要因について、一つお聞きをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

地方交付税といいますのは、地方自治団体間の財源の不均衡を調整して、全ての地方自治体が一

定の水準を維持するよう、財源保障の観点から一定の基準に基づいて国から交付されておりまして、普通交付税と特別交付税に分かれております。

普通交付税につきましては、平成28年度決算と比較いたしますと約1億1,000万円の増となっております。その理由といたしましては、基準財政需要額におきまして、社会福祉費や公債費等の増、また臨時財政対策債への振りかえによりまして約1億5,000万円減少しております。需要額は減少しております。ただし、基準財政収入額では、市民税の法人税割の減などによって約2億6,000万円の減となっておりますのでございまして、繰り返し申しますと、基準財政需要額については1億5,000万円減となっておりますけれども、それ以上に基準財政収入額が2億6,000万円の減となっておりますということで、その差額約1億1,000万円が普通交付税として増収となったというものであります。

そしてまた、合併算定がえにつきましては、合併後11年目以降の5年間で段階的に縮減されるということでもございました。ただ、段階的縮減につきましては、当初予定しておったよりも財政需要の算定方法が国のほうで見直されていまして、影響額が年々小さくなっておるということで、こちらとしてはありがたいなと思っているところです。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

あと、財政調整基金が今回5億切り崩して35億残っている中で、長期財政見通しを見ますと、37年度には約10億円ぐらいの見込みになるという厳しい数字が示されているわけですけど、今後の大事なこの財調がどういうふうになっていくのか、見通しについてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

議員おっしゃられたように、長期財政見通しでは平成37年度末には約10億になるというふうになっております。ただし一方、平成24年に策定しております亀山市中期の財政見通しの試算では、その当時は平成28年度には財政調整基金が枯渇するというふうなことでありました。そういうふうな状況でありましたけれども、厳しい財政状況を乗り越えてきたというふうな経緯もございます。

今後におきましても、将来の亀山市を見据えた上で、着実に行財政改革を推進していく必要があると認識しておりまして、そのためにも持続可能な行財政運営の確立を目指して、行革大綱に定めた取り組み項目を着実に推進することが必要であると考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

中期財政見通しで示された28年度には枯渇するというのが、29年度には35億あるということで、大きな努力をされてきた結果が今ここにあるんだと思うんですけど、しっかりとその部分では行革もしっかり取り組まなければならないということもありますが、少しそれにも絡むんですけど、今後の財政運営についてを最後にお聞かせ願いたいんですけど、これからの引き締めというか、

財政もしっかりと見ていかなければならないということも一つあるんですけど、一般的に行政というかお役所の中での仕事というのは、長年の慣行というのを変えるというのをすごく嫌がるというか、というのは一般的に私たちもよく聞くんですけど、本当に必要なものなのか、本当に必要な事業なのか、本当に必要な人数なのかとかということは、しっかりと見きわめていく必要があるんだと思うんですけど。

一方で、市民の暮らしというのが大きく今いろいろ変化をしているということが1つと、それから地域の実情も変わっているというような、いろんな変化の中で行革を推進する職員が知っていかなければならない部分、暮らしに密着をしている職員というか担当のところは、非常に敏感に地域の実情とか暮らしの状況、変化とかというのは感じてはおるんですけど、それが本当にその行革でいろいろと改革をしていくという中でリンクしていくのか、ちゃんと伝わっているのかというところがやっぱり必要に、そこを見きわめていくことが必要になってくるような、私は気がします。

職員に対する職員の意識改革というか人材育成といった、そういった観点での、私は市長のリーダーシップ、そこが一回お聞きをしたいなど。その決算は確かにお金の部分での評価になるんですけど、事業を進める中でそういった視点を市長がしっかり持っていたかかないと、適材適所の人の配置とかということも必要になってくるんじゃないかと思しますので、その点の市長のリーダーシップについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の行財政運営につきましては、引き続いて開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立に向けて、ご指摘がありました本年度からスタートいたしました第2次の行財政改革大綱後期実施計画の積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

その大綱の中で、4つの改革を位置づけさせていただいております。これは財政運営、それから行政運営の改革と並んで、今ご指摘の組織と人材の改革の重要性を明確化いたしましたところがございます。そういう点から、本年度、組織機構の再編を行って新たな組織体制を基盤に、部におきます政策調整機能の向上やグループの設置による機動力の発揮等により、一層効果的な施策展開につなげていきたいという考え方からでございます。

あわせて、その一翼を担う職員につきましては、マネジメント能力、政策形成能力、情報処理能力等のいわゆる人材育成の強化はもとより、議員がご所見をいただきましたが、時代や社会全体が非常に大きく変化をいたしておりますので、この環境変化に即応して、新たな着想で創意工夫ができる人材、またコミュニケーションがとれるような人材が求められておりますので、私どもとしましては、さらにこの地方創生を切り開く人づくりをしっかりと進めていくことが大切だというふうに、私自身そのように感じておるところでございます。

今後の内外の環境をしっかり整えて新しい時代を迎えてまいります、しっかりそれに適応できるようなオール市役所の人づくりにしっかりつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

どうしてもその財政運営というのは、効率的とか効果的とかという言葉でくくられてしまいますけど、やっぱり適材適所というか、本当に人が必要な部分ってありますので、人を切るだけじゃなくて人をふやすということも改革の一つとして、また人を育てるということも大きな視点として進めていただきたいと思います。

次に移ります。

議案第64号平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定についてお伺いをしたいと思います。

亀山市立医療センターアクションプラン、これは新公立病院改革プランというのが29年から33年の5年間のプランとして議会のほうにも示されました。この29年度はアクションプランの初年度ということで、その初年度の総括について、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

平成29年度から平成33年度までの5年間の計画であります医療センターアクションプランにおきましては、地域・患者中心、健全な経営状況の持続、病院機能の充実、人材の活用と自主性の発揮という4つの視点から12の具体的な取り組みを定めております。少しこの12の具体的な取り組みについて、取り組んだ内容について簡潔にご説明をさせていただきます。

まず1点目、医師、技師の確保につきましては、三重大学との寄附講座を平成29年6月1日に更新をいたしまして、総合診療医の確保につなげております。

2点目の看護体制の整備におきましては、ベッドコントロール専任看護師を配置しまして、効率よい病床の運用を行っております。また、訪問看護ステーションの準備を進め、実際には平成30年4月1日に設置をいたしたところでございます。

3点目、医業費用の見直しにつきましては、平成28年度に契約した医療コンサルタントにより医業費用の見直しを行い、薬品費、診療材料、委託料及び賃貸借料の削減を行いました。

4点目、院外処方への移行につきましては、病院敷地内に薬局を誘致いたしまして、薬局の開局に合わせ、平成29年10月から外来分の処方を院外化いたしました。

5点目、病院機能の分担と連携という面では、平成29年4月から地域包括ケア病床を15床設置し、病床稼働率を向上させたほか、病院組織も見直しをいたしたところでございます。

6点目、二次救急への対応維持では、24時間体制での応急診療に努めたほか、救急ワークステーションを継続いたしております。

7点目、教育環境の改善及び研修制度の充実につきましては、看護師が延べ91回の研修に参加しているほか、医師、理学療法士などそれぞれが専門知識の向上や新たな資格取得に向けて取り組みを進めております。

8点目、施設改修では、受変電装置とボイラーの改修工事の契約を行い、平成29年度については受変電装置の改修を行いました。

9点目のITの活用では、県内の複数の病院で患者情報を共有するみえ安心医療ネット（IDリンク）へ加入するとともに、在宅医療を実施する多職種の連携を支援するため、情報共有システムであるバイタルリンクの導入を行いました。

10点目、積極的な広報活動では、出前講座である医療カフェを継続し、平成29年度は4つの

地区に医師や看護師が出向き、地域の皆さんとの意見交換を行ったところでございます。

1 1 点目では、一次救急医療では医師会と協力した日曜日、祝日、時間外応急診療を継続実施いたしました。

最後に1 2 点目、亀山市立医療センター方向性検討委員会の継続では、平成2 9 年度には1 1 月に方向性検討委員会を開催し、平成2 8 年度決算の状況や2 9 年度の新たな取り組みについて説明をさせていただいたところでございます。

この中でも、特に看護体制の整備の取り組みの一つでありますベッドコントロール専任看護師の配置により、新たに導入した地域包括ケア病床を効率的に活用できたことにより、病院全体の病床の平均稼働数が、平成2 8 年度と比較して1 0 床程度増加したことはとても効果が大きかったことだと考えております。

このように、さまざまな取り組みを行うことにより経営状態も改善し、アクションプラン初年度として、よいスタートが切れた年になったと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8 番（森 美和子君登壇）

さまざまにアクションプランに掲げられました目標に向かっての取り組み状況をお聞かせ願いました。

非常にいろんなことをやっていただけてすごいなあと思うんですけど、次に移りますが、決算の中で、先ほどのアクションプランの中の目標の部分もあるんですけど、取り組みの状況の中でもあるんですけど、地域包括ケア病床を入れていただいて稼働率も非常にいいということで、3 0 年度には1 9 床にまでされた中ですけど、これが今後本当に期待ができる状況なんだなあというふうな形の中では、入院患者というのは非常に伸びているということ、さっき1 0 床伸びているというふうにお聞かせ願ったんですけど、外来患者さんがやっぱり減少しているというような中では、この減少というのがどんな要因があるのかとか、これをどのように病院側として受けとめているのか、改善点とかそういうことがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

議員ご指摘のとおり、外来患者数は昨年度と比較して減少しております。その原因といたしましては、やはり常勤の専門医の不足が考えられます。特に整形外科では、常勤の医師の確保が非常に困難でございます。平成2 9 年度は、一定期間で三重大から派遣される医師が変更されてしまう現状でございました。どうしても診察期間が長期にわたる高齢の患者さんが医療センターの場合多いですので、やはり外来の患者さんの定着化にはつながらなかったのではないかとというふうにご考えております。また、眼科につきましては、月曜日と木曜日の週2 日しか診察がございませんので、外来患者の減少の一つの理由であるとも考えております。

その外来患者減少をとめる方策でございますけれども、常勤の専門医の確保、非常に申しわけありません、困難な現状でございます。ただ、平成3 0 年度につきましては、整形外科の医師は1 年間通して同じ医師が三重大から派遣をされるというふうにお聞きしておりますし、また眼科につい

ても、本年9月から、実際には今週から診察日を週2日から3日にふやしております。医療提供体制の充実によりまして、患者数の増加へつながるものというふうに期待をしております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

整形の常勤の専門医というのはなかなか難しいというふうに聞いていますし、また市内でも結構整形にすごい患者さんが毎日いらっしゃるということで、それはこれからまた努力をしていただきたいと思っておりますし、以前から言えば、やっぱり市内に医療機関がかなりふえましたよね。個人の医療機関がふえているということもやっぱり大きな要因でもあるように思いますので、入院患者さんがふえたということも、地域包括ケア病床という本当に今の時代に合った、今必要とされるものを導入することによって伸びているということは、またいろいろと中身も考えていかなければならないんじゃないかと私は思いますので、ここは一般質問になりますので、そういうことも今後必要ではないかと考えております。

それから、アクションプランにもありました院外薬局の導入をされました。このことがこの病院事業会計にどんな影響があったのかということについてお伺いをしたいと思うんですけど、昨年もこの予算決算だったと思うんですけど、院外に移すということで、ざくっと2,000万ぐらい減収になるというようなお話でした。薬剤師さんの仕事量も減るんだというふうにおっしゃったんですけど、でも、病棟での服薬指導とかということにしっかりと力を入れていくというふうに答弁されておりましたけど、それ以外にも今まで取れていなかったような診療報酬の点数とか、そういうものも何か取っていくんだというふうなこともありましたので、2,000万円の減収分を取り返すという部分では、さまざまな取り組みはしていくんだというふうな話がありました。

今回の院外薬局にしたことによる病院事業会計、どんな影響があって、今後どういうふうにするのかという、取り組みの工夫、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

平成29年度から外来の薬の処方院外化いたしました。病院としての収益は、議員のご指摘のとおり薬価差益が約2,000万円、やはり減少をしております。病院の収益に関しましては減少となりましたけれども、市全体の医療費を見ますと、院外化したことにより非常にジェネリック医薬品、後発医薬品の使用割合が増加して、年間で約3,000万円程度医療費の削減につながるというふうには考えております。

それともう一点、薬剤師の業務の減少でございますけれども、まず、従前は正規の薬剤師3名体制で業務を行っておりました。現在は、正規職員が2名と非常勤職員、非常勤職員も薬剤師でございますが、1名の体制で業務を行っております。また、薬剤部づけで非常勤の事務担当者もおりますけれども、これをやめて事務所の臨時職員がその薬剤部分を兼務いたしております。

先ほど議員おっしゃいましたけど、外来の処方なくなった分でございますけれども、薬剤師が病棟への服薬指導に回っております。2人の正規の職員の薬剤師が西病棟、東病棟を分けて回っております。ただ、議員がおっしゃいました診療報酬の加点、加算の部分なんですけれども、病棟に

専任の薬剤師を配置しないといけないというふうなことがございまして、やはり2名の体制じゃなかなかそこは難しいので、現在のところ、その加算は取れていない現状でございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ジェネリック医薬品が進んで3,000万というお話は、これは市内全体の話で、医療センターで3,000万円という話ではないですよ。ちょっとそこら辺が混乱しそうになる。それと、診療報酬の、専任の薬剤師さんを置くというのは、今まで3名やったものを1名を専任でという形にすれば、それが診療報酬の増になるという話にはならないんですか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

2名中の1名を専任というふうなお話ですけれども、やはり入院患者の処方、あるいは薬の調合という業務も当然残っております。というか、今はそれが主になっておりますので、病棟に1名専任ということになりますと、ちょっとその業務について不可能な状況になると思いますので、現在のところは2名は、病棟への配置はちょっと不可能ということで考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ちょっと私の言葉足らずだったと思うんですけど、もともと正規が3名いて、それが正規2名の非正規が1名となった、そのもともと正規3名のままで1名を専任にすればそうなったんじゃないかという話、お聞きをしたかったのと、それから、今いらっしゃる薬剤師さんが、亀山市では在宅医療をしっかりと推進している中で、在宅のほうに行っていただく、今、薬剤師さんも自宅というような流れがあるんですけど、そういった取り組みの考え方というのはどうなのか、その2つの点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

申しわけありません。3人中1名の、退職をして非常勤、実は非常勤の薬剤師としてもう一回再就職をしていただいた方がお見えになるんですけども、午前中だけの勤務という形になっておりますので、なかなか病棟への配置は難しい現状でございます。

それと、もう一点の在宅への薬剤師の派遣でございますけれども、在宅医療というのは、今医療センターでも週に1日、水曜日の午後から主に医療センターを退院された患者さんを在宅への訪問診療という形で行っております。先ほど言いましたように、訪問看護ステーションも30年度から設置しておりますので、在宅へ、例えば薬剤師も訪問するというのは非常に有効な手段だとは思っています。残念ながら、今のところは薬剤師は病棟への服薬指導に力を入れておる関係で、在宅へ訪問はいたしておりません。ただ、そういうふうな医師、薬剤師、看護師というふうなチームで在宅

を訪問するようなことが一番理想であると考えておりますので、今後の検討とさせていただきたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

次に、最後、財政状況についてお伺いをしたいと思います。

決算を見せていただくと、未払金が医業未払金、医業外未払金、その他未払金と合わせて1億8,700万ほどあるんですけど、それぞれの内容と要因について、このその他未払金というのが29年度が8,000万ほどごととふえているので、その点について特にお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

未払金につきましては、先ほど議員おっしゃられましたように、医業未払金が9,655万6,035円、医業外未払金が1,010万5,000円、その他未払金が8,051万5,632円という決算状況でございます。

まず医業未払金については、薬品費が735万7,907円、診療材料が592万8,141円、退職手当引当金が2,532万379円等でございます。これはもう例年余り動かない数字でございます。また、医業外未払金、これは平成28年度にはなかったんですけども、1,015万円は消費税及び地方消費税でございます。それと、今議員がおっしゃって見えましてその他未払金につきましては、先ほどちょっと説明しましたが、平成29年度に行った受変電装置の改修工事の費用4,648万480円でございますが、これが3月31日までに支払いができておりません。当然、もう済んでおるんですけども、4月以降の支払いになったということで、それがその他未払金がふえた原因の大きな理由の一つでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

未払金の中身については理解をさせていただきました。

次の現金預金についてですけど、昨年の議論で、キャッシュフロー計算書の期末残高がほぼ病院にある現金と見てもらっていいというふうなお話がありました。未払金というのは、今後それを引いて支払っていくという話になると、1億8,700万というのがその現金預金の中からなくなっていくという形になると、非常にマイナスというか、なるのではないかと思うんですけど、その点の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

キャッシュフロー計算書の資金、期末残高でございますけれども、昨年度末の残高は3億4,057万35円、今年度末が5,700万ふえて、期末残高が3億9,796万3,359円となっております。期末残高のみをとらまえると5,000万円以上ちょっとふえた形にはなっております。

から、先ほど議員ご指摘のとおり、まだ未払金もあります。ここから未払金は支払わなければなりません。その反面、未収金というのもございまして、そこへまだ入ってくる部分もございまして。

ですので、結局のところどうかといいますと、先ほど申し上げた平成29年度に行った工事代金の未払い分を払ったり、あるいは診療用備品の未払い分を支払ったりというのが4月になっておりますので、それを差し引きしますと、28年度と比較して、実質は約5,000万円程度、28年度より資金が減少したという現状でございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

さっきおっしゃった、今回5,700万ほどの増になったというふうなお話でしたけど、結局、前年度と、28年度と余り変わらないというような捉え方でいいのか、最後にその点だけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

実際には28年度と比較をいたしますと、その未払金、未収金を全部加味いたしますと、28年度と比較して約5,000万円程度少なくなっております。ですので、やはりそれをまず食いとめるのが、今後の頑張りどころやというふうに考えております。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時47分 休憩）

（午後 1時58分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

通告に従い質疑をさせていただきます。

勇政の前田です。よろしく申し上げます。

午前中から質疑がありましたので、重複する部分もありますけれども、順次質疑をさせていただきますと思います。

まず、議案第57号平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算についてでございますけれども、この決算の内容についてお聞きをしたいと思います。

朝から質疑をされていまして、かなり良好な数字が出ておりまして、いつもよりもいい内容の決算であったように思いますけれども、一つ一つその内容について分析をしていきたいというふうに

思いますので、よろしく申し上げます。

まず、市税についてどのような状況であったのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

15番 前田 稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市税における調定額及び収入額につきましては、平成26年度以降減少傾向にありましたが、平成29年度決算ではわずかながら増加をいたしまして、調定額で111億1,793万円に対しまして、収入済額では106億1,376万円で、収納率といたしまして95.43%、前年度収入済額より2.7%、約2億7,922万円の増収となり、収納率で2.0%上昇したところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

2億7,000万ふえたということですがけれども、その内容についてお答えください。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

増加した内容でございますが、まず法人市民税におきましては、一部の企業において自動車材料及びスマートフォンの部品の業績向上に伴いまして、対前年度比約29.8%、約1億9,910万円の増収となりました。また、個人市民税では、近年では定年退職後も再雇用等で働く方の増加に伴い、納税義務者数の増加などによりまして、対前年度比1.2%、約3,054万円が増収となったところでございます。また、固定資産税におきましては、家屋において平成28年中の新增築分の増などから、対前年度比0.7%、約4,392万円の増収。また、軽自動車税におきましては、四輪乗用において燃費及び安全基準の向上から、普通車からの乗りかえ需要がふえましてことにより4.9%、約672万円の増収となったところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

自動車関連とかスマートフォンでふえたりとか、あと退職者の再雇用でその分3,054万円ですか、ふえたということで、景気が少しよくなっているのかなというふうな思いもしました。

それから、税収はこういった形でふえているということなんですが、交付税についてはどうなのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

普通交付税につきましては、平成28年度決算と比較しますと約1億1,000万円の増となっております。その内訳といたしましては、基準財政需要額につきましては、社会福祉費や公債費等

の増、また臨時財政対策債への振りかえにより1億5,000万円の減となったものの、基準財政収入額では、法人税割の減などによって約2億6,000万円の減となったものでございます。繰り返し申し上げますと、基準財政需要額が1億5,000万円減となりましたが、それ以上に基準財政収入額が2億6,000万円減となったと。その差額の約1億1,000万円が普通交付税として増収となったというものでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

トータルで1億1,000万円増となったということですか。

その交付税の特別交付税と地方交付税ですか、その要因というのは、詳しい要因ってわかりますか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

特別交付税のことでございますけど、特別交付税と申しますのは、普通交付税で措置されない個別で緊急、地震や台風等の自然災害などによりまして、財政需用に対する財源不足額に見合う額として算定され交付されるものでございまして、平成29年度におきましては、4億2,288万円が交付されております。28年度決算と比較いたしますと、特別交付税は約2,500万円の増となっております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そのような内容でふえたということなんですけれども、次に義務的経費についてお伺いしたいと思うんですけれども、人件費、扶助費、公債費、これについては増加していると思うんですけれども、その要因とか内容についてお答えいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

義務的経費と申しますのは、議員がおっしゃられたように、歳出のうち人件費、扶助費、公債費を指しまして、極めて硬直性が高い経費でございます。平成29年度におきましては約98億4,894万円となりまして、前年度比で約2億729万円の増となっております。

内訳について申し上げますと、1つ目の人件費につきましては約39億円となりまして、退職手当、期末勤勉手当の増などにより、前年度と比べて約9,200万円の増、前年度比2.4%の増となっております。

次に、扶助費につきましては、29年度決算が約37億円でございまして、その増の要因、障害者自立支援事業であるとか経済対策臨時福祉給付金事業などの増により約5,900万円の増、前年度比で申し上げますと1.6%増となっております。

3つ目の公債費につきましては、決算額が22億3,389万円でありまして、元金償還金の増

などにより約5,600万円の増となっておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

決算の内容としてはいいんですけど、やっぱり一番今後気になるのは義務的経費、この部分がやっぱり全て人件費、扶助費、公債費。人件費は前年度に比べて2億7,000万、それから扶助費もふえていますね、1.6%増ですね。それから、公債費についても前年比2.6%とふえているんですよ。

ここをやっぱり何とかせなあかんのですけれども、これはなかなか切り崩せない部分だというのはよくわかっているのですけれども、実質はここで本来は、ほか削っていくところって余りないので、ここを何とか削っていかなきゃならないと思うのですけれども、この義務的経費についての見解、市としてここを減らしていこうという思いがあるのかないのか。あれば、どういう方法で減らしていくのかという、そのところを何か考えがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

扶助費につきまして、社会保障費でございます。今後も増加が見込まれますので、それを削減というのは割と困難なこともあろうかと思いますが、公債費につきまして、事業展開による市債の借り入れ状況によっては、抑制することも公債費についてはできると考えております。

義務的経費と申しますと、支出が義務づけられて任意に削減ができない経費でありますので、非常に財政構造の硬直化を招く大きな要因であると、そういう認識は持っております。

それですので、市債の借り入れの抑制、これは人件費や扶助費の抑制よりも操作がしやすいと、調整しやすいということでありまして、市債の借り入れの抑制によって義務的経費の縮減、公債費の縮減に努めていきたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

公務員というのと民間の企業とは違いますよね。実際、民間であれば経営が悪化していけば、正直言って[※]——というの[※]も出てくるし、そういう形の中で厳しい世界でありますけれども、公務員という中で、人件費の問題というのもシビアな問題というふうに思いますし、それから社会保障費、これについてもかなり毎年毎年増加していく一方ですので、何とかここを食いとめたいなという思いがあるのですけれども、こういうところを少しでも食いとめていければ、財政状況ももっと良好になってくるかなあと思うのですけれども、この扶助費についての何か増加を食いとめるような、そういった考え方、何かそういうのがあればお聞かせ願いたいと思うのですけれども。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

扶助費は社会保障関係費でございますので、それを食いとめる方法というのは非常に難しいもの

※削除あり。103ページに発言の取り消し許可あり

であると考えております。削減していくという、そういう良策とかいうのは、ちょっと現在のところ、私にはちょっと考えが及ばないところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

担当部長はちょっとああいいう形なんですけれども、市長、何かご見解があればお願いします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど私、就任のころの扶助費の総額が約20億を切るぐらいでございまして、今37億ということで、やはり国の社会保障にかかわる諸制度がかなり充実をしてきたという背景があつて、地方自治体としても、この制度を活用して市民サービスに努めてきたという一面があろうかと思いません。

したがいまして、なかなか社会保障制度や福祉サービスのこれを独自に抑えていくということにつきましては、限界があろうかと思えます。ただ、その国の諸制度に対して市単独のプラスアルファの独自の施策を展開いたしておるところであります。

だからといって、この市の単独のサービスを削って扶助費を抑えるということは、果たしていいのか、悪いのかということになれば、そのような議論はあろうと思えますが、できる限り、ここは可能な限りのバランスの中で展開できればというふうに思っておるところであります。

したがいまして、この扶助費を抑えていく知恵といいますか、できれば国の社会保障制度自体がしっかり機能して、プラスアルファで市単独の何かがなされていくということが少しカバーしていただければ、また変わっていくんでしょうけれども、現実としてはやはりなかなかこれを抑制していくという考えは、限界があろうかと思えます。

また、その諸制度の適切な運用については、当然、私どももしっかり運用していく必要があろうかと思っておるところであります。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

なかなか厳しい状況にあるということですが、国の制度がもう少し補助が出れば、それにこしたことはないと思えますけれども、やっぱり市全体の中で皆さんが知恵を出して、少しでも扶助費を少なくしていくような取り組みを、僕は、やっぱり市役所というのは最大のシンクタンクだと思っておりますので、優秀な人間がいっぱいおりますので、その中でやっぱり知恵を出していただいて、いい制度を考えていただいて、そういった扶助費の削減に当たっていただきたいなというふうに思っています。

続きまして、決算に対する評価についてということで、まず経常収支比率についてお伺いしたいと思います。

これについては、前年度よりもよくなつておると思うんですけれども、この86.7%についての認識をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

経常収支比率、平成29年度決算では86.7%、昨年度の89.1%から2.4ポイント改善しております。その要因といたしましては、経常的経費につきましては、物件費や繰出金などの増により増額となった一方で、経常的収入が市税、普通交付税、臨時財政対策債の増により増額となったことが要因であります。平成24年度には93.5%であった経常収支比率でありましたが、その後においては年々改善しており、財政構造の硬直化から弾力化への方向へ進んでいるものであります。

経常収支比率につきましては、85%以下を目標としておりますので、今後におきましても行財政改革大綱に掲げた取り組みを着実に進めて、職員の創意工夫と意識改革によりコスト意識を高め、効率的な執行を徹底し、経常的経費の削減を図ることが重要であると認識しております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、全てのちょっと評価についてのものをお聞きしてから、後でまたちょっと議論をしたと思うんですけども、公債費負担比率について、この14%という、これについての見解をお願いします。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

公債費負担比率は、繰り返しになりますが、公債費に充当した一般財源の、一般財源の総額に占める割合を示すものでありまして、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされております。29年度の公債費負担比率は14%でありまして、前年度の14.6%から0.6ポイント改善しております。その改善の要因としましては、歳出の公債費につきましては、前年度と比較して増加はしておりますけれども、公債費に充当された一般財源が約1,500万円増加、その一方で一般財源の総額、それが市税などの増収によって約7億4,300万円増加したことが要因であります。

今後の見込みでございますけれども、公債費は平成24年度の約27億円をピークに減少しております。今後は再び減少傾向となる見込みでございますけれども、減債基金も活用しながら、公債費負担比率の改善に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、実質収支比率についてのお答えをいただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

実質収支比率と申しますのは、標準財政規模に対する実質収支額の割合を言います。実質収支額は標準財政規模や予算規模の大小、財政運営の考え方により比率が変動するものでございます。決算において予算に対する不用額が大きくなると、実質収支額が増加することにより比率が高くなります。また、予算の残額を使い切れば、実質収支額が減少すると、比率は低下するというものでございます。

平成29年度の実質収支比率は5.2%でございます。28年度は2.6%、27年度は7.5%となっておりまして、そして、類似団体と比較しますと、平成28年度は5.4%の類似団体に対して本市は2.6%、27年度の類似団体は7.5%に対して、27年度は同じ7.5%であります。また、3%から5%が望ましいとされております。そういう両面からも、当市の比率5.2%は遜色はない比率であると認識しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

類似団体は別にいいんですけど、3%から5%という中で、その5.2%というのは非常に近いので別に悪くはないんですけども、ただ、これについて昨年が2.6%やったんですよ。これはどういうことかという、昨年は本当に予算に対してすごく執行率が高かったという状況なんですよね。今回は5.2ということは、ちょっと5%を超えているということは、黒字幅があるということは、その予算に対しての執行率が少なかったというか、多く残しているということなんですよね、財源をね。

だから、そういう意味では、地域から出ている要望とかたくさんあるんですけど、インフラの整備とか、それから何と言うのかな、委員会でも言わせてもらいましたけど、空調のことも、この夏、本当に酷暑で非常にとくさんの方が亡くなったりとか、愛知県の学校、小学生ですかね。課外授業で熱中症になって亡くなったとか、そういうこともあって、今年度この黒字幅を見ると、そういう中で予算を地域の要望とか、あるいはそういった教育施設、空調とかそういうものにもうちょっと使えたんじゃないかと思うんですけども、この辺の市の取り組みというか考え方、できなかったのかなあと。そののところがちょっと、どうしてそういうふうなことで考えを持たなかったのか、あればその答弁をいただきたいと思うんですね。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

議員がおっしゃられますのは、実質収支、不用額というか余りが去年よりも多かったのも、その差額分は使えなかったのかということでございます。

ただ、予算といいますのは、例えば扶助費、午前中にも申し上げましたように、扶助費というのは見込みが立ちにくいということで、これで足りるかなと思っても対象者がふえることが予想されるために、予算を減額するということができないとかということもございます。そして、もう一つ、普通交付税とか税とか収入がありますけれども、普通交付税が7月の算定でふえたといったしましても、そこで補正財源ができたとしても、補正財源ができたからすぐ事業をすとか、補正は基本的には緊急的なものと原則はしておりますので、補正財源ができたとしてもすぐ緊急で重要な

ものでしたら補正に計上するということがありますけれども、緊急でないような支出、補正になじまないようなことでしたら、財政調整基金へ積み立てるとか、そういうふうにして翌年度の財源に使うというふうな考えでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

緊急であるか緊急でないかというのは、今も言いましたけれども、ことしのような酷暑で暑いときに、やっぱりそういうクーラーの話もあったけれども、それから、やっぱり地域の要望とかインフラというのも、これも緊急なのか緊急でないのかといたらあれなんですけれども、物によると思うんですね。

だから、ちょっとお聞きしたいのは、その交付税の確定がされるのは昨年7月ですか、それぐらい。それから、税が増収になるというのはちょっと聞いていないですけど、いつごろ税の増収が確定されるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず交付税は、今おっしゃられたように7月というのが一つありまして、あと、税につきましては、例年ですと12月補正の段階で増減を上げていくという中で、いろんな決算状況等を確認してみると、どうしても12月ぐらいにその金額が確定してくるということになってまいりますので、今申された事業への配分というか割り振りにつきましては、当然、議員おっしゃられるように地域の要望でありますとか、どうしても必要な場合については補正予算で対応していくべきだというふうに考えておりますが、今申された財源につきましては、なかなか年度の途中で確定するということがなかなかできない部分もございますので、もしもその中で必要な事業等があれば補正予算を活用して対応していくべきだろうと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

地域の要望は、当局から言わせると緊急でない要望であるというふうに認識をしてよろしいですか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

地域の要望でも、決して緊急性を要するものと要しないものがございますので、全てが地域の要望が緊急性を要しないものというふうな認識は持っていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

もう一つ、プライマリーバランスについてお聞きしたいと思うんですけれども、今年度7,00

0万の赤字になっていると思うんですけども、この件についてどのようにお考えですか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

平成29年度のプライマリーバランスは、前年度の約1億3,000万円の黒字から約7,000万円の赤字に転じております。この主な要因といたしましては、歳入においては市税や普通交付税などが増加する一方で、歳出に対する資金として臨時財政対策債などの地方債を増加したことから、歳入総額に占める地方債発行額の割合が高くなったものでございます。

このプライマリーバランスを均衡させるということは、後の世代の負担を増加させないことになるため、大変重要なことであると認識しております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

プライマリーバランスが赤字になるということは、やっぱり身の丈に合った事業、身の丈以上の事業をしているということだと思うんですけども、市の考え方としてどうですか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

プライマリーバランスと申しますのは、あくまで単年度の収支のバランスを見るものでございます。その年度の事業規模によって変動もあり得るものと認識しております。また、税収におきましても一過的な新規投資などにより左右される点も大きく、将来的な予測が難しいというようなところもございます。

そのために、もう一つの財政指標の一つである公債費負担比率、これは年度間での変動が少ないことから、将来の公債費の負担を抑制するためにも、公債費負担比率を注視しつつ地方債の適正な発行に留意した上で、プライマリーバランスについては財政指標を総合的に検証して、歳入の確保と歳出の削減を行って、健全な財政運営を行っていく必要があると考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、主要施策の成果についてお伺いしたいと思いますけれども、この分析結果から見えてくるものは何なのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

分析結果といたしまして、経常収支比率、公債費負担比率、いずれも前年度より好転はしております。しかし、あくまでそれらの数値というのは単年度における指標でございますので、中長期的な展望を持った財政運営に努めていく必要があります。

これらの指標を維持、改善していくためには、義務的経費の削減、また事業の効率性を高めると

ともに、収納率の向上を図るなど、経常的な収入の確保を図っていく必要があります。そのためには、第2次行財政改革大綱の後期実施計画に掲げた具体的な取り組みを着実に実施し、検証を図って、財政運営を行っていくことが大切であると考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

最後にちょっとお聞きしたいんですけども、今の財政状況が持続可能な財政状況であるのかなのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

平成29年度の決算につきましては、第2次総合計画の初年度として事業の着実な推進を図りつつ、限られた財源を有効に活用し、適切な執行に努めてまいりました。その結果として、財政の健全化を示す指標となる経常収支比率、公債費負担比率については、市税等の一般財源の増収により前年度よりも好転しております。また、赤字比率などの健全化判断比率についても、国が定める早期財政健全化や財政再生を図るべき基準に比べまして良好な比率となっております。また、財政調整基金の残高は、前年度比で5億円減少している35億円となっております。市債残高は、また9年連続で減少となっております。

これらのことから、平成29年度の行財政運営は、施策推進とあわせまして一定の健全化の両立が図られたものと考えております。しかしながら、長期財政見通しでは、市税や地方交付税などの歳入の減収と扶助費や投資的経費などの歳出の増加により、厳しい財政状況が見込まれております。今後におきましても、第2次行財政改革大綱の実施計画の具体的な取り組みを着実に実施し、持続可能な行財政運営の確立に努めてまいります。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

さっきも議論しましたがけれども、義務的経費はふえる。それから税収は減っていくという中で、やっぱり財政運営は今後厳しくなっていくというのが現状だと思うんですね。だから、その辺をもっとしっかりと見きわめて財政運営をしていていただきたいというふうに思います。

次に、議案第61号平成29年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてお伺いしたいと思います。

当年度の純利益が9,933万7,121円ということになりましたけれども、昨年が1億1,300万4,356円あったんですけども、減っているわけですね。このことについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

議員ご指摘のように、平成29年度の純利益は9,933万7,121円で、平成28年度の純利

益1億1,300万4,356円に比べ、1,366万7,235円減少いたしました。その理由としては、給水収益などの水道事業収益は2,392万8,908円増加したものの、水道事業費用がそれ以上の3,759万6,143円増加したことにより、平成28年度と比べ純利益が減少したものでございます。

それと、水道事業費用の主な増額につきましては、営業費用の原水及び浄水費が372万3,351円、総係費が3,752万3,235円、資産減耗費が234万4,722円、平成28年度と比べ増加しております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その中で、今、先ほど答弁がありました総係費ですけれども、この総係費がふえた原因というのは何ですか。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

総係費につきましては、営業費用のうち水道料金の徴収や事業活動の全般に関する費用で、人件費、手数料、負担金などを総係費としており、主な増額につきましては、退職給付費が3,610万646円、平成28年度と比べ増加しております。

退職給付費が増加した要因としましては、水道事業での在籍期間が長い職員が退職し、退職手当の負担額が増加したこと及び将来の退職手当の財源として必要となる退職給付引当金が、人事異動や給与改定により増加したことによるものでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その中の退職給付金なんですけれども、これは一般会計からではなくて水道事業会計から払われるということですか。その退職給付金というか、そういう積み立てというのは水道事業のほうでやっていたか。ちょっと確認したいんですけれども。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

退職給付費でございますけれども、これにつきましては、平成26年度の地方公営企業会計制度改正時に退職給付引当金の計上が義務づけられたことから、公営企業の在職年数に応じて退職給付費を負担することになったものでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

現在、その退職給付金というのは、どれぐらい積まれていますか。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

手持ちに資料がございませんので、ちょっと調べてご答弁させていただきます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

じゃあ、後で報告いただくとして、資金が減少しておりますけれども、1億5,000万ぐらいですかね。これについて、今後、大丈夫なのかどうかということなんですけれども。毎年毎年減ってっていきますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

資金残高が毎年減っているということがございますけれども、資金残高につきましては、1億5,195万6,097円が減っております。これにつきましては、資本的支出の建設改良費が平成28年度に比べて2億8,842万4,448円増加したことが主な要因でございます。これは、計画に基づき配水管や水源地、浄水場の改良事業を実施したものであり、平成29年度当初に予定しておりました資金減少見込み額2億307万6,700円より約5,000万円、資金減少額が少なくなっております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その不安な要素もありますけれども、この4月から水道料金を値上げしたんですよね。それで、もうあわせて聞きますけれども、今の財政状況で持続可能な財政状況なのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

健全な事業運営を持続していくため、平成30年4月から水道料金の改定及び亀山市新水道ビジョンを策定し、今後10年間においては、そのビジョンに基づき事業を実施していく予定でございます。

新水道ビジョンにつきましては、おおむね3年ごとに進捗状況の評価と点検を実施するとともに、5年をめぐりに財政計画の見直しを行うなど、持続可能な事業運営を図ってまいります。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

続いて、議案第64号平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定についてお伺いしたいと思います。

当年度純損失が1億1,643万9,085円になったということについてお伺いしたいと思います。

す。

○議長（西川憲行君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

当年度の純損失は、先ほど議員おっしゃいました1億1,643万9,085円でございます。その具体的な内訳は、まず入院収益、外来収益等の医業収益の合計が13億603万4,414円。これに対しまして、給与費、材料費などの医業費用が15億8,441万6,455円で、差し引き、この時点で医業損失が2億7,838万2,041円でございます。

次に、一般会計からの繰入金等の医業外収益が2億3,526万7,831円。これに対しまして、雑損失等の医業外費用が7,148万3,010円で、この部分では差し引き1億6,378万4,821円の黒字となり、合計経常損失が1億1,459万7,220円。これに特別損失の184万1,865円を加えたものが当年度の純損失1億1,643万9,085円でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その損失がかなり減少しているんですけども、その原因はどう分析しているのか、お答えください。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

損失が減少した原因ですけれども、大きな原因の一つは、まず医業収益が増加しております。入院分につきましては、入院患者数が2万3,586人、延べ数ですけれども、対前年度比で3,392人増加をしております。収入では7億4,858万4,132円で、前年度比1億1,953万721円増加をしたところでございます。

それに対しまして、外来患者数は、先ほど森議員のご質問でもありましたけれども、3万6,379人で、前年度比1,485人減少しております。収入では5億1,046万642円で、対前年度比5,742万1,199円減少しております。ただし、外来処方の院外化に伴い、材料費が5,864万1,962円減少していることから、外来収益につきましては、実質的には横ばいの状況となっておりますと考えております。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その赤字を減らした原因が医業収益、地域包括ケアシステム、その中での増加であったというふうに思いますので。

この期末残高なんですけれども、3億9,796万3,359円。これで今後、持続可能な財政状況であるのかどうか、これについて伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

キャッシュフロー計算書での、これは平成29年度資金期末残高は、先ほど議員おっしゃいましたように3億9,796万3,359円でございます。平成28年度末の残高が3億4,057万6,053円でありましたので、5,738万円程度ふえたこととなりますけれども、先ほど森議員のところでもご答弁いたしました。受変電装置の工事費約4,700万円を未払金に計上したことなどにより、実質的には、平成29年度分としては約5,000万円減少しているような現状でございます。この資金の減少が平成21年度以来継続しております。このような現状が続きますと、病院の経営にも影響が出てくることと考えられます。

現在、そのような状態に歯どめをかけるべく、先ほど申されました地域包括ケア病床、平成30年度に4床増床して19床にいたしました。また、訪問看護ステーションを平成30年4月1日に設置いたしました。このように、医療センターアクションプランに基づき、経営継続できるよう取り組みを進めておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

赤字を減らしていただいておりますけれども、まださらに、これで黒字になったわけではないので、さらなる医療改革というか、そういう新しい取り組みがあればお聞かせ願いたいと思うんですけれども、そんな考えがあるのかどうか。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

平成29年度におきまして、地域包括ケア病床の導入でありましたり、外来処方院外化、経費削減等に取り組んでまいりました。その結果、平成28年度と比較して1億4,515万3,365円赤字を減少させることができました。

新たな取り組みといたしましては、平成30年度、今年度、組織改正をして体制を整備したり、訪問看護ステーションを設置、あるいは地域包括ケア病床の増床を行いました。また、来年度以降につきましては、市職員等の健康診断や人間ドック受け入れの拡充を検討しております。それによりまして、例えば外来患者数の増加に寄与できるものと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

先ほどの退職給付引当金の積み立てでございますけれども、平成29年度末残高につきましては、4,332万5,297円でございます。

○15番（前田 稔君登壇）

ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

15番 前田 稔議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 2時49分 休憩)

(午後 2時59分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

緑風会の小坂でございます。

通告に従い、4点ばかり質疑をさせていただきます。

まず最初に、議案第57号平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について。

きょう朝より、4名の方がそれぞれの立場で決算の総括をされてみえるんで重複することがあるかと思いますが、もう少し違う角度で質問させていただきたいというふうに思います。

この決算についての監査委員の総括意見として、形式収支については9億1,505万円、実質収支についても6億7,710万円、単年度収支3億4,657万円ということで、黒字ということで結果的には良好であったという報告があるんですけど、実質単年度収支は3億1,945万円赤字であるわけです。会計は単年度収支ですというのが本来の予算であって、確かに明許繰り越しですとかいろんな財源の持ち越しがあるかと思いますが、これは決して単年度収支をやはり赤字でよかったのか、悪かったのか。やっぱりこれは解消すべきであるというふうに思うんですけど、それについての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

17番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

実質収支につきましては6億7,700万円で、前年度よりも3億4,600万円増加しております。ただし、単年度収支につきましても、前年度から比べまして9億8,441万6,000円の増となる3億4,657万4,000円となっております。実質単年度収支につきましても、昨年度の14億600万円から3億1,900万と、これについてプラス10億円の増となっております。

このように、単年度収支だけじゃなくて昨年度からの実質収支も含めた2カ年にわたる収支というものを勘案していく必要があると、単年度で満足するというものではないと考えております。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

何を言うておるかわからん。何を言わんとするのか。

実質単年度収支については、本来は単年度予算主義をとっておることについて、去年は14億に対してことは3億であろうが、単年度予算主義をとっておってこの黒字、赤字、単年度赤字はいいか悪いのかと、これを解消すべきと違うんかということをお聞きしたいと、その辺の見解を聞いておるんですよ。そんなことを私は聞いておるわけじゃないです。

○議長（西川憲行君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほど次長が申し上げましたが、基本的に平成29年度の実質単年度収支は3億1,900万ということで、財政上といたしましては、やはり単年度の中でこれを黒字にするというのは目標であるというふうな認識は持っております。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

当然、昨年が幾らであろうがことしが幾らであろうが、やっぱり単年度予算主義の予算をとっておる以上、ある意味当然、これは出さない、赤字なり黒字なりの方向でやはり予算を調整すべきであるというふうに思います。

その中で、財政分析指標の中で経常収支比率について、前年度より86.7で2.4%ということでも良好であると言いますんですけど、これはあくまでも、私から言ったら他力本願で、本来の行財政改革の、市が努力してこの経常収支が結果として2.4%下がったわけじゃないと思う。やはり、実は経常的経費の物件費と繰出金、これ前年度より3億9,000万、約4億円。これを減らさなければ、あくまでも本来の経常収支比率は下がらないですよ。これは、この4億円はふやしたけど、それ以上に交付税と市税と臨時財政対策債がふえたから、だから今度財政力指数が上がったんだと、よくなったんだと言うけど、この経常的収入財源の中には、市税と交付税、確かに2億4,000万、それから交付税として1億3,000万。しかし、臨時財政対策債7億ですよ。去年は3億ですよ。これは借金ですよ。歳入の中に、単に税収とかほかの歳入じゃなしに、臨時財政対策債は交付税にかわる起債ですよ。借金をようけふやしたから、だから2.4%で86.7になったんだと。これがなければ、そんなに経常収支比率は上がらないですよ。

だから中身が、数字の上では確かに86.7で2.4%、前年度よりよくなったと言うんですけど、ただ、本来抑えるべき需用費、物件費、繰出金、ここの義務的経費は4億ふえておるんです。これを抑えなければ経常収支比率は下がらないですよ。その中身は市税と交付税、臨時財政対策債、7億9,171万、このうちの大半は臨時財政対策債ですよ。これは借金ですよ。借金をようけふやして歳入がふえたから経常収支比率がよくなったという考え方は、あくまでもこれは数字の上だけ、本質的な経常収支比率の向上にはつながっていないという考えなんですけど、その辺についてのお考えをお伺いしたい。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

経常収支比率が好転したことの要因といたしまして、市税や地方交付税などの増収によって一般財源が増収となったこと、それが要因の一つであるということは議員ご指摘のとおりと、事実であると考えております。

しかし一方では、29年度決算におきましては、総合計画の初年度として事業の推進に取り組むとともに、行財政改革大綱の実施計画を着実に実践したことによって、市税の収納率の向上であるとか事業の見直しによる歳出の削減に努めたこと、そういうようなこともありまして、そういうこ

とからも2.4ポイント改善しておるといふものでございます。

そして、臨時財政対策債につきましては借金ではございますけれども、後年度で普通交付税で100%措置されるというふうなこともございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そんなことはさっきから私の知っておる範囲内です。だから、実質この財政分析の経常収支比率には中身が違いますよと。本来2.4%でよくなっているというのとは中身が、歳入の大幅な借金をカウントすることによって収支比率が上がったとは違いますよと、それは中身が違いますよということなんです、次長。だから、その考え方が違うと思うんですけどね。だから、税金が上がったと言うんですけど、先ほど交付税が1億2,000万上がったと。再三、今、同僚議員が質問させていただいておるんですけど、税金が上がって、そしてなぜ次長は地方交付税は基準財政需要額がふえて、それから税収が減ったから地方交付税が上がったんだと言うんです。税収は2億7,000万ぐらいふえておるわけですよ、実質は、前年度より。なぜその交付税が、あなたの発言だと、税金が減ったから、基準財政収入額が減ったから地方交付税が1億2,000万ふえたという話と若干話が混乱しておると思うんですけど、それは何を基準にして、前々年度なのか前年なのか。要するに29年度は、税収は前年度より2億8,000万ふえておるんですよ。だけど、あなたの説明では、ことしの地方交付税1億2,000万もふえたのは、基準財政需要額がふえて税金が減ったから、基準財政収入額が減ったから交付税がふえたんだというのとはちょっと矛盾すると思うんです。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

基準財政収入額の算出方法といたしまして、市民税とか固定資産税は当該年度分の税収から算出します。ただ、法人市民税につきましては、前年度の実績と現年度の4、5月分から算出ということで、実際の決算額がそのまま来るものではございませんので、捉え方の時点が異なりますもので、基準財政需要額と実際の収入とは異なるものでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは7月算定で大体税収見込みとして、基準財政収入額は税収の約75%ですよ。安全率を掛けてあるんですよ。75%に大きく変わりはないと思うんです。これを見ると、29年度より平成30年度は大幅に税金が減ることですか。そうでなければことしの地方交付税の額が決定しないですよ。現時点でというならば、前年度決算やなしに7月時点での法人税、固定資産税、市税の分を75%でカウントするのが基準財政収入額ですよ。それが大幅に需要額に対して減ったから、交付税が前年度ふえたんだということですよ、それを時点の修正はどこでとるんですか。

あくまでも前年度の7月の算定でしょう、これ。そのときに30年度の税金は大幅に減ったんですか。減るといふ前提でなければ、交付税は1億2,000万もふえないですよ。あなたの言う時

点修正とはいえ。それに安全率で75%ですよ。税収額に対して75%が基準財政収入額としてカウントされるんでしょう。どこでそんなに何億という税収が落ち込んでおるんですか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

基準財政収入額は、もう一度申し上げますと、市民税とか固定資産税は当該年度の調定、概要調書とかそういうところから算出します。それから法人関係税につきましては、前年度の実績と当該年度の4、5月分について算定されますので、おのずと捉える時点が異なってくるということで、実際の決算額と基準財政収入額は異なるということでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

何遍も言うけど、税収が1億円か2億円減るんですよ。どこで減っておろうが、どの時点の修正であろうが、税収が減っておるんですよ。減ったから交付税がふえたと言ったんだ、あんたは。時点修正がどこであろうと、どこで税収が減っておるんですか。

だったら、ことし還付金3,000万、法人税の中間に対してことし補正予算で3,000万修正が出ていますよ、還付金が。これらはどのようにカウントされるのか。前年度の修正ですよ、当該年度で。要するに取り過ぎだったんですよ。だから3,000万は今度還付するでしょう。そこらは次の翌年度の交付税にカウントされるわけですよ。

だから、時点修正で幾ら減ったって、税収が減ったといったら固定資産税にしる市民税にしる、どこで、何が、幾ら減ったんですか。だから交付税がそんだけ出たということは、1億2,000万も出るということは、1億2,000万にあと25%を掛けるんですよ、税収は。それで1億5,000万以上税収が減ったということですよ。その減った税収は、何年度分の税収が減っているんですか。29年度分ですか。30年度分ですか。何年分なのか、いつの分のやつが減ったんですか。1億2,000万減ったということは、それに対して25%掛けるんですよ。75%見ておるんですよ。1億5,000万ぐらいの税収はどこで減ったんですか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

この基準財政需要額の収入の減につきましては、過年度分もございますので、ちょっと手持ちにございませんので、後刻答えさせていただきます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

經常収支比率のカウントの仕方によってはそれは考え方が違うと思うんですけど、いずれにしてもこれは75から80%というのが本来の数字であろうかと思えます。それで行財政改革では85%を目標にするということで、89から今度86.7になったということなんですけど、やはり当然、この長期計画の中では85%に近づけるべきという目標を掲げておることについては、この

86.7%をいかにして85%以内の本来の係数にするかというお考えを、お示し願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

経常収支比率につきましては、特に義務的経費、人件費、物件費、公債費等のそれらを削減することによって経常収支比率を下げていくというのが本来のことでございます。今回、税収がふえたということで算式上は下がっておりますけれども、物件費等、公債費、事業の規模を考えながら起債の発行額を勘案して義務的経費の削減に努めていくということでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それを私が先ほど申し上げたんです。だから、物件費とか繰出金とか他会計の経営状態から、全てを含めて義務的経費を減らすのに、それを聞いておる、どういう方法で何をしようとするのか。義務的経費がこっちは4億円あったわけですよ。それを減らさなければ。だから公債費にしる人件費にしる義務的経費を減らす、85にするために義務的経費を減らすのは当然ですよ。それには具体的に何をしようとするのかということを知りたいんですよ。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、今までの指標につきましては、確かに単年度それで判断するものではなくて、中・長期的な展望を持って財政運営を行っていくと、まずこれが必要であろうというふうに思っています。その中でこの指標の改善等につきましては、今、議員ご指摘の義務的経費の増加を抑制する、これにつきましては、まず事業の効率性を高めるとともに、例えば収納率の向上を図るなど経常的な収入の確保を図っていくということが当然必要になってくるというふうに考えております。そのためにも第2次行財政改革に位置づけました取り組みを着実に実施して、検証して進めていくことが肝要であろうと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

きょうはこの決算についていろいろ話があったんですけど、監査委員さんのほうから歳入においては、重複しますが、交付税と市税が緩やかな減少方向にあると。あわせて扶助費だとか投資的経費が増加を見込むということの中で、より一層市民の生活なり福祉の安定の維持向上を特に図られるよう監査委員から期待をすると、非常に期待をされておるんですけども、その期待に応えるための市長の決意についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員から市長の決意をとということではありますが、やはり今後、財政見通しも本年の2月にお示しをさせていただきました。しっかりとこの環境変化の中で、厳しい状況、限られた財源を本当に必要な諸施策へ展開をしていくという意味では、今後につきましても行財政改革を不断の努力をしていくということに尽きようかと思えますし、今ご指摘いただくような案件につきましても、本当に単年度はもちろんしっかりやっておりますし、その中で中・長期でこの財政を展望を持って厳しくコントロールしていくということは当然のことでございますので、しっかり臨んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そのように、期待に応えられるよう、監査委員さんのほうにもよろしくお願ひしたいと思います。次に、収入未済額についてお伺いをさせていただきます。

まだ未済額については7億2,498万円あるわけでございますが、これの大半は市税、4億6,466万と大半なんですけど、前年度より2億4,505万円減少をしておるのが事実なんですけど、これの主な理由が特別土地保有税の徴収猶予額、これは住友商事に対する扱いであろうと思うんですけど、これについて、これはどういう規定で納税猶予が、これ15年以上猶予しておったんですけど、改めてここで免除したということが、大きな1億3,000万という猶予したことについて、どのような経過で、昨年3月の災害等で延期になったんですけど、これに対する延滞金とかそういうことが発生していないのか、この免除した内容についてお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市税の収入未済額が昨年より減少した要因として、今ご指摘の特別土地保有税の猶予額1億3,480万円の納税義務の免除が上げられます。これにつきましては、今、議員おっしゃられました亀山・関テクノヒルズ開発事業に係る203筆、24万7,232平米の物件でございます。この土地につきましては、工業団地造成事業として平成元年10月より民間活力導入の位置づけのもと、市も支援をいたしまして、平成10年に三重県より都市計画法に基づく開発許可を得ており、特別土地保有税についても優良宅地の供給に資するという、こうした認定要件に該当することから地方税法第601条の規定に基づき納税義務の免除に係る徴収猶予期間を設定されたものでございます。

その後、亀山・関テクノヒルズ開発事業に係る保有税につきましては、平成19年度既存造成完了区域の納税義務の免除を行い、今これも議員からございましたが、未完了区域に係る最終猶予期間が平成30年、本年3月31日となっておりますが、この3月に開発事業者により事業の完了に伴う特例譲渡確認申請書、これにつきましては、優良宅地に関する売買についての申請書が提出をされまして、これの確認がとれましたことから、地方税法第602条第1項の規定に基づき納税義務を免除いたしましたものでございます。

また、議員からは徴収猶予に係り災害等で一部工事が遅延したことによる延滞金の徴収についてのご質問もございましたが、特別土地保有税全額を免除いたしておりますので、これに係ります延滞金につきましても全額免除いたしましたものでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

住友については、これはテクノヒルズのことで当初の計画からの約100万平米ですか、平方キロであったんですけど、あの当時第1工区と第2工区があって、第2工区は鷲山から白木一色約60ヘクタールを合わせて住友が地元説明をもって買収に入ったわけです。そしてオオタカがいるということで、オオタカの周辺は開発できないということで、約40ヘクタールを住友が買収して、そのまま虫食い状態になっておるわけです。その分についての市の住友に対する考え方、保有税そのものはもう廃止になっていますので税法上ないんですけど、その当時同じようなスタートラインであとの40ヘクタールを合わせてやって、住友がまだ山を持ったまま虫食い状態やったわけです。このことについて、この猶予をしたことについてと切り離しておるのか。これは地元にとっては一団の土地として第1工区、第2工区として開発許可をとった工区なんですけど、そのことについての対応についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、あくまでも免除をさせていただきましたのは、先ほど申しました203筆24万7,000平米ということで、これにつきましては特別土地保有税の徴収猶予に係る認定を受けた部分でございまして、あと住友に関しまして今おっしゃられた部分の特別土地保有税というのは課税がされておりませんので、その部分につきましては徴収猶予がなされておらん現状ということでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

市にとっては、せっかく開発をしてもらったんですけど、特別土地保有税を取っていないにしても、少なくともあそこで全体で60ヘクタールです。荒れたまんまなんです。オオタカがおる、おらんということは別にして、関亀山線の道路をつけるについての話もあって、いろいろ話があるんですけど、やはり市として住友の開発に絡めて広域道路をつけるにしても、何らかの形でこれは住友に譲歩していただいて、開発するなり公園としてするなり、何らかの窓口を開けていただきたいというんですけど、その辺についてのお考えを。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

私も残りの土地につきましては認識は持っております、確かに今の亀山・関テクノヒルズの中で隣接する一団の土地ということで、土地の価値等非常にポテンシャルは高いものというふうに認識をしておりますので、この土地の取り扱いにつきましては今後もしっかり検討していく必要があるということと、住友ともしっかりと詰めて進めてまいらなければならないと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それ以外に、その収入未済額で保育園の利用料が716万、これが含まれておると、それから繰越明許、未収入特定財源1億6,447万、これは工事が非常におくれて国との整合等も図られておると思うんですが、余りにもことは多いんじゃないかというのと、その理由と、それから林業総合センターの損害賠償金7,000万、これも既にもう三、四年たっておるんですけど、一体どうなっておるのか。裁判費用だけ払っておって解決する見込みがあるのかないのか。これ7,000万、火災による業務責任ははっきりしておるわけなんですけど、これがその未収金として収入未済額として積んでおくだけでいいのか、解決の方法があるのかないのか。その辺についてお伺いします。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

まず、繰越明許費の未収入特定財源につきましては、平成29年度の繰越明許費に係る特定財源として平成30年度に繰り越すものでありまして、事業完了後に受け入れるために既に交付決定された国、県の補助金が未収入特定財源としたものでございます。

主な繰越事業としましては、亀山駅周辺整備事業や関の山車会館整備事業などでございまして、それらの繰越計算書及びその理由書につきましては本年6月議会に提出いたしておるところでございます。

済みません。先ほどの普通交付税のことですけれども、基準財政収入額が減となった理由でございまして、平成28年度分の法人市民税が約1億円過大であったということで、平成29年度分として精算されたということでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

保育料にかかわるといところで、平成29年度におきます収入未済額716万5,534円につきましては、そのうちの232万2,100円が平成29年度の保育所利用者負担金が滞納となっているもので、残る484万3,434円につきましては、平成28年度以前からの滞納分となっております。

滞納の削減に向けた取り組みといたしましては、現年分につきましては毎月の督促状の送付、年に二、三回の催促状の送付などを行うことで自主納付の促進に努めているところでございます。また、滞納繰越分につきましては、催告状、最終催告書の送付による自主納付を促した上で、納付をいただけない方につきましては、法律に基づき差し押さえなどの強制執行などの滞納処分、滞納者からの申し出による児童手当からの充当などにより収入未済額の減少に努めているところでございます。

今後におきましても、まずは現年分の収納に特に努めるとともに、過年度分につきましても現実的に徴収の難しい案件につきましては、法律に基づいて不納欠損等の処理を行うことも含め、収入

未済の減額に鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

林業総合センターの損害賠償金の収入未済額でありますけれども、第20款諸収入、第4項雑入、第1目雑入、第5節農林水産業費雑入の収入未済額7,065万9,443円のうち、林業総合センターの損害賠償金は7,055万4,443円でありまして、平成26年2月に修繕工事中に起きた火災被害に係る損害賠償金でございます。市といたしまして、全額回収に向けて平成27年4月8日に津地方裁判所へ提訴しまして、これまで口頭弁論と14回にわたる書面による弁論準備の手續が行われましたが、現在も裁判継続中でございます。本件に関しましては、今後も訴訟代理人弁護士と十分相談の上対応してまいりたいと考えております。

この裁判でありますけれども、現在、相手方はみずからの過失割合を少しでも下げるべく主張をしております、これに対して市といたしまして丁寧に反論をしておりますことから、まだしばらく時間がかかる見込みでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

保育所の利用の面については、確かにこれは難しいと思うんですけど、後ほど申し上げる不納欠損の額についても、本年度83件157万不納欠損を落としておるんで、やはりこれはほとんど保育所の場合は取れないであろうと思うんで、そこら辺については不納欠損を処理していかないと、いつまでもこの収入未済で置いておくのは好ましくないと思うんで、その辺の不納欠損等の整合を図りながら、もう少し収入未済額の中身を検討していただきたいというふうに思います。

繰り越しの未収金については、今、事業のこともあるけど、駅前等も含めてというけど、やはりその予算を、できもせんものを最初から過大見積もりしてやるから事業が解決していないんであって、あれはもう少し事業の見通し、完了というものを見据えた上の予算をつくるべきであって、最初から非常に難しいのに予算だけ膨大にとっておいて、結局物の解決ができなかったら繰り越してすわでは、なかなか本来の単年度予算主義をとっておる中身に繰越明許ですればいいわという安易な気持ちでは予算審議は十分できないと思うんで、もう少し慎重な、単年度で事業が遂行できるように予算を作成すべきであろうかというふうに思います。

それから林業センターについては、これはもう5年たっておるんですけど、まず無理ですよ、これ。100%、と思う。いつまでたっておっても利息もつかんと弁護士費用だけとるだけで何の解決にもならないと思うんで、やはりこれらはもう少し強烈な手段を講じてでも、できるだけ早くこの未収財源からなくなるように、もう少し誠意ある交渉をして解決していただきたいなというふうに思います。

その次に不用額は、これは実質収支に関連するんですけど、6億926万あるんですけど、主なものは総務費、民生費、衛生、土木と教育とあるんですけど、今も出ましたように教育で7,844万もあれば、今言ったように不用額を出すんだったら冷暖房ができたやろうというふうに思うし、なぜ民生費で2億7,115万、特に総務が9,600万、約1億円、それから衛生も7,000万、

土木も7,000万、教育も7,000万なんですけど、民生費だけが2億7,115万とあるんですけど、なぜこのような民生費が2億7,115万も不用額が出てしまったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

平成29年度決算で約6億9,260万不用額が出ております。そのうちで最も大きいのが民生費で2億7,115万円。それを分析いたしますと、民生費の中で扶助費が、やはり不用額が多く出ております。扶助費は予算を計上しておいて、減額すると、また新たな対象者が見えるという場合に予算不足を生じますので、それは減額補正をすることなく予算計上しておく、ということでき大きく不用額が生じたというものでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

扶助費ということなんですけど、扶助費であってもそれは別に急施を要すれば予備費でもいいわけですし、予算は6月も9月も12月もあるんで、総額の予算からするとかなりの割合なんですけど、扶助費だけに限って2億というのであれば、もう少し補正予算なり予備費の流用なりいろんなものができると思うんで、もう少し予算の運用を、不用額がこのように出ないような方向で年計予算に合うような予算執行をしていただきたいというふうに思います。

その次に不納欠損額なんですけど、413万9,000円。今年度は前年度よりはと思うんですけど、市税で1,260件3,951万円、前年度より269件154万円ふえておるんですけど、なぜことしは市税がこんなにふえたのかということと、特に固定資産税がほぼ倍、前年度の倍の件数になっておるんですね。なぜ不納欠損は市税に対して269件も多くなって、その中でも固定資産税が約倍近く不納欠損で落とす結果となっておるんですけど、これについてはどのような中身なのか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、不納欠損が269件154万円ふえた要因でございますが、執行停止分や消滅時効分の増加のほか、滞納者の死亡、死亡による相続人の相続放棄、外国人の出国など徴収することができないことが明らかな場合に行うことができる即時納税停止処分、この処理件数もふえたことによるものでございます。また、数社の法人におきまして、破産手続廃止決定や代表者の行方不明などにより欠損処理を行ったことも増額の要因ということで考えております。

また、税別の中で固定資産税がふえた要因ということでございますが、件数の増加の要因につきましては、今申し上げた執行停止分、消滅時効分、即時停止分、それぞれの処理件数が増加しているということが、結果として増加の原因となっております。

また、不納欠損につきましては、先ほども申し上げました外国人の転出とか出国、こういったこともございますし、あと社会情勢の変化とか、財産がなくなったり生活が窮迫したり行方不明等の

事由によって執行停止件数が毎年額が異なってきますので、一定額が不納欠損になるということに限らないことをごさいますて、これらさまざまな理由によりまして前年度と比較して増加したものと、そのように分析しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

特に固定資産税は去年より倍ふえておると、それとリンクして、やっぱり都市計画税も当然リンクしてくるので同じ件数になっておりますんですけど、その消滅時効が200件近くあるんですけど、その行くまでに財産がない、固定資産税、それから死亡した場合、生活が困窮した場合に分かれるんですけど、消滅時効の前に時効の中断をどういう形で今やっておるのか。土地なり家屋の差し押さえを含めて時効の中断を当然やるべきだと思うんですよ。その時効の中断についてどのような件数でどのような方法をとっておって、それがどのような効果を上げておるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、ご指摘のように消滅時効分につきましては、平成29年度欠損の中で188件460万の欠損処分金額となっております、これも議員ご指摘のとおり、消滅時効につきましては5年間滞納処分を行わなかったときに発生する時効ということでございまして、これにつきましては5年間の間で差し押さえ等の滞納処分を行えばその時効についてはとまるというふうな形で、まずは土地であれば差し押さえ、金融機関の預金等を押さえる、そういったことを行っておりますが、今回上げさせていただいた中には、行方不明等で所在がはっきりしないような形の中で滞納処分が行えなかった、そういった案件が188件に上っておったと、そのような分析をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

時効の中断については、本年度特に固定資産税と都市計画税、これらについては当然土地ないし家屋の不納欠損未納額になると思うんで、ここらはことし特に多いんですけど、固定資産税はどちらかというとき効の中断は非常にやりやすい。普通の税収とか、いろいろ時効の中断をするのはやっぱり固定資産税とかというのは非常に手段としてやりやすいし、効果も上がると思うんで、その辺について時効消滅とあわせて時効の中断によって、特に固定資産税なんかはそれに非常に効を発するんで、時効の中断のための固定資産税をもう少し検討していただければなというふうに思います。

それでは、議案第52号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正についてということと、54号の亀山市健康づくり関センター条例の廃止については、関小学校区放課後児童クラブの移転と定数についてと関連がございますので、あわせてこの改正の理由、背景、まず廃止の趣旨等についてお聞かせ願います。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回、放課後児童クラブの改正なのですが、昼生小学校区と関小学校区とございます。

昼生小学校区におきましては民設民営の放課後児童クラブが設置されておりますが、施設の老朽化等により現施設での運営が困難な状況となっております。昼生小学校区放課後児童クラブのあり方につきましては、地元まちづくり協議会及び昼生小学校区放課後児童クラブ運営委員会から昼生小学校敷地内への建設の要望もあり、検討を重ねてきた結果、小学校敷地内に新たに公設の放課後児童クラブを整備することとなりました。

また、関小学校区におきましては、現在公設民営の放課後児童クラブとしてさくらクラブ運営委員会が運営しておりますが、利用希望者の増加により児童の受け入れが現施設では困難となっておりますことから、平成31年4月1日から現亀山市健康づくり関センターへ移転を計画するものでございます。

○議長（西川憲行君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど次長よりご答弁させていただきましたとおり、今回の改正におきまして亀山市健康づくり関センターの位置づけを変えていこうというものでございます。

このセンターでございますけれども、市民の健康の保持と促進を図るため、母子や成人保健の相談窓口、また各種検診、健康診査など地域に密着した健康福祉サービスの実施をしてまいりましたが、近年このサービスにつきましては亀山市総合保健福祉センター「あいあい」に集約して実施しておりますことから、今回この関センターの稼働率が低くなっているという現状が一つの要因でございます。

また、議員もご承知のように平成29年3月に策定をしております亀山市公共施設等総合管理計画におきましては、健康福祉施設の管理に関する基本方針として稼働率の低い施設については休止または他の施設への転用も含め、周辺施設との複合化や類似施設の集約化を視野に入れた施設の再編を行うこととしております。

こうした中で亀山市健康づくり関センターは、休止または他施設に転用を図った場合であっても他の施設を利用することによりその目的を達成することができることから、先ほども申し上げましたように本年度末をもって廃止ということを考えておるものでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

都合のいい話であって、本当の実態に合った廃止と統合なのかということなんですけど、まず放課後児童クラブについてなんですけど、今19施設、公設が8、民設が11なんですけど、今回は昼生の遊友クラブが来年度から公設民営になり、それから関のさくらクラブが公設民営になるということなんですけれど、基本的に、市長としてはあくまでも地元の要望に合わせて公設民営にするのか、民設民営がいいのかということで議論はなかなか、今までも質問あったんですけど、やはり

本来は公設民営に行くべきなのか、やっぱり地域の事情に合わせて民設民営でいいのかというのが、市としての方針はどのように今後進めていくのか。都合のいいやつだけ、条件の整ったところだけするけど、しないところは絶対にしないんだというのか、民設民営を推進するのか、公設民営をこれからしていくのかという市の方針をどのように考えてみえるのかお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

以前からも申し上げてまいりましたが、亀山市子ども・子育て支援事業計画の中に私どもの考え方を明記させていただいて、それに基づいて展開をいたしてまいりました。その方針は、それぞれの小学校区の地域の特性等を勘察し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間力を活用しながら進めてまいりますという考え方でございます。

この七、八年で5カ所でありました放課後児童クラブが、現在、ご指摘のように19カ所まで増加いたしてまいりました。これはある意味、小学校区の特性に応じて、公設であろうが民設であろうが設置を支援していくという考え方でございます。

いずれにいたしましても、今申し上げた方針に基づきまして、私どもは今後におきましても放課後の子供の拠点として安心安全な居場所となりますように整備に努めてまいりたいというふうと考えておりますし、今回、懸案でありました2カ所につきましては、2年越し、3年越しのさまざまな協議を経ましてこのような形で対応させていただいたということでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

これからは、公設であろうが民設であろうが地域の実情に合わせて進めていくということなんですけど、そうすると無条件、民間の方が民間活力で民設民営でしたいというのであれば、今までの民設民営のルールにのっとって民間活力であれば支援していくんだということでもいいのか、あくまでも民間は民間、公設は公設でするんだという話で、それは地域の実情に応じて公設にする場合は市の税金が要るんですよ。だから、安易に民営は民営、公設は公設というわけにはいかないと思うんですけど。結局、公設にしても指定管理者制度で今回も債務負担行為で3億7,000万、5年間で。年間にして7,000万ですよ。8地区が公設ですと、単純に児童数が全部違うにしても1施設にするとやっぱり900万ぐらいですよ。40名とかいろいろあるにしても。これだけの公費は出るわけですね。

民設民営については補助金だとかいろんなことがあるんですけど、公設の場合は指定管理者制度で3億7,000万ですか。予算を5年間確保しておくんですけど、民設民営の経費、補助金についてはこれに見合うような、運営内容は同じだと思うんですけど、どのように予算的に考えてみえるのか。それから補助金をするのか。新しくできた場合、民設民営であれば全て補助金を出して支援していくのかということをお聞きさせていただきます。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今日までもそうなのですが、民設につきましてもこれを整備する段階で、ご案内のように500万を上限に支援をしまっていました。さらに、運営につきましても補助金という形になりますが、私どもは場所の賃貸料につきましても年間120万でございましたか、ちょっとまた正確には次長のほうからご答弁させていただきませんが、そういう形でサポートをしまっていました。したがって、議員からも、例えば民間の法人が運営をしていくというようなことについては選択肢はないのかというご質問を過去にいただいておりますが、いずれにいたしましても、地域の小学校区の特性でありますとか、それを回される、運営をされる方々のご意向もそれぞれ違いますので、そういうものに柔軟に対応しながら放課後の拠点をつくっていくという考え方でございます。

ちょっと補助金の詳細につきましては、次長のほうからご答弁をさせていただきたいです。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

先ほど幾つかありましたので、まず土地の借用の加算でございますけれども、96万円を上限に市のほうから出しているということでございます。

それから、民設民営の施設に対しての補助なんですけれども、国のいろんなメニューがある中で、それに指定管理をしていただく方と遜色ないような運営をしっかりとさせていただくような形で、国、県、市の割合がありますが、補助金を交付させていただいているところです。また、市独自のものもありますので、その辺しっかりと運営をしていただくような体系をとっているところでございます。

それから、民間参入につきましても、これにつきましても、市としてやはりそのニーズがあって必要性を持つものに対しましては、協議の中で協力させていただく検討をしまいたいと考えているところです。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、その地域の事情によっていろいろ経営形態が違ってくると思うんですけど、市としては民設民営やなしに、やっぱりできる限り学校区に合わせて公設で、同じような条件で、できるだけ指定管理でうまく運営できる方向へ進めていただきたいというふうに私は思いますし、市民もそのように望んでみえると思うんで、まず民設民営やなしに、公設で環境に適した施設を提供すべきであるというふうに私は思います。

それと、関小学校区の児童施設、これは本来幼稚園、保育園の跡地なんです、今使っておるのが。あれは定数80名以上の保育園がちゃんとできるように、トイレもそれから広場も全て整備ができておるんですよ。なぜそれを健康づくり関センターへ変えなければならんのか、それがわからないんですよ。

あれはその当時、関町のときの健康医療センターとして斎藤十朗さんに頼んで厚生省に特に認めていただいて、地域の保健の拠点としてするよということをつくったやつなんです。だから、学童保育所はその幼稚園跡地を使ったということで非常にいいんですよ。だから、なぜ出なければならぬ状況なのか。追い出すところがそこへ行けばいいんですよ、本来の姿は。追い出そうとしておるんですよ。その辺の実態をいろいろ聞いてみると、子供のためにも、送り迎えのためにも、

今のほうが良いと言っておるんですよ。トイレもちゃんと児童・生徒用のトイレになっておるし、給食設備も全て完備できておるんですよ、今の施設は。あれはアスレができたときにできた保育園跡地ですよ。

それを今度この健康づくり関センターを廃止して、そこにこの学童保育を持っていくんですよ。本末転倒だと思うんですよ、私は。趣旨が違うと思う。本来の児童福祉のためのアスレができて、保育園の跡地に学童保育をあそこにつくったんですよ、関が一番最初に。何十年そこでやったやつを、児童数がふえたからといって、あそこは80名はできるんですよ。ほかの団体が入っておるから次の追加ができませんということですよ。ほかの団体が占拠して、それが出ていけば何ら支障を来さんですよ、本来のとおり。

本来の健康づくり関センター、今の話ではあいあい集約したから需要が減ったって、当然ですよ。あいあいという検査機能を全部持っていったら、それは、そこは人数が減るに決まっていますよ。関の人は、歩いて健康づくり関センターへ行けたものが、わざわざバスに乗っていくかタクシーに乗ってあいあいに行くんですよ。そんだけ不便になったんですよ、年寄りが。当然行かないですよ。集約したら当然稼働率が減るに決まっていますよ。稼働率が減った要因は、年寄りもタクシーで行くかバスで行くかと、だから行かなくなるんですよ。悪の循環ですよ。そんなことをしておいて、子供だけは不便なところに、せっかく使っておったところを出ていけということにはならんでしょ。その辺について、なぜこんなことを、誰が決めたのか。その辺を一回聞いてみたい。

○議長（西川憲行君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

関小学校区におきましては、現在、先ほどおっしゃっていただいたように旧関保育園跡を使わせていただいているわけなんですけれども、利用者が大変多くなってきて、現状として、今はもう1支援単位を老人福祉関センターの2階をお借りするような形で運営を余儀なくされているところです。ただ、運営者が離れていることでありますとか、子供たちの見守り等々に関しましてもやはり一緒の施設でということが一番に最優先としまして、2支援単位が同じ施設でできる場所ということで現健康づくり関センターのほうへ1階部分、2階部分に広く面積をとれますので、そちらのほうへ移動させていただくというような形を考えているところです。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

人数がふえたと、今40名が80名ですやろ。あの幼稚園は80名から100名おったんですよ。十分、潤沢に。だからその40名がなぜあかんのかといたら、ほかの団体が入っておるから押し出されたんですよ。本来の学童保育として、放課後児童クラブとして一番いい条件のあるところを、支所の隣の機能を持っていない健康づくり関センターという、それに適した施設へ1階と2階へ持って行って、子供を2階に上げるのはよくないですよ。やっぱり1階が一番いいですよ。それを2階へ持っていか、今あるやつを条件としては環境が悪くなるんですよ。何でそんなことをしなければならんのか。これはまた審議しなあかんと思うんですけど、私はこれは反対です。この案を廃止することについて。廃止するだけで後の利用のことは何も書いていないですよ。私は廃止

するべきじゃないと思う。目的が違うという意味では。

時間がないんで、これだけでもう一遍。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど次長からも答弁がありましたように、今回そういった考え方の中で健康づくり関センターを廃止して運用を図ってまいりたいと、かように考えております。

ちなみにでございますけれども、健康づくり関センターの稼働率をお調べいたしますと、29年度で247日貸し館を稼働させたわけでございますけれども、ちなみに1階の健康教室には10%余り、また栄養指導実習室においては4.5、それから小会議室が12.1ということで、こういった形で稼働率の中で、公共施設そのものの考え方を別にまた考え直さなければならぬと思った点が1点。また、1日延べ10名程度まで電位治療器ヘルストロンが、旧関の時代で整備したものでございますけれども、その利用も鑑みましてすけれども、十分な活用がなされていないのではないかということもございました。今回の認定こども園の問題等々を鑑みまして、それぞれの関係団体とのお話し合いも持たせていただく中で、市全体といたしましては、子供たちのために大人が少し不便を感じられるかもしれませんが、一番よりよき方法に向けた考え方を打ち出していこうと、かように思っておる次第でございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは市の都合のいい判断であって、そのために、廃止することによって子供が今より環境が悪い、条件の悪いところへ移らなければならぬ、子供を犠牲にするというこのやり方については、私は決していい方法ではないというふうに思います。

時間がないのでもう少し、1点だけ。

議案第55号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についての農林水産業費のうち団体営かんがい排水事業の増額補正について、1,400万で国費の国庫補助として700万の700万ということになっておるんですけど、この事業について、時間がないのでなぜ地元負担金、受益者負担金を取っていないのか、これをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の団体営かんがい排水事業の増額補正1,400万円につきましては、菅内町地内の幅5メートルの農業用排水路におきまして、長年の河床洗掘によってブロック積みが右岸側で延長26.8メートル、左岸側で延長18メートル崩壊したことから、次年度の作付に支障を来さぬよう、農繁期を終えた渇水時期に国の補助事業、補助率50%を活用して施設を復旧する事業でございます。

この排水路は、野村の中山地区から海本町、天神町、阿野田町、菅内町を通過しまして鈴鹿川へ放流する農業用排水路でございますものの、現状は、農業排水だけでなく生活排水や工場排水、国道306号等の道路排水が多く混入している状況でございます。こうした状況から、この排水路は

農業受益者のみの維持管理範囲でないと判断をいたしまして、受益者分担金につきましては亀山市農林水産事業分担金条例第6条の、市長は、災害その他特別の事情がある場合に限り、分担金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができるに基きまして免除するものでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

あくまでも農業用排水路としてのブロック積みが崩れたんでしょう。それによって来年の耕作ができないからされるんだと。受益者は決まっていますよ、そのかんがい用水を利用する人が。いかなる水がどういように入っておろうが、自分のところの都合のいいようかんがい用水がとれるわけですよ。湧き水であろうが河川から上がろうが。ここだけなぜ、受益者は決まっていますよ。田んぼをつくる方が見えるから今の時期にやるんでしょう。それによって受益をこうむるわけですよ、受益者として。それがその20%の、今の市の条例が20%、それにするかせんかは別ですよ、中身によって。ゼロでよろしいって、受益者負担を全部やめたほうがいいですよ。ここだけやれるんだったら。そんな条件だったら幾らでもつけられますよ。関でもようけ、いろんな排水が入って、今ようやく下水ができたからある程度今はできておるけど、ほとんど下水も含めた中で河川とかでとってかんがい用水にしておる。ようけあったですよ。なぜここだけ受益者が決まらないんですか。それによって明らかに恩恵をこうむって田畑をつくるわけですよ。受益する方が見えるわけですよ。なぜ受益者負担をここは取らないんですか。再度聞かせてもらいます。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この排水路につきましては、あくまで農業用排水路でございますものの、先ほどご答弁申し上げた農業排水だけでなく生活排水や工場排水、国道306号線等の道路排水が多く混入している状況であるということございまして、今回免除するというものでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そんな工業排水や道路排水を入れて田んぼをつくる人はいないですよ。今言いましたような工業排水やら道路排水やらそんなものを入れて田んぼをつくる人はいないですよ。そんなことを言うて免除するんやったら、今の受益者負担金条例は全て廃止するべきである。私は再三20%は高いし、農耕作するのにそんな受益者負担金払ってまでも水路は直さんという、だからもう田んぼはやめますという農家はようけ見えますよ。そんな実態の中で、やめるんやったらよろしいよ。そのかわり、これからの亀山市の農業排水関連の受益者負担金は、林道も含めて全てやめるべきやということを申し上げて、これからその分は予算決算委員会でまた審議させていただきます。終わります。

○議長（西川憲行君）

17番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いてお諮りします。

質疑はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

なお、台風21号の影響により昨日予定しておりました会議は休会とさせていただきましたことから、本日から一般質問の最終日まで1日ずつ日程が変更になっておりますのでご了承ください。あす6日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後からは市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 4時09分 散会)

平成 3 0 年 9 月 6 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

平成30年9月6日（木）午前10時 開議

- 第 1 上程各案に対する質疑
- 議案第52号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について
 - 議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について
 - 議案第54号 亀山市健康づくり関センター条例の廃止について
 - 議案第55号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
 - 議案第56号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第57号 平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第58号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第59号 平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第60号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第61号 平成29年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
 - 議案第62号 平成29年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
 - 議案第63号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
 - 議案第64号 平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定について
 - 報告第11号 決算に関する附属書類の提出について
 - 報告第12号 健全化判断比率の報告について
 - 報告第13号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
 - 報告第14号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
 - 報告第15号 亀山市公共下水道事業会計資金不足比率の報告について
 - 報告第16号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
 - 報告第17号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
 - 報告第18号 専決処分の報告について
- 第 2 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 第 3 請願第 2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 第 4 請願第 3号 防災対策の充実を求める請願書
- 第 5 請願第 4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 第 6 請願第 5号 （仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める請願書
- 第 7 請願第 6号 農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める請願書

第 8 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総合政策部長	山 本 伸 治 君	生活文化部長	佐久間 利 夫 君
健康福祉部長	井 分 信 次 君	産業建設部長	大 澤 哲 也 君
上下水道部長	宮 崎 哲 二 君	危機管理監	久 野 友 彦 君
総合政策部次長	落 合 浩 君	生活文化部次長兼 関 支 所 長	嶋 村 明 彦 君
健康福祉部次長	伊 藤 早 苗 君	産業建設部次長	亀 淵 輝 男 君
生活文化部参事	深 水 隆 司 君	産業建設部参事	服 部 政 徳 君
産業建設部参事	草 川 保 重 君	会計管理者	渡 邊 知 子 君
消防長兼消防部長	平 松 敏 幸 君	消 防 署 長	豊 田 邦 敏 君
地域医療統括官	伊 藤 誠 一 君	地 域 医 療 部 長	古 田 秀 樹 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 部 長	草 川 吉 次 君
教育委員会事務局参事	亀 山 隆 君	監 査 委 員	渡 部 満 君
監査委員事務局長	青 木 正 彦 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	松 村 大 君

●事務局職員

事 務 局 長 草 川 博 昭 書 記 水 越 いづみ

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（西川憲行君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、9月4日に上陸した非常に強い台風21号の影響により、近畿地方を中心に甚大な被害が発生しております。また、本日午前3時8分ごろ、北海道において震度6強の地震が発生いたしました。改めて自然の驚異を思い知らされたところでございますが、お亡くなりになりました方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

日程に先立ち、お諮りします。

15番 前田 稔議員から、5日の議案質疑において不適切な発言があったとの理由によりその一部を取り消したいとの申し出がありましたので、会議規則第63条の規定により取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

前田 稔議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

冒頭に議長の発言がありましたように、台風21号が駆け足で抜けていきましたけれども、関西空港のような非常に重大な被害をもたらす台風でありました。

私は、この台風を通じて自然の力のすごさというものを改めて感じさせられた次第です。人間の想定など超えていくということは、やっぱり我々も、亀山市としても教訓にしなければならぬということを申し上げて、質疑に入ります。

まず、議案第64号平成29年度亀山市病院事業会計の決算の認定についてであります。

この病院事業については、平成27年12月議会で地方公営企業法の財務のみの一部適用から全部適用へ変更する議案が提案されました。

櫻井市長は、提案理由説明の中で次のように述べられました。従来の財務適用から全部適用への移行を行うことによりまして、医療、保健、福祉の包括的な政策の推進、それから医療センターの経営健全化に向けた病院経営上のより機動的な体制を早急に構築する必要があるという中で、今回大きな変革ではございますが、経営形態の変更を判断いたしましたものでございますと。

このとき述べられた医療センターの経営健全化が、地方公営企業法の全部適用移行後のこの2年間でどうなったのかをきょうはただしたいと思います。

そこで、まず病院事業管理者にお聞きしたいと思います。

法の全部適用から2年目の決算となりましたが、経営改善の観点からこの決算をどのように評価しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

おはようございます。

平成28年度より、議員申されましたとおり、公営企業法の全部適用に移行いたしまして経営改善に取り組んでまいったところでございますが、平成29年度決算におきましては、平成28年度からの取り組みの効果があらわれ、収益的収支におきます赤字幅が対前年度比較におきまして約1億5,000万程度減少しております。この要因といたしましては、平成2年に開院して以来、病床削減を伴う地域包括ケア病床を15床開設いたしました。このことによりまして、一般急性期と回復期とのバランスのとれた入院病床の運用となり、病院全体の病床利用率が向上したことが大きかったと考えるところでございます。

一方、経費削減につきましては、専門コンサルとともに病院職員全体で委託経費等の削減に取り組んだ結果によるものと考えておるところでございます。

なお、経営改善の第一歩として目標としておりました資金残高が減少しない状態、そこまでをまず取り組んでおったところでございますが、赤字幅が減少したものの、約5,000万円程度の資金が減少となりましたことから、現時点におきましてはさらなる取り組みが必要と考えておるところでございます。

なお、本年4月より地域包括ケア病床の4床の増設や、訪問看護ステーション化等を行ったところでございますが、今後におきましても診療報酬制度の的確な運用、あるいは健康診断等の受け入れ体制の充実などに積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁いただきました。前進した面もあるけれども、まだまだ十分ではないというような趣旨だというふうに思います。

私は、この全部適用直前の平成27年度の決算と、それから全部適用後の28年度と29年度の決算を比べてみたいというふうに思います。

3つの点が指摘できるのではないかと思います。1つは、まず入院収益が28年度が前年より減っていますけれども、29年度は27年度より大きく上回っているという点で、一方、外来収益は27年度以降減り続けているという、減少傾向に歯どめがかかっていないということですね。

2点目は、累積赤字を示す当年度未処理欠損金が、27年度の7億1,000万から28年度に9億7,000万円、そして29年度の10億9,000万円へと増加し続けており、これも歯どめ

がかかっておりません。

3つ目は、流動資産のうち現金預金、触れられましたけれども、28年度に有価証券の売却で3億円ほどふえて、29年度はさらに5,000万円ほど増加しています。これは、決算書の表面上の問題であります。その中で、特にやっぱり分析してみますと、隠れた問題があるということですね。

先ほど病院事業管理者も言われましたけれども、実際には当年度損失、赤字が1億1,600万というふうになっておりますけれども、例えばこれを赤字補填として市が出している補助金、約1億円がありますけれども、これを収益として計算した上でのこの赤字なんですね。だから、もしこの補助金1億円がなければ赤字額は2億1,600万円になるということですよ。だから、この実質的な赤字が2億1,600万円ということでもいいのか、この点について確認をしたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

議員おっしゃるように、決算上は1億1,600万円の赤字でございますが、一般会計から赤字補填として9,900万円ほどを繰り入れていただいておりますので、議員のおっしゃる額が赤字額という形になってまいります。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁ありました。累積赤字を示す未処理欠損金というのが29年度で10億9,000万円というふうになっておりますけれども、これは毎年市が赤字補填として補助金を出している、この分を差し引きしたもので計算をされておりますので、実際これを入れなかったとした場合の赤字額というのは相当な金額になるだろうということでもあります。

それから、もう一つ隠れているのは、これもきのうの質疑でも指摘をされましたけれども、監査委員の決算審査意見書にこう書かれています。また、キャッシュフローの状況を見てみると、5,739万円の資金増加となっているが、建設費等が翌年度支払いになったことなどが要因で、実質的には約5,000万円の現金預金の減少であるということをおっしゃっています。

再度、またこの内容について答弁を求めたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

昨日も森議員のほうにご答弁をさせていただきましたが、キャッシュフロー上は平成28年度と比較して約5,000万円程度増額しております。期末資金残高。

しかしながら、29年度に行った受変電装置の改修工事が30年度に支払いがずれ込んだことも含めまして、28年度と比較して資金は約5,000万円程度減少したという結果でございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

2つのことを指摘させてもらいましたが、やっぱりこの決算書の表面ではわからない財政状況、だから累積赤字はもっと膨大なものになってくるということと、それから現金預金は減少に歯どめがかかっていないということね。だから、そういう意味では経営改善が進んでいるのかというと、やっぱりこれはそうとは言いがたい状況であろうというふうに思います。

次に、私はこの点をただしたいんですけども、全部適用がどうだったのかということなんです。この平成27年12月議会で、地方公営企業法の一部適用から全部適用への移行を行うことにより、全部適用のメリットを最大限に生かし、保健、医療、福祉の包括的な政策の推進と、医療センターの経営健全化に向けた病院経営上のより機動的な体制を早急に構築することが必要であると答弁をされました。

本当に全部適用のメリットを最大限に生かすことができ、効果があったのかということですね。この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

地方公営企業法を全部適用した効果といたしましては、病院事業管理者が病院事業の業務に関して広範囲の権限を持ったことから、柔軟性かつ自主性のある取り組みが迅速に行うことができるようになったことが最大の効果であると考えております。

その例といたしましては、先ほど統括官も答弁いたしましたが、短期間でスムーズに地域包括ケア病床の開設に踏み切れたことが上げられます。これによりまして、病床の高い稼働率にあらわれておりますように、市民のニーズに早急に対応することができ、また今回の決算においても医業収支は大幅に改善したというふうに感じておるところでございます。

今後も全部適用のメリットを生かしまして、経営改善に向けたさまざまな取り組みを行っていく所存でございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これ、私たち議員団が27年12月議会で反対討論をしました。そのときに、このように言いました。医療センターが抱える問題の改善は一自治体の経営形態を変更すれば何とかできるという問題ではなく、一部適用のままでもいいということでもあります。

それで、先ほど財政問題も聞きましたけれども、やっぱり改善はなかなか難しいという問題がありますし、それから今その効果として言われましたけれども、じゃあ一部適用の状態でするということができなかったのかというと、これはできないはずはないんですよ。だから、病院事業管理者がいたからこそできたという話ではないというふうに思います。一部適用でも十分できたんだろうというふうに思います。

そこで、じゃあひっくり返して聞きますけれども、一部適用ではできなかったけれども、全部適用でできたというのは、先ほど言われた病院事業管理者がいろんな形で判断できるという、このことだけですか。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

地方公営企業法の一部適用ではできなかった効果につきましては、まず病院職員の経営に対する意識改革が大きいと思っております。

全部適用前は、病院経営について関心を示す職員は多くありませんでした。医療センターの経営基盤の確立を目指す姿勢を全部適用することにより市が示したことにより、また病院事業管理者が経営に対する方向性を具体的に職員に示して、常々示しておりますので、その職員の経営に対する意識の向上が図られていったと考えております。

その結果、さまざまな角度から経営改善につながる事項を検討する場を積極的に職員が設け、その中でプラン化し、実行に結びつける体制につながってきているというふう実感しております。

また、今年度には事務部門のみならず、診療部を除く全部署を部課制にして、部長、課長、グループリーダーを置くなど、組織改革も行ったところでございます。

各部門における責任を明確化したことにより、病院経営に対する意識は今後さらに高まっていくと考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

その意識改革が進んだというのは答えにならないと思いますよ。要するに、地方公営企業法の適用を受けているということに関してのやっぱり意識改革がなければあかんのですよ。一部適用であっても、全部適用であっても。だから、その問題は全部適用したから意識改革が進んだなんていうのは答えになっていません。だから、一部適用でもそれはやらなきゃならないんです。できるはずですよ。

それから、平成27年12月議会、これは何遍も出しますけれども、全部適用の効果としてこのように言われております。病院事業管理者において、医師確保が即断できること、また病院の収益につながるよう、医事にたけた人材を医療センターとして確保できることを上げております。

こういう答弁から見て、今回2年たちましたけれども、経営改善の観点から病院事業者を設置した効果があったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

地方公営企業法が一部適用であったときには、病院経営における主な権限が医療センター内になく、病院経営の具体的な方向性が示されることがなかったため、主に医療スタッフからの指示や要求を事務部門が支えるという構図ができ上がっておりました。病院職員が一丸となって病院経営に対して積極的に取り組むことについては、なかなか難しいことがありました。

しかしながら、病院事業管理者を設置し、医療現場に即した病院経営の方向性を示すことにより、事務部門のみならず、病院全部門が病院経営に関するさまざまな取り組みに積極的に参加できる環境が整ったと感じております。

また、病院事業管理者を設置したその他の効果といたしましては、国のガイドラインに基づき平成21年3月に亀山市立医療センター改革プランを、平成29年3月に亀山市立医療センターアクションプランを作成し、医療センターの経営等について目標を定め、さまざまな取り組みを行っております。

病院事業管理者が明確な方向性を示すことにより、計画に示した目標に対して確実に進んでいると感じております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あなたがその病院事業管理者を置いたことよっての効果を強調すればするほど、一部適用のときの市長がいかに方向性を示さなかったか、病院事業について具体的な指示をしなかったかということを行っているわけですよ。それがなかったのが、病院事業者を置いたことよってそれができるようになったとあなたが言うわけですよ。だから、市長がいかにこの医療センターについて策がなかったか、指示がなかったかということをお前は答えたことになるんですよ。

それで、市長にこれは最後にお聞きしたい。こういう形で病院事業管理者を置いたんですけども、本当にこれは経営改善や医師確保、これは医師確保もできていませんよね、言われていますけれども。即断できるというふうに言われていますけれども、即断どころか確保すらままならないというのが今の状況ですよ。

先ほど決算も言いましたけれども、外来収益の減少、累積赤字の増加、それから現金預金の減少、こういうことに歯どめがかかっていません。そんな中で、本当にこの病院事業管理者を置いたことが経営改善や医師確保で効果があったというふうには市長は考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

私からも、先般の台風被害、そして本日の北海道での地震被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

服部議員のご質問にお答えをさせていただきますが、ちょうど平成29年度決算は、ご指摘のように経営形態を全部適用に転換をして2年目の決算でございました。今ご指摘のように、当然病院事業の今日までの構造的な課題とか、それから地域医療を取り巻く大変難しいさまざまな要素を、ぜひこれをしっかり再構築しながら次の展開へつなげていこう、そして再来年には開院30年を迎えますこの亀山市立医療センターが自治体病院として市民の皆さんの命や健康や福祉をしっかりと支えるような役割を担っていけるように、従来の課題の解消のために経営形態の改善を行ったところでございます。

また、病院事業管理者を設置して、その統括責任のもとに、さらに機動的で効果的な体制の推進を意図したところでございます。

それで、今幾つかご指摘もいただきましたし、私どもが医療センターのアクションプラン等々に

において目標といたしております課題、目標に対して、まだまだその改善努力は途上にあるというふうに考えておるところでございますが、一方で在宅医療の後方支援病院であるとか、地域包括ケアのサポートであるとか、そういう役割も一定担いつつ、病院事業のこの収支改善に向けてしっかり努力をしていくということの今大事な局面であろうというふうに改めて考えておるところでございます。

平成21年までの20年間に起きました累積の赤字を全部一般会計の税金でお尻を拭いていくということから脱却をして、今日その努力を進めておるところでございますが、この経営収支の改善とあわせて、地域医療の質という両面をこの体制でもってさらに前進をさせていくという意味では、この全適への転換というのは一定の役割があったと思いますし、今後におきましても、さらに意識改革や仕組みの改革も含めて全力で改善をしていくということになるかと思っております。

一定の成果の途上にあるというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あんまりその病院事業管理者を置いてよかったと言うと、今まで自分がやっていなかったということ言うことになりますので、言えないかと思っておりますけれども、やっぱり4年の任期ですわね、病院事業管理者は、4年の任期の中でも半分まで来たというところで、やっぱりきちっと見なきゃならんなどということでは今回は取り上げさせていただきました。さらなる議論をまた予算決算委員会でやっていただければということをお願いしたいと思います。

次に、議案第55号平成30年度亀山市一般会計補正予算についてであります。

この第2表、債務負担行為の補正についてでありますけれども、債務負担行為とは、通常その年の支出はその年に予算計上をするのですが、向こう数年間支出が予定されている場合、債務負担として前もって上げて、実際の予算はその年度ごとに計上するという仕組みであります。非常にわかりづらいもんですね。つまり、将来の負担をあらかじめ約束しておくということでもあります。

今回、放課後児童クラブ、つまり学童保育所ですけれども、それと勤労文化会館の指定管理が平成31年度から5年間の債務負担行為補正として計上されています。

この2つの指定管理については、公募せず、非公募ということでやられております。つまり、競争相手を求めないということでもあります。

この非公募の指定管理については、昨年総務委員会が調査研究を行い、議会の提言としてまとめ、市長に提出した提言で次のように述べています。指定管理者の選定方法について、競争のない非公募は廃止するとともに、放課後児童クラブや地区コミュニティセンターなど、この中には今回の勤労文化会館も含めます。収益性のない施設は直営、または業務委託に管理方法を改めることという提言をさせていただきました。

そこで、今回この議案の提案に当たって、この議会の提言がどのように検討されたのかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

昨年9月に総務委員会から指定管理者制度について、競争性のない非公募の廃止、収益性のない施設の直営、または業務委託への変更、モニタリングの評価方法等の見直しなどの提言をいただいております。

この提言を受けまして、市の対応としまして第2次行財政改革大綱後期実施計画の取り組み項目に新たに掲げ、検証と見直しを行っていくとしております。

この実施計画におきましては、平成18年度の指定管理者導入から約10年余が経過した現在、平成30年度、31年度において個々の指定管理施設のみならず、指定管理者制度全般的なあり方についても検証していくものであります。

なお、指定管理者制度の目的といたしましては、市民サービスの向上、経費の削減でありまして、効果といたしましては、直営よりも管理者の自主性、独自性の発揮を期待できるというふうなことでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、私が聞いたのは、この提言が検討された結果として議案が出ておるのかどうかですよ。もう一度。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

本年4月10日に市長を委員長とする行財政改革統括管理委員会におきまして、先ほどの総務委員会の所管事務調査による提言を踏まえた上で継続を決定したということでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ちょっと驚きますね、これは。

例えば、今回資料で平成30年度亀山市一般会計補正予算における債務負担行為補正資料というのがあります。この中に、これまでの指定管理による管理運営についての検証及び評価というのがある。これは、現在の指定管理でどうかということだけですよ。つまり、総務委員会、議会が指摘したのは、非公募のものは指定管理から外したらどうか。そのことについて何も触れていないです。検討されたのなら、そういうことが書かれていいわけですよ。議会からこういう提言があったけれども、これは指定管理から外すべきではないということは書いていないですよ、何も。

全くこれ、検証及び評価となっていますけれども、全く検証でも評価でもないですよ、これ。

去年の総務委員会が放課後児童クラブの方と意見交換をしました。そのときの出された意見、これは提言にも入っていますけれども、紹介したいと思います。公設の定義が曖昧であることから、指定管理者制度の趣旨、基準がわからない。5年という指定管理期間があるため、安定性、継続性の面で不安がある。利益が生じない放課後児童クラブには指定管理者制度はなじまない。協定書において、5万円以上50万円未満の修繕については、市と指定管理者で協議を行うこととなっていることから、協議に時間を要し、修繕がなかなか進まない。こういうような声が出されました。

こういうことを本当に検討されたのかどうか、こういう意見もね。その点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今回、債務負担行為補正資料に上げてございます検証及び評価というのは、議員のおっしゃることは今までの検証と評価であります。そして、ここの中で個々には具体的なことについてはここには触れられていないこともありますけれども、こういうようなものも含めて検証はされておるということでございます。

そして、この非公募とかそういうようなことについては、30、31年度について検討していくということでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

6月議会のときにも言いましたけれども、結局、その行革大綱で30、31年度にやるというんですよ、見直しをね、検証を。だから、非公募についても先ほど言われたように見直しをするというんですよ。だったら、何でこの時点で31年度から5年間のものを出してくるんですか。おかしいでしょう、これは。

あなた方、30年度、31年度で見直しをするんですよ。そのことによって、場合によっては指定管理でない方がいいかもわからん、こういう結論だって出るんですよ。ところが、その結論が出ても35年度までは指定管理でいくんですよ。おかしいでしょう、それは。

あなた方がこの年度と31年度で見直しをすると言っている、それに合ったような提案の仕方があるでしょう。31年度の検討期間までは暫定的に2年間でも指定管理するとか、3年間指定管理するとか、それから以降についてはその検証結果が出てからにするとか、方法は幾らでもあるわけですよ。ところが、もう5年間縛るんですよ、これ。だから、36年度以降しか反映されないですよ。

市長、それでいいんですか、これ。そんな見直しで。行革大綱でうたって、検証と見直しを掲げて、それでその検証と見直しがまだこれからするという段階で、もう31年度から5年間の指定管理が議案として提案される。こんなやり方はおかしいでしょう。

市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、議会の提言も踏まえ、私どもはさまざまな角度から検証をし、一定の考え方を整理した上でご提案をさせていただいてまいりました。

現状としましては、検証結果の中において放課後児童クラブにつきましては今一部そのようなご指摘をいただきましたが、かといって公的な施設を柔軟性のある指定管理という形で運営するのがいいのか、あるいは業務委託のように市がその業務委託として出すのがいいのか、そうすると非常

に限定された、裁量権が入りませんので、そういうさまざまなことも考えますと、今展開をさせていただいておりますこの放課後児童クラブにつきましては、サービス面、コスト面、管理運営面におきましてもおおむね良好であるという判断をさせていただいたものでございます。

それで、指定管理者によります運営につきましても一定の成果が見られるというふうに評価をさせていただいて、今回その形を継続させていくということでもあります。

一方で、行財政改革大綱でお示しをさせていただきましたのは、そもそもの指定管理者制度全体としてのあり方を大きく検証していくということ、やはりこれはもう少し大きな視点も入ってこようかと思っておりますので、そういう問題につきましては第2次行財政改革大綱の実施計画に掲げて、私どもはこれを今しっかり見詰めていこうということでございますので、その点につきましては一定のご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いつものことですけどね、長々と答弁されるんですけども、聞いたことには答えていないですよ。

私は、30、31年度と見直しをするんなら、その結果が出てから指定管理者制度を続けるという話ならわかりますよ。ところが、もう35年度までは続けるという議案なんですよ。おかしいでしょうということをおっしゃるんですよ。それに対して答えがないですよ。再度、答弁を求めます。

それから、市長が先ほど踏まえてやったと、議会の提言を。ところが、その後で言われたのは、大きな根本的な見直しはこれからやるんやと。踏まえていないじゃないですか。議会が提言しているのは、根本的な見直しですよ。非公募のものまで指定管理していいのかということをおっしゃる。収益性のないようなものまで指定管理でいいのかという根本を問うているわけですよ。何も踏まえていないですよ。これからやるんですよ。そういう状態でありながら、なぜ35年度まで、31年度から5年間を今提案してきたのか、このことについての答えがなかったですよ。もう一度答弁をお願いします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

なぜかということについては先ほど申し上げましたように、この間運用させていただいてまいりました放課後児童クラブの指定管理者制度による運営におきまして、おおむねこれは良好にその成果が生み出すことができたという評価をいたしておるところでございます、それをやはり今後におきましても継続をしていくのがベストであるという判断をしたということでございます。

ただ、指定管理者制度は他の公共施設につきましても一定の考え方をやっぱり整理することも必要かと思っておりますので、それについて行財政改革の視点から点検をしていくということで申し上げたところでございます。

今日までの指定管理者制度の成果、これでおおむねの良好な成果につながっておるといった判断のもとに、次の5年間もその制度を継続していくということをおっしゃるところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

結局、指定管理者制度で成果があるということなら、何も30、31で見直しなんかせんでええやないですか。矛盾しているんです、あなたの言うのは。

だから、指定管理者制度でいいのであれば、先ほども放課後児童クラブの方の意見を紹介しました。利益が生じない放課後児童クラブには指定管理者制度はなじまないと言っておるんですよ。こういう声があるんですよ、現実には。そういうことも踏まえてやるのがこの30、31の見直しですよ。それをやらずして、なぜ31年度から5年間やるんですかということを開いておるわけ。

結局答えになりませんので、もうこれで終わりたいと思いますわ。

やはりきちっとそういうことには答えていただきたいということを申し上げて、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきますと思います。勇政の櫻井でございます。

直近に大型台風が来るわ、きょうはまた北海道で震度6強の地震が起こったと。日本中はどうなっておるかという中で、当亀山市においても一層危機管理体制を充実していただきたいことを申し述べて、質疑に入りたいと思っております。

今回質疑させていただきますのは、議案第52号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正についてでございます。

まず、改正内容については提案理由で述べられましたけれども、今回の施設改良において、まず当初予算で設計費420万、工事費2,100万が計上されております。そこにおいて、この改正内容については定数を20としております中で、建物の総面積及び学童の利用できる有効面積をお教えいただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

おはようございます。

ご質問いただきました、今回昼生小学校区に新設整備いたします施設のことなんですけれども、敷地面積としましては、昼生小学校の学校敷地内、全体として1万8,348平米の中に建てさせ

ていただくこととなります。

場所としましては、体育館の北、校舎の西というか、体育館の北側のスペースになるところです。そこに建てていくということで、建物の面積としましては建築面積91平方メートルを予定しているところでございます。

この中には保育室、それから給湯室等々ございまして、いわゆる保育スペースというところにつきましては42平米を予定しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そのほか、ちょっとお聞きしたいんですけども、市長に。今回、昼生小学校区の児童クラブ、確かに通告にも書かせていただいたように、児童数は年々減少しております。平成30年、63名。平成31年は見込みで67名という形になっているということが見込みで示されております。

平成25年には81名学童は見たんですけども、今回その条例定数で20名と規定されております。私は、基本的には学童保育所は国の補助対象として1単位40名を基本としておる中、この20名とした根拠について市長にお聞かせ願いたい。

と言いますのは、先ほど伊藤次長から建物の総面積は91平米、学童の有効利用面積は42平米ということで、42平米を1.65で割った場合、恐らく20名以上の収容人員になると思います。ちなみに、20名で33平米、40名で66平米ということで、42平米となると、少なくとも25名は有効面積になると思います。にもかかわらず、今回20名にして条例改正を提案されておりますけれども、その根拠について市長としての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、この昼生小学校区の放課後児童クラブの整備に当たりましては、足かけ2年、3年という経過がいたしておりますが、地域の皆様の要望等も取り入れながら、よりよいものになるように検討を重ねてまいりました。その結果、このような形、公設の施設として学校敷地内に設置することとして整備を進めておるわけでございますが、その規模につきましては学校区の実情に即した適正なものであるというふうに考えております。

今、昼生小学校の児童数の年々の推移等もご紹介もいただきましたけれども、私どもとしては一定の利用者数の増加も見込まれるということではありますが、定員を20名と設定いたしました。しかし、なおこの施設としましては、仮に定員を上回った場合でも若干の増加には対応できるというものでございまして、私どもとしては学校区の実情に即した適正な規模であるというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そこら辺がやっぱり市長の学童に対する考え方の、僕は甘さがあると思う。

やはり単純に計算しまして42平米、25.4名です。25名です。20名を超えた場合に多少余裕があるのやでよろしいよというものではないんですよ。やはり昼生の学童については、市長が就任される前に、その昼生学童というのは亀山市内で一番最初にできた施設やないかと私は思っていますけれども、その中で地域の方のいろいろなご努力、議員の方もご努力されて、昼生の学童が誕生したと。それで、市内各所に19施設の公設及び民設民営の学童が設置されたと。

この中で、やはり学童施設の状況によって、ちなみに西小学校においても最初は羽若のほうで民家を借りて学童保育をやったと。ところが、やっぱり学校から遠隔地でやったもので、森新聞さんですか、お世話になりまして、そこで学童を再開した場合には希望者が多くなって、第2の施設をつくったと。井田川小学校区においても3カ所の学童ができた。やっぱりその中でも1単位あたり40名という基準のもとに、だんだんに1つを2つ、2つを3つと変えていったわけですよ。

確かに学童も通常見込みの中で20名に設定したけれども、余裕があるという考え方よりも、やはり基本的にこの施設がよくなった場合に、やはり今までは施設が悪かったであんたはそこで住みたいとか何か、私の部屋よりもええというようなことを過去に言われたんやけれども、施設がよくなった場合はおおむね20名と、今その利用者の数はその20を下回っておると思いますけれども、やはり施設がよくなれば、やはり友達同士で一緒に行こうやないかというようなときに、20名というような基準で決めた場合に、それが一つのネックになったかと思えます。一緒になって入れない子供たちができると。それやったら、やはり1単位40名という形になって、地域の要望に応える施設の定数を確保すべきやと思えます。

私らの計算で、42平米の場合やったら25名の定数まではこの条例改正においてやるのが普通じゃないかと私は思うけれども、そういうようなお考えはなかったか。余裕がある場合には、20名で定数が決めておいても5名ばかりの余裕があるから、その地域によって、そこへついでに入所してもよろしいやないかというようなお考えですか、そうすると。20名定員。

条例というのは一つの地域、この亀山市の一つの基準になるわけです。そういうような中で、きのうでも小坂議員が言われたように、負担金の問題でもどうのこうのいろいろな議論をやられたと思う。それは、ある場合にはよろしいやないかと、超えても。ある場合にはまあまあと、こういうのはやっぱり行政ではないと思うんですわ。その施設をつくるんやったら、40名1単位という形で条例改正をしておいて、そして地域の要望についてやっていくのが本来の行政ではないかと私は思いますけれども、20名を超えた場合は少々5名ぐらいの余裕があるで、その施設に任すというようなお考えでいいんですか。再度、ちょっと聞かせていただきたい。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昼生小学校の全校児童数が今63名ということで、その数は年々減少傾向にあります。これは大変寂しいことではありますが、しかしこの放課後児童クラブの利用ニーズは現在ご利用が15名ということでありますけれども、一定のニーズの高まりはあろうというふうに予測をいたしておるところでございます。

平成36年に、これもお話がありましたように、今40名の児童数ということが予測をされておるところでございます、大体、亀山市全体におきましても、全小学生の20%ぐらいのご利用を

いただいております。600名ぐらいのご利用をいただいておりますが、いわゆる昼生小学校の現状、それから今後の展望を考えますと、学区の実情に適した適正な規模であろうというふうに思いますし、若干の、仮に定員の20を上回った場合におきましても、そこは若干の増加に対応できるものというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、私どもは地域の本当に各運営をされる皆さんや地域の皆さん、自治会とか住民の皆さんとも本当にいろんな思いを共有しながら積み上げて今日に至っておるところでございますので、議員のおっしゃられる意味というのは理解させていただきますけれども、今日の現状の中で、私どもとしては適正な判断の規模というふうに考えて提案をさせていただいております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、その適正な判断という中で、そうすると、きのうも小坂議員がいろいろ関の学童保育の移転についてもいろいろ議論をされた。それでも明確な答弁をされなかった。そういう中でも、この昼生についても明確な答弁をされない。

やはり、25名やったら25名を収容できる、42平米やったら25名としてまず出発すると。そしてなにか足りなかった場合には、これ、国からの補助基準は40名を1単位とすると。40名を超えた場合にはもう一つをつくりなさいというのがあります。つくらんことには補助対象の施設にはならんということで、今日まで亀山市は第1、第2、第3とこういうふうにつくってきたわけです。

だから、やっぱりそういうようなことを考えた中で、放課後児童クラブというのは基本的に、今回は昼生は民設民営が公設民営になると。ましてや指定管理になるというような形で運営形態を変えていくと。だから、その中で基本的なことがやっぱり市長の考えの中にあるのかないのか。非常に、今の答弁を聞かせてもろうても、私は不思議で仕方ない。その場当たりの行政というのは絶対あかん。やっぱり将来を見据えて。

というのは、あなたのキャッチフレーズか何か知りませんが、市長はこんなことをよう言われますな、亀山市住めば悠々と、よう発言されます。この亀山市住めば悠々というのは、もっと若い人らがもっと亀山市に来てくださいというようなことを考えた中でこういうようなことを言うておるのやったら、学童の場合の定数についてももう少しきちっとした考え方を持って運営、それから条例等を設定していかんことには、やっぱり非常に不安やと、あなたのその姿勢自体がと思いますけれども、決して施設がよくなって仮に26名であっても採用するおつもりかな、そうすると。26名になっても。6人希望者がふえた場合でも、1.65の基準に合いませんけど、25.45なんですよ。保育施設も、そういうのも含めると、そうすると、26名になったら26名目はどうするんですか、そのときは。ちょっとそれのお考えを聞かせていただきたい。

5名は余裕があると、26名目はどうするんですか。そこを一遍どういうふうにお考えになるのか。それを切るんですか、切るというか、その方には抽せんして抽せんを外してもらいますか。そういうようなお考えですか、そうすると。ちょっと聞かせてください。26名目の対応を。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどから申し上げておりますが、定員を20名として設定し、今回のさまざまな機能とか形態とか運営委員の皆さんのご要望も入れ、今回整備をしていくわけでありましたが、その5名が6名定員プラスとなった場合にどうするかということにつきまして、若干のそれはさまざまな増加には対応できるという判断をいたしておるところでございます。

また、今日までの放課後子供対策については、亀山市としては明快な立場で展開をしてまいりましたが、さまざまなニーズに対応しながら今日この環境を整えてきたわけでありましたが、今後もいろんな変化があるかと思えます。

さらに、この学童、いわゆる放課後児童クラブだけではなくて、昼生地区には本当に今子供教室やあるいは子供の居場所づくりにつきまして、地域まちづくり協議会を初め、さまざまなメニューを今努力をいただいておりますので、そういう中でこの新たに整備される放課後児童クラブを初め、そういう環境が昼生小学校区の子供たちにとりまして大きな居場所につながっていくというふうに考えておりますので、そこはぜひご期待をいただきたいというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私はそんなこと聞いていないがな。25名までは20名と規定しても余裕があるから20名を超えても収容はできると。だけど、基本的に1.65を基準としたら、25.45とせずに26名目の学童の希望者が出たときは市長としてはどう対応すんのかということ聞いておるんですよ。そうでしょう、何も答えていないがな、私の問いに。答えてくださいよ。

それと、関小学校区でも40名を超えた場合にどのような1年間動きをしたか、あなたご存じかな。老人福祉センターの2階で間借りで、民設民営で1つの施設は40名で運営しておると。それを超えたもので、これは指定管理を受けてこれを超えたわけです。だけど、その数を超えたもので、老人福祉センターの2階で間借りして1年間を過ごしてくれておるんですよ。そして、今回も条例改正が出ていますよ、保健センターの件で。そういうふうにやってきておるんですよ、各地域の学童は。

だから、昼生についても26名目はどうするつもりやな、あんた。それを聞きたいのや、それを。そんなもんごちゃごちゃ言わんでええ。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何度も申し上げていますが、私どもとしては若干の25名であろうが、26名であろうが、それに対してちゃんとそれは機能できるようにという拠点であろうというふうに確信をいたしておりますし、また今申し上げました関地区での学童もそうなんです、さまざまな積み上げを私どもはさせていただいて今日に至っておりますし、今後のことにつきましてよりよいのはどういうことなのか、こういうことにつきまして検証させていただいて、今後の利用の形態も変わっていくとい

うふうに考えておるところでありますので、そういう中で適正な規模であるという判断をいたしております。

25名、26名ふえていくことについては、またその時点でこれはまたどういう状況になっておるかというのもしっかり見きわめる必要があるかと思いますが、私どもとしては現時点ではこれに対応できるというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう、時間も限られておるもので、もう一言だけ言わせてください。

25名でも26名でも対応できるて、基本的に国の基準は1.65で1人と、このような基準なんですよ、学童の。それに対して、各種補助金があるわけです。それが頭に入っておったら、今みたいな答弁はできへんはずなん。だから、あなたはそのようなことがほとんど頭に入っていない。学童の本質も。本来なら、私は申し述べたいけれども、ちょっと議長にお許し願いたいけれども、あくまでも亀山市の学童はせめて公設民営を主体とした、民設民営やなしに、公設公営の運営をするという一つの市長としての信念を持っていただきたい。あなたはそんなことはないと思うで、ああじゃこうじゃと余分な答弁をする。本当に学童の本質もきちっと勉強してもらって、勉強は100までするのが勉強なの。勉強は、自分が次の世に行くまでは日々勉強するのが一つの、行政についても私事についても、遊びについても日々勉強するのが、一つの人間に与えられた責務だと私は思っていますんで、日々勉強をしてください。

次に移りたいと思います。残り時間がもう18分ですので。

議案第55号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてですけれども、今回の補正は社会教育費、町並み保存費、関の山車会館整備事業の増額補正であります。

これについては、なかなかさきの議会でも1億580万の専決処分をしたと。これは国の補助金を返さならんでというんですけれども、私もこういうようなパネルも出させていただきました。その中で、確かに展示棟、離れにおいて1回目の入札が行われて、2,970万で落札されております。次に、管理棟、展示棟、主屋については、2回目の入札で2,745万で落札がされています、2月28日に。それで、3回目はその専決が行われた9,800万、1億580万が3月27日に入札が行われています。

その中で、今回補正で出されたこの根拠。確かに提案理由には、めくってみたら主屋がかなり傷んでおったからそういうふうになりましたと。通常、私も関町議会議員にならせていただいてから亀山市と合併して3年間議員として活動させていただいていますけれども、今、関の町並み保存とともにこの関町議会議員、亀山市議会議員としてこの地域で議員活動をさせていただいておる中で、それなりに町並みに対する思いはあります。

それで、各伝建建物の方々が修繕等で、当初は、関町時代のときには500万でしたんですけれども、いろいろ議会で議論して、物価も上がったもので上限を800万にしたらどうかとほかの議員の方が提案されて、関町の折に800万に上限が設定されました。合併後も、800万でこの補助金の上限が維持されています。

その中で伝建建物の所有者は800万の補助金をいただいて伝統的建造物の改修事業を行って

ます。その中で、私の知る限りでは500万のときにむくり屋根の家を直された方が大体2,700万から2,800万で、2,300万の手出しで修理をやっています。私の場合はそういうようなことで4カ所ばかり修復をやりましたけれども、五百五、六十万の修繕に対して、手出しが380万から400万近い手出しをやって修復をやっています。

その中で、今回2,700万の中でめくって、そのときにその大工さんと一応見積もりも合わせ、担当者ともいろいろな協議をした中で、全て見た中でその金額を決めてその修復事業をやっています。亀山市は買い取った主屋、離れ、土蔵等々の修繕に、設計した業者が見落としでかどうかわかりませんが、めくってみたら680万余分に要するというような、こういうような予算が出てくることはおかしいやないかと私は思うんですけれども、それをちょっとどういうような経緯についてか、後残りが14分ですから、一遍それをお示し願いたい。よろしく申し上げます。

○議長（西川憲行君）

嶋村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

関の山車会館整備事業に関しましては、新築をいたします収蔵展示棟及び復元修理を行います管理展示棟で現在工事を進めておるところでございます。

今回の補正につきましては、管理展示棟、これは伝統的建造物として特定をしている建物でございますけれども、この旧主屋の設計変更に伴います工事請負費と、全ての施設整備完了後の開館準備における施設管理経費でございます。

まず、管理展示棟の設計変更の内容でございますけれども、大きく3点ございます。1点目は、当初は屋根の一部をふきかえといたしていたところでございますけれども、実際に屋根瓦の解体を進めましたところ、傷みが想定より大きく、屋根を全部ふきかえることとしたところでございます。

2点目は、構造補強の見直しでございまして、軸部の立て起こし作業に取りかかったところ、小屋ばりの状況などが想定していたより傷みが大きく、内部に新たな軸組みを挿入して荷重を負担するよう設計変更をいたしました。

3点目は、内部の解体時に行った調査により得られました新たな文化財的な知見によりまして、間取りや建具等に変更が生じたところでございます。

これらはいずれも実際の工事に取りかかったところ判明した事実に対しまして、追加して工事をさせていただくものでございますことから、今回補正をさせていただくものでございます。

なお、施設整備工事完了後の施設管理経費といたしましては、開館準備にかかります光熱水費、警備保障委託料、通信運搬費等でございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私も、3軒対象で直しました。確かに総屋根ふきもしたし、その大工さんと協議した中でやったんですけれども、めくってみたらわかったではあかんと思う。

それで、それなりにこれも設計関係で入札もやっています、29年10月17日。これは148万円で1回目の入札をやって、この30年3月28日にはでかいほうの山車会館のほうやと思うんですけれども、それでいろんな入札の調書もここにありますが、ここに持っています。その中で、め

くってみやなわからんような設計業者に委託するという事は、市長、それでよろしいのかな、あなたは。そういうような事は、私らも、私の知り合いも、伝建で私の知り合いでも正直この32年間の間に10戸や20戸じゃないんですよ、私の知り合いでも。

そうやけど、今まで町並みの中で400戸の看板が立っています。伝統的建造物と。町並みに即した新築家屋については町並み風にしたら200万、300万というようなあれが出ます。それから、といたかそういうことについても8割の補助が出るというような形で進んでおる中で、めくってみやなわからんというような業者を、市長、選定するんですか、あなたは。これが問題なんですよ、今回の補正は。そのような問題意識は市長、持ってみえるかな。

これに対しては、やっぱりそれなりの、町並みの街道まつりとかそういうようなところをいろいろ歩いて、いろんなにここにご笑って歩いてもらうのはありがたいですけども、もう少しこういうような設計業者を選んだ経緯について、あなたはどのようなこの680万の補正に対する思いは何もなかったんか、あったんか。それをちょっと聞きたい、市長。

市長や、市長でよろしい。市長って言うとなんか、俺は。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

まず、本工事にかかわります設計監理のところでございますけれども、伝統的建造物等の文化財の修理設計に経験のございます業者6社の指名競争入札を経て発注をいたしたところでございます。これらの業者につきましては、関の伝建地区の中において実際に修理修景にかかわります設計経験のあるものでございます。

当初、設計時においても部材の破損等について調査を行った上で設計を行ったところでございますけれども、当初の調査では内部の解体を行えないことから、十分な調査が行えなかった箇所での破損が工事に伴う今回の解体作業の中で新たに確認されたものでございます。

担当といたしまして、これまでの経験を十分に生かせなかったというふうな反省もございまして、設計については適切であったというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

担当者は適正な設計であったと。そうやけど、主屋の設計会社は契約額が345万6,000円、監理も含めて。それで、12月の補正によって繰越で345万6,000円、専決処分の繰越が90万2,000円というような数字になっておるんですよ。そして、離れにおいても監理だけでその前に設計をやったと思うんですけども、適正かどうかの証拠に、主屋の設計監理で345万6,000円の設計監理費を払っておるんですよ。この工事の工期は平成30年3月7日から平成30年7月31日という工期になっておるんですけども、この中で主屋の六百何十万が出てきたの。その設計業者には345万円を払っておるんですよ、これの監理で。もうこれは契約済みですに、これは、既に。ご存じかな、これ。

担当者やなしに、市長にその思いを聞きたいんや。これは適正であったと担当者は言うておる。適正でなかったからこういうような補正をせんなんののですやろう。これは、設計監理者の見過ご

しですやんか。

大体、町並みの伝建を直す場合には屋根瓦、私も直したときは前の瓦は古い瓦を使ってくださいと、新しい瓦にせんといてくださいという前任者、嶋村君の前任者やと思うけれども、その方に指摘されたもんでその古い瓦は残しました。そのかわり、主屋のほうの主体の、これは切り妻ですけども、そこは新しい瓦に全部ふきかえました。前の見えるところだけは古い瓦でやりかえました。ええのを残しておいてね。そのときも、屋根裏も見て、そしてはりの状況。そうすると、はりを見たら大概垂木があるんですよ。それで、杉皮とかが見える。それが設計の、基本的な設計業者としての責務です。それから床下を見る。すると床下の土台が腐っておる。これは間柱というんですけども、これを取りかえならんとか、それを設計するんですよ。にもかかわらず、こういうような補正が出てくると。屋根があかんだと。そんなもん、そんな感性はないんですか、市長。これも担当者任せですか。わしはわからんと、見てもわからんのやったらわからんと言ってください。わかっておってわからんふりをしたらあかん、物事は。

それで、これも本質を市長は担当者にどういうふうにあなたはヒアリングを受けて、聞き取りをしてこの補正予算を計上したんか、そこら辺の本音を聞かせてください、市長。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどのこの設計にかかわります状況につきましては、次長のほうからも答弁がありました、工事につきましては議員もご案内のように、実際の設計段階から工事施工の過程でさまざまな新しい状況の変化とか、これには的確に対応するというのは当然のことであろうかと思っております。

そこは適正なものであったというふうに思っておりますし、そもそもこの関の山車会館整備事業につきましては平成28年度から平成30年度までの3カ年計画で整備をしておりました。本年度が最終年度ということで進めてきたものでございます。今年度末には全ての施設等の工事を終えて、その後開館準備を行って、来年の祇園夏祭りのこの時期ごろには開館をさせたいという思いで事業を展開しておるところであります。

今回の補正につきましては、関宿の伝統的建造物でもあります管理展示棟の修理にかかわる工事経費の補正でございますので、先ほどのような新たな状況が生じたので、それについて事業を前に進めるために必要なものと判断をさせていただいて、補正予算としてお願いをいたしておるものでございます。

いずれにいたしましても、来年夏に向けてさまざまな課題があろうかと思っておりますけれども、しっかりと担当部局には開館に向けた事業の展開を進めてほしいと思っておりますし、私どもとしても住民の皆さんのご期待に応えられるように努力をいたしてまいりたいと考えております。

設計と工事施工の過程でご指摘のようなさまざまな新たな課題が生じるということにつきましては、一般的にもあろうかと思っておりますけれども、私どもとしてはこれを解消するために今回補正計上させていただいたということでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、私が聞いたのは、その設計者にあなたは瑕疵はあるのかと、これを理解するのかということを知りたいの。

これ、私が工事をやっていくのに、当初2,700万用意しましたと。2,800万用意しましたと。なら、それを契約しますわな。めくってみたら、おいおい櫻井よ、680万足らんわと言うたら、わしはその設計業者を訴えるわ。当初契約と違うやないかと。市民の税金やから、あなたは簡単にできるわけや、そんなことが、この補正が。民対民の契約やったら、これはけんかになりますよ、恐らく。それは、訴えるのは設計業者、その見積もりをした設計業者に対して私は訴えますよ、こんなことになってくると。それが本来の姿やないか。

大体、物を建てるときには自分の資本力の2割減で物事をやれというのが私の考えなの。それで2割減にしておいて、これも継ぎ足し、これも継ぎ足して、そして従来の自分の用意した1,000万やったら1,000万の範囲で自分はやると。当初計画は800万を見積もっておいて、最終的に1,000万のものを建てる。費用がかかったと。それで、自分の資金繰りというのが完了したというのが大体私の経験からは、69年も生きておるけれども、私の経験からはそういうふうに思うんですよ。

そういうような中で、今回めくってみたらこんな余分に金がかかると。あなたのお金やないですよ、市民のお金なんですよ。そこら辺のことを考えたら、その設計業者に対してどのような今後対応をするんですか、あなたは。それを聞きたいの。

例えば、そんな不測の事態を招くような設計業者は排除するのか、そういうのはそこまで行かないかと思うの。とか、ペナルティーをかけるとか、そういうようなことの考えを持っていないんですか。ないですか、そんなことは。そこを聞きたいの、私は。

原課はそれはしたいやろうと。山車会館も建てる。主屋も直したい、いろんな思いはわかる。私も同じような思いでこの町並みを見てきましたからな。だけど、設計監理者に対しても何かの処置をすべきではないかということをお前はあなたに聞いておるのやに。勘違いせんといってくださいよ。もう時間がないですから、一言二言あれば教えてください。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

来年の7月のこの事業の完成に向けて、この事業が適切に展開するようにと私どもは思っておりますし、設計監理を、監理業務も含めてしっかり見ていただくとすることが当然のことであろうというふうに考えております。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

どうもありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第52号から議案第64号までの13件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。なお、報告第11号から報告第18号までの8件については関係法令の規定に基づく報

告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

教育民生委員会

議案第 5 2 号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

議案第 5 4 号 亀山市健康づくり関センター条例の廃止について

産業建設委員会

議案第 5 3 号 亀山市営住宅条例の一部改正について

予算決算委員会

議案第 5 5 号 平成 3 0 年度亀山市一般会計補正予算（第 2 号）について

議案第 5 6 号 平成 3 0 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 5 7 号 平成 2 9 年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 8 号 平成 2 9 年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 9 号 平成 2 9 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 6 0 号 平成 2 9 年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 6 1 号 平成 2 9 年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 6 2 号 平成 2 9 年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 6 3 号 平成 2 9 年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 6 4 号 平成 2 9 年度亀山市病院事業会計決算の認定について

○議長（西川憲行君）

次に、日程第 2、請願第 1 号から日程第 7、請願第 6 号までの 6 件を一括議題とします。

請願第 1 号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、請願第 2 号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第 3 号防災対策の充実を求める請願書、請願第 4 号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第 5 号（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める請願書、請願第 6 号農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める請願書の審査については、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会及び産業建設委員会に付託します。

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	平成30年8月24日
件 名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本丸町585 亀山市PTA連合会 会長 寺田 潔 他2名
要 旨	義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	服部孝規、宮崎勝郎、今岡翔平、中村嘉孝、前田耕一
付 託 委 員 会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	平成30年8月24日
件 名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本丸町585 亀山市PTA連合会 会長 寺田 潔 他2名
要 旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	服部孝規、宮崎勝郎、今岡翔平、中村嘉孝、前田耕一
付 託 委 員 会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	平成30年8月24日

件名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本丸町585 亀山市PTA連合会 会長 寺田 潔 他2名
要旨	子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	服部孝規、宮崎勝郎、今岡翔平、中村嘉孝、前田耕一
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請 4
受理年月日	平成30年8月24日
件名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本丸町585 亀山市PTA連合会 会長 寺田 潔 他2名
要旨	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	服部孝規、宮崎勝郎、今岡翔平、中村嘉孝、前田耕一
付託委員会	教育民生委員会

受理番号	請 5
受理年月日	平成30年8月24日
件名	(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市加太中在家6973 加太の自然を守る会

	代表 北澤利明
要 旨	(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業の中止と、住民合意による環境影響評価の進め方への見直しを求める意見書を国の関係機関に提出願いたい。
紹介議員氏名	中村嘉孝、服部孝規、鈴木達夫、前田耕一、櫻井清蔵、新 秀隆
付託委員会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 6
受 理 年 月 日	平成30年8月24日
件 名	農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市能褒野町15-1 拓けゆく能褒野の未来を考える会 代表 永田常吉
要 旨	市内の農業従事者や地権者の要望・意見を十分に理解したうえで、農業振興地域全域に渡り実情に即した農用地指定の見直しを行うことと、耕作放棄地の増加や後継者不足等の課題解決と農業従事者の経営安定化に向け、農業を守るために有効な施策を講じることを求める意見書を市に提出願いたい。
紹介議員氏名	櫻井清蔵、小坂直親、中村嘉孝、前田耕一、森 美和子、福沢美由紀
付託委員会	産業建設委員会

○議長（西川憲行君）

会議の途中ですが、予算決算委員会の開催のため午後1時まで休憩します。

(午前11時30分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

8番 森 美和子議員。

○8番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

きのうに引き続き、きょうは一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、台風21号に関しましては、四国から近畿地方を通り抜けたような状態でありましたが、亀山市におきましても市民生活にかなり影響を与えてしまったということで、被害に遭われた皆様にはお見舞い申し上げたいと思います。

また、今朝、北海道で震度6強の地震がありました。ニュースを見ておりますと、かなりの被害で死者も出ているようですので、お亡くなりになりました方にはお見舞いを申し上げますとともに被災されました皆様にはお見舞いを申し上げたいと思います。

9月1日は防災の日です。今月30日には、市の総合防災訓練も予定をされております。ことしに入って、さまざまな気象変動や地震が起こっております。ことしの初めには、北陸、東北地方を中心とした平成30年豪雪、また西日本を中心とした平成30年7月豪雨、4月9日には島根県西部地震で震度5強、また6月18日は大阪府北部地震、これは震度6弱、またこの夏の猛暑は40度を超える地域が幾つも出たという、こんな状態であります。

このような状況の中では、もはや想定外は通用せず、全てが想定内として対策をとっていく必要があるように感じます。いつも申しておりますが、災害は自助・共助・公助・互助で対応していくことは当然であります。行政で備えることができるものはやっぴいかなければならないと思っております。

ことしの4月から6月にかけて、公明党では全国の地方議員、国会議員全てで100万人訪問調査を行いました。介護、子育て、中小企業、防災についてアンケート方式で行いました。市内でも多くの方の声を聞かせていただきましたので、その中から防災について質問をさせていただきます。

まず大きく1点目、危機管理体制についてお伺いをしたいと思います。

災害時における備蓄品として、液体ミルクを導入することについてお伺いをしたいと思います。

日本では母乳以外の乳幼児のミルクとしては粉ミルクが主流ですが、海外では液体ミルクが普及をしております。常温で保存でき、ふたをあけて吸い口を装着すればすぐに飲める。夜中や外出時の授乳が手軽になり、水や燃料が確保できない災害時にも有効とされております。

公明党女性委員会では、子育ての負担軽減や災害時の備えとして国内生産の解禁に向けて働きかけてまいりました。ことし8月に国内での製造販売が可能となり、厚生労働省では製品の規格基準を定めた改正省令が施行をされたところであります。

まず、亀山市の備蓄品の中でも、現在、乳幼児向けの備蓄品の現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

亀山市の災害対応の備蓄食料の方針は、人口の10%の3日分を基準といたしまして、3カ所、

本町、中央、関の備蓄倉庫を中心に保管しております。

議員ご質問の乳児用の現在の備蓄でございますが、乳児用の備蓄に対しましては、粉ミルクを備蓄いたしておりまして、新生児用ミルク約23キロ、9カ月児用ミルク約20キロ、合計約43キログラムを備えております。

亀山市の平成30年4月1日現在のゼロ歳児及び1歳児の人数は813人であり、乳児の1食当たりの粉ミルク量を26グラムと想定いたしますと、必要な量が19キログラムとなることから3日以上の備蓄量を確保していると考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

粉ミルクの現状についてお答えをいただきました。

ゼロから1歳の813人の粉ミルク43キロ、3日分ということでお聞きをさせていただきました。

それでは、液体ミルクの認識と導入の方向性についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

まずは液体ミルクの認識でございますが、液体ミルクにつきましては、粉ミルクのように熱湯で溶かすなどの手間がかからず、長期保存ができ、海外では広く普及しており、育児の負担軽減や災害時用の備蓄に適していることなどから、市民団体などが厚生労働省に対しまして乳児用液体ミルクの国内での製造販売を可能にすることを要望しておりましたが、乳及び乳製品の成分規格などに関する省令がことしの8月8日に改正されたことにより、乳製品の一つとして位置づけがなされ、これからは国内の粉ミルクメーカーなどが製造に乗り出すであろうと認識しております。

この液体ミルクの導入についてでございますが、ただいま説明させていただいたとおり、また議員がご指摘のとおり、乳児用の液体ミルクにつきましては、哺乳瓶の煮沸消毒などを必要とせず、湯沸かしから飲みやすい温度まで冷ますまでの手間や時間も必要なく、封をあければすぐに赤ちゃんにミルクを飲ませることができるため、災害時に使用面、衛生面などから非常に優良な食料であると認識しております。しかしながら、メーカーの製造ラインの整備や品質検査などが必要なため、流通は早くても来年以降となるであろうと聞き及んでおります。

このようなことから、国内製造メーカーなどの市場の動向を見きわめながら、導入に向けて前向きに検討してまいりたいと思っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

おっしゃるとおり、来年から販売がされるような見通しであると聞いておりますけど、やっぱり普及までには、やっぱり高額ということもありますので、少し見きわめていく必要があるかと思いますが、各自治体が導入すれば価格も下がってきますので、また検討をいただきたいと思っております。

東日本大震災や熊本地震では、海外からの支援物資としてこれが配られて、子育て中の親御さん、

非常に喜ばれたとお聞きしておりますし、今回の西日本豪雨の折にも届けられたと聞いておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、通電火災を抑制するための感震ブレーカーの普及及び補助についてお伺いをしたいと思います。

地震の発生により、停電した際ブレーカーを落とさずに避難すると、後で電気が復旧した際、切れたと思っていた電気製品が再び作動し、それが火元となって起こるのが通電火災であります。阪神・淡路大震災では、原因が特定された建物火災の約6割が通電火災によるものと言われ、その危険性が明らかになっております。

電気製品以外の思わぬところからも火が出る可能性があります。例えば、地震による転倒や落下で傷ついた電気コードです。電気が通った瞬間、コードがショートして火花が出てしまい、近くに燃えやすいものがあると火災につながる可能性が高いのです。

さらに、通電火災は時間差で起こる特徴もあります。阪神・淡路大震災では、震災当日だけでなく、最長で8日後にも通電火災が起こっていたとの報告があります。国の新たな被害想定では、この通電火災を初めとする電気関係の出火を防ぐなどの対策を徹底すれば、火災による死者は20分の1に減らされるとされております。

本来は、地震等により停電した状態で避難する場合は、各家庭においてあらかじめブレーカーを落として避難することの啓発が大事ではありますが、なかなか進んでいないのが現状であります。

現在、地震の揺れを感知して自動的に通電を遮断する感震ブレーカーが市販されております。値段も二、三千円ぐらいから数万円までの幅広い状況であります。

まず、感震ブレーカーの効果に対する認識についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

感震ブレーカーの認識についてでございます。

議員のご説明あったことと多少重なりますが、よろしくお願いをいたします。

阪神・淡路大震災及び東日本大震災において発生した津波火災を除く火災につきましては、約6割から7割が電気の起因による火災ということが言われております。

この地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気ストーブ、電気こんろ、白熱灯などの電気機器が転倒したための着火や電源コードやコンセントなどが破損しており、停電が復旧したときに断線部やプラグ部の発熱などが原因による火災のことでございます。

亀山市におきましても、地震による電気火災を防ぐために各戸配付させていただいております防災マップにも、避難時にはブレーカーを落としていただくことを勧めており、各まちづくり協議会や各自治会などで開催しております防災出前講座などにおきましても、電気火災を防ぐために地震時にはブレーカーを落としていただくよう注意喚起を行っているところでございます。

この電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的と聞き及んでおります。感震ブレーカーとは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、分電盤や宅内配線、コンセントなどの電気を自動的にとめる器具であり、地震発生時に不在の場合やブレーカーを切って遮断する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段と認識しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

本当に啓発に関してはしっかりとやっけていただいているみたいですが、広報とかホームページとかにも載せていただいているということで、次に補助についてなんですけど、啓発ももっと進めていく必要があるんだと思うんですけど、補助については、意識の高い自治体では火災抑制の取り組みの一つとして感震ブレイカーの購入費に対して補助されているところがあります。

例えば、亀山市では家具の転倒防止には、ひとり暮らしの高齢者世帯には特定として行っけていただいておりますが、例えばそういうところに補助をするなり、また住宅密集地ですよ、D I D地区とされている、そういう地域に関して補助しているという自治体もあります。

そういった補助の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

D I D地区など、あるいは市での設置の補助についてでございますが、亀山市におきましても発生が危惧されております南海トラフ地震を初め大規模地震災害が発生した場合には、火災による損害を極力防ぐことが必須となりますので、その一つのツールとして感震ブレイカーの設置は有効であると考えております。

このため、防災出前講座などでは電気火災対策として感震ブレイカーが効果的と説明はしておるところでございます。ただ、医療用機器を常時使用しておられるご家庭については、その箇所を除いた部分的な感震ブレイカーの設置となりますし、地震発生と同時に停電状態となるため、夜間に懐中電灯などを枕元に置いておくなどの注意事項もありますので、正しい認識を持っていただい設置するよう啓発させていただいているところでございます。

このようなことから、ひとり暮らしや高齢者の住宅、あるいはD I D人口集中地区の住宅に限定せず、市民の皆様全員が自分の財産を自分で守るための減災対策の手段、ツールとして、今後も出前講座などを通じて注意喚起と啓発を行ってまいりたいと考えておりますが、現時点では感震ブレイカー設置に伴う補助制度までは考えていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

本当に啓発が大事だなというふうに思いますし、国交省では感震ブレイカーの設置は密集市街地の安全性向上に寄与するとして、社会資本整備総合交付金の事業の中で補助することが可能であるというふうにされておりますので、またいろいろ考えていただきたいなと思います。

じゃあ、次に移ります。

災害を見据えて、該当者にヘルプカードを配付することについてお伺いをしたいと思います。

人工関節や義足、内部障がいや難病、妊娠初期など、援助や配慮を必要としても外見ではわかりにくい人が携帯をし、周囲の人から必要な支援を受けやすくするヘルプマーク、現在、これは三重

県が導入を決め、亀山市の福祉の窓口で配付をされております。ストラップ方式のかばんなどに取りつけるものと、それからカード方式の配慮の必要な内容を記入して携帯できるタイプと2つあります。

現在、福祉の窓口にとりに来られた方、必要としてとりに来られた方は何人いらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員おっしゃいましたヘルプカードでございますけれども、三重県が援助や配慮を必要としている障がいのある人、病気の人、妊娠初期の人などが日常生活や、特に災害時などに困ったときに周囲に示し、支援や理解を求めやすくすることを目的に、本年2月から発行が始まっております。

このカードでございますけれども、県から依頼を受けまして本市においても同時期に総合保健福祉センターあいあいにて配付を始めておりまして、先ほどご質問の数ですが、本年8月末までに136枚を配付いたしましたところでございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

136人の方がとりに来られたということで認識をさせていただきました。

お隣の愛知県の幸田町では、ヘルプカードとストラップつきケースを災害時要支援者、高齢者のみ世帯やこれは障がい者などに限るんですけど、郵送をされているということです。

亀山市では広報などでは紹介をさせていただいておりますが、まだまだご存じの方は少ないというふうに思っております。とりに来る方には差し上げますというよりも、今後のやっぱりこれだけ異常気象やら災害が続いている中で、災害を見据えて対象者に送る、こういった考えはないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの対象者に郵送する考えはというお尋ねでございますけれども、もともとこのヘルプカードでございますが、利用したい方の申し出があればそれぞれお渡しできるというような環境のものでございますし、ご紹介いただきましたヘルプマークストラップ型、またヘルプカード等々も災害有事の際に、ご自身の状況を外部にいかに知らせるかというようなものと考えております。

よって、今後ですけれども、民生児童委員等の関係の方々にお話はしてまいりますけれども、郵送までは至らず自助・共助・公助、先ほど互助のお話もございましたが、共助の部分でこういったものが解消できるような説明等を行いつつ、行政としての責任を持ってやっていきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

このことに限らず、もう待つだけの行政の体制から、やっぱり積極的に市民のほうに働きかけていくというような、私は転換が必要じゃないかなと思って、今回の質問をさせていただきました。

また、防災の啓発にも、とりに来られる方、非常にこの136名とりに来られたというふうにおっしゃっていましたが、まだまだ必要な方はいらっしゃいますし、このことを知らない方もいらっしゃいますし、やっぱり災害のための防災の考え方としての啓発は必要じゃないかと思っておりますので、また考えていただきたいと思っております。

じゃあ、次に移らせていただきます。

公共施設等にあるAEDを屋外へ設置すること、及びコンビニ等への普及啓発についてお伺いをしたいと思います。

亀山市では、消防本部が中心となって、心肺蘇生法やAEDの使い方の講習を行っております。私の地元のみずほ台でも毎年講習会を開催しており、私はできる限り参加をさせていただいております。

確実に使える方の裾野が広がっているように思いますが、毎年私、受けてはいますが、なかなか倒れられた方が見えて、すぐ自分が飛んでいって処置ができるのかということには、やっぱり何回もやっていくという必要性は非常に感じております。突然ぐあいが悪くなった場合やスポーツを行っているとき、また今年の異常気象による体調不良など、このAEDの活用というのは非常に効果があると言われております。

AEDに関しては、市内の公共施設への設置や消防から企業への設置を促していただくなど、市域全体の個数的な広がりはあるかと思っております。ただ、基本的にどのAEDに関しても室内設置となっており、緊急時が施設等が休みのときには使えないのが現状であります。以前、新議員が質問したときも、屋外設置は難しいとの答弁をされておりました。この屋外設置に関しては、私も市民の方から不安の声を聞かせていただいております。

ことし、津市が市内小・中学校69校のAEDを屋外に設置するということを決め、来年度中に完了するということになりました。全国的にもこのAEDを屋外設置するということの広がりが、特に学校なんかですけど、広がっているというふう聞いております。

やっぱり身近なところにあって、いつでも使える体制にしないと、せっかく消防がこうやって一生懸命講習会をしていただいても、いざというときに使えないのであれば問題があるんじゃないか、市民の方の不安も解消できないのではないかと思います。公共施設でも、例えば地区のコミュニティとかそれから学校、そういうところに屋外設置ができないのか、その考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

公共施設全般についてお答えさせていただきます。

AEDにつきましては、現在市役所、関支所、総合保健福祉センター、各小・中学校、保育所、幼稚園など市内72カ所の公共施設に設置いたしております。そのうち、市役所、関支所、総合保健福祉センターにつきましては、1階の玄関付近に配置しておりますが、万一、時間外や休日にAEDの使用を求められても、宿日直者が常駐しておりますので対応は可能であります。その他の施

設につきましても、基本的に施設利用時におきましては開館しておりますので、屋外でもAEDの使用は可能であります。

屋外への設置にということでございますけれども、AEDは誰でもいつでも使用できる状態が望ましいとは存じますが、機器の保管については温度調整が必要であること、同時に盗難やいたずらなどの管理上の問題も出てまいります。

このことから、他市の導入事例も参考にしながら、今後の機器更新の際には、施設管理者と屋外の設置の是非について前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

小・中学校におけるAEDの状況でございます。

現在、市内小・中学校14校の全てにAEDを設置しております。設置場所につきましては、盗難やいたずらを避けるため、校舎内に設置して管理をしているところでございます。

しかしながら、各学校では地域の方々が学校開放や地域行事などで休日や夜間に体育館や運動場など学校施設を使用することもございます。AEDを屋外に設置することにつきましては、AEDの設置効果をより一層高めるためにも有効な方法であることから、他市の状況も踏まえた上で前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

前向きに検討していただけるということで安心をいたしました。

屋外型の収納ボックスもいろんな種類が出ていて、さっきおっしゃってました温度管理なんかもしっかりできるというふうに聞いておりますので、またしっかりとお願いをしたいと思います。

次に、コンビニ等への普及啓発についてお伺いをしたいと思います。

亀山市内には24時間営業のコンビニエンスストアが随分できてまいりました。市民の身近な場所にあり、誰もが出入りすることが可能であります。企業への設置の働きかけは消防のほうでしっかりとしていただいておりますが、このコンビニなど24時間、市民が誰でも利用ができる事業所へのAEDの設置の働きかけはされているのか、またされていないのであれば、していく必要があるのではないかと思います。ご見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

平松消防長。

○消防長兼消防部長（平松敏幸君登壇）

AEDの普及啓発につきましては、消防本部の所管でございます。私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

AEDの設置につきましては、一般財団法人日本医療財団が取りまとめたAEDの適正配置に関するガイドラインにおきまして、設置が考慮される施設といたしましてコンビニエンスストアが位置づけられておるのが現状でございます。

なお、市内におきまして、公共施設を除く民間事業所などのAEDの自主的な設置につきまして

は、9月1日現在で85カ所把握しております。設置箇所は年々増加している状況でございます。

このような状況から、現在のところ、亀山市としてコンビニエンスストアにAEDを設置するというような計画はございませんが、AEDの設置につきましては、各事業所などの判断により行っていただくものと認識をしているところから、コンビニエンスストアのほかAEDが設置をされていない事業所等に対し、継続をして設置の啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、今後におきましても、AEDを効果的に使用するため、市民の皆さんに対してAEDを含めた応急手当の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

公共施設以外で85カ所あるということで、随分置いていただいているんだなという認識を持たせていただきました。

1台が非常に高価、高額なのでなかなか難しいかと思いますが、やっぱり置いていただく、コンビニの中でも置いていただいているところもあろうかと思しますので、またしっかりと啓発をしていただく。それから、さっき言いましたように、事業所内に置いていただいておりますが、お休みのときには、もし周辺で何かがあったとしても借りることはできませんので、24時間出入りができるという、非常に有効的だと私も思いますので、また啓発をしっかりとさせていただきたいと思っております。

じゃあ、次に、大きく2点目、スポーツの推進についてお伺いをしたいと思います。

スケートボードなど新たなスポーツの練習場の確保についてお伺いをしたいと思います。

2020年東京オリンピックでは、野球・ソフトボール、空手、スケートボード、スポーツクライミング、サーフィンの5種目が追加となりました。余りなじみのないスケートボード、スポーツクライミング、サーフィンに関しては、若者にアピールできることが追加の理由の一つと言われております。

私は、市内の若者からスケートボードの練習する場所がないことや、場所を探して練習をしても、警察に通報されたりと困っている現状を訴えられました。ちょっと私に相談をされるということは、どっちかというスケートボードなどには縁遠い私に相談をされるということは、よほど困っていらっしゃったんだなというふうに感じました。

日本スケートボード協会の発表では、全国に100万人ほどの競技人口がいらっしゃるということであります。ポピュラーなスポーツではないので、市内だけでなく県内でもほとんど練習する場がないと。練習する場を見つければ、SNSで、皆さんここで練習しているというふうにすれば、わあっと集まってくる。そうしたら苦情になって通報されるという、そういう繰り返しだそうです。

そこで、まず1点目として、亀山市内の公園施設などでこのスケートボードが練習することができるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

スポーツにかかわる施設のことでございますから、私のほうからご答弁をさせていただきます。

特に市のスポーツ施設の中で、スケートボードを使用するというふうにならなっているものは現状ではございません。また、その他公共施設などにおいても、特にスケートボードを使用してはいけないといった制限は現状ではないものというふうに考えておりますけれども、特に使用しているというふうな実態、競技の方が行かれて、遊びとして使われているという状況は見たことはございませんけれども、特にそのような状況ではないというふうに認識をしております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

今、制限はないとおっしゃったんですけど、そうしたら練習してもいいと捉えていいのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

特に公共施設の中でスケートボードを使用してはいけないといった、スケートボードに限った制限というものはないというふうに考えております。

しかしながら、道路交通法におきましては、交通のある道路におけるローラースケートなど、こういったことが禁止をされておりますという状況もございますので、実際に施設を使用されるというふうな状況の中でいいますと、競技者あるいは施設を利用される方の安全等も十分に配慮をする必要があるかというふうに考えますし、一定のルールなどは定めておく必要があるのではないかというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

なかなか難しいですね。公共施設の敷地内でやるとかということ、それから公園の敷地内といっても、コンクリートが張っていないと練習はできませんので、なかなか難しいんじゃないかなと思っております。

松阪市に整備をされている総合運動公園の中に、このたびスケートパークが整備されるというふうにお伺いをして、視察に行っていました。ここは、全国規模の大会が開催できるような公園になるということでもあります。この建設に関しては、やっぱり市民要望とか、請願が出されたとかというようなことを踏まえて、今回決断をされたんだと思うんですけど、私、別に亀山市内に大がかりな公園をつくってくれというふうに今回質問するわけではありませんけど、スケートボードとかそういう今の若い方がされるスポーツに関しては、少しやんちゃなイメージとか、そういう形の中で敬遠される部分があるかと思えます。

ただ、今回最初に申しましたように、オリンピック種目になるという、スポーツとしての市民権を得たというようなところですので、私は今後考えていく必要があるんじゃないかと思っております。

この新たなスポーツ、こういったスポーツをやる場合、練習の場というのも当然ないということも大きな問題ですけど、困っていることに対して、市民の、私の場合は若い子たちだったんですけど

ど、その意見を聞く場、そういう場があるのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

スケートボードに関しましても、東京オリンピックの正式種目になったということで、近年若者を中心に人気のある新しいスポーツとして認識をしております。

時代の変遷に伴いまして、スケートボードのような新しいスポーツが非常にふえておりますし、スポーツ競技も多種多様化しているというところでございます。全ての競技の推進を図るというのは、私どもも非常に難しい点がございませうけれども、特に将来を担う青少年の新しいスポーツへのニーズということにつきましては、随時把握をしながらスポーツ推進計画への反映や見直しも行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

ぜひ、担当部署のほうにご相談でありますとかご意見をお寄せいただければというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

競技人口が少ないとか、それから一つの団体というか協会としてまとまっているわけじゃないので、いろんなところに多分愛好家がいるんだと思うんですけど、どうやったら協会ができるのかとか、どうやったら団体として認識をしていただけるのかという、そういうこと一つ一つが全くわからない中で、それぞれが困りながら練習をしているというような状態ですので、ぜひやっぱり行政に、スポーツの担当のところに相談に行けといっても、なかなか市役所のほうに足を運ぶとか、関支所に足を運ぶというようななれがないので、いろんな方法で亀山はこういう形で相談に乗っていただけますよみたいな発信の仕方はあろうかと思っておりますので、しっかりとそこら辺はお願いをしたいと思います。

また一つ、やっぱり亀山の魅力として、こういう新たなスポーツとか若者が本当にやっているようなことに関して耳を傾ける行政なんだということも、亀山って住みやすいなというような魅力につながっていくんじゃないかと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

最後に、スケートボードを練習する場の確保について、行政として何ができるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

スケートボードの練習される施設ということについてでございますけれども、先ほど議員も触れていただきましたとおり、すぐさま施設整備というところはなかなか対応として困難なところがございますけれども、練習の場所の確保が難しいといった課題については、競技者の方初め関係の方々とも一緒に考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、施設を利用していただく上での一定のルールというふうな部分につきましては、私どもも実際競技の実態などについてしっかりと勉強させていただかないといけないと

いうふうに思っておりますので、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ぜひ、本当に一緒になって考えていただきたいなと思いますし、最初に申しましたスポーツクライミング、ボルダリングとかというような、ああいうスポーツも若い人たちからも非常に支持もされていますし、亀山の魅力発信のためにはぜひともお願いをしたいなと思います。

次に、移らせていただきます。

ピロリ菌検査についてお伺いをしたいと思います。

ピロリ菌検査は、胃がんのリスクを回避することから非常に効果があるとされており、市民の健康を守ることや医療費の抑制の観点から、会派でもピロリ菌検査の助成について提案をしてみました。

本年度から、中学3年生を対象にはありますが、市として取り組んでいただいていることは評価したいと思いますし、対象者の親御さんからは非常に喜んだ声を聞かせていただきました。

そこで1点目、本年度から実施をしている中学3年生を対象にした検査結果についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

本年度実施をいたしましたピロリ菌尿検査の結果につきましては、市立中学3年生435名中、検査を希望されました約7割、301名の生徒に実施をしております。そのうち、ピロリ菌に感染しているとされた生徒、陽性者でございますが10名でございます、検査を実施した生徒全体の3%でございます。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

301名が受けて、10名が陽性反応が出たということで、除菌をすれば胃がんのリスクが薄まっていくということで、非常にありがたいことだと思います。

次に、その除菌治療費の窓口無料化についてお伺いをしたいと思います。

市長の現況報告では、陽性反応が出た場合、除菌治療費として2万円を上限として助成するとありました。非常にありがたいことだと思います。除菌治療の流れについては、お薬を飲んでいただいて、その後にもまた検診を受けていただくということで、治療費としては2万円ほどかかるというふうに聞いてはおります。

この高額の治療費を助成していただいていることはありがたいんですけど、その支払い方法が償還払いになっている。親御さんが一旦立てかえて払って、後に返ってくるというふうに聞いております。この高額の治療費を払いたくても払えない場合、そのご家庭がないとも言えないんじゃないかなと思います。

今回、10名ということで、そんなにたくさん子供たちからピロリ菌の陽性反応が出るというふうには考えにくいんですけど、ではなおさら窓口の無料化をすることができないのだろうか、そんなふうに思いますが、その点についてのご見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの除菌の治療費の助成につきましては、初回の除菌治療費、再検査であるとか、服薬除菌判定に係る費用につき、2万円を限度として助成することとしておりますことは、先ほど議員が申されたとおりでございます。

除菌治療は自由診療でございまして、かかりつけ医を受診し、薬局で処方された抗生剤を服用することとなりまして、医療機関や薬局の窓口で支払いを無料とする場合は、市は、私どもですけれども、市内、市外の各医療機関と薬局全てにおいて委託委任契約を締結する必要がございます。

今回のケースでございますが、1回目の答弁で申し上げましたように、対象者が10人という少数でありましたので、個々に対応するような形を優先させていただき中で、償還払いでの対応のご協力をお願いするものでございます。

また、2点目のご質問でございますが、仮に2万円を支払えない保護者がいた場合にどうすればいいのかということでございますが、助成制度を利用される場合、事前に市の相談窓口、私どもの長寿健康課健康づくりグループでございますが、ご相談をしていただくような形を考えてございます。通知を送らせていただく際にそういったフォローも考えつつ、除菌治療費が払えないご相談を含めて今後対応してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

しっかり相談をしていただくということですけど、なかなか市の相談窓口というか、相談をされる方はいいのかなと思うんですけど、そういうところに至らなくて、結局、除菌するのをやめようかという、お金が払えなくてというようなことも考えられるんじゃないかと思うんですけど、そうすると、この10名ということは学校に所属されている生徒さんですので、教育委員会と福祉との連携、こういう親御さんの場合はちょっと対応してあげないといけないというような、この連携はできているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

私、先ほどご答弁申し上げましたように、今回の対象者10名でございました。教育委員会等と情報共有をさせていただき中で、事務を進めたいと考えております。

10名の中で家庭環境等々の横のつながり、情報共有を図ることもしかりでございますけれども、個人情報でございますので、そういったものに配慮しつつ、一番我々としてしましては、ピロリ菌によってそういったご病気になる方を少なくしたいということが一番の目的でございますので、その目的に追随するような考え方で事務を進めてまいります。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

ぜひ、しっかりと連携をとっていただきたいと思います。

最後に、胃がんリスクを回避するための検査対象者の拡大についてお伺いをしたいと思います。

本来は、私は成人に対して検査をしたほうがそのリスクの回避につながるのではないかというふうに思っておりました。

今回のこの検査というのは、残尿でできるということで、もしそういうふうなことであれば、例えば国保の特定健診などに組み込まれないのか、そういった検討はなされなかったのか。また、集団検診も亀山市では行っておりますので、そういった考え方はないのか。検査対象者の拡大の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

国民健康保険では、特定健康診査、これは市独自で検査項目をふやして実施しておるところなんですけど、それとこれとを分けて考えまして、一般的に今、ピロリ菌感染の持続時間が長ければ長いほど胃がんにかかりやすいということを言われておまして、ピロリ菌除菌による胃がん予防は、慢性胃炎が進行していない、例えば30歳代までの若い年代で行うことが効果的と言われております。

ただ、その年代の国民健康保険の被保険者割合自体が少ないこともございますので、私ども国保の所管部署といたしましては、まずは30歳以上の被保険者を対象に今も実施しております人間ドッグで胃がん検診を受けていただいて、病気の発症を未然に防いでいただきたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

集団検診での考え方もお聞きしましたが、それは特定健診とは別だと思っておりますけど、その点について最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

集団検診全体の中での取り組みでございますけれども、今後検討させていただく中で整理をしてまいりたいと思っております。

なお、ピロリ菌検査につきましては、集団検診しかりなんですけれども、定期健診、これが一緒のものかどうかはわかりませんが、人間ドッグなどのオプションのサービスなどもふえております。

また、専門の医療機関での検査を受けやすくなっていますことから、こういったものを啓発しつつ全体として対応してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

森議員。

○8番（森 美和子君登壇）

除菌に関しては、胃カメラなんかを飲むような感じ、検査というか除菌は保険適用が今されておりますので、しっかりと啓発等も行っていただきながら、市民の健康を守る取り組みをお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

8番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時50分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

勇政の今岡です。

通告に従い、一般質問をさせていただきたいのですが、2つ目のテーマで災害時におけるツイッターの活用について取り上げさせていただいているんですけども、このたびの平成30年7月豪雨災害、台風21号、それから今朝の北海道の地震の被害に遭われた方に改めてお見舞い申し上げます。

それでは、最初のスケートボードの遊び場について質問に入らせていただきます。

先ほど、森議員も取り上げられていたスケートボードについてなんですけれども、8月2日に伊藤議員、森議員と先ほど上がったスケートパークについて、松阪市の建設予定のスケートパークについて視察をしてきました。先ほどあったように、東京オリンピックの正式種目にもなるということで、非常に本格的な予算もかけて、相当大規模なものができるということで、本格的な選手の養成にもつなげたいというようなスケートパークができるんですけども、最終的にそういったスケートパークができるということもいいかもしれないと思うんですが、私のほうでは今実際に、この亀山市、まちでスケートボードをやる人がいて、問題が起きていることについて取り上げたいと思います。

具体的には、子供たち、これは初心者に近い、友達同士とか仲間内でスケボーを楽しむ中で、あくまでここでは遊び場というふうに表現しているんですが、遊びという観点で、森議員はスポーツ、練習ということで取り上げられたと思うんですが、こちらは遊びという観点で質問を展開していきたいと考えます。

ある日、市民の方から相談を受けまして、ある長い下り坂の歩道をスケートボードをした子がずうっとおりてきたそうなんです、その子が歩道からバランスを崩して車道に転がり落ちてきたと。そのときに、私に相談をくれた方は車道を走っていて、間一髪のところとめて、こらっというふうに声をかけたということだったんですけども、そりゃ車道の前に転がり出てきたらこらっ怒

られるのもしようがないと思うんですが、これ一つの問題だと思うんですけども、この課題に対する見解ですとか対策というのをどのように考えているのかを中心に質問をしていきたいと思いません。

子供たち、子供たちというふうに申し上げましたが、ここで子供たちを使った場合は、小・中学生を対象にするということにいたします。主な理由は3つで、1つは自分たちで責任がとれない、とりづらい年代であること。もう一つが、2つ目が自分たちが思った遊びができる。それから、自分たちである程度の行動範囲を持っている。3点目が学校での指導が及ぶ範囲の子供であることという3つの理由で小・中学生に限定していきたいと思いません。

それでは、1つ目なんですが、まず市の見解について、市として子供たちがスケートボードで遊ぶこと自体をどのように考えているか見解をお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

1番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

小・中学生を対象とした子供たちの遊び場、遊びについて教育委員会としてご答弁申し上げます。子供たちが、戸外、屋外でスケートボード等を使って遊ぶことは、体を動かして、また友達などと遊ぶ重要な機会の一つと考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

私も同じような考えで、友達と遊ぶ、一人で遊ぶ子もいると思うんですが、大抵はそれぞれがスケボーを持って一緒に遊ぼうよ、で、やるとしたら外で遊ぶ。体を動かして遊ぶことやからいいことなんだろうなというふうに思いますが、先ほど危険でしたよという例を1つ挙げさせていただいたんですが、まさにこのスケートボード、危険な遊びでもあると思うんですけども、どういった点が危険であるとお考えでしょうか。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

スケートボード自体が車輪による転がり摩擦を利用する遊びであることから、まず自分でコントロールができなくなった場合に、転倒によるけが、また他者との衝突などの交通事故を招くおそれがあるというのが危険な理由でございます。

安全面の配慮は当然必要と考えておりますので、教育委員会としましては、道路では行わないことを基本として、安全な場所で遊ぶように指導を行っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

そうですね、板に車輪がついていて、それに乗ってそれを転がして遊ぶということなので、コントロールがきかないんです。けれども、それがおもしろくもあり、危険でもあるというところで、

私が最初に挙げた例というのも、非常に危険な例で、恐らく先ほど教育委員会のほうからおっしゃっていただいた、遊んではいけない場所で遊んでいた結果、そういった事態が起こってしまったという例なのかなというふうに捉えておるんですが、これは遊ぶこと自体はいいよということで最初おっしゃっていただいたんですけれども、やっぱり考え方によってはスケートボード自体禁止しちゃおうか、市としてはあかんのちゃうかというような考えもあり得ると思うんですけれども、そこまではないんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

禁止といった考えを持っているかということでございますが、教育委員会といたしましては、危険性や市内で専用の遊び場がないため、直ちにスケートボードを使用禁止にするといった考えは持っておりません。

したがって、子供たちが楽しく安全に遊べるように今後も注意喚起を続けてまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ここでやっぱり禁止にしようかなという答弁だと議論も終わってしまいますし、そもそもやっぱり一番最初に上げたように、遊ぶこと自体はすごくいいことなので、どうしたら安全に、楽しく子供たちが遊べるかということを考えた議論にしていく必要があるのかなということで、2番に入りたいと思います。

では、先ほど違うところからもご答弁があったかと思うんですが、遊び場の考え方について、つまり現在どういったところでスケートボードで遊べばいいと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

具体的な遊び場所の指定につきまして、直ちにできないものと考えております。スケートボードで遊ぶときは、車や人との接触事故が起きないように、道路では行わず、安全な場所で行うように指導しております。

また、市内では専用のスケートボード施設はございませんので、どこであったらよいというお示しは難しいところでございますが、繰り返しになりますが、安全な場所で遊んでいただくようお願いしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

最初の3つの子供たちを小・中学生を対象にするということで絞った条件の一つに、学校での使用が及ぶ範囲の子供にするよと、子供に限りますよというような条件をつけたんですが、学校のほうではこのスケートボードについて何か指導というのはされているんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

各学校では、学級指導や全校集会などのさまざまな機会を通して交通安全に関する意識向上を図っております。

スケートボードの遊び方につきましても、交通事故防止の観点から全保護者に向けた配付文書の中で危険な場所ではないと記載し、公道等の事故につながる可能性のある場所では、スケートボードを使って遊ばないように子供たちに指導しております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、学校以外の場所で子供たちに指導できる方法というのは何かあるのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

学校以外におきましては、教育委員会の青少年総合支援センターのパトロールの際にスケートボード等の現場を現認した場合には、注意喚起、また指導を行っております。

具体的には、路上でスケートボードなどの行為につきましては、危険な行為につながるものとして、安全に注意して、道路では遊ばないように指導を行っているところでございます。

昨年度、指導を行いました事例については、1年間で29件ございました。その内訳は、小学生が27件、中学生が2件というような状況でございました。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

さっきのは青パトの話だと思うんですが、青パトに注意されたのが去年1年間で29件あって、小学生が27件、中学生が2件ということだったという認識でよかったですか。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

そのとおりでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

パトロールしていただいている青パトが見つけた場合は、注意をして、大体1年間で30件ぐらいということですが、これ以外にもたまたまそのパトカーが通って見つけたら注意できるんですけど、隠れてやっていたり、危険な事態というのもし起きているのかなと思っております、ここまで危険ですよ、それに関して注意はどのようにしていますかということで、やりとりをさせていただいたんですけれども、この問題の難しいところは、私も小・中学生に子供たちというの

を限定させていただいたんですけれども、一通り学校で注意喚起をしてもらいましたと。その上で、危険な行動が発生してしまうというのがこの問題の難しいところかなというふうに考えています。

1つは、学校が注意をする、危ないことであると。学校は危険だと言っているけれども、自分たちは大丈夫、自分たちにとってはそんなことはないよというふうなことを考えてやると。多分、私が最初に申し上げた事例の車道に転がり出てきた子供も、自分はそんなことするつもりじゃなくて、上手に滑りおるつもりやったと思うんです。多分、学校でも注意を受けたよねという話をしたら、注意を受けたよという答えが返ってくると思うんです。

つまり、ひとしきり学校で注意をしてもそういう問題が起こってしまうんですよというところで議論をしていかなければいけないということと、先ほど森議員の質問の中でもあったように、やんちゃなイメージがあるというふうにありましたが、競技の質として、まち中を物すごいスピードで走りおたりですとか、階段の手すりのようなものに対してスケートボードを横に乗せて、その横になったスケートボードの上に乗かって、ずうっと手すりを滑りおっていくと。

つまり、上級者の演技ですとか、そういったプロモーションビデオを見ていると、いかにも危ないことというのがかっこよく見える。だから、そうなりたい、そんなまねをしてみたいということで、危険なことがかっこいいということが特にこのスケートボードの特徴だと思うんですけど、つまり、危険だから注意をしていますよという問題では解決しないと思っていて、危険だから注意をした。けれども、それをかいくぐって子供たちはやってくるんだということを踏まえて対策していかなきゃいけないと思うんですが、そのあたり見解いかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

議員申されました子供たちが上級者の演技に憧れを持って、自分も挑戦してみたいというような考えを持ったり、教育委員会とか学校のほうから注意喚起を行っても、自分は大丈夫だと思込むということをご指摘のとおり、全くないとは言い切れませんと思います。

交通事故やその事件、事故についても同様ですが、子供たちにいかに当事者意識を持たせるか。自分に置きかえて考え、自分にもそのような危険性があるということを実感させることが大事なかと考えております。

学校についてはもちろんですが、ご家庭や地域においてもさまざまな遊びに潜む危険性、それを回避するためのルールであったり、マナーというものを機会あるごとに話題にさせていただいて、事故防止に関する意識向上を図っていくことが大切であると考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

注意したことに対して、子供たちはその注意を受けた上で、危険なことが起こってしまうことも想定した上で、注意喚起をしていくというような不思議な答弁が返ってきているように感じるんですけれども、ほかに方法がないかなと考えていくと、やっぱりどういう場所やったら遊べるという遊び場について限定をしていく必要があるのではないかなと思っているんですけれども、まず4番目の項目で、保護者ですとか市民の方からこの遊び場についての要望というのは教育委員会のほう

では聞いているのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

遊び場に関する要望でございますが、平成28年度の青少年総合支援センター補導委員研修会の際に、自転車やスケートボードで遊ぶ子供たちの安全面についての意見交換がございました。

その中で、スケートボードができる場所をつくってはどうかといったご意見も出されたこともございますが、特に保護者を初め、市民の方から具体的な遊び場所についてのご要望やご意見はいただいていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

なかなかみずからこのことだけを話題に取り組むというのも難しいことなのかなと思うんですけども、ぜひ5番目の項目にも入っていくんですが、この新たな遊び場をつくる必要性についてということなんですけれども、これは先ほど例に挙げたような松阪のスケートパークのようなものをつくる必要性というのは考えているのかであったり、私はむしろこのスケートパークと同じようなものをつくって下さいよと言うよりも、とにかくここだったら大丈夫です、ここだったらやってもいいよというような特定をするだけでも大分事態というのは変わってくるのかなと思うんですけども、新たな遊び場をつくる必要性というのは考えていますでしょうか。

それから、できないのであれば場所を限定はできませんか。もしできないのであれば、理由について伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

新たにスケートボード用の遊び場をつくることにつきましては、さまざまな関係機関などとの調整も必要となりますことから、場所の指定も含めて直ちに整備できるものではないと考えております。

ただ、子供たちの遊び方も時代とともに変わってきておりますので、スケートボードに限らず戸外や屋外で子供たちが安全に遊ぶことができる方策は必要であると考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

遊ぶ場所をここだというふうに特定するというのはできないでしょうか。

できないのであれば理由も伺いたいんですけども。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

場所の特定については今のところできませんので、今後指定については関係部署と協議してまい

りたいと思います。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

関係部署と協議して考えていただけるということだったんですけども、質問の最初から申し上げているように、そもそも子供たちがみんなで友達と一緒に体を使って遊ぼうということがなかなか難しい、危険と隣り合わせであるということはどうしたら尊重できるだろうか、気持ちよく遊べるだろうかということは今後、せっかくそういったふだん自分たちが大人がやってほしいと思うようなことに近い遊びがなかなか気持ちよくできないというような事態に、これは当てはまると思うんですけども、ぜひ前向きに、とにかく何でもかんでも新しいものをつくるというよりは、注意すればいいというよりは、もう少し踏み込んだ対策であったり、課題解決というのを考えていただければなというふうに思います。

それでは、2つ目のテーマに入っていきたいと思います。

災害時におけるツイッターの活用についてということで、西日本豪雨災害、先ほど私、通告の時点で西日本豪雨災害というふうに申し上げたんですけども、実際ほかにも西日本に当たらない地域があるので、平成30年7月豪雨災害というのが正しい言い方のようなんですけども、その中で、ツイッターを活用して、それが人命救助であったり、市民の皆さんの交友を築けたというような事例がありまして、今ニュースですごく出てくる倉敷市の真備町というところなんですけれども、災害発生の当初はマスコミの報道というのが届かずに、浸水の中、取り残された人がツイッターでつぶやくということで、倉敷市のアカウントがそれを取り上げて救助ができた。

あるいは、2つ目の事例なんですけれども、これは岡山県に派遣されている名古屋市の消防局のアカウントの人が倉敷市真備町で救助活動を開始しますと。不安な気持ちでいっぱいだと思いますが、遅くなりましたが救助はすぐそばまで来ています。必ずあなたを助けますというように、名古屋から真備町に対して発信することによって、その被害に遭われた方が非常に勇気づけられたと。

それから、3つ目なんですけれども、倉敷市の公式ツイッターアカウントが避難所に使うスポットクーラー、7月だったんで、避難所に避難したら当然普通の体育館ってクーラーはないので、スポットクーラーというものが必要になったということで、提供してくださいとツイッターで呼びかけたら、5時間後に必要台数が集まったというような事例があったということなんですけれども、これは非常に有用であったというような事例ばかり挙げさせていただいたんですが、亀山市でもこういったことができますかというようなのが質問の大きな趣旨なんですけれども、その前に幾つか考えなければいけないことがあるのかなと。

まず、前提といたしまして、亀山市では災害時、個々の住民が取り残されてしまったり、行方がわからなくなるという事態が発生する想定というのはできるんでしょうか。つまり、いつも連絡がとれていたり、顔と顔が見えていたら、こんなツイッターなんか使う必要はないわというようなことが言えるかなという前提で聞いているんですが、そのあたりまずいかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

最近の地震、台風などの自然現象につきましては、「過去に例のない」や、「異常な」、あるいは「前例のない」といった枕言葉がついておりますように、これまでの想定を覆すような状況が続いておりますことから、亀山市におきましても孤立する地区はあり得ると考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

当然亀山市でもどなたかが取り残されてしまう、孤立する事態はあるということなんですけれども、それでは率直に亀山市でこの災害時におけるツイッターの利用、先ほど上げたような利用というのは今できるんでしょうか。可能なんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

まずツイッターの私どもの認識についてちょっと説明させていただきたいと思います。

大規模な災害が発生いたしますと、通信インフラの損傷や通信規制で電話回線がつながりにくくなり、固定電話や携帯電話による通話は困難になると予想しております。

一方、インターネットは電話と比較すると災害発生時にも利用できることが多く、実際、過去の大災害で電話回線が繋がらない状況下で多くの方がインターネットを利用して家族との連絡や安否確認、避難場所の確認、救助要請などを行ったと聞き及んでおります。

特に利用者が多かったのが、フェイスブック、LINE、ツイッターなどのソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSと言われるコミュニケーションツールでございます。このSNSは、スマートフォンやタブレット端末などとインターネット環境があれば誰でも手軽に情報発信や収集ができるため、テレビやラジオなどとともに災害発生時に一定の役割を担う情報ツールとして注目されるようになっております。

現時点で、亀山市でございますが、ツイッターを活用しての情報発信は行っていないところがございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

現在行っていないということなんです、調べてみたらすぐわかるんですけども、亀山市の公式のアカウントであったり、何か名古屋の場合だと消防局が、部署ごとにアカウントを持っているということがあるんですけど、そういったことがもちろんないということで、今はできないということなんです、先ほど有効であった事例というのを挙げさせていただいたんですけども、もちろん使うに当たってメリット・デメリットというのは当然あると思っていて、私のほうもこういことかなと思っているんですけど、市のほうでツイッター導入に当たってメリット・デメリットというのはどんなものか把握しているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

ソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSと言われますフェイスブック、LINE、ツイッターなどを代表といたしますSNSの活用のメリットといたしましては、情報発信、収集の迅速さ、情報量の多さ、そして何よりもつながりやすいと考えており、安否確認、被害状況、避難状況、避難所情報などをリアルタイムで発信、収集できるため、より安全に避難したり、避難生活を送ったりするために役立つと考えております。

一方、SNS活用のデメリットといたしましては、情報発信収集が迅速かつ大量に行えるということはデメリットにもつながりまして、悪質なデマや誤った情報などが大量に、かつ素早く拡散されるため、情報管理に特段の注意が必要であると聞き及んでおるところでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

おっしゃっていただいたとおりで、個々の取り残された人が気軽に発信ができるということがメリットであると。一方で、特にツイッターなんかは本名を出さなくてもアカウントがつくれたりするんで、実は悪意を持った人がうその情報を流して、それに踊らされてしまうという危険も発生しかねないということなんですけど、それを踏まえた上でつき合っていく、使っていく必要があるのかなと思うんですけども、つまり、電話も通じない、電気も使えない中でスマートフォン、タブレットは電池ですから、残った電池、電気で個々に連絡がとれるというのがいいところだと思うんですけども、このツイッターの挙げた例というのは、それぞれの取り残された個々の人たちがSOSを求めることができたということと、3つ目のスポットクーラーの例というのは、自治体からの発信する手段のバリエーションの一つになったのかなというふうに考えているんですけども、現在亀山市からの災害時の発信というのはどのようなものがあるのか。それから、この発信のバリエーションというのは十分であると考えているか2点お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

現在の亀山市におけます市民への防災に関する情報発信につきましては、スマートフォンや携帯電話を通じての緊急速報メール、亀山市のホームページからの緊急情報、パソコンやスマートフォンなどを通じてのかめやま・安心めーる、ZTVのケーブルテレビからの文字情報、そして、旧関町区域に設置の同報系防災行政無線を通じて行っております。

第2点目のバリエーションは十分かというご質問でございますが、ただいま説明させていただいたとおり、亀山市からはこのような情報手段をさせていただいて情報発信を行っておるわけですが、災害時におきましては市民への情報を確実にを行う必要があります、一つの手段に頼らず、複数の情報手段を組み合わせることと、これらの手段方法を強靱にすることは極めて重要だと考えております。

先ほども申しましたとおり、1つ目にはスマートフォンや携帯電話、2つ目にはホームページ、3つ目にはかめやま・安心めーる、4つ目にはZTVへの文字情報、5つ目には関地区への防災行政無線、そして6つ目には防災みえ.jpを通じてのSNS発信、そして最後にNHKや各民

間放送の協力を得ておりまして、テレビやラジオ情報などを発信しておる次第でございます。

現時点でのできることは実行しておりますが、さきにも述べましたとおり、想定を覆すような自然界の現象が昨今ではたくさんありますので、防災には万全はないと表現があるように、100点満点だとは思っておらない状況でございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほど丁寧にバリエーションを上げていただいたように、ツイッターのアカウントがあればそれだけ選択肢がふえるでしょうし、行政無線については関地区しかないのも、亀山地区にも張りめぐらせてもらえればそれだけ選択肢がふえるというような選択肢というのはまだまだふやせる余地があるのかなというふうに感じられました。

では、もう一つ申し上げました、逆に個々の市民さんからのSOSの受信というのはどのようにされているのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

台風などの接近によります警報発表時などのときに、市民からの防災に関する気象情報や避難場所情報などの問い合わせや道路障害などの通報によります道路障害情報などの市民からの通報につきましては、現在は電話連絡が主な手段となっておりますのでございます。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

最初の1個目の事例で挙げさせてもらったように、ツイッターを通じて助けを求めたという例だったんですけれども、先ほどから電話、電気がつながらないという事態も想定されるのに、SOSを受信するのは電話連絡が主であるということが非常に怖い状況かなと。

もちろん、特に特定するわけではないですけど、高齢の方ですとか、余りツイッターになじみがない方でも、若い人が、使える若い人がうちのおじいちゃんが、うちのおばあちゃんが取り残されているということをつぶやくことで救助が間に合ったという例があったので、やっぱりそういう意味でも特に市民からの細かい情報を受け取る選択肢として、ぜひ考えていってほしいなと思うんですけれども、3つ目に入っていきんですが、これツイッターを多分というか、つくるのにお金はかからないので、ぜひ開設に取りかかってもらえればなと思うんですが、これについてどう考えるのかということと、あとこれゼロから始まる、ある意味、事業とか取り組みに当たると思うんですけれども、これを使っていく過程で、ノウハウをゼロから学びましょうというより、例えばプライベートで使いこなしていたりですとか、例えば危機管理局とか情報部門ではない部署にいたとしても、詳しい職員さんがいたとしたら、頼ったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、そんなことは可能なんでしょうか、そういったことを把握できているんでしょうか。ちょっと多くなっちゃったんですけど、お伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

ツイッターなどの、まずSNSを活用しては対しましてのご答弁をさせていただきます。

さきにも述べましたとおり、フェイスブック、LINE、ツイッターなどのSNSのコミュニケーションツールにつきましては、災害時には有効な手段と考えておるところでございます。

三重県内の防災情報を提供していただいております防災みえ.jpにつきましても、ツイッターにつきましては平成29年6月1日から、LINEへの情報配信につきましてはことしの6月1日から行っていただいております、防災情報の提供をいただいている状況でございます。

しかしながら、先ほどのデメリットでも申し上げましたとおり、悪質なデマや誤った情報が拡散すると危惧されておることからも、三重県民などからの情報収集の受信はまだ行っておらず、現在の時点では配信専用となっておりますところでございます。

今後、亀山市におきましても、メリット・デメリットを勘案し、このSNSのコミュニケーションツールの活用については研究してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、亀山市の災害対策本部が発表した防災情報などは、防災みえ.jpのツイッターやLINEに瞬時に配信されることになっておりますので、まずはこちらのほうをご登録していただき、活用していただけたらと思っておりますところでございます。

○議長（西川憲行君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

人事管理の面でもお尋ねがございましたので、私のほうでご答弁をさせていただきます。

職員が持つツイッター活用能力を生かしてはどうかというご提案だというふうに認識をしております。

現在、亀山市ではICT利活用計画の推進に当たりまして、各所属における技術的支援員を担うICTリーダー、これを所属長の推薦によりまして、各グループごとに配置をいたしておる状況でございます。こうした職員は、ICT活用に秀でた職員でございますので、議員ご提案のツイッターに詳しい職員にも、一定該当してくるものと考えているところでございます。

なお、アカウント設定時には、このような職員を活用することは大変有意義であるとも認識をしております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ぜひ、市役所でそもそも持っている資源、人材を活用して取り組んでいただけたらなというふうに思います。

最後の項目なんですけれども、議会及び議員の提言や意見に対する市の対応についてということなんです、これは私たちにとっての今期最後の議会になると思うんですけれども、来期に向けてといいますか、今期を総括して、議会及び議員からの提言や意見に対する市長はどういった認識であったかということと、この4年間において、議会及び議員からの提言や意見で政策に反映されたものというのはこういうものであったということで、2点お伺いしたいんですが、これからこの中

で、またこの場所にいる方もいるでしょうし、新しく来る方もいると思うんですけども、そういった方を含めて、市長、執行部というのはどういった認識で議会と対峙されているのか、向き合っ
てこられたかについてお伺いをいたします。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

4年間の総括的ということでございましたけれども、議会と行政につきましては、ご案内のよ
うに、これは国政の議員内閣制と違って、直接選挙で選ばれました議員と市長が二元代表制のもと
に議決機関、執行機関、それぞれの権能を尊重し合って、市民のため、あるいはまちの市政発展の
ために、それぞれの役割を發揮していくという仕組みで動いておるところであります。

そして、この間に議会及び議員からご提言とかご意見をさまざま頂戴するわけでありませ
ども、常任委員会からの所管事務調査報告による提言を初めとしまして、きょうもそうですが、この
本会議におけます質疑や質問、あるいは委員会での調査等々、さまざまな機会を通じて適宜多くの
ご意見を頂戴してまいっておるところでございます。

また、平成22年に策定いたしました亀山市まちづくり基本条例におきましては、当然このまち
づくりの基本原則の一つとして、まちづくりは市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して
進めることとされておりまして、その理念に基づいて私どもも、議員は議会と対峙してというこ
をおっしゃられましたが、やはり市民、議会、行政は協働し合いながらこの市政を前へ進めていく
という立場にあるかと思っております。

4年間、議会におけます予算でありますとか、条例案のさまざまな審議を通じまして、審議結果
並びにその過程でご意見やご提言をいただくわけでございますが、しっかりそれを尊重すべきもの
というふうに認識をさせていただいて、より市政が進展できますように、ともに努力をしてまいり
たいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今、ご答弁いただいたことが、やはり市長の本当に真摯に考えられているというふうにおっし
やられていましたけれども、姿勢として今後の議会審議ですとか、あるいは来期も真剣に議論とい
うのは進んでいくと思いますので、ぜひさっきのご答弁に違いない政策の執行であったり、議論とい
うのをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

1番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時45分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

一般質問に当たります前に、21号の台風で大変大きな打撃を受けたにもかかわらず、また北海道では6強という、大変地域によっては社会的な問題になるかと思えます。また、国際空港が2つも閉鎖されておるといふことで、大きく経済に影響を与えるのではないかといふことを大変心配しておりますので、一日でも早い復興を願う者の一人でございますので、よろしくお願ひします。

それでは、通告に従ひまして、3点通告をさせていただいておりますので、順次質問させていただきます。

来年度以降の森林環境税の活用についてといふことで出させていただきますが、市長の現況報告の中にも若干触れさせていただいておりますが、これは来年度の4月1日から、我が国の温室効果ガスの排出削減の目標の達成や災害防止を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に、確実に確保する観点から、さきに成立した森林経営管理法を踏まえて創設された税であります。

この4月1日からの税の施行に対しまして、亀山市はどのようにこれを認識し、来年の予算にどのように反映して、より具体的にどういふ制度を来年から導入するののかといふことを、まず認識をお伺ひしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、森林環境税でありますけれども、先ほど議員からご紹介がありましたとおり、平成36年度から国税として、仮称ではありますけれども、森林環境税が創設されまして、年1,000円徴収されることとなります。一方、森林整備を推進することは急務であるといふことから、31年度から新たな森林管理システムの構築とあわせまして、国から、こちらでも仮称ではありますけれども、森林環境譲与税として市町村へ交付されることになっております。

この譲与税の使い道でありますけれども、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進等に関する費用に充てるということにされております。

次に、亀山市にまずどれくらい交付されるかといふことでありますけれども、この森林環境譲与税でありますけれども、人口また私有林の人工林面積、それと林業就業者数に応じて交付されることになっておりました。試算をいたしますと、平成31年度から33年度の交付見込み額につきましては、年間約1,200万円が交付されるというふうには試算をしておりました。その後は、3年から4年ごとに段階的に増加をいたしまして、平成45年度には年約4,300万円が交付される見込みとしております。

この森林環境譲与税を活用して来年度どうしていくのかといふようなことでありますけれども、この森林環境譲与税につきましては、平成31年度からスタートいたします新たな森林管理システム、この制度でありますけれども、森林経営管理法が制定されたことによってスタートするわけがありますけれども、この制度につきましては、森林所有者に適切な森林管理を促すために森林管理の責務を明確にして、従来とは違ひまして、森林所有者みずからが森林管理ができない場合は、市

町村にそれを委託するということになっております。そして、市町村は、林業経営に適した森林につきましても、意欲と能力のある林業経営者に再委託をするか、自然条件に照らして林業経営に適さない森林は公的に管理を行うこととなっております。

なお、森林環境譲与税は、この制度を円滑に機能させるため、市町村の公的管理や森林所有者の意向調査、境界確定の財源に充当することも可能であるということにしておりまして、市といたしましては、森林環境譲与税を新たな森林管理システムの円滑な運営の財源として活用して、適正な森林整備に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今言われたように、この税は36年からというのは、それまでは東北の財源に1,000円取られておるので、それが終わったらこの環境税へ振りかえるという税で、1人1,000円ということで、全国で約200億円です、当初は、200億円から300、それから400億ということで、36年までに亀山市でざっと計算すると約5億ですよ、総額。5億の財源が確保できておるといふに、今の試算されておる中では。

そうした中で、当然その税をどう使うかというのは、いかにしても新たな森林管理システムと、これをどういうふうに理解するかと。有効活用させていただくと今言われたけど、それはわかっておるんですが、一体何をしようかということなんですよ。どうしようかということです。経営管理ができる山林は、それでよくなる方に経営をしていただくと。経営のできないやつは公的管理で市がやりますよと。市が管理できるわけがないですよ。どこにあるかもわからん山を、市が管理できるわけがないですよ。

だから、それをどうするのかということの本年度中に方向を示さなければ、来年度4月1日からもう既に1,200万、金は譲与税として入ってくるわけですよ。だけど、使い方もわからんようでは、決してこの法律の税の有効活用はできんわけですよ。

そういう意味で、これを有効活用しようと思えば、今亀山市は大体面積が1万9,104ヘクタールある中で、林野面積が1万2,050ヘクタール、約65%ですよ。これの中で、私有林が1万1,458ヘクタールあるわけです。これをいかにしてどうしようかという、林家としては502世帯あるんですけど、林業経営をしておるのは40人しかおらんわけですよ。その方の持つておる山をどのように掌握して、意見聴取して委託契約をするか、それによって事業が進むということなんですけど、全然今の段階では、話としてはわかっておっても何をしようかということが決まっていない。搬出間伐するのか、切り捨て間伐するのかということもわかっていない。どのエリアを重点的にやるのかということも決まっていない。そんなことを、今亀山市はどのようにしようかと、今の国のスケジュールからいくと、市としては事業の構築をしなければならんし、平成31年度の予算編成、それから事業の執行体制の整備、これはマンパワーが物すごく要るわけですよ。これをするために、来年スムーズにスタートするためには。そのための準備をこの30年度中にやらなければ、来年スタートを切れんわけですよ。

だから、そういうことを含めて、この事業により具体的な方向に進めて、来年度スタートするためには、今何をしようとしているのか。もう半年切っておるわけですね。あとの3月までにどのよ

うな予算を組んで、どのようなマンパワーでどういう整備をして何をやっていこうということが、より具体的に今示されておるのかいないのか、これからなのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現時点ではありますけれども、やはり公的に管理をしていくということが、市による間伐等を進めていくというふうに考えてございまして、それにつきましては、当然、林業事業体への委託をしていくものと考えておるところでございまして、どこからやっていくかというようなことにつきましては、やはり鈴鹿川の最重点源流域ということでありまして、所有者等もまとまりやすいという坂下地区から取り組みを進めていきたいと、そのように現時点では予定しておるところでございませう。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

坂下地区からしていこうかという具体的な根拠は、なぜ坂下地区からしていくのかと。安楽川もあれば加太川もあれば、いろいろあるわけですよ。これは、あくまでも林業経営ができるかできないかの判断をまずしなきゃならない。林業経営ができる人は経営の範囲内でできるけど、経営ができないことを市はどのように管理していくのかということの判断をしていかなきゃならないと思います。その判断がまだ全然できていないと思います。掌握もできていないと思うので。

それと、今言われたように、鈴鹿川等の源流の森林づくり協議会があります。これをつくったんですけど、ここらとどのように、源流を守るといいますと、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会とどのように整合を図っていくのかということと、それから鈴鹿川等の源流である誇りと責任を明らかにする条例を、今度仮称でつくろうとしておる。この目的とこの譲与税はどのようにリンクさせていくのか、どのように考えてみえるのか。

というのとあわせて、もう一つ、みえ森と緑の県民税、これも三重県独自の1,000円、約8億円のうち、この5年間で約5,000万ぐらい金は来ておるはずですよ。これが、引き続き県としては、この県民税は続けるということやけど、これとの整合をどのように図ろうとするのかということ。だから、今からつくる条例の問題、今でき上がっておる協議会とのどういう意見交換をされて、それから今度つくろうとする条例とどのようにリンクさせるのか。そして、三重の県民税と、今既に進めておる緩衝林、それから立木間伐を含めてどのように譲与税との本来の防災を主に置くのか、間伐を主に置くのか、搬出間伐するのかという、何に重点を置いてほかの協議会、つくろうとする条例、県民税とリンクさせるのかを一遍お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、鈴鹿川等源流の森林（もり）づくり協議会との整合ということでありまして、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会、こちらはかめやま会故の森環境整備協議会が発展的に解消しまして、

去る5月に設立したものでございまして、設立の趣旨でありますけれども、鈴鹿川等の源流域の大切さを再認識し、地域への愛着意識を醸成するとともに、その生活や文化も守るために、本市に関連する産学民官等の多様な主体が連携、協働しながら、この豊かな源流域を未来へつなげていくというものでございまして、このために協議会は、森林環境教育や間伐体験などの事業を展開しまして、森林への関心を高め、間伐の大切さを理解してもらうことで、森林環境譲与税やみえ森と緑の県民税で行う施策につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、みえ森と緑の県民税との整合ということでございまして、平成26年に三重県において導入されましたみえ森と緑の県民税につきましては、災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくり、この2つの基本方針に基づきまして、平成30年度までの第1期につきましては、環境林の間伐や森林環境教育を中心に実施をしてまいったところでございます。

また、三重県におきましては、平成31年度からの第2期の5年間は、森林環境譲与税と一体で活用することによりまして、森林整備や森を育む人づくりが一層進むということが期待されるとしておるところでございます。

このことから、市といたしましては、森林環境譲与税は新たな森林管理システムを円滑に機能するための公的管理の財源に活用いたしまして、みえ森と緑の県民税は災害に強い森づくりとしまして、土砂や流木によって人家や公共施設等に被害が及ばないよう、溪流沿いの土砂や流木の発生を抑制する森林整備に活用してまいりたいと考えております。

また、県民全体で森林を支える社会づくりを目指しまして、先ほど申し上げました鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動の財源としても県民税を活用してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それはもう本当に絵に描いた理想のような話なんですけど、現実はその調子にはいかんと思いますよ、私。現実、山はそんな状態になっていない。

それで、今、たちまち来年度に向けて予算編成するに当たって、この財源を確保して、県民税については向こう5年間は延長するというので、だから5億プラス、県民税を含めると5億5,000万ぐらいあるわけですよ、6年間で。それをどのように生かすかという計画をつくらなきゃならないんですよ。メニューをどうするかということ。それには、今やらなきゃならない森林経営管理制度の森林管理システムについては所有者の意向調査をまずやらなきゃならん、本年度中にできるだけ早く。

それから、経営管理権の集積計画をつくらなければならん。それから、所有者不明の森林等の対応。たちまちこの3点を早急に調査して意向調査の方向を示さなければ、来年からの計画が具体化しないわけですよ。だから、人的パワーも要るということを私は申し上げたんです。ことしじゅうにやらなければならん。それにしても、今のような絵に描いた理想型だけでは、なかなかこれは来年スタートを切れん。

あわせて、昨年度つくった亀山市森林整備計画、変更計画、これはせつかくつくっていただいたけど、これは譲与税とはリンクしていません。だから、これはもう一遍見直すべきだと思うんです。

できるだけ早急に。そうしなければ、せつかく28年4月1日から38年3月31日までの計画なんですけど、これは、今言う森林環境譲与税とはなかなか事業がリンクしていない。リンクしているところもあるけど、リンクしていないところもある。だから、これは当然見直すべきやと思うんですけど、その辺のお考えはあるのかなのか、お伺いします。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

31年度からスタートします新たな森林管理システムにつきましては、現時点ではまだ対応のほうが進めておるところではありますけれども、おくれております。ただ、森林整備計画の見直し、これについては、当然、森林環境譲与税の数値が反映されていない計画でございますので、必要があれば見直しが必要かと思っております。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

やはりせつかくつくった計画ですけど、このように状況変化によって、また対応によって違ってきているわけです。当然変えるべきところは変えると、そして提案していただくと、よりその予算と整合できるような計画にしていくというふうに進めていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目の庁舎建設についての基本構想策定支援業務委託についてお伺いします。

新庁舎の建設について、市長の現況報告に、新庁舎の建設については基本構想の策定に当たり、庁内で検討を進めるとともに策定支援業務委託を契約し、市民アンケートを実施し、結果を盛り込んだ中間案を10月をめどに取りまとめたいということをお申し上げておりますが、業務委託をした経緯と内容について、まずお聞かせ願います。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

経緯でございますが、委託業務の経緯につきましては、まず2社から参考見積もりを徴取しました。

それらを参考といたしまして、庁内で設計書、仕様書を作成の上、施行伺の決裁、これは30年4月24日でございます。その後、指名業者につきましては指名審査会における審査、4月26日でございます。指名審査を経て、市長へ報告して、決裁を受けております。

入札につきましては5月21日に執行いたしまして、最低入札業者であった業者が落札しまして、5月24日に契約締結をしたものでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

私は契約のところまで言っていないんです。それ以前に、今庁内で検討を進めておる中に、策定を支援する業務を第三者に委託しなければならなくなったという、その経緯ですよ。なぜ今、庁内で進めておるのに、いつ出すかわからん、まだ年度も決まっていないのに、庁舎を建てるのに、よ

り具体的に業務を民間委託しなければならなかったのか。その経緯を聞いておるんです。契約の自身についてはもうちょっと後で聞きます。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

まず、広く市民の意見を聞くということで、アンケート調査を実施するというので、アンケート調査の分析につきましては庁内ですということなく、業者に委託をしておるのが通常のパターンでございます。

アンケートのほかに新庁舎の必要な機能であるとか、想定規模でありますとか、建設候補地の選定条件といった専門的な事項について支援をいただくということで、業務委託をすることになったものでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そうすると、結局庁内ではそういうことはできないので、専門に頼んだということなんですけど、業者委託を、見積もりを2社にやっただと。それで、入札は5社でして、2社が辞退して3社でしたと、結果的に。

予定価格を決めるのに、まず見積もりをとった2社なんですけど、これは名前を申し上げると東畑と日本開発です。たしか、日本開発はこれが専門ですよ。東畑は建築設計業者ですよ。本来、やるのであれば百五総研とかいろんなところがあるんですけど、百五総研とか地域問題研究所とか、ここらにはやっぱりそういうアンケートをとったり、分析するのが専門ですけど、なぜ東畑から見積もりをとったのか。もっと専門性のある、今までからいろんな意味で総合計画をつくるのについてはその問題、地域問題研究所とか、それから百五総研とか、日本開発とか、こういう業者からとると思うんですけど、なぜ東畑と日本開発の2社からとったのか。そして、その2社のうち、1社は辞退しておるんですね、入札に。結果的に東畑が入札して取ったわけですよ。

そのときに、2社が見積もりをしたと。相見積もりをとって、そのときの見積もり額が157万ですよ。そして入札の結果は100万ですよ。ほかの業者は140万、130万とか、見積もりが適正であることに対して、やっぱり百五総研も、それから地域問題研究所も、その予定価格におおよそ合わせるんですけど、相見積もりをとった東畑は、自分のところは157万で入れておきながら、100万で落札しておるということ。それについてどのように思われますか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

まず、東畑建築事務所につきましては、いろいろ事前に調べております。例えば、京都市の庁舎整備基本構想の策定業務を平成24年にやったり、名古屋市の中村区役所の改築基本構想策定調査業務というのも実際実施しております。そういうことから参考見積もりをとったということでございます。

そして、確かに予定価格157万で100万の札、入札されたということで、それについては競

争性が働いたということでこちらは捉えております。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

競争性がどうやって働いたの、それ。東畑と2社は同じように入れたと思います。その中で157万と決めたんでしょう。そして100万でどんな競争性が働くの。そこ1社しか出てないでしょう。相見積もりをとった、2社のうち1社は辞退しておるんです。何も競争性は働いておらへん。

それで市長にお伺いしたいんですけど、予定価格は市長が決めるんですか。今までの入札全ては、予定価格は市長ですよ、決めるのは。何を根拠に、東畑から見積もりをとって157万が適当であるというふうにとったのに、予定価格が157万ですよ。これは市長の権限ですよ、予定価格は。入札の後、公表するんですよ。

157万で、これでやらしてください、これでできます、これぐらいかかりますという相見積もりをとって、それを持って予算化して、予定価格を決めて、それを入れた本人、150万と書いた本人が入札となったら競争性も何もせんと、見積もりを出した相手は辞退して、東畑が100万で取って、何の競争性が働くんですか。そんなくとしか言いようがないんですよ、こんなものは私から見れば。談合もええところですよ、裏談合ですよ、こんなものは。その辺についてどう思いますか。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

予定価格の設定権者は157万ですので、今回は総合政策部長が予定価格の設定権者です。そして、一般的に参考見積もりを出して、こっちが設計して入札をするときには、それよりも価格は下がるというのが一般的なんですけど、今回はかなり下がっておるということでございます。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それなら、今度の5社のうち3社、入札のときに適当な予定価格に対する入札、約60%から80%を入れておるんですよ。だけど、東畑だけは60%以下ですよ。競争は何もしていない、談合ですよ、こんなもの。

なぜかという、それ以前にもう一つありましたな、図書館の設計委託、これについても同じことなんです。図書館の設計についても、これも入札したんですけど、これも5社ですよ。そのときも3社見積もりをとって、1社は辞退ですよ。そのときは509万ですよ、予定価格は。それも東畑と山下設計と都市環境、3社の見積もりをとっておるんですよ。そして予定価格を509万に。入札した結果、また東畑が123万ですよ。24%ですよ。

東畑の入れた予定価格、見積もりが500万であったものを、入札してほかの方は全部400万、500万、550万、550万、460万、ほかは全部予定価格に近い、それぐらい経費はかかるであろうと言うておんのに、東畑は123万ですよ。これが2遍も続くんですよ、東畑ばかり。異常ですよやろう、これは普通に考えたら。そんな入札あるんですか。これは談合としか言いようが

ない、談合かそんなくとしか言いようがないんですよ。だから、今回の調査のやつの業務委託についても、その前の図書館についても、こんなことで正当な競争入札ができておるんですか。

結果的にこれは500万のやつを120万で落として、計画をして、今度駅前の本設計、これはまだ準備会ですよ。これも何もなしにプロポーザルして1社、9,700万で東畑が落としておるんですよ。そんなことは普通あり得んですよ。これは市がするわけじゃない、組合が今度駅前開発の設計ですよ。プロポーザルでやったけど応募者がなくて、1社独占ですよ。それで東畑が落としましたと、9,700万ですよ。

これが欲しいがために、500万と書いたけど、120万で落としたと。そんなくか何かがなければ、そんな正当な競争入札にならんでしょう。それを私は、皆さんそれでええという、私は聞き取りのときもそれを説明をしても、それは普通やと言う、あんたは。こんなことを市民が聞いたら、ほかの業者が聞いたらおかしいですよ。談合としか言いようがないですよ。市長、その辺どう思われますか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

入札契約制度、この手続、そして透明性、それぞれ競争性を担保した上で、この入札契約制度で私どもは事業者の選定をいたしておりますが、この入札契約につきましても適正になされたものと考えてるところであります。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

市長は適正に行われたと言うけど、市民とか、これは設計業務やけど、建築、土木、いろんなものの入札があります。予定価格と分切りについても大変長くかかって、ようやく市長は分切りをしなくなったという改革もなされたんですけど、やはりコンサルとか設計業務については、確かに最低制限価格はないんですよ。だけど、本当にこれが成果品として500万どうしても要りますという見積もりを出しておきながら、120万でよろしいわと。それはそうですよ、あと9,700万丸々新しい入札が取れるんですもん。ほかは全部おるんですから。そんなことは、世の中で通るかということですよ。それは市長がええと言うんやったら、亀山市の入札はこの程度ですよという、今まで土木にしても、建築にしても、こういう入札がまかり通って当たり前であるということで解決するしかないと思うんですよ。しかし、それでは市民も納得しないし、税金も確かに安くなることは結構ですよ。だけど、結局成果品として正当な物ができ上がらないということですよ。建築に関しても、土木に関しても。

余りにもこれは、入札制度についてはおかしい。もう少し我々市民にわかりやすい、透明な入札にしていきたいことをご要望申し上げておきます。

それでは、最後になりますが、普通財産の利活用についてご質問させていただきます。

これは、本年度の総務委員会の所管事務調査について、委員会で調査をして、本年度また委員長のほうから報告があらうかと思えます。

普通財産、また行政財産、土地開発公社の保有の土地等について課題と問題点を洗い出し、提言

事項をまとめておりますので、また後でご報告があらうかと思いますが、行財政改革大綱に基づき、資産の処分、利活用、保有する財産から活用する財産への考え方についてお伺いいたします。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

普通財産の現状でございますけれども、現在は草刈りなどによる維持管理をしながら、主に貸し付けによる利活用を行っております。

ただいま議員がおっしゃられましたように、普通財産の有効活用につきましては、保有している財産から貸し付けや売却によって収入を得ていく、また維持管理費を削減して活用する財産への変革に向けて、今現在、進めておるところでございます。

そして現在、今の進捗状況ですけれども、普通財産、多種ありますけれども、そのランクづけと申しますか、区分分けを今整理しております。例えば、すぐに売却可能な財産であるとか、売却するには条件整備、境界立ち会いとか、そういうことが必要である財産であるとか、その他もう面積が小さいので売却しようがない財産とか、6段階ほどに今財産の区分けを作業中でございます。そういうふうに境界立ち会いとかが終わったものにつきましては、公売を進めていきたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

考えておるだけで実行がなかなか伴っていないというのが、今の普通財産のあり方だろうと思うんです。

普通財産とは、行政財産とは異なりまして、直接的に行政の執行上の手段とは使用されるものではなく、主に経済的価値の発揮を、保全発揮をすることにより、間接的に市の行政に貢献されるため、管理または処分されるべき性格が普通財産であるとも言われております。

今既に普通財産が、市であらゆるものを足すと約100町歩あるそうです、全部足すと。それは貸し借りもしておるし、あれやけど、100町歩というと、今度テクノ開発をしたその倍ぐらいに近い、山も含めて100町歩の普通財産が延々と眠っておるんですよ。利活用されておるものもあるんやけど、ほとんどが塩漬けになっておる。やはり、もう少し利活用を図るべきものは図っていかねばならんと思うんですけど。

そのようにしたいということなんですけど、ただ1点、私はちょっと勘違いしておったんですけど、市から寄附をいただいた物件があります。約千二、三百平米の。これが、私は普通財産だと思っておったんですけど、行政財産になっておるんですな。放ったらかしの土地が。約1,000ちょっとの土地なんですけど、家屋ともに寄附いただいて、それを有効活用を図るといって、調べると、国の有形文化財として認められるだろうということで行政財産になっておるんです。今はもう荒れ放題、蔵も土塀も、その地域の猿の巣になっておると、寝床になっておると、何ら手を加えていない。これが行政財産なのかということと、地域住民にとってみれば、非常に困惑しておる。早く撤去してもろうて、壊してもうて、地域のための利活用できる土地にしてほしいというようなことも言っておりますけど、もう今さら、国の有形文化財になるような物件ではないと思うんです。

地元からは物すごい苦情が来ていますし、獣害の寝床になっておるといようなことでは、せっかく寄附していただいた方への思いもあるし、放ったらかしておく市、行政財産としてやったらなおですよ。普通財産であれば塩漬けもあるんですけど、行政財産であって放ったらかして荒れ放題、猿の集合場所になっておるといような物件について、どのように行政財産として扱ってみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

市内椿世にございます旧安藤家住宅につきましては、平成21年に所有者の方から保存を図りたい旨のご相談がございまして、建造物の現状調査等を行うとともに、その文化財的価値について精査を行っておりましたところ、翌22年2月に所有者の方が急逝をされましたため、故人の遺志を引き継ぎいただいた相続人の代表者の方から同年10月に土地建物を市にご寄贈いただいたものでございます。

市といたしましては、建造物を文化財として保存し、公開活用の方策を探るため行政財産として受け入れ、文化スポーツ課まちなみ文化財グループで管理を行っているところでございます。

当初は、国登録有形文化財として登録をすることを念頭にしておりましたが、現段階では文化財登録等に至っておりません。また、公開活用にも至っていない状況でございまして、ご寄贈いただいた皆様はもとより、地域の皆様には大変申しわけなく思っております。改めて、保護の具体策について検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そんな答弁は平成22年12月に聞いておるんですよ。ここに議事録がありますけど、同じことを言っておるんですよ。何にも進んでいない。行政財産っておかしいですよ、今も国の文化財も難しい。もう5年間は荒れ放題ですよ。

地元の人に聞くと、あれはもともと庄屋さんの家なんですよ。中にあったものは全部持って行って、好きに処分して、税金を払うのが何にもない、放ったらかしの蔵、母屋、ずっとあるんですけど、固定資産税を払うのが、もうどうしても払い切れないので、もう寄附したほうがええんやないかと言うて、本人が死んだ後の、財産の相続人が市へ寄附したということで、地元にとっても本当に甚だ迷惑であるという声なんですよ。だから、早急に方向性を示していただいて、これは行政財産にならんとする。であるなら、普通財産としてできる限り、地元地域の要望に応じて適当に処分すべきだと思いますが、市長、どう思いますか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、椿世地区の安藤家住宅について触れておられるんだろうと思いますけれども、この敷地内には8棟ほどの建造物がございまして、いずれも明治時代の中期から大正10年ごろまでに建築されたものでございます。非常に良好に保存されてきたという状態でございます。こうした例は、市

内ではほかにはなくて、非常に価値が高いものというふうに当時考えておるものでございます。

その後、平成24年11月に、その寄贈者であります相続人の代表者から200万円のご寄附をいただきまして、平成24年度末から25年度にかけて、建物の修繕などを行ったわけでありまして。その後は、今お話しありましたけれども、年間一、二回の草刈りや樹木の枝払いなどを実施して、施設の維持管理を行ってまいったものでございます。

今後どうするんだということではありますが、早急に方針を定めてということでもあります。改めて、この保護の具体策等々につきましても検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そこら辺も、市長の考えるような価値観のある建物ではないです。私は見に行きました。再三あそこを通っても、土塀は道路側に突き上がって、もう壊れそうになっておるし、危険もある。そんな価値観は私は到底ないと思う。だから、早急に行政財産から離して、それから普通財産にして、これからどうするかということを決めて、地元の理解を得られるような方向で進めていただくことを要望して終わります。

○議長（西川憲行君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時37分 休憩）

（午後 3時47分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問、きょう最後の質問となりました。もうしばらくおつき合いを願いたいと思います。

きょうは、中学校給食の早期実施を求める質問、そして学童保育所、昼生小学校区の学童保育所ですけれども、新しく建てていただくということになったことについて、旧施設の解体について、そして2020年から始まります会計年度任用職員制度の改正についてと、3つの質問を用意いたしました。よろしく願いいたします。

まず、中学校給食の早期実施についてお伺いします。

中学校給食については、私が議員になってから、本当にずっと求め続けてきたテーマなんです、2回の学校給食検討委員会がされました。

1回目の検討委員会の後、デリバリーが始まり、2回目の検討委員会の後、完全給食の実施の方向性が出されました。しかしながら、平成29年度から31年度まで3年間、検討し続けるとのことで、1年半が経過してきたわけです。これまで半分が経過したということですので、具体的にどのような検討がなされたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。
草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

中学校給食につきましては、平成28年3月に教育委員会におきまして、亀山中学校及び中部中学校において完全給食の実施が望ましいとの方針を取りまとめております。この方針に沿った形で、第2次亀山市総合計画前期基本計画に中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行うと位置づけられたところでございます。

これまでの完全給食に向けた検討状況でございますが、昨年度、教育委員会事務局の当時の教育総務室と学校教育室の職員により、中学校完全給食に向けてワーキンググループを立ち上げ、検討を進めてまいったところでございます。

ワーキンググループでの検討内容といたしましては、随時会議を開催しまして、これまでの経過の確認と情報共有を行うとともに、他市町の実施状況の把握や、参考となる事例の収集を行っております。その中で、昨年10月には鈴鹿市、11月には奈良市の学校給食の状況についての視察を行い、施設設備や運営方法、さらには導入までの経緯や課題等について研究を行ったところでございます。

また、本年度におきましては、4月の組織再編によりまして給食関係の事務は教育総務課において一体的に所管することとなり、他市町において、近年建設された給食センターなどの建設手法などの情報収集を現在のところ行っておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

1年半の中で、前に質問をしたときには視察を2カ所しましたというお答えだけだったんですが、今回はワーキンググループを立ち上げたということをお聞きしました。

そのワーキンググループの、済みませんが、メンバー構成と内容について、回数について、もう一度ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

昨年度のワーキンググループの状況でございます。

メンバー構成といたしましては、当時の教育次長、教育総務室長、学校教育室長、学校教育副室長と、あと担当が3名でございます。

会議の開催については随時行っておりますが、大きくは、第1回におきまして当市の現状と情報収集の分析、視察先の検討、第2回が視察先の内容についての整理、第3回が、大きくは視察結果の評価と取りまとめというようなことで検討を進めてまいっています。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

結局、視察に2カ所行ったというのと、内容的には変わらないわけですね。全部で3回やって、現状把握と視察前の会議と視察の後の会議ということなんです。

ここで1つちょっと、中学校給食というものについて押さえておきたいことがあるんですけども、公立の中学校、全国の中学校給食の実施状況が2年に1回、文科省で調査されています。

47都道府県全部の調査で、完全給食を一体何パーセントの中学校がしているのでしょうか。通告をしていないので私が答えますけれども、28年5月の現在の資料しかありませんけれども、90.2%の学校が完全給食をしている。食育基本計画の目標も90%を早く超えるようにということでしたので、それが超えてきたということですね。

私が最初のころ質問したときには、本当に三重県もどべから4番目やとか、そういう質問をしていたわけですが、三重県の実施率は何パーセントになったか。昔60%台だったのが、今は91.7%です、完全給食。全体で三重県、157校ある中で132校が完全給食をしているということになります。

それで、亀山市は3つ中学校がありますが、関中学校はもちろん完全給食にカウントされています。中部中と亀山中学校はデリバリーということをやっていますが、完全給食というカウントではなく、ミルク給食というところにカウントされております。じゃあ、三重県のミルク給食をやっている学校は何校あるのか。これは5校なんです。157校ある中で、たった5校の中に亀山市の学校が2つ入っているということになります。

私が以前質問したときには、2015年に質問したときには、まだ中学校給食をやっていないところは、四日市市と名張市と、尾鷲の1校と亀山市でした。今、四日市市は四日市市中学校給食基本構想のパブリックコメントを募集している状況です。名張市については2017年から取りかかり、2021年度の実施を目指してセンター給食ということですが、取り組んでおられる。尾鷲については、ちょっとまだやるという情報を私はよう探さなかったんですけども。

要するに、尾鷲も何校かは給食をしていて、1校だけしていないところがあるということですので、亀山とよく似た問題があるのかもしれませんが、亀山と尾鷲だけになってきているということを確認していただきたいんですが、この結果をお聞きになって、教育長のご所見を1点お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教育長の所見ということでございますが、私、就任前の平成28年3月に教育委員会の方向性、方針として協議の上、議決されておりますので、完全給食の実施が望ましいという方針を尊重したいと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

尊重していただくのは当然のことだと思いますが、私が問いたいのは、このスピード感です。

図書館の移転につきましては慌てて、まだ市役所もあかない8時から教育委員会を開いてまで決めていかれたのに、義務教育の、子供たちの教育である中学校給食、365日ある中で、およそ半

分ぐらいの昼ご飯については中学校の教育として扱うというこの給食を、いつまでも後回しにしているというこのスピード感について、私はお伺いしたいのです。いかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

スピード感とのお尋ねでございますが、学校教育を取り巻く課題は数多くございます。教職員の働き方改革もそうでありまして、新学習指導要領への対応等、部活動指導員の問題とか、いろいろございます。そういった中で、優先事項を考慮しながら進めてまいっておる所存でございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

英語や国語や数学には教科書があって、当たり前のように教育がされているのに、亀山市の中学校の子だけが、しかも同じ市内にしながら、2つの中学校の子だけが当たり前の給食がなされていないということは非常に不公平なことだと私は思います。

今、子供の貧困問題のこともございます。デリバリー給食を選択すれば、その分が就学援助でも出していただけますが、やはりみんなと一緒に給食を当たり前に行っていたとすることでないと、なかなかいろんなご事情でデリバリー給食も選んでもらえないこともあるかと思えます。

優先する課題があるとおっしゃいましたが、私はこの中学校の給食、全国でもこんなに遅くなり、三重県内でも、もうあと亀山市だけ、尾鷲の1校と亀山市だけという状況になって、まだ優先する課題がほかにあるからといってゆっくりやっているようでは、子供たちに対して、私はもう顔向けができないんじゃないかなあと思います。

2校の視察をしていただいたということですが、それぐらいなら第1回の学校給食の検討委員会でもやっていますし、2回目の検討委員会でもしていただきましたし、1回目の検討委員会も、できるだけ検討委員会には傍聴に行くようにしていただきましたけれども、相当突っ込んだ議論がされていて、自校方式が大体どれぐらいかかるのか、センター方式だとどれぐらいかかるのか、人件費はどうかということまで、かなり詳しい資料まで出て、検討されておりました。

2回目についてはそういう資料が出てこなかったもので、それを出したらどうかとご進言申し上げましたけれども、自校かセンターかという資料については、出すとそれに振り回されても困るからおっしゃったかどうか、ちょっと私のはっきり細かい言葉は忘れましたが、出さないということでは出されませんでした。

ワーキンググループは庁内の教育委員会の人だけでやっておられるようではございますけれども、これからどういう検討をしていただくかということではございますけれども、委員会の立ち上げ、またワーキンググループとは違う委員会の立ち上げをするつもりなのか、このワーキンググループだけで、例えば計画、基本構想などをつくっていかれる予定なのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

昨年度は、教育総務室と学校教育室の職員による教育委員会の中でのワーキンググループという

ことで検討を重ねてまいりましたが、4月以降は教育総務課の施設・保健給食グループというのが一体的、一元的に給食を所管することになっておりますので、今のところ全庁的なワーキンググループの拡大ということまでは考えておりません。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

給食が優先課題でないとおっしゃる時点で、私は専門的な知識を持つ人がいらっしやらないんだと思うんですけども、やっぱりそういう専門的な知識を持った方をちゃんと入れて、しっかりした委員会を立ち上げていただきたいというのが私の思いです。

それから、もう一点、今ワーキンググループが1年半の間に3回なされたということですけども、これからはどういうペースでされるのか、具体的にどういう検討を、どんな順番でしていられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今後の検討ということでございますが、給食施設の整備には大規模な事業でございますので、当然ながら、市において事業計画の位置づけが必要になってございます。現在の第2次総合計画前期基本計画におきまして、初めて中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行うということが位置づけられましたことから、現在計画期間の3年間については、この整備に向けての検討を着手しておるところでございます。

それぞれ給食の実施方式については、自校方式、センター方式が想定されますが、それぞれのメリット・デメリットがございますので、各方式で必要とされます施設であるとか、具体的な規模、さらには建設費、予算的な試算も行って、現在の子供たちの給食に対する思いや実態についても再度把握して、多面的に本市において最も適切な方式を検討してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

既にもう日本中の中学校が、90%以上の中学校が既にもう実施をされていて、三重県内でも90%以上が実施していて、もう初めから自校がええのか、センターがええのかとか、お金がどれぐらいかかるのかとか、そんなのは既にやっている方々に聞いたらわかることですし、そこと亀山のあり方、亀山独自の問題を抽出してやっていけばいいだけのことでしょう。それをまた、子供たちの意見を聞いて、そんなこと、何を今ごろ言っているんですかと私は言いたいです。

本当に、今まで公募の委員の皆さんも入って、あの方たちは一生懸命勉強して委員会に参加されていましたよ。あれぐらいの真剣な気持ちで、どうか取り組んでいただきたい。もう亀山中学校と中部中学校と2つだけなんですから。場所がなくて困難なことも、初めから問題点はわかっています。場所を探したんですか。検討したんですか。試算も一回もやっていないんですか。子供たちの教育に責任を持つ教育委員会として、余りにもずさんではないでしょうか。どうか早く真剣になって子供たちの食育を、優先課題ですよ。

今本当に、いろんな災害が起こっています。台風も起こっていますけれども、やはり給食室が自校方式であったところは、いち早く皆さんに食事が提供され、自営でやっているところは本当に職員が一緒になって、その地域を励ましています。私は、そういう意味ではたった2校、自校方式ということをしっかり検討の中に入れてやっていっていただきたいと思っています。

この3年間の検討というのをもう前倒しして、早く取り組んでいただきたいと思います。そういうお考えがあるかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教育部長より答弁させていただきましたが、大規模な事業の位置づけが不可欠でございます、市としての。したがって、前期基本計画の期間内である平成33年度までには、教育委員会としては実施方式や具体的なスケジュールなど、一定のめどをつけてまいりたいと考えておりますが、大規模事業への位置づけについては、市長の判断を待ちたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

市長の判断を待つということですので、市長にお伺いしたいと思います。

三重県で本当に亀山の子たちだけが、こんなに遅くなっていいんでしょうか。早くできるように、市長の判断をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員の質問にお答えをさせていただきます。

ちょうど就任させていただいた平成20年の秋に、中部中学校で試行的にスタートさせていただきました。23年度からは亀山中学校が、いわゆる希望選択制の給食を実施して、今日に至っておりますのでございます。

今、議会の皆さんにご賛同いただいて、ちょうど昨年、第2次総合計画をスタートさせていただきました。現状と将来を展望して、この前期基本計画の5カ年の中でこれを検討していこうということを全庁的に位置づけさせていただいて、今教育委員会の中で努力をいただいております。

この5年間の総合計画、前期基本計画の中では、教育施策として現在進めております川崎小学校の改築、それから小・中学校の空調機の整備事業などを確実に実施して、子供たちの学びの環境を充実していきたいということ、それから教育子育て支援として待機児童の解消のために、市内2園目となります認定こども園や放課後児童クラブのさらなる整備を進めていこうというふうに、既にご案内のとおりでございます。

さらに、質問に答えておるわけでありましたが、教員の働き方改革に伴います部活動指導者の配置など、ハード以外のソフトにつきましても急務の課題を抱えておるところでありまして、これらを踏まえますと、現時点ではより優先度の高い教育課題の解決を先行させる必要があるというふうに

考えております。その上で、今後の生徒にとって、よりよい給食とはどういう形なのかにつきましても、市政全般の視点の中で、当然長期的な財政面での影響とか、事業の内容とか、時期などを見きわめるべく、多面的な検討を進めていこうということで、今進めておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

やるのかやらんのかよくわかりませんでしたけれども、給食室1個をつくるのに、大体2億円ぐらいかかるそうです。2つ合わせて4億円、多く見積もって5億円。本当に、駅前なんかにかかっているお金のほんの少し考えていただくだけで、今の子供たちが当たり前の給食の教育が受けられます。

優先、優先と言いますが、給食が優先です。どうか、子供たちの顔も見に行ってください。安心して子供を送り出せる親たちにしてください。私はそれを本当に思います。これが優先でないというのが市の考えならば、優先であるということをおっしゃっていただければなりません。私もこれから考えたいと思います。

今、3年間の検討をすると言いましたが、先ほど33年までに決めるとおっしゃいましたが、そのところがはっきりわかりませんので、そのところをもう一回、はっきり教えてください。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

計画期間、第1次実施計画でお示ししている計画期間3年間では検討となっておりますので、施設整備着手の予定はございません。

そのため、完全給食の開始時期と申しますと、現時点では、はっきり申しますと未定でございますが、前期基本計画の期間内となりますと平成33年度までかと思っておりますので、前期基本計画の期間内には実施方式や具体的スケジュールなど、一定のめどをつけてまいりたいという考えでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

3年検討した後、2年間は何をするのかちょっとよくわかりませんが、要するに、33年と言いますが、平成がいつまでかわかりにくいんですけど、34年以降に設計したり、始まるということですか。33年まで検討も含めて内部的にいろいろやって、34年から給食ができるということではないんですね。一番早くて34年から給食ができるんですか。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

現在のところ、計画の位置づけが検討という位置づけでございますので、大規模な事業への位置づけにめどが立つことが、一歩前へ出るには欠かせないことだと思いますので、必要に応じて教育

委員会や、また総合教育会議とかそういった中での検討課題に、協議課題になるかもわかりませんが、今のところ、いつ工事に着手するんだというのは未定でございます。

○議長（西川憲行君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

済みません。総合計画の関係ですので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

まず、第2次総合計画の前期基本計画の期間は33年度ということで、この5年間の中で施策の方向としては、中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行うということが施策の方向で示されております。

したがって、今福沢議員が言われたその後につきましては、第2次総合計画の後期基本計画の中で、どのような位置づけをするかということになってまいりますので、そのようなご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

子供が大きくなってしまいますわ。そんなことではあきませんので、早く前倒しできるような工夫を、ぜひ全庁挙げてやっていただきたいと思います。

それから、ホームページを見させていただいたら、中学校給食を見ましてもデリバリーのことが書いてありますが、そうやって完全給食の方向性を出して、今検討しておるということがわからないホームページになっています。それをわかるようにきちんとまとめてください。それはもうやってくださったら結構です。

次の質問に移りたいと思います。

学童保育所の公設化に伴う旧施設の解体についてです。

昼生小学校区の学童保育は平成21年1月の開設で、あのときは姉歯事件があって、思ったよりなかなか建物が建たなくて、当初、ほかの小学校区の学童に行っておられる方が、そこの学童から出されるということで、もう仕事をやめなくちゃいけないし、何とか早くやってほしいという要求で皆で取り組んだものですから、どうしても1月にやりたくて、地元を回ってお寺をお借りして、お寺の本堂の奥の部屋から始まったのが、今、昼生小学校区の学童保育の遊友です。地元の皆さんに温かく見守られながら、冬場でしたのでお寺が寒いからといって、ストーブもお寺の三宝寺さんの奥さんにつけてもらったり、ご近所の方も様子見に来てもらったりしながら、子供たちは育ちました。

そのころは、そんなに学童保育を欲しい欲しいというすごいニーズが余りない状況で、昼生小学校だったら場所もあるし、二、三年実績を積んだらまた小学校に行けるといいねみたいな話も、一緒にやっていく中で市の方ともあったぐらいで、私たちもそういうことならと、500万の補助金を全部使ったら申しわけないということで、本当に200万円台だったと思うんですけども、半分ぐらいで中古の古いものを用意して、またいいところに行けるんだらというところで始めたのが始まりでした。

それがあだになって、本当にその後、どんどんとニーズが出てきまして、もうみんな学童保育が

欲しい欲しいということではかを、何にもないところをやっぴり先にしていかなきゃなりませんので、なかなかうちも新しくというところには回ってこなくて、やっと今回の当初予算で新しく昼生小学校区の学童保育が公設にということで予算つけていただいたという流れです。

建てるための予算はつけていただいているんですけども、今の借りている土地に施設を建てさせてもらっているわけですけども、子供たちの安全のために柵を後からつけさせてもらったり、いろいろやっているわけですけども、解体費用をぜひとも市に責任を持ってやっていただきたいという内容のきょうは質問です。それについてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

昼生小学校区放課後児童クラブの公設整備に伴う旧施設の処理でございますが、亀山市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱におきましては、撤去費用を補助する規定はございませんことから、現状では運営者の方にご負担いただくこととなっております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

私がお家を建てて、それを壊してほしいと言っているのと違うんですね。学童保育というのは、今までは市の責務としては、利用促進するに言うということが市の責務でしたけれども、2012年8月からは子ども・子育て支援法で位置づけられて、学童保育は市町村が行う地域子ども・子育て支援事業ということで、市町村の事業として位置づけられたわけです。国が省令を出して、市町村が条例を出すということでされています。随分と市の責務というのが高まったわけです。議会からも、公設を基本としなさいということで決議も出させていただいている。建物ぐらひは、市が責任を持っていただいたらどうかという思いです。

建てることに責任がある、学童保育に責任があるのであれば、壊すことにも責任を持っていただくというのも一つの考えだと思うんですけども、市長、どうでしょうか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成21年2月に昼生の放課後児童クラブがスタートいたしました。私、就任して最初の日曜日のオープニングの式典に議員のきれいな歌声を聞かせていただいた記憶がございますが、以来、それぞれご苦労いただいて今日に至りまして、昼生小学校区の放課後児童クラブにつきましては、このたび昼生小学校敷地内に新たに公設で整備をいたすところであります。

一方で、今議員が触られました旧の施設の処分に関しましては、土地所有者と、それから運営者の間の契約があるように聞いておりますし、またその契約に沿って、双方で話し合いを進めていただいておりますというふうにも伺っております。まず、両者の間で適切に契約に基づいて解決していただくことが原則であるというふうと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

児童保育というところは児童福祉法に準じて、そして国からも補助金をいただいて、国・県・市で補助金をいただいているわけですが、その補助金の算定根拠に、こんな建物を処分するようなものが入っているとのお思いになりますか。人件費についても、本当に安い人件費で算定されて、年々上がってきてはいるんですけどね、国のほうも。そんな大変なものを自分たちで持てるほど補助金をいただけていません。今、そういう補助金のメニューがないというのであれば、新たにつくっていただく、構築していただくということも含めて、ぜひとも考えていただきたい。

昼生小学校区の児童保育は今15名おりますけれども、先ほどの質問でもありましたけど、本当に60人台の小さな小学校の中で、親御さんが頑張って、今運営委員会を地域の方とやっています。地域のまち協の皆さんも、これはやっぱり市にやっていただきたいという会長の思いも、私は伺わせていただきましたので、これから、きょう言ってくる、はい、やりますと言わないのはわかっていますけれども、ぜひともお願いしていきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

会計年度任用職員制度の改正についてということです。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律という長い名前の法律ですが、2020年に施行されるということです。これは臨時職員、非常勤職員さんについて、いろんな影響があるということです。制度の内容について、簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、会計年度任用職員制度につきましては、今議員が申されました地方公務員法と自治法の改正に基づく、そういった趣旨で導入されるものでございまして、具体的には、一般職の非常勤職員は、現在は地方公務員法の第17条の規定に基づきまして、正規職員とは職務の内容や責任の程度が異なる業務に従事する者といたしまして、1年以内の任期で任用できる職員と位置づけております。

法改正後におきましては、地方公務員法において新たに会計年度任用職員といった言葉で定義をされまして、勤務時間の要件により、フルタイムとパートタイムの職に区分をされまして、その採用方法、任期及び更新など、任用に関する一連の取り扱いが初めて明確化されるものでございます。

また、法改正によりましては、今まで支給がされてこなかった期末手当の支給が可能になる給付に関する規定も設けられる予定と聞いております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

今までは、ボーナスのときに非常勤職員さんが悲しい思いをしていましたけれども、法的にも出せるものではなかったということなんですけれども、これからは手当について対象になってきて、支給が可能になるということですね。

フルタイムについては給料、旅費は支給義務があつて、地域手当等全ての手当が対象として支給が可能になると。パートタイムについては報酬は支給義務で、費用弁償が可能になって、期末手当

のみ手当については支給が可能になるということで、亀山市の場合、本当に正規、非正規の割合が半々に近いということで、かなり影響があると思います。

もう2020年4月といったらあつという間に来ると思うんですけども、その手当について、どのように検討されているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本制度は、議員ご指摘のように、2020年（平成32年）4月1日から制度運用が開始されるということで決まっておりますので、まずは本市の実情を踏まえた中で、適切かつ円滑に制度導入が図られるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、これも議員のご指摘がございましたが、正規職員と非正規職員の割合もご提示いただいたところがございますが、平成32年4月というのは現在の定員適正化計画の改正時期でもございまして、こうしたものと正規職員の割合と非正規職員の割合、こうしたものも制度の中でしっかりと考えていかななくてはならないと思いますし、またご指摘をいただいた期末手当につきましても、法の趣旨を最大限に尊重した上で、導入に向けて考えていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

考えていきたいということで、どのようにしていくかということは何一つ、まだ決まっていなんでしょうなあとは思いますが、スタートする前から、一応基本的に処遇の改善とか、この考え方を尊重するというのでは非正規の方の処遇の改善というのは、やはり20年を待つまでもなく、常にやっぱり考えていかなきゃいけないと思います。各市町、例えば年金の繰り上げができるのかとか、いろんな処遇が市町によって違います。

亀山の劣っているところをやっぱり少し上げていくというようなことをやりながら、20年に向けて検討していただくのだと思いますが、1点、これは国会で可決されたところですが、全会一致で可決されたんですけども、附帯決議というのが全会一致で付されたということなんです。これは衆議院の総務委員会の附帯決議なんですけれども、その中でも重要なのが、私は2番と3番だと思うんですけども、そここのところを読ませていただきますが、人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についても、その趣旨に沿った任用のあり方の検討を引き続き行うこと。やっぱり、公務の運営は任期の定めのない常勤職員が中心だという、当たり前のことが1点付されています。

それと、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から20年にかけて会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく、適正な勤務条件の確保が行われるよう地方公共団体に対して適切な助言を行うことということが書かれてあります。民間なんかは同一労働同一賃金という議論をしているところも注視しながら、ぜひともやっていっていただきたいと思います。

特に、今具体的なことが決まっていないうんですけども、例えば空白期間であるとか手当であるとか、今の処遇で特にこれからやっていくこととかあるようでしたら、お伺いしたいと思います。

ます。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、議員から具体的な手法を、取り組む方法がまだ決まっていないじゃないかということでございましたが、まずこれにつきましては、国から会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルというのが示されておりますので、基本的にはこうした資料をもとに制度導入に当たっての整理を行っていくということでございます。

また並行して、本市の臨時非常勤職員につきましては、教育、福祉などさまざまな分野において多くの職種が存在いたしておりますので、本市における制度設計の検討を進めるに当たりまして、こうした現在の任用勤務条件の実態、こうしたものも再度、個別に把握して進めていきたいというふうに考えております。

それと、会計年度任用職員につきましては、少し継続雇用のご指摘もございましたが、今のマニュアルでいきますと、任期は1会計年度内に定めるということでございまして、当然、今後継続任用ということも国の中で議論はされてくるとは思いますが、今、私どもでマニュアルの中で示されておる期間といたしましては1会計年度以内で定めるということで、これは今後の検討課題となってくるというふうに思います。

それで最後に、議員からはフルタイム職員とパートタイムの中で、手当の話が出てまいりましたが、議員ご指摘のとおり、フルタイムにつきましては、給与という形で全ての手当が対象になってくるということで、こうした手当の導入に向けて考えていくのと加えまして、パートタイム職員は、今まで給与から報酬という形に変わってまいりまして、この方についても期末手当のみ対象ということになってまいりますので、こうした制度の趣旨を十分に踏まえまして、導入に向けて検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

そうなんです。最長1年以内ということがうたわれていますので、そうすると、雇いどめということにもつながってくるんじゃないかという心配も一つあります。今の職員さんが一定の空白期間をつくりながら続けていただいている方もいらっしゃるのかもしれないけれども、こういう制度が出てきたらどうなるのかということなんです。

先ほど、私も附帯決議を読ましていただいたように、やはり公務の運営が任期の定めのない常勤職員を中心としているという基本に立ち返って、ぜひとも検討していただかなくては、これはもう解決がつかないんだろうと思います。

ただ一つ心配なのは、やはり今働いている方が、20年を機会に仕事なくなるようなことがあるのかないのかということだけ、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、1点目の雇いどめ関係でございますが、これは労働契約法、今の職員の地方公務員の非常勤さんにつきましては労働契約法の適用外でございますので、継続雇用となっても雇いどめの心配というのはございません。

それと、法の趣旨から議員もご指摘のとおり、導入に当たっての不利益が生じないような形で対応するというのもうたわれておりますので、今働いている方に不利益が生じないような形で対応してまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

福沢議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

また、追って経過をお聞きしていきたいと思っております。職員さんに不利益のないようにすることと、やはり先ほど言われたように、常勤と非常勤の割合そのものから考え直していただくということなしには、この制度はなかなか難しいんだらうなあとと思っておりますので、お願いしたいと思います。

今回、給食と学童と職員さんのことを質問させていただきました。本当に、けさからも北海道の地震があったり、豪雨災害があったり、台風の災害があったり、今はもう携帯があるのですぐに写真で、動画で見られたりして、本当に大変な状況がうかがえます。

本当に皆さんにお見舞いも申し上げたいし、私のできることもしたいなと思うんですけども、でも熊本の地震の方はどうしているのか。あるいは福島の方はどうなのかというようなことは、もうどんどんいろんな災害が来ると、前の人の忘れられていくということもあります。

実際、生活再建はまだまだです。そういう状況を見るにつけ、本当に、例えば中学校の給食のようなものがしっかりとある自治体であればたくさんの方の助けになるし、学童保育が潤沢にあれば、昼の間、子供たちが豊かに放課後を過ごせる、そのことが安心して親が働けるということがあります。

本当に政治というのが人々の生活の再建、生活ということに根差したものをやっていくという責任を殊に感じました。一緒に皆さんとやっていきたいと思っております。きょうはありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす7日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時39分 散会）

平成 3 0 年 9 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

平成30年9月7日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	嶋村明彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	青木正彦君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局 長	草川 博昭	書	記	高野 利人	
書	記	村主 健太郎	書	記	大川 真梨子

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（西川憲行君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

おはようございます。

公明党、新 秀隆でございます。

通告に従い、順次質問を始めさせていただきたいと思っております。

今回は、安心・安全についてと、次に市民サービスの向上についてと、大きく2つ伺いたいです。

まず初めに災害対策についてでございますが、昨日、森議員からミルクの件で質問があったと思うんですけど、ミルクも液体ということで、今回、私は液体つながりで水ということで進めさせていただきたいと思っております。

まず緊急災害対策用の飲料水についてでございますが、以前より、あのときは危機管理でございましたんですけど、亀山市内の保有に至りましては、4万5,000リットルという飲料水を蓄えておるということでございますが、せんだってから非常にこの災害ということにつきましては、台風21号、そして昨日の6強という地震に見舞われました北海道ですが、夕方、聞くところによりますと、もう7というふうな北海道では今まで記録がないというほどの震災で、非常に現地の方につきましては、命を落とされた方も見えますし、そして避難所で厳しい生活を強いられているというふうにも聞き及んでおります。心よりご冥福、そして早い復興を願うばかりでございます。

それでは、その件につきまして、水ということについて、詳細、私自身の思いは後からしますんですけど、まずこの水について、飲料水、この考え方について、どのように亀山市として保有をするか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

4番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

おはようございます。きょうも一日よろしくお願いたします。

亀山市の災害対応の備蓄食料の方針は、人口の10%であります約5,000人の3日分を基準といたしまして、3カ所、本町、中央、関の備蓄倉庫を中心に保管しております。

現在の飲料水の備蓄につきましては、約3万9,000リットルを保存しておる状態でございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

3カ所、以前と同じ場所でございますので、そちらのほうで現在は3万2,000ということでございますが、この3万2,000リットルというので、亀山市5万人の10%ということで5,000人分の3日分を見当として備蓄しているということでございます。

まずこの飲料水につきましては、現在でいきますと、近いところで申しますと、高梁市の近々の話でございますんですけど、給水車が2台支援のために行きました。これは飲料水があるという前提で給水車が走っていったわけでございますが、もし亀山市に置きかえて、大体断水というのは部分的に起こってくるわけでございますが、もしも全亀山市で飲料水となるような、蛇口をひねって出るような水がなくなったときには、もちろん近隣の市から援助という形で給水車もあると思うんですけど、まず自力でやるためには、やはり井戸水とかため池、そしてプールとかいろいろあるわけなんですけど、やはりそういう災害時と申しますのは、多少濁った水でも浄化できる、そういう機械があれば飲料水として使用できるわけですが、主に現在はアメリカ製品を中心として販売されているものがございます。こういうふうな形でいきますと、その浄化する機械につきましては、どうしてもアメリカ製になりますと、メンテナンスの面で非常に不便なところも出てくるということでございます。そうやって考えると、やっぱり日本製のそういう飲料水になるようなところが現在の時代には合ってきているんじゃないかと思えます。

確かに災害といいますと、水源として、先ほども申し上げた小川とか池、プール、防火水、そして地震によりこの辺が破壊とか倒壊した場合に使えなくなる可能性も高いですし、そして川が氾濫したときなんかは、下水の部分、トイレの部分とかそういう部分もあふれ出してきて、非常に水源としても好ましくない状態になってきます。

それにつきまして、現在備蓄されているものでございますけど、これも3日ということでございますが、非常に先行きがわからないような、現在、全国各地でも非常に断水をしてしまうと、なかなか復旧というのは難しいものでございます。1カ所、2カ所ならまだしも、もう大量に出てきますと、非常に厳しい状態でございます。

こういうところにつきましては、今回の避難所での飲料水の供給につきまして、ある程度の日本でもコンパクトな、冷蔵庫ほどの大きさで、そして長テーブルのこたつのようなソーラーを抱えてコンパクトに運べるような、これは今までも、私、本会議でもお話ししてきたんですけど、そういうような機械を準備しておくというのも、今の時代、不可欠ではないかと思えます。

確かに金額的には200万ほどするわけなんですけど、今現在いろいろ、文科省とか厚生労働省、そんなような形で2分の1の補助とか、学校施設を絡めて言っているということもございますんですけど、備蓄品の水がなくなり、そしてまた追加の水を給水車で運ぶことができなくなったときに、もう本当に今の時代、厳しい。まずは水さえあれば何とか生きていけると。血液も水分がないと、固まってくると、人間、命にかかわってまいります。

そういう面につきまして、実際、3万2,000リットルということでございますが、飲料水を

準備できるということになりますと、金額換算で1本が、大体2リットルぐらいが100円といたしまして、それでもやっぱり200万近くかかってくるということでございます。そして、また保管をしておく、そして賞味期限が来たときにはやはり買いかえるということもございます。

そういう面につきまして、このような機械の準備ということについて再三伺ってまいりましたが、再度このような準備について、危機管理を考える上でお願いいたします。

○議長（西川憲行君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

まず1つ訂正していただきたいのは、さきにも申したんですが、現在の飲料水の備蓄では約3万9,000リットルでございます。3万2,000ではなく、3万9,000リットルを今備蓄しておる状態でございます。

それと、高梁市へ支援させていただきましたのは、3,500リットル用の給水車1台でございます。高梁市へは各市町の応援が行きまして、何台か行っておるんですけど、私どもが支援したのは、3,500リットルの給水車1台と、あとペットボトルの9,000リッターを持っていったということでございます。ですので、この9,000リッターにつきましては、今、買う段取りをさせていただいておって、近々、現在の3万9,000リットルに、あと9,000リットルを足して備蓄していくという状況でございます。

それと、もう一つでございます。亀山市地域防災計画に位置づけいたしております飲料水の供給についてでございますが、まずは今言いました備蓄倉庫に保管しておりますペットボトルの飲料水で対応を行うのと、あと亀山市が保有しております3,500リットル用と1,000リットル用の計2台の給水車を避難所へ巡回させて、供給を行うこととしております。また、それ以上の被害が大きく、亀山市独自に給水体制を整えることが不可能である場合は、三重県や国からのプッシュ型支援を受け、また災害時応援協定により、他市町や関係機関、関係団体などへ応援要請を行うことになっております。

それともう一つでございますが、現在、浄水器、いわゆる浄化して飲料水に使えるなどの浄水器につきましては、亀山西小学校と川崎小学校にて、プールの水を飲料水や生活用水に利用できる浄水器を設置しておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

若干の訂正、申しわけございませんでした。

そういうことで、今、久野管理監のほうから、ある程度、小学校のプールとか、その辺の水を飲料水にするための機器の準備があるということでございます。

そういう中におきまして、亀山市内におきましても、さまざまなお店とかもございまして。こういうところも、他市によりましては、さまざまな協定を組んでおります。亀山市も、飲料水についても、そういう企業との提携を結ぶべきではないかと現時点では思うことでございますが、これは一つ申しおいておきたいと思っております。

続きまして、今回の緊急輸送道路の管理についてでございますが、非常にきょうのテレビ、メデ

ィア、そして新聞でも一面で、すごく状態としてはよろしくない、山の崩れた状態、そして道路の液状化、マンホールが飛び出ていると。あれは道路が下がったのか、マンホールが飛び出たのか、ちょっとわかりませんが、そういうようなことが非常に各地で起こっているという北海道の状況でございました。

それにつきまして、亀山市の緊急輸送道路の安全確保について、今現在の緊急輸送道路についてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

おはようございます。

現状の指定路線について、ご説明させていただきます。

三重県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により指定された市内の緊急輸送道路は、第1次緊急輸送道路として、高速自動車の東名阪自動車道、伊勢自動車道、新名神高速道路の3路線と、一般国道の国道1号、国道25号の2路線の計5路線であります。

次に、第2次緊急輸送道路といたしましては、主要地方道一般県道の四日市関線、亀山白山線、亀山鈴鹿線、亀山停車場石水溪線、亀山城跡線の5路線と、市道として亀田小川線の1路線の6路線が指定されております。

次に、第3次緊急輸送道路といたしましては、県管理であります国道306号、県道津関線、白木西町線の3路線と、市道の小野白木線、国1側道栄町川合線、国1東野公園跨道橋線、栄町川合線、国1側道下り2号線の5路線の計8路線が指定されております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今、服部参事のほうから、緊急輸送道路の件数、また路線のほうをご紹介いただきましたが、このような形で、大体聞くところによると、緊急というのはやはり道幅もある程度の幅があります。

そんな中におきまして、県・国のほうの管理のほうが多いようでございますが、亀山市におきましても、亀田小川線につきましては、これは医療センター前の道と理解しておるんですけど、そういう中におきまして、やはりこの辺ではまだ何も大きな地震というのは来ておりません。やはり南海トラフ、これがいつ来るかというふうなので、非常に地震があるたびに、もういよいよ来たかと、どきっと、本当に心配する日々が迫ってきております。そういう中におきましても、やはり平常時でも、将来的に心配される南海トラフを、大規模自然災害の発生時には、やはりこの緊急道路というのを確保しておかないと、物資、そして人の安心・安全、さらには地域の経済をやっぱり守る上では重要な意味を持っておると思います。

私ども公明党は、以前から防災・減災といったスローガンを掲げて、地域住民の命と暮らしを守るために政策に全力で打ち込んでまいりました。こういう中におきましても、国や政府も3・11東日本大震災での教訓をもとに、国土強靱化計画で推進してきております国土強靱化政策のテーマ・課題にも非常に多岐にわたって、中でも重要政策についてきておる中で、国土強靱化アクションプログラムの中でも明確にいろいろと道路の安全性について訴えております。

最近、やはりこの地震ということで、液状化もあるんですけど、道路の陥没ということで私も再三議会の中でお話しさせていただいてまいりましたが、このアクションプログラムも2015年からもう既に出てきておりまして、交通ネットワークの強靱化の推進というわけで、とりわけ路面の空洞化ということについて非常に関心を持ってきております。

そういう面につきまして、この道路の保全に関して、亀山市として、この緊急輸送道路のかかわりというのを伺いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

安全確保の考え方というふうな捉まえ方でご説明させていただきます。

道路管理者といたしましては、輸送道路区間にある高速自動車道や一般国道をまたぐ跨道橋を初めとする道路橋梁の安全確保を維持することが必然であります。

対象橋梁数は、高速自動車道上に6橋、国道上に13橋、県道上に4橋、市道橋として1橋があり、全橋梁24橋が存在します。これらの対象橋梁には、既に耐震診断及び耐震工事を実施しており、今後も橋梁修繕工事を実施し、適切に維持管理を行ってまいりたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

橋梁のほうを中心的にお話しいただきましたが、実際、橋梁のところを5年に1度とか点検しているというのも以前より伺っております。その中におきまして、やはり橋梁、これも鉄でできておるので、かなりさびがあつて、表面上ではわからないところもあります。そういうのにつきまして、再三今まで亀山市も科学的な形で見るということで以前説明を建設部のほうからいただきましたが、やっぱり点で見ているというのがありました。私が以前から提言しておるのは、やっぱり面で、きちっと幅広い間隔で、橋梁もしかり、道路もしかり。道路でいきますと、やっぱり陥没というところが気になるところでございます。

今、亀山市としてどういうふうなかかわりということでございますが、そのように点検をしておるということでございますが、これは突然きのうの夜の話で、この答弁は結構なんですけど、国道1号線でもやっぱり緊急輸送道路という形で車は走るわけですけど、人の歩く歩道でございまして、以前より草が非常に多くて、昨年は何とかと言ったら、結構早く、タイミングもよく草刈りがあつたわけですけど、そういう中におきまして、ご婦人の方からのお話だったんですけど、やはり草が絡んできて、自転車が草に絡まり、こけてしまってお仕事を1週間休んだとか、今回も、どうも7月には刈ってくれたようなんですけど、まだ残っておって、きのうも、もう自転車が怖いから歩いて行ったら、木で目をついてお医者さんに行ったとかという、こういう事態にもなります。緊急輸送道路とはいえ、日々日ごろから歩道のほうにもやはり目を向けていただきたいと思っております。

ということで、大事には至りませんでしたけど、日ごろからの草というのはどのように日常生活に影響が出ているか。きょうも、やはりいつも通る道ですけど、だんだんこの暑さと、そして雨によって、草の伸びるスピードというのは非常に大きいものでございます。緊急輸送道路におきましても、悪さも出ておりますので、やはり歩道も含めてしっかりと目を向けていただきたいことは

申しおいておきます。

そういうようなところで、亀山市もいろんな契約により事業が進められておるわけですけど、そういう中におきまして、亀山市といたしましても、まさに他市に先陣を切れるような、亀山市の周辺の自治体の動きをもう待っているのではなく、今こそこうしたしっかりと対応がとれるような取り組みを通じて、安心できるまちづくり、防災の先進都市亀山をアピールすべく、考えを思っております。

そういう面につきましては、他市とのいろんな事業、既に進んでいるところもありますし、その比較をお伺いしたいと思いますが、このセクションではこのところを最後にしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

先ほどから申されているのは、点から面の調査の件だと解釈させていただきますが、調査費用の課題がございますし、調査する路線につきましては、優先度を判断し、選定する必要があります。

現在、三重県、河川国道事務所、三重県各市町の自治体が集まり、メンテナンス会議も開催されており、その中で各自治体の動向も聞きながら、市民の安心・安全の確保のためにも研究してまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

県全体で考える。これは市だけでは十分でなくて、県全体でもそういうふうな危機管理の面で集会的な形で進めるというのも非常によいのではないかとは思いますが、申し添えておきます。

それで、最後のところに入ってまいります。

市民サービスの向上についてでございますが、本会議でお話しするのは初めてではございますんですけど、各種コンビニを使って収納、税金とかその面をお振り込みいただくというような機能が出て、結構コンビニというのは皆さんのおうちの近くにある存在ではございます。

こういう中におきまして、今現在、コンビニエンスを使ったさまざまな証明書を発行していくというような事業ができております。以前は年間費で1,000万を超えるというような時代ではございましたが、これも今は全国でも、もう539市町村、そしてそういう中におきましても、三重県としても進んできております。

この辺の状況を、今現在、市としてはどのように捉えているか。研究していますという話は随時聞いておるんですけど、その辺の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

各種証明書のコンビニ交付サービスでございますが、これはマイナンバーカードを利用して、早朝から深夜まで、市内だけでなく全国のコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書の交付を受けられるものでございます。

国からも、また議員のほうからも、各種証明書のコンビニ交付サービスの導入について検討する

よう求められておりました、私どもとして、全国の状況や県内各市町の事例などを調査しているところでございます。

本年8月1日時点で申し上げますと、全国の自治体は1,700余りあるわけでございますが、538の市区町村でコンビニ交付サービスが導入されており、また県内でも、ことしになってから伊勢市、松阪市、川越町が運用開始するなど、お隣の鈴鹿市も含めた10の市町で導入されているところでございます。

サービスの内容でございますが、コンビニ交付サービスでは、住民票の写しのほか、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の付票の写しを交付することができます。

コンビニ交付を実施しております県内の10の市町のうち、戸籍を含めた複数の証明書を交付している自治体が8団体、税証明を含めた複数の証明書を交付している自治体が9団体と、ほとんどの市町が住民票や印鑑登録証明書以外にも戸籍や税の証明書まで交付しているという状況でございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

部長のご報告をいただきました内容でございますが、確かに全国の件数は最新版でちょっと捉えさせていただきましたので、数値の誤差はご勘弁いただけます。三重県内における調査の状況でございますが、先ほど部長のほうからもありましたが、10市町村で亀山市の5万人都市とよく似ておところは、やはりいなべ市、そしてまた菰野町、川越町。町としても2町聞いております。

そういう中におきましても、先ほど部長のほうからはちょっとお話がありませんでしたんですけど、当初はセブンイレブン1本だったんですけども、今はもうコンビニという名のつくのがほとんどと、そしてまたイオンリテールとかダイエー・コープとかいう名の会社も、非常にたくさんの場所で出せるということでございます。

この中で一つキーになるのが、やはりマイナンバーの運用でございます。亀山市におきましても、まだまだマイナンバーの運用が全ての市民に行き渡ってはおりませんが、やはりお仕事のかげんで役所に日曜日ですら運営時間に間に合わないというふうな方も見えます。そういう中におきまして、やはり亀山市でもこの実施、大きな都市が余りないなあというのは、やはり住民の5万人をランクとして、5万人以下は幾らとか、そういう年間費の料金のことにもかかわってくると思うんですけど、やはりその辺は亀山市の小回りのきく5万人の中でそういうのを使うことによって、マイナンバーも持たなくちゃそういう証明書が出ないんだなということにつきましては、この点につきましては一石二鳥といいますか、マイナンバーカードの促進にもつながってくるのではないかなと思うんですけど、この点につきましてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

マイナンバーカードの交付状況でございますが、本年8月1日現在の交付枚数は4,512枚で、交付率にいたしますと9.03%となっております。これは全国とか三重県の平均と比べて若干少

ないということがございます。

三重県内でも、先ほど議員おっしゃいましたとおり、コンビニ交付がふえておりますので、それを導入したところについては、マイナンバーカードがふえておるということは聞いております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

やはりマイナンバーカードを運用する一つのきっかけといいますか、キーになるものではないかとも思います。

そして、また一つ思うのは、このような形で職員の方の労働力が分散されるということで、その労働力がまた別のところで使われるとか、そしてゼロになるかどうかはちょっとわかりませんが、市の中でも、やはりご家庭をお持ちの職員の方、そして若い職員の方でも遊びに行きたい、日曜日に遊びに行きたい、でもきょうは当番だから出なくちゃいけないとか、そういう面も含めて、この導入について、職員の稼働率というか、また別の仕事の分野に広げられるものではないかと私は思うものでありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（西川憲行君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

私どもでは、毎週日曜日、職員が順番に出勤しまして対応に当たっており、日曜窓口というのを行ってありますが、体制といたしましては、住民票・戸籍関係で3人、そして年金関係で1人、国保関係で1人、税関係で1人、合計6人体制で行っておるところでございます。確かにその人件費とかその辺もかかってはおりますが、この辺は住民サービスの一環として行っておるところでございます。

コンビニ交付を始めますと、先ほども申しましたが、市役所へ出向かずに、市役所があいていない、窓口があいていない時間帯でも証明書が取得できるということで、住民さんの利便性が高まって、それとともに日曜窓口職員の負担も若干減るのかなと考えております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

どうしても6名ぐらいは見えないと運用ができないということでございますが、それと職員の方の生活も守って、メンタル面でもいろいろ家族との時間を持てるような、そのような形でいきたいと。

あと一つ、最後にですけど、今、料金は大体発行料金が300円なんですけど、いなべ市はちなみに200円で自動発行ができるとか、そういうのもありますので、この辺の金額もやはり研究課題に入れていただいたほうがいいのかと最後に申しおきます。

それでは、本日の最後のところでございますが、手話通訳の導入についてでございますが、せっかく広聴広報委員会におきまして、お隣の滋賀県の甲賀市のほうへお邪魔させていただきました。そういう中につきまして、議会の中でも手話通訳とかそういうのも、常にではありませんが、検討し、導入の段階にこぎつけたというふうなご報告をいただきました。

この手話というのは、以前、私も、機械を使って言葉がディスプレイに出て文字になるというふうな、そういうような考え的な、提言的なお話をさせていただいたんですけど、やはり身近な形でいくと、やっぱり手話。今回、この手話の話をさせていただきます私どもも、以前、石狩市のほうで手話がかなり早く導入されております。今、この初の条例ということで、2013年に鳥取市で制定されて、そこで同年に2自治体が、14年には8自治体と。15年には22自治体とか16年には41自治体とか、ちょっと広がってきております。

今現在、亀山市におきまして、議会では手話というふうなことは取り上げてはおりませんが、さまざまな市、三重県におきましても松阪や鈴鹿のほうでも進んできておるわけでございますが、亀山市の今の手話に対する状況、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

手話通訳者の設置状況でございますが、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、聴覚障がい者の方が市の窓口での手続や健診等をスムーズに行い、コミュニケーションが図れるよう、平成28年4月から亀山市総合保健福祉センター「あいあい」に、毎週木曜日、手話通訳を1名配置しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

井分部長のほうからご説明がありましたが、平成28年4月よりあいあいのほうで、木曜日限定ということでございますが、これにつきまして、木曜日限定ですが、どうしても木曜日は行けないとか、そしてまたこちらの本庁のほうにどうしても用事があるんだと、こういう場合にはどのような対応をとっておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員が事例的に申されましたが、例えば本庁での窓口対応であったり、手話通訳者が不在のときというような事例に関しましては、例えば本庁での窓口の対応につきましては、手話通訳者が直接本庁に出向きまして対応させていただいている現状でございます。こちらのほうのご案内につきましては、現在、ホームページ等によりまして案内をさせていただいておりますが、障がい者の方と事前に時間等を調整の上、円滑な対応ができるよう努めているところでございます。

また、毎週木曜日以外の手話通訳者が不在の場合の対応でございますが、筆談での対応等で対応させていただいている現状でございます。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

何とか対応はぎりぎりとれているような形には聞き取れるんですけど、突然お見えになったときには、やはり柔軟な対応というのは現状では難しいと私は考えるものであります。

そういう中におきまして、やはりお年を召されてちょっと難聴になられる方は、補聴器のお世話になって何とか聞こえるというのはあるんですけど、もともとの聴覚障がいをお持ちいただいている方につきましては、非常に市のサービスとしても向上に心がけるべきではないかとは思っております。

最後に、市として、さまざまな市で、今、本当にたくさんの市が条例を制定してきておりますんですけど、亀山市としての手話条例につきましては、いかような考えで今後お持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

市内には、聴覚障がい者の方、また言語障がいにより全聾状態である方が約40名という現状がございます。また、市といたしましても、障害者差別解消法の施行によりまして、障がいのある方に対する合理的配慮を行っていくために、手話通訳者の周知・啓発を引き続き行うということを考えております。

ただ、先ほど議員おっしゃいましたように、条例までということの考え方でございますけれども、まず仮に条例制定となりますと、条例そのものの趣旨であるとか目的、また理念条例であるとか、また実効性等々で条例そのものを積み上げていく必要がございます。また、議員おっしゃいましたように、この条例でございますけれども、三重県、松阪市、伊勢市等が制定されていることは承知しておるわけでございますので、まずはその内容につきまして、勉強なり研究をさせていただきたく思っております。

いずれにいたしましても、常々、福祉サービスそのものを追求すべきは我々健康福祉部の使命だと思っておりますので、そういったものを研究させていただき中で、一步でも進められればと考えております。

○議長（西川憲行君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

最後に一言だけ。

条例に対しては、全く批判的ではないということは理解できました。これは提言といいますか、別に答弁は結構でございますんですけど、今のこの時代、少し前でもテレビ電話というものもありました。今はネット社会でございます。そういうふうな機械を利用して、どこにいても画面でできるということも一つ視野に入れて、今後の亀山市の優しい亀山のまちづくりに寄与していただきたいなど思っております。

以上をもちまして、私からの質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時44分 休憩）

(午前10時54分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は3点大きく項目を上げさせていただいておりますけれども、まずその中で市の非正規職員の雇用についてという点です。

まず、これにつきまして、傾向についてというふうに上げさせていただいておりますけれども、まずこの市の非正規職員の雇用につきまして、この最近の傾向、以前に比べて何か変化が生じているのか。非正規自体がふえているのか、減っているのかとか、どういう人材がふえているのかとか、その辺、市としてつかんでいる部分があれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市が雇用いたします非正規職員の最近の傾向について、ご答弁を申し上げます。

市が雇用いたします非正規職員は、福祉、教育などさまざまな分野におきまして、現在約80の職種がございます。

これらの職員の過去3年間の任用状況を見ますと、その職員総数はおよそ570人前後で推移をいたしており、男女別では女性が470人余りと全体の約8割を占め、年齢別では50歳以上が全体の半数以上を占めている状況でございます。また、男性職員の約7割が60歳以上でありますことから、定年退職された方が多いと推察できるところであり、こうした傾向につきましては、過去3年間で大きな変化は生じていないところでございます。

なお、本年度当初の60歳以上の非正規職員151人を職種別で見ますと、施設管理人が最も多く34人で、次に行政専門員と事務補助員がそれぞれ11人となっている状況でございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと詳しく説明をいただいたと思います。

それでは、それを受けて2番目の定年後の人材の雇用についてという項目に移らせていただきます。

先ほどもちょっと部長のほうの答弁で、やはり定年後の人材の活用が非常に多いと、非正規の中で。この話なんですけれども、今、私も余り詳しくは知らなかったんですけれども、役所もそうですけど、定年年齢はそのまま、年金の支給年齢が徐々に上がっているということなんです。ね。

その中で、再任用という話がよく出ています。私らも、いろいろお世話になった職員の方々が定年やというふうに言われて、もうしばらくお会いできないのかなとか思っていましたら、また4月からいきなりお目にかかることもありまして、あれ、どうしたんですかと言ったら、再任用でとい

うことではあるんですけども、こういう感じで、年金支給年齢がどんどん上がっていく中で、定年はそのままという状況で、となると、やはりこの再任用というのがどんどん増加していくのかなというふうに思ったわけなんですけれども、この辺は市としてどういうふうな見解を持ってみえるのか、その点をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のように、平成25年度以降で公的年金の支給開始年齢は段階的に60歳から65歳に引き上げられ、私ですけど、64歳で支給ということになります。そうしますと、地方公務員におきましても、無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の接続を図ることを目的に、今これもご指摘の定年退職者の再任用が制度化されたところをございまして、既に本市におきましては、平成26年度以降で、医療職を除いて、定年退職後、29人の再任用を行ってきたところをございます。

そして、これについて、どんな影響が出てくるのかというご質問でございましたが、当然、年金の開始年齢が段階的に引き上げられますと、定年退職者の再任用制度を運用する上で、その任期の更新が終了するまでの期間が長くなってまいりますので、職員定数への影響もございますが、まず一番懸念いたしますのは、職員の新規採用が抑制されたり、職員の年齢構成に偏りが生じることが懸念されるところでございます。

しかしながら、一方で人生100年時代を迎えまして、若年労働人口が減少する中で、既に国におきましては、高齢層の国家公務員の能力や経験を本格的に活用するため、定年を段階的に65歳まで引き上げる検討が進められております。その中で、人事管理諸制度への影響や給与水準の設定等について検討がなされておりますので、今後における地方公務員への影響も見据えながら、引き続き適切な人事管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市としてもいろいろと考えていただいておりますんだなあというのがよくわかりましたけれども、先ほどもちょっと部長が言われましたように、やはり新規採用を抑えたりとか、そういうようなことをしなければならぬのかなということではあります。

やはり一方で、それで定年を迎えた方であっても、やはりそれまでに蓄積された特に役所内のノウハウみたいなもの、これはもうかなり大きなものがあると思いますし、よく天下りという言葉がありますけれども、あれもやはり役所で培われた行政のノウハウというのが民間でも役に立つという意味で、やはり積極的にそういった方を使われるという部分、これもやはり否めないと思いますので、この辺は一概にいいとか悪いとかというものではないんだろうとは思っておりますけど。

その中でも、国としても65歳の定年、こういったことも考えておられるとか、この辺の話ではあると思うんですけども、そんな中で、これは3番の項目に移らせていただきたいと思うんですけども、3番は有給休暇付与の問題についてと上げさせていただいております。

先ほどの定年後の話はちょっと一旦置いておいてという形にはなるんですけども、ここでちょっと資料をお配りさせていただいております。ちょっと映していただけますでしょうか。

ここに有給休暇に関して、厚生労働省なり労働基準監督署なり労働局なりが出している資料ではあるんですけども、基本的に有給休暇、我々も企業にいたこともありますし、労働者に与えられる当然の権利というふうな形ではあるんですけども、そこにも書いてありますけれども、業種・業態にかかわらず、また正社員、パートタイム労働者などの区分ではなく、一定の要件を満たした全ての労働者に対して年次有給休暇を与えなければならないとあるんですね。

その下に年次有給休暇の付与日数ということで、年数に応じた付与日数、半年勤務すれば10日、そこから付与される。1年半やったら11日で、これはまたさらに使わない場合は1年間は繰り越しがなされるみたいな、こんな話ではあるんですけども、ここでちょっとお聞きしたいんですけども、この市の非正規職員において、この有給休暇の表ですね、このとおりに付与されているのかどうか、この点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、議員がお示しをいただいております年次有給休暇の付与に関する表につきましては、継続雇用も含めた形での表というふうに認識をしております。現在、市が雇用する非常勤職員は、原則1年以内という雇用ということになっておりますので、私どもの最大の付与数としては12日が最大ということになっております。お示しされておる表とは若干差異があるものと、このように考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

市の非正規職員の場合は、最大12日ということを確認させていただきました。

そういうふうな話があったから、今回、私もちょっと質問をさせていただくことになったわけなんですけれども、1年間、これは当然継続して、先ほどの表ですけども、した場合、どんどんふえていくというような形ではあります。ただ、市の場合、1年ごとの雇用になっているので、1年間、それでも1年は11日という基準でありますけど、それを12日にされていて、それを一旦リセットして12日が、契約が更新されるというか、もう一度契約を結び直すという形やと思いますので、そのたびに12日ずつ与えられるというような考え方やと思うんですけども、ただ、これははっきり言って、言い方は悪いですけど、よくブラック企業がやるようなやり方だとも言われていまして、もう労働基準監督署では、幾ら契約が1年であっても、それが連続して契約がなされる場合は、これは継続雇用とみなすというふうにかなり前から、どれぐらい前かはちょっと私も確認はしておりませんが、もうそういう話になっているらしいんですね。ですので、幾ら1年ごとの契約を結んだとしても、もう1年ごとの雇用を、例えばこの表にありますように、7年間すれば、もう当然20日間の有給を与えなければならないというふうになっておるわけです。

こういう状況の中、やはり市としては、当然今までの経緯もいろいろあったとは思いますが、当然この日数に合わせなければならないのではないかと思いますけれども、その点、どうお考えでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

私どもも、今、国の中で働き方改革ということが叫ばれる中で、有給休暇の付与につきましては、勤務実態に即して判断すべきものであるというふうに考えております。

例えば期間の定めのある労働契約を、今ご指摘のように、反復して労働者に使用する場合は、必ずしも当然に継続勤務が中断されるものではないと解されるという総務省通知も示されているところでございます。当市におきましても、同じ職員を、任用期間終了後、再度任用するということもございまして、勤務の実態に即して判断する必要があるものと考えているところでございます。

こうしたことから、実質的な勤務状況と他市の状況も踏まえますと、非常勤職員の有給休暇の付与につきましては改善すべき事項があるものと、そのように認識をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

改善すべき事項があるということで、当然ながら改善していってもらわなあかん話だとは思いますが、この日数ですね、当然、先ほどいきなり12日と言われましたけれども、12日を、これは最低10日ということなので、別に12日でも構わないわけですが、初年度からは10日にするとか、そういうふうなものも含めまして、やはりこの表を満たすように変えられるということなのか、その点をもう一度確認させていただきます。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回ご指摘いただいておりますのは2点あると思います。

1つは年間の付与日数、これは表でもお示しのとおり、7年間を経過すると20日間ということになっておりますが、現在は市では最高12日間ということで、まずこの日数の問題が1点あると思います。

それと年次有給休暇の翌年への繰り越し、これも原則1年雇用とみなしておいて、繰り越しができない状況になっておりますので、この2つの点について見直しを考えてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

見直しをしていただけるということやと私は解釈できる答弁やと思えました。

そんな中で、先ほどもちろっと再任用の話をさせてもらいました。私、これ、労働基準監督署にいろいろと、もともとやはり薄学で、余りこういうふうなことを知らなかったもので、いろいろとお聞きしておったんですけども、例えば定年を迎えた方が再任用という場合、非正規であったとしても、これはどうなんですか、継続しての雇用になるんですかとお聞きしたら、これは継続とみなされるということなんですね。ですので、定年を一旦迎えたとしても、いきなりその次からは10日から始まるんじゃないかと、もう20日から始まると、日数が。そういうこともあるわけですね。

やはり私も経営側の人間ではありましたが、いろいろこの辺で時代の流れとかを感じる部分もあったんですけども、最初は余りこの有給に関しては、そんなに厳しくないような感じだったのが、ここ数年、かなり厳しい状況になってきていると思います、雇う側にとっても。こういうふうな、昔はある程度目をつぶってくれるような話が、もうそんなものは見過ごせないんだというふうに、やはり労働基準監督署も言われています。

働き方改革の中で、今度また新制度にという話になっておるらしいんですけど、これを商工会議所の担当の方にいろいろ聞いたら、ある程度、多様な働き方という意味で、もう少し例えば雇用者も雇いやすいような、そういうシステムもあるんですかと聞いたら、逆ですと。雇用者にとってはさらに厳しくなるような状況ですのどと。逆に言ったら、労働者にとってはかなり権利が保障されるということになっています。

きのうも福沢議員からいろいろと雇用に関する話も出ましたし、またこの後も尾崎議員のほうからも採用についての話も聞かれると思うんですけども、やはりかなりその状況が変わってきているような形ですもんで、この辺をしっかりと認識した上で対処していただきたいなと思います。

それでは次、関の山車会館と書いてあるんですけど、ちょっと先に交通弱者に対する支援についてという項目に移らせていただきます。

今、乗合タクシー制度のことがいろいろと議題に上がっておるわけですけども、今回、その乗合タクシーの是非というつもりはなくて、制度の検証についてということで上げさせていただいております。

この乗合タクシーに関する議論の中で、このタクシー制度は、まず導入してみたいという試行的な側面もあるというふうに感じました。そんなこともあったもので、同時にタクシー券をもう廃止するという話が、ことしに関してはタクシー券を継続するという形にもなったと思います。

そんな中で、この乗合タクシーの中で、関町の関南部地区が自主運行バスを考えておったんですけども、この中で市から、乗合タクシーのちょっと状況を見て、その自主運行バスのこともまた判断してほしいんやというようなことで、少しその自主運行バスの話が、まだ引き続き地元では考えてもろうてはおるんですけども、ちょっとブレーキをかけられてしまったようなイメージがありまして、ただ、この自主運行バスも、決して高齢者とか障がいの方、乗合タクシーを利用できる方ばかりを対象にしているわけではなくて、山間地のやはり中学生とかも乗れるようにとかということで考えておりました。そんな話もありましたので、やはり乗合タクシーの状況というのを悠長に見守っている場合じゃないわけです。

そんなわけで、やはりこの乗合タクシー制度、これはほんまに役に立つものかどうなのか、これをきちっと早いところ検証してもらわなあかんということではあると思うんですけども、この乗合タクシー制度の検証は一体どういうふうに行われているのか、制度の開始前ではありますけれども、その点の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本年10月に運行開始いたします乗合タクシー制度の現状につきましては、本年度は運行の初年度でございますことから、まず10月から来年1月までの4カ月間の利用実績に基づきまして、今

年度末までに検証を行いたいと考えております。

その検証に当たりましては、利用実績はもとより、利用者の方、また民生委員さん、まちづくり協議会の方、自治会連合会、さらに老人クラブ連合会の方など、関係者の方々、さらにはタクシー事業者のご意見も伺いながら実施をしてみたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今年度中にということではありました。当然、今年度していただくのも、早いところというのはまず今年度ぐらいだろうとは思いますが、ただ一方で、先ほども言いましたように、今回、この乗合タクシー導入に当たりまして、少なくともタクシー助成の制度は、タクシー券配付はなくなっておるわけですね。来年、一応もうなくすという話ではありました。

ただ、この乗合タクシー制度が余りにも使えない、もし役に立たないという話になってきたときに、年度いっぱいの評価では遅いわけですよ。もうこの10月に改選がありますけれども、新しい議会の体制の中で、やはり3月の予算議会で、次年度の、この乗合タクシー制度を導入したけれども、本当に交通弱者の交通手段を確保できる、その施策が行われているかというのをきちっと見きわめなければならないわけです。

そういう意味では、3月とは言われましたけれども、その3月の前にやはり中間報告みたいな形で、それは10月に始めて三、四カ月でというのは厳しい部分もあるかもしれませんが、でも何となくの感触はわかってくると思うんですよ。本当に導入が10月で、12月、1月ぐらいになってきたら、その辺の利用者の声もあるやろうし、先ほど言われていたような団体なりの声、地元の方々、まち協の方々の声もあると思います。

ある程度、やはり予算議会、3月議会が始まる前ぐらいには、その辺の中間報告ぐらいなことはしていただくべきではないかと思っておりますけれども、その点についてお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、来年1月までの4カ月間の利用実績に基づきまして検証を行うということで、1月の実績を取りまとめた後、整理をさせていただきまして、また利用者の方、関係者の方々のご意見も取りまとめた上で、3月の議会には中間報告というような形で報告させていただけるかと思っております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

3月議会の前までにはということ、中間報告ですけど、ですので、しっかりとお願いしたいと思っております。

それでは、その2番目の項目に移りたいと思うんですけども、交通弱者支援の具体策についてということで、先ほどもちょっと触れましたけれども、乗合タクシーがどれぐらいの効果があるの

か、やはりそれを見てもろうた上で、ただ、やはりこの制度としては、ちょっとこの乗合タクシー、かなり無理とは言わなくても、一部の方には喜ばれても、全員に喜ばれるとは限らないかもしれません。

そういう意味で、制度として全員の交通弱者をフォローできない場合、例えば今年度までと言われていたタクシー券の配付を新年度に改めて予算計上したりするような考え方はあるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの高齢者におけますタクシー料金の助成事業でございますけれども、ご案内のとおり、閉じこもりを防止することによりまして、外出の機会をふやし、社会参加を促すものということで事業を展開しております。

全体といたしまして、この事業に関しましては、主要事業として捉えることの中で、今年度までということで、75歳以上の高齢者の皆様には、原則として乗合タクシー制度のご利用を行う予定でございます。ただし、乗合タクシーがセダン型の車両を使用することから、セダン型タクシーに乗車できない方でワゴン型の福祉タクシーに乗車する必要がある方は、引き続きタクシーの料金助成を利用いただけるような配慮を考えていく予定でもございます。

また、障がい者の方はこれまでどおりタクシー料金助成を利用できますが、セダン型の利用が可能な方につきましては、タクシー券あるいは乗合タクシー、いずれかの選択をお願いするようなことを考えておる現状でございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

セダン型が難しい人はワゴン型のものを使えるようなと、そういう話がありました。

要は、今回、先ほどもちらっと部長おっしゃいましたけれども、もともとは外出支援ですね。何としても外出せなあかん人らというよりは、外出して生き生きとした老後を送っていただく、そんなイメージの部分もあったんですけれども、ただ、やはりこれは、もう実態としては、交通弱者の方に関してはなくてはならない手段というような部分もありましたので、これに関しては、乗合タクシー制度の動向を見ながらも、やはりきちっと。多分出てくると思います、乗合タクシーでは無理というような話が。

先ほどもちょっと福祉関係のバスの話も出ていましたけれども、それについても、地元とかでも、ちょっと足が悪いので、そういうのに乗れやんのやろうかという話が出たときも、やはり介護認定の度合いとか、あと同行者がどうなのかとか、その辺の話でかなり制限があって、実際に乗ろうと思っても、かなり難しい部分があったりする。正直、介護まで行かなくても、やはり付き添って高齢者の方と一緒に連れていくとか、そういうこともあるわけですよ。車の運転ができない方は若くてもいらっしゃるし、あと、この介護云々で、やはり介護認定を取ろうとするのも一苦労であったりする部分もあります。

そういう意味では、もちろんこの乗合タクシーというのを進めてもらうのは、それはそれで結構

なんですけれども、一方で、本当に行かなければならないけれども、行く手段を持っていないというような、そういう方々に対しては、やっぱりもう少し柔軟な施策というのを考えていていただきたいと同時に思うんですけれども、その点について、もう一回見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員がいろいろお考えいただいているのは重々わかったわけでございますけれども、私どもといたしましては、個々のご事情により外出・移動支援が必要な方につきましては、先ほどご答弁申し上げましたタクシー料金の事業や乗合タクシーをご紹介しましたが、福祉部門といたしましては、その制度に限らず、他の制度やご家族、また地域の皆様のご支援を合わせまして、複合的な支援により個別対応を考えていきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ぜひ個別対応と言われましたけれども、やはり個々の事情とかももちろんあると思うんですけれども、やはりそのためにも、民生委員さんとか前の制度ではありましたが、これはやはりやむを得ないやという場合には、できるだけ柔軟に対処していただきたい、そのことだけ申し上げまして、次に移らせていただきます。

最後に、関の山車会館についてなんですけれども、設計についてということで上げさせていただいております。

今回、関の山車会館、補正でもちょっと屋根のほうかという話がありましたけれども、その関の山車会館の建設が進む中で、ちょうど先日、7月に関の祭りがありまして、実際にその山車が入るのかどうかというのをやってみたところ、ちょっときつかったと。予定していた入り口がちょっと狭いんじゃないのかということ、そんな話があったと聞かれたんですけれども、これにつきまして、どういうふうに対処を行われたのか、その点について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

関の山車会館の山車を出し入れする街道に面した部分の開口部につきましては、整備前には、敷地内にある離れ座敷と同じく大正10年に建築がされました門と塀が設置されておりました。塀の一部を取り壊して出入り口を確保する必要があることから、歴史的な建造物である門・塀の保存、あるいは町並みの連続性の確保といった観点と、出し入れをするために必要な、安全な出し入れのための開口部の幅について、慎重な検討が必要であるというところでございます。本年度は、この門、入り口の整備を含めます外構工事を実施する予定となっておりますことから、その設計を進める上での最終的な協議をさせていただいていたところでございます。

本年、関宿の夏祭りの初日でございます7月21日には、実際に山車の出し入れを行う関宿「関の山車」保存会の皆様のお立ち会いのもと、1台の山車を出し入れ、実際に行き確認を行っ

たところでございます。その上で、関宿「関の山車」保存会の役員さん、4つの山持ちの自治会の代表者の方々との協議をさせていただいた上で、開口部の間口を、当初計画では約5.1メートルとしていたところでございますけれども、最終的には約6.5メートルを確保するという事で最終的なご確認をいただいたところでございます、これを門・塀の改修を含む外構工事の設計に反映をさせたところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

当初予定していたのが5.1メートルの幅で、それを6.5メートル。実質、工事するに当たって、6.5メートル幅まで塀を撤去とかどけておいて、最初はそれをもう一度5.1メートルのところまで戻そうという話やったのを、6.5メートルの幅のままにしたというような話ではあったんですけども、ただ、その辺の話をいろいろお聞きしておると、現場にはちょっと小坂議員もいらっしやったとかということでしたけれども、その辺で、やはりもっと広くしてもいいんじゃないのか、6.5メートルよりももっと広くしたほうがいいんじゃないのかという意見もあったとかということなんですけれども、この辺、そういう話にはならなかったのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

先ほども申し上げましたとおり、この門・塀についても、私どもとしてはできるだけ保存をしていきたいという建物でございました。また、当然、山車の出し入れをされる方の中には、間口が大きければ大きいほど出し入れを行いやすいというふうな事の中で、広くとりたいというお話もいただいたところでございます。

そういうふうなことがございましたので、実際に山車の出し入れをすることでご確認をいただくということで、1台の山車のご協力をいただいたところでございますし、こういうふうなことで確認をするということも、山車保存会の方々との協議の上で決定をさせていただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

もうちょっと広くするに当たっては、塀も貴重なものだからということであるんですけども、ただ、この塀を、既にもうこれを6.5メートル分取っ払っているんですよ、貴重なものであるにもかかわらず。一方で、やはり6.5メートルであっても、何とか入ったけれども、もうちょっと広いほうがやはり楽やぞと。決して道路幅も広いところではないので、ある程度安全性とか、山車を運行される方の実際の作業としても、やっぱりもうちょっと広くてもよかったんじゃないのかという部分もあります。

やはりこの町並み保存、保存、保存と言うておるんですけど、修景ということもありまして、実際、そのまま残さなければならぬというものではないはずで、その時々に応じて、この町並みと

というのは、もちろんある程度の形というのは残していかなければならないんやけれども、その時代に応じて変わっていくようなものだというふうなものはずなんですね、そもそもが。実際、本当に昔の町並み風に新しく建てるものであったとしても、昔はこうじゃなかったけれどもというのがあるわけです。

実際、本当に江戸時代に建っていたものと、あと、その後、明治時代にできたもの、大正時代にできたもの、どこの時代を再現するんですかとなったときに、決して江戸時代というわけではなくて、そのまちに住む人らにとって一番いいのはどこなのかという時点をするわけです。それこそ町並みの景観条例とかありますけれども、その感じを損なわないような形にした上で、やはりこの平成の時代として、何が、どこがいいのかというところを見きわめなければならないと思うんですけれども、そういう意味で、さらに広げるという選択肢もあってもよかったと思うんですけれども、もう一度その点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

まず、今回、関の山車会館として整備をいたしますのは、旧三谷家と申しまして、関宿で近代になって産業として興っていた関万古という焼き物の創業者のおうちでございます。その関万古が最も栄えたのが大正時代ぐらいというふうに資料などではわかっておりまして、現在のこの敷地が今の大きさになりましたのも、大正年代ぐらいに三谷家が土地を買い足して今のような規模になっております。

そうした背景の中で、離れ座敷も大正10年に建築がされ、主屋についても大正時代に大きな改造が行われて、今のような姿になっているというふうな理解をしております、そうした中では、大正時代の正10年ごろの姿にしていくというのが、あの場所に関していうと最もふさわしい姿なのではないかというふうな判断をしたということが1点でございます。

その上で、間口につきましては、当初5.1メートルでも決して出し入れができないものではないということでもございましたけれども、当日、実際にやっていただいた中で、より安全な方向性をということで、私どもとしては6.5メートルまで広げようというふうに判断をさせていただいたものでございまして、これについては地域の方々も一定の理解を示していただいたものだというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと行っていただきました。大正時代の雰囲気であの場所については残したいというか重要視したいということで、あの形をということであったんですけども、ただ、地元の方々の理解というのも非常に重大ではあると思うんですけども、ただ、その理解が、6.5メートルか5.1メートルという話の中で、6.5メートルに対する理解はあったけれども、一方で、さらにもうちょっと広げた、その選択肢があった場合、そこまでは広げやんでいいぞというふうに地元の方が言われたのか、あるいはもう5.1メートルじゃなくて6.5メートルにしますわ、それで妥協してくださいというふうに言われたのか、その点はどうなんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

そのために現地でご確認をいただくというふうな作業をさせていただいたものでございまして、議員もおっしゃられたように、今、6.5メートルの幅というのは、工事施工上で一旦確保しているところでございますので、そういう間口で入るんだということを現地でご確認をいただいたものだというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いえ、6.5メートルで確認してもらったというよりも、6.5メートルよりも広いものはどうなのかという、その点は確認されたんですかというか、その話にはならなかったんですかということです。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

当初5.1メートルということでお話をさせていただいた中で、どれだけ広げようかというふうなお話、現地での確認でございましたので、基本的には6.5メートルでいけるというふうなことの中で判断をさせていただいたもので、それ以上というふうなお話は、現実的にはさせていただいておりません。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

今回、この関の山車会館の中で、おとつとも櫻井議員のほうから、そんな屋根をめくってみなわからんだって、そんなことあるかと、これは設計のミスやないかという話がありました。でも、確かにめくってみなわからん部分もあるのかもしれないし、ただ、その中で、やはりこれは当初の設計の時点で、やはりこの広いだの狭いだのというのは反映されていなければならない話やと私は思います。

その中で、ある程度柔軟な設計変更が可能であるんやったら、やはり今からでも遅くないので、これを6.5メートルよりもさらに広げたほうがいいのかどうか、それこそそれを地元の方々、山車保存会の方々にも確認した上で、もちろんそこで、いや、やはりもうそこまで広げるなというふうな地元の意見があるんやったら別ですけども、もう一度それを確認していただいて、状況によってはさらに広げるという選択肢もとるべきではないかと思っておりますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

私どもといたしましては、実際に現地での確認をした後、山車の保存会の皆さんと、それから4

つの山車持ちの自治会の代表の方ともお話し合いをした上で確認をさせていただいたものでございますので、これはそういう段階では一つの最終的な判断であろうというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっと話が平行線かなと思うんですけども、何も私は広げろとは言っていないんですよ。広げるかどうかという話をもう一度持ち帰って見たらどうですかと。今回、櫻井議員もおっしゃっていたけれども、屋根の変更、こういったことも補正で出てきたわけですね。広げるって、そんなにお金がかかることではないと思うんですよ、これ。

それについては、やはりもう一度地元に戻って、これで本当にいいでしょうかという、もうちょっと広げるという話を、確認を既にさせていただいているんやったら話は別ですよ。さっきの話は、もう6.5メートルありきで理解を得ただけなので、やはり今後の山車会館に対して山車を入れる、出す、この話の中で、やはりもうちょっと広げておいたほうがよかったのになということ、やはりこんなことを言うてもろうたらあかんわけですよ。それをなくすためにも、もう一度地元で意見を聞く場を設けてはどうですかと、そういうふうに思うんですけども、これは市長に聞きますわ。

市長、この辺どうですか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問でございますが、私どもも、一昨日も申し上げたように、来年7月の開館に向けてさまざまな準備を進めて今日に至っておるところでございます。そして、先ほどの門の開口部の間口につきましては、当然、先ほどの保存会の皆さんや4つの自治会代表者の方々とご協議をさせていただいて、その上で今回判断をさせていただいておるところであります。

来年7月に向けた作業を進めてまいります、その中で、適切な今後管理へ向けての保存会を初めとする関係団体の皆さんのご意見やご協議を重ねさせていただいて、しっかりよりよいものとして整備をしていきたいという考えを基本的に持たせていただいておりますので、今後におきましても、さまざまな議論を踏まえて、来年7月に向けて、この関の山車会館がすばらしい施設として竣工できますよう努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

はっきりどういうふうな答弁であったのか、いろんな解釈ができるような答弁だと私は感じましたけれども、今後も議論を重ねてよりよいものにしていきたいという、市長のその言葉の部分を私は取り上げさせていただいて、ぜひ開口部の広さ、この辺の議論も含めて引き続き考えていただきたいということを申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。
会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

(午前11時42分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

こんにちは。

緑風会の高島でございます。

今回は、亀山の庁舎管理規則について、図書館の蔵書についての2点を質問させていただきます。

まず、最初に亀山市職員は地方公務員の職、任免、服務、労働関係など、地方公務員の身分、取り扱いに関する基本的な事項を定めた法律があると思うんですけども、地方公務員法という法律があります。それを遵守していかなければならないことは、もうこれは間違いはないでしょうか。

まず1点目、聞かせてください。

○議長（西川憲行君）

3番 高島 真議員に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

我々地方公務員は、地方公務員法の定めのもと、これを遵守する義務を負っているところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

遵守しなければならないということをお伺いさせていただきました。

それでは、次に亀山市職員は、職員のサービスの宣誓。早い話、入庁というか、入社するときに亀山市の服務規程の遵守をしていかなければならないということは宣誓をしておるんですかね、どうなんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

亀山市職員のサービスの宣誓に関する条例におきまして、代表者が1人宣誓をしまして、全ての職員がこの宣誓書に署名をしてからでなければ、その職務を行ってはならないと、そのように規定されておるところでございまして、そのように実施しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

では、地方公務員法第36条、一般職地方公務員の政治的制限についてお伺いをさせていただきます。

一般職地方公務員については、地方公務員法第36条により一定の政治行為が制限をされています。地方公務員法第36条第2項において政治的目的と政治的行為を規定しており、政治的目的をもってする政治的行為に限り制限の対象となっております。

その政治的目的とは、特定の政党、その他政治的団体、または特定の内閣、もしくは地方公共団体の執行機関の支持・反対、公の選挙または投票において、特定の人または事件の支持・反対を指すと思います。

政治的行為とは、公の選挙投票での投票勧誘運動、署名運動、積極的な関与ですね、第2号。第3号が寄附等の募集の関与、3号。4号が文書、図面の庁舎への掲示等を指します。これに間違いはございませんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

地方公務員法第36条には政治的行為の制限が示されておりまして、議員がお示しになられた事項につきましては、地方公務員法第36条に規定されておる文面でございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

これは先ほど申しました1号から4号のことなんですけれども、亀山市役所庁舎及び職員、政治的中立を担保するということなんですよね。先ほど宣誓にもされたことで、中立を担保しなければならないということをやっております。その確認がとれましたので、特定の政党、その他政治団体を支持・反対する目的をもって、先ほどの1号から4号まではしてはならないということで、それは了解をさせていただいておるものと思います。

では、この亀山市役所での文書、図面、庁舎への掲示の禁止について、例えばどのようなことに気をつけているかお聞かせをください。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

亀山市庁舎管理規則がございまして、その第10条におきましては、公共用または公共を目的とする以外の広告物を掲示する行為は、その行為が庁舎の管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合において認められるという規定になっております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

掲示とか許可販売とか、許可は全て市長の許可のもとでなされなければならないと思います。

それでは、ここから市に直接聞いていきます。

現状、共産党が発行する新聞「赤旗」という機関紙がございまして。庁舎内のカウンターの上など

に置いてあります。「宇都宮弁護士 都知事選挙に出る」とか、いろいろカウンターの上に置いてありました。

私、このことをなぜ言いますかという、いつも改悪や改悪やと言われてずうっと来たんですけども、ここに1通の職員からの手紙があります。読ませてもらいます。

高島市議へ。

私は亀山市職員です。数年前より市議団より、名前は伏せますが、新聞「赤旗」をとれとれと強要され、仕方なくとり続けています。この状況を何とかしていただきたくお願いをいたします。私と同じ気持ちの職員も多々いるはずです。

次に、私たち管理職非組合員にしか新聞購入をさせない、そんなことではだめです。これでは中立公平でなくなります。これは議員の、今で言うパワハラではないでしょうか。何とかしてくださいという、よく言う市民の声なんです。市民というか、職員の声がここに来ております。これが私のもとに届きました。

全国の自治体でタブーとされてきた共産党議員による自治体職員に対する同党機関紙、新聞「赤旗」の購入勧誘問題。神奈川県内では、ことしに入り藤沢市とか茅ヶ崎市で相次いで勧誘、配達、集金をしないように採択をされてきました。

さらに、市職員が管理職に昇進した際、言葉巧みに新聞勧誘を持ちかけるなど、議員の立場を利用した手口も明らかになってきているということが書いてあります。

そこで、市長はその勧誘に関して、まずその規則でここに書いてあります何人も庁舎において、次に掲げる行為をしてはならない。庁舎管理規則でございます。市長が許可した場合は、この限りではない。

市の事務または事業と関係ない物品の販売、勧誘、これに関する行為、公共用または公用を目的とする以外の広告物配布などを、市長は許可をまずされておるのかというのを聞きたいんですけども、これは許可関係ですので、市長がしたのか誰がしたのか。市長だと思ふんですけども、許可しておれば。許可しておるのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

その許可はいたしておりません。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

それならば、市長はこの規則を、出していないということをやり続けておるといふことですよ。

共産党、別に構わないんですが、その思想、それに関することは。

しかしながら、私が言いたいのは、これは公安の資料でございます。公安のホームページに載っております。

共産党は破壊活動防止法に基づく対象団体となっております。これは国が認めておるわけですよ。監視対象なわけで、それに対する金銭を寄附、新聞を買って活動を援助しておるわけですよ。

私、これは半年前にいただきまして、ずうっと調べてまいりました。日曜版が823円、約80人、亀山市の職員の中でとらされておる。その中で約半分の人に声を聞いてきました。みんな、やめたいんやと。何とかしてくれと。勝手に置いていって、勝手に集金もしていくと。何じゃこれはという話で計算していきますと、月に6万5,840円掛ける12カ月で79万80円が20年以上続いているという苦情をたくさん、半分以上の方からいただきます。こういう実態になっておるといのは知っておったのか、それとも知って知らんふりをしておったのか何なのかと、一遍教えてください。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今の購入等につきましては、個人の契約に基づいて行われているものというふうに解釈をしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

個人の契約に基づいてやっておるんですよ。皆さん、個人的にバッジをつけた人がつかつかと入ってきて、勉強のためにどうやなと言葉巧みにやったわけなんです。それについて個人の契約で、そうしたら個人の契約がそこでできる場所なのかどうなのかというのを教えてください。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

契約行為そのものについては、先ほども申し上げた個人のものでございますが、議員ご指摘の庁舎管理規則、これにつきましては次長も申し上げましたとおり、公共用または公用を目的とする以外の広告物を掲示する行為は、その行為を庁舎の管理上支障がないと認めるものは特に市長が許可した場合において認められるということでございますので、これに抵触するかどうかという、その1点だというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

抵触するかどうかって、市長は許可をしていないということを言うておるわけなんですよ。ということは、それは抵触しておるといふことと違うんですか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

新聞の契約そのものが、今ここに書いてございます広告物の掲示に当たるかどうかにつきましては、今私どもで判断しかねるところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

掲示とは言うていないですよ。僕はカウンター越しに置いてあったのを見て、何だこれかと思っただけの話ですので、掲示には触れていないと思うんですよ。勧誘に関してはどうなんですかと、規則に対しては抵触をしておるんじゃないですかと聞いておるんですけども、いかがなんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

例えばでございますが、庁舎内におきまして勧誘等の行為が行われるということであれば、それについては抵触するおそれがあるものと、そのように考えております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

でしょう、抵触しておるんですよ。違法な契約なんですよ、まるっきり。監視団体なんですよ、破防法の。監視団体の、まして偏った機関紙なんです。それが堂々と机の上に置いてあるわけで、それと堂々と集金して、堂々とっておるんです。

市会議員というのは、議会から市役所全てのことについて監視、チェック機能を果たしておる人間だと僕は理解しております。正常に市民の税金が使われているのかどうなのかというのを調査し、監視し、提言していく立場でございます。職員にとっては、議員というのはうざこい存在だと思えますよ、強い立場だと思えます。1歩、2歩強く言って、これどう、これどう、これ勉強のためにとってよ、どうと言うたら、それが活動費になるんですよ。それを今まで、僕の聞いた中では七十何人おるということは一体どういうことやと思うんですけども、それって議員さんに言われたら、これ勉強のためにとってよと言われたらとらざるを得んでしょう。

現に亀山市で、僕はとっておる人の名前もずうっと拾ってありますけれども、読んだらみんな管理職ですやんか、やっておることは。それって、職員はどういうふう感じてとっておるのか、どう思いますか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほども申し上げましたが、この契約については個人の契約でございますので、その方の意思等につきましては十分把握はしていないところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

個人の契約ですので、これは基本的なものですけれども、そうしたらあなたはとっていますのかな。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

個人の契約でございますが、購読をいたしております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

基本的に、このみんな一人一人に聞きたい気分ですけども、もう一人一人聞いてありますのでもうあえて言いませんけれども、圧力をかけて、それに違反しておるわけでしょう。そういう勧誘は認められるのかどうなのかという、とっておる部長からちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほども申し上げましたとおり、勧誘そのものが庁舎内の中で執務中とか、庁舎内の中で行われるということであれば、これは庁舎管理規則に抵触するおそれがあるものと、そのような認識をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

これは人の思想の問題ですので、私はそこまで踏み入って、どちらを向いておろうが関係ないので、僕に迷惑さえかからんとおけばよろしいのであれなんですけれども、まず理解してほしいのは、職員がそこでもう要らんのやと、解約したいんやと、もうやめてくれと言うておる声というのは企画部長としては認識をしておらなあかん話と、市長も認識していなければならないと思います。

では、政治的中立性に関してお伺いさせていただきます。

一般職員は地方公務員法第36条において、庁舎内で政治的中立を保たなければならないことになっております。

確認ですが、庁舎内で販売を許されております業者、弁当屋さんもそうだと思います。あると思いますけれども、もう一回そこで聞きたいんですけども、新聞「赤旗」について、勧誘、集金、配達を市長は許したのか。

それと、机に置かれている新聞について注意をしたことがあるのか。それがカウンターに置いてあるから僕は言うたわけで、見えないところに置いておくんだったらあれなんですけれども、これは政党が発行する機関紙、監視団体の機関紙ですよ。それに対する活動資金を渡しておるのと一緒のことなんです。そうであることをわかっておるのか、まずその認識があるのかということをお聞かせ願います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

新聞「赤旗」につきましては、日本共産党の政党機関紙という認識は持っているところでござい

ます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

中立性を担保できておるのかどうか。

机の上に置いてあったり、中で勧誘したり、集金したり、配達したり、それで中立性を担保できておるのかということ、今の現状。今までそうだったからそうだという話じゃなくて、それが担保されておるのかということを知りたいんですけども。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

繰り返しになると存じますが、執務中に庁舎内で行われる行為であれば、これについては庁舎管理規則に抵触するおそれがあるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

抵触しておると認めてもらっただけでもあれですので、ぜひとも改善をしていかなければならないと思います。

今回は職員が声を上げなければ、僕は普通に置いてあるものだなと思ってやり過ぎしておるわけなんです。そうしたら、手紙が5通も6通も来たわけなんです、ある日を境に。何でこんなことになっておるのかなと思ってずうっと、これは僕と相反するところですので、基本的に余り触れてはいけない問題なのかなと、タブーな話なのかなと私は思っておりました。

しかし、新聞は、その思想は個人の自由なんです。俗に言う右も左も自由なわけでありまして、それは読みたいんだったら個人で契約してもうて、違法な勧誘で契約したものは、違法にしたものは市長、どう思われますか。それについてはどう思っておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然ながら、地方公務員であります市職員は、その政治的中立を市民から疑われるようなことがあってはならないと、このように感じております。

一方で、議会の政治倫理上におきましても、市職員の公正な職務執行を妨げないようにすべきことは、これは本市の政治倫理条例にも明記をされておるものというふうに承知をいたしておりますが、ただいま議員ご指摘をいただきましたような、例えば議員がその権限や地位を利用した勧誘や、私どもの庁舎内管理規則に違反した配布、販売、集金といった実態は問題であるというふうに考えております。

ただし、職員が本人の自由意志によりましてこの政党機関紙を読みたいのであれば、これは庁舎外の自宅で購読をすべきものというふうに考えるものであります。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そうなんです。基本的にそうしてもらえば何の問題もなく、個人の思想も守れるわけなんです。違法に庁舎管理規則に反して、それで契約、集金をバッジをつけて行って、勉強のためにどうやなど、管理職になったらどうやなって。だから、組合にも入れやん人は泣いておるわけでしょう、管理職になって。そういうことを市長は考えて、今度からそういう欲しい人があれば自宅でということをもう一度聞きたいですわ。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げましたが、本人の自由意志によってその政党機関紙等々を読みたいのであれば、庁舎外の自宅で購読をいただくというのが当然であろうというふうに思います。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

市長、ご英断やと思いますよ、当然の話。

バッジをつけて新聞どうやと言われたら嫌と言えやんのですよ、基本的に職員というのは。それをやり続けて、20年やり続けたんです。そんなことはちゃんちゃらおかしい話。それは市長、一度、自分の若い衆ですよ、自分の従業員、そうやって泣いてこっちに手紙を出してきた、市長に出すべきものをこっちに来たわけなんですから、その辺のところをよく考えていただきたいとします。

次に、図書館に移っていきたいと思います。

現在、図書館における蔵書冊数はどれくらいあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀山教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（亀山 隆君登壇）

図書館の蔵書冊数でございますが、平成29年度末における図書館の全蔵書冊数は16万6,789冊でございます。

その内訳は、市立図書館が14万9,778冊、関図書館が1万7,011冊となっております。

なお、この冊数は、それぞれの開架書庫及び閉架書庫における雑誌を含めた全冊数でございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

その中で、それでは寄贈された図書についてはどれくらいあるのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

亀山参事。

○教育委員会事務局参事（亀山 隆君登壇）

図書資料の寄贈された分の内訳ということにつきましては、かなり詳細なものをきちっとデータとしてつくっておるわけではございませんけれども、寄贈に関しましては、郷土に関する資料、あるいは多くの方に利用していただきたい、そういった理由から寄贈いただいているというものでございます。

このほか、公的機関などからの各種計画でありますとか、市住民の皆様への周知を目的としたようなものも寄贈いただいているというものでございます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

具体的には図書資料の寄贈をどのような基準で、これは全て受けるというのが基本姿勢やと思いますけれども、どのような基準で受けてみえるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀山参事。

○教育委員会事務局参事（亀山 隆君登壇）

図書の寄贈につきましては、個人でありますとか企業、団体などから絵本でありますとか小説、レシピ本といったようなさまざまな図書資料の寄贈をいただいているところでございます。このほかには、新聞や冊子などの逐次刊行物などのご寄贈もいただいているところでございます。

この取り扱いにつきましては、内部での運用として目安という共通の認識はしておりますが、現在のところ規則や基準としたものは定めておりません。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

これも市民の、これは住んでいる人からの通報というか、メールをもらって見てきたんですけれども、例えば、図書館内に新聞「赤旗」、特定政党が発行する機関紙が置いてありますけれども、置いてある経緯というのはどこに至ったのか。偏った新聞だけしか置いていないんですけれども、その経緯というのは教えていただけませんか。

○議長（西川憲行君）

亀山参事。

○教育委員会事務局参事（亀山 隆君登壇）

新聞「赤旗」については、かなり以前からご寄贈としてお受けしているところでございますが、具体的にいつごろから、どのような経緯でご寄贈いただいているかについてははっきりとしておりません。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

いつごろからわからんか、それはあれですね。

そうしたら、寄贈したら、市長からやと思うんですけど、お礼をしたりとか、お礼を言うたりせなあきませんわね、物をもうたら、基本的に寄贈をしてもらったら。一体、何て言うのかな、寄贈

は誰から寄贈されておるわけですか、教えてください。

○議長（西川憲行君）

亀山参事。

○教育委員会事務局参事（亀山 隆君登壇）

現在、ご寄贈いただいている状況につきましては、過去の職員からの聞き取りも含め聞き取りも行っておりますけれども、日本共産党亀山市議団からご寄贈いただいているものと図書館では認識しております。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そうなんですか。

市議団から寄贈を受けておるということですので、それはある程度また改めてやらせていただきたいと思います。

今後の考え方についてお伺いをさせていただきます。

他市では、政党機関紙、政党が発行するものを予算化した上で、いろいろあると思うんですよ、日本には。公党と、共産党も公党、自民党も公党、公明党も公党。それを予算化して、その寄贈じゃなく、寄贈はできませんので、寄贈じゃなくしていくのが市役所の役目じゃないのかなと。もろうたらよしじゃなくて、そういうことは考えられないんでしょうか。

○議長（西川憲行君）

亀山参事。

○教育委員会事務局参事（亀山 隆君登壇）

図書館では、ユネスコ公共図書館宣言や図書館の自由に関する宣言の趣旨に基づき、市民の皆様の知る自由を担保しつつ、公平性、中立性を持った視点に立って幅広い分野の図書資料の収集、提供、保存を行うことが求められていると認識しております。

今後は、亀山市立図書館整備基本計画において記載をさせていただいておりますように、蔵書計画の策定を進めてまいります中で、今回ご指摘いただいた点も含め図書資料の充実について、十分に検討を重ねてまいりたいと存じます。

○議長（西川憲行君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

きょうはこの2点を聞こうかなと思ってやってきました。基本的には弱い者の味方というのが、弱い者から新聞を売りつけて金を巻き上げておったという落ちがついたという話でございます。

そういう話でしょう。何と云うか、庁舎管理規則に反して勧誘して、バッジをつけて勧誘して、それでやったという話を僕はずうっと調べてきたんです。必要があればどこでも書類は出しますので、いつでもおっしゃってください。

じゃあ、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 1時34分 休憩)

(午後 1時44分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

質問に入る前に議長に一言お願いをしておきます。

ただいまの高島議員の質問については、全く私たちに問い合わせも何も確認もされずに、そして話の中身としては公党に対する誹謗中傷、議員団に対する誹謗中傷、そして事実に基づかないものが幾つもありました。この点については、こういう公の場で発言をするということ自体、私は問題があると。だから、そういう誹謗中傷である、それから事実に基づかない、そういうものについてはきちっと議会として精査をしていただきたい。その上で対処していただきたいということを申し上げて、質問に入りたいと思います。

通告に従い、質問いたします。

まず、亀山駅周辺整備事業についてであります。

市街地再開発組合の設立に絞って質問をいたします。

先日の亀山駅周辺整備事業対策特別委員会では、今までの市街地再開発準備会から市街地再開発組合へ移行する再開発組合設立発起人5人が選任をされ、8月1日に立ち上げられたことが報告をされました。これは都市再開発法11条に、事業の施行区域内の宅地について所有権または借地権を持つ者は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて組合を設立することができることとあり、今回の発起人会はこれに基づいております。

それで、まず今後どのようなスケジュールで組合設立に向かわれるのか、いつごろそれがされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

組合設立に向けた今後のスケジュールでございますが、まず都市再開発法第15条に基づく施行地区公告の申請が発起人よりなされました後、市において施行地区公告を行います。

この公告後、30日以内に未登記の借地権を持つ方は、借地権の申告を行っていただきます。

申告により権利者が確定しますことから、宅地の所有者及び借地権者に対しまして同意の取得を行うとともに、公共施設管理者に対しても同意を得ることとなります。

また、組合の定款に記載する必要のある参加組合員について、不動産開発業者等との協議を行い、準備会の承認を得て協定書の締結を行う予定でございます。これらの手続を含め、組合設立に必要

となる事業計画及び定款を定めまして、都市再開発法第11条に基づく組合設立、事業計画認可の申請を行うこととなります。

なお、現時点では年内の組合設立を目指しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

特別委員会でも報告を受けましたけれども、きょうの話では年内には組合を設立したいということとあります。

まず、この表を見ていただきたいと思います。説明をしたいと思います。

これは、第1種市街地再開発事業の流れと、それからそれにかかわる住民との関係を示す表であります。

まず、1の準備段階というところに入ります。

これは、準備会が既に結成をされております。

それから、その後、都市計画決定がされますけれども、都市計画決定については地域の同意は必要ありません。これは3月に都市計画決定がされたということとあります。現時点のところは、表の2の都市計画決定段階まで来ているというのが現状であります。

今後ですけれども、3の事業計画決定段階に進みまして、再開発組合の設立となると。これが市は今のところ年内にしたいと、こういうことですね。これは法20条で、地権者の人数とその面積の3分の2以上の同意が必要で、組合設立に不同意の人も強制的に組合に加入させられ、脱退もできないと、こういう法律であります。その後、県知事の認可を受け、事業が正式にスタートするわけですけれども、この県知事の認可といっても、認可基準を満たしておればしなければならないということなので、これでとまるということはないということとあります。

このスタートから30日の間に、次は転出申し出期間。つまり地区外へ出ていくということを申し出る期間があります。例えば、この事業に参加をしたくない地権者は、申し出て地区を出ることがされます。これが、いわゆる私が言う追い出される自由ということとあります。事業の不同意者がいなくなる場合がこれであるわけですね。これがやっぱりこの法律の恐ろしいところだと私は思っております。

この転出申し出期間が終了した翌日に資産の評価基準日がスタートいたしまして、この時点で再開発前の地権者の資産を評価すると。土地や建物やとかというのをね。

また、再開発後のビルの床、例えばマンションに入るということであれば、それがどの程度の値段でなるのかということの概算額を出すというふうになっております。つまり、組合を設立してからでないということがされないということになっております。つまり、再開発に不同意の人は、もうこの時点で追い出されるというようなことが起こるということとあります。

そして、そういうことが終わった後で、資産の評価がされて概算額が示されると、こういう流れになっておるわけです。

次に、4へ行きますけれども、このように権利変換計画決定段階に移っていくわけですけれども、この時点で権利変換計画の縦覧が行われますと。これで権利者は、ビル内のどこにどういう権利があるか。例えば、マンションの何階にどれぐらいのスペースが与えられるのかということが決まる

ということですね。

こういう権利変換処分に対して、その通知から60日以内に行政不服審査請求とか、それから行政訴訟もできるようにはなっておりますけれども、事実上、個人ではなかなかこういうことはできないだろうというふうに思います。

そして、この変換期日をもって再開発前の地権者の土地は、ビルの敷地として再開発ビルの権利者の共有のものになるということですね。個人のものではなくなるということですね。

そして、その後、土地の明け渡し請求があつて、場合によつたら行政代執行という強制権もあるんだというふうになっております。

そして、5に入ってきますけれども、工事の着工、そして6で何年か後には工事が完了して、再開発ビルがオープンをするというのがこの事業の流れであります。

それで、お聞きしたい。

20条で、組合設立に不同意の人も強制的に組合に加入させられ、脱退もできないということで間違いないのか、確認でお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

都市再開発法第20条におきまして、施行地区内の宅地所有者及び借地権者は全て組合員となるとされておりまして、組合に加入することとなります。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

本当に強制なんです。

今までいろいろ言ってきましたけれども、全員合意というのを当初言いながら、もう今は法的に3分の2でできるんだからということでもどんどんやってきているわけですが、その狙いというのはここにあるんですね。つまり、全員合意がとれなくても、組合を3分の2で設立してしまえば、あとはもう追い出す自由で、追い出される自由で、結局不同意の人がいなくなる。こういうことが起こるので、組合さえ設立してしまえば、結局不同意の人も強制的に加入させられて、それで事業に参加するのが嫌だということになれば、地区外へ出ていってくださいということなんですよ。非常に私はひどい法律だろうというふうに思います。

それで、先ほども言われましたけれども、この2ブロックのエリア内の地権者の人数と、それからその人たち、所有権、それから借地権を持つ人たちの3分の2以上で組合が設立できると、そういうふうになっておるわけですが、現時点でそういう3分の2の同意が得られているのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

現時点で同意は3分の2得られているのかということございますけれども、今後、権利者より同意書を取得することになりますので、今同意率を明確にお示しすることはできませんけれども、権

利者とのヒアリングにおいて、多くの権利者より同意の意向があるという旨の意見をいただいているところでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

現時点では3分の2の同意はないということだというふうに思います。

この組合が設立されて、事業が正式にスタートをする段階から30日の間に再開発エリア、つまり2ブロックからの転出申し出期間があるというのは先ほど言いました。

そこで、この再開発事業には参加したくないという人がこの申し出期間中に申し出て地区外へ出るんですけども、そのとき、転出する場合の費用、それから場所、転出先、これは全て個人が全て責任を持つのかお聞きしたいという1点。

それから、もう一点は、こういう参加したくないという人が申し出せずに転出しなかった場合はどうなるのか、この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

転出者に対しては、都市再開発法第91条に基づきまして、現在の土地及び建物の資産価格の補償が支払われるとともに、都市再開発法97条に基づく工作物や動産移転補償等の通常損失補償が支払われることとなります。

こういう場合、住み続けることができるのかということでございますけれども、都市再開発法におきましては、権利変換を希望しない旨の申し出を行わなかった者は、基本的に権利変換を行うこととなります。

しかし、申し出後に、先ほど議員がおっしゃられますように土地の明け渡し等を行うのではなく、補償額の提示を行いまして、それで金銭的な部分で転出されるという方もございますので、そういうふうな部分で明け渡しをそういう方については受けることとなります。このようなことから、直ちに転出というのは、設立後に直ちに転出するようなことではございません。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今わかったのは、出ていく人については手厚くいろんなことがある。それから、すぐに出ていけとは言わないけれども、権利変換の時点でまだいるという場合には、先ほども言ったように土地の明け渡しということも当然起こってくるということですね。だから、直ちにでていけとは言わないけれども、先々では出ていけという話ですね、これね。やっぱりこれもひどい話ですよ。一旦組合が設立されると、こういう所有権を持っている人、または借地権を持っている人はもう強制的に組合に入る、脱退は認めない。それが嫌ならもう出ていってくださいと、地区から出ていってくださいということですね。

こういうやり方って非常にひどいやり方だなというふうに思います。こういうやり方をやって本当にいいのかというふうに思うんですよ。このことについて、心が痛みませんか。その点はどうで

すか。これはもう法律にのっとってやるんだからいいというふうに思いますか、その点を聞きたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

都市再開発法の公的な仕組みといたしましては、法20条によりまして、先ほど申しましたように全ての方が組合員となっていただきまして、その中で十分な話し合いを行いまして、権利変換等にご理解をいただいた上で事業を進めていくこととなります。

また、組合設立に同意されない権利者の皆様に対しましては、より丁寧に対応いたしまして、事業に対するご理解を得ながら、地区内により強制的に転出いただくことがないように十分な対応をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答えになっていませんね。

要するに、最終的には法律に従って出ていってもらおうと、こういうことなんです。だから、この法律に従った組合設立は、やっぱりやるべきではないということを言っているわけですよ。

この法律でいくと、組合設立後に地権者の資産が評価をされて概算額が示されると。つまり、現時点で組合が設立されていけませんので、そういう資産も評価をされていませんし、概算額も示されていないと、こういうことですね。そういう中で、組合設立するのかどうかということを同意を求められているわけですよ。

しかし、普通、誰でもそうですけれども、自分の土地や家を買うとか売るとかいうときに、どれぐらいの値になるのか、転居先がどうなるのか、こういうこともわからずにいいとか悪いとか決められませんよね。それを今迫っているわけですよ。このことを本当にどういうふうに考えてみえるのかということですよ。

それで、私が聞きたいのは、現時点で地権者の資産の評価などが明らかにならない段階で組合設立への同意を求めるということ、このことを本当にするのかということをお伺いしたいと思います。

それから、もう一点は、権利変換の段階で自分の資産の評価が少なく、新たにつくられるマンションの権利床に移れない人がいますよね。そういう人はマンションにどうすれば移れるようになるのか、このことですね。

それから、移れない場合、地区外へ転出することになるのかどうか、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

まず、1点目でございますけれども、設立時に資産の額が現時点で明らかでない状況の中で、組合設立に同意が得られるのかということでございますけれども、権利者の資産額等の確定には、組

合設立後、詳細な調査を実施する必要があります。

しかし、現段階において、一定の従前資産額の概算や権利変換後のモデルの提示は必要なことですので、準備会の理事会におきまして整理した資料をもとに、各権利者に対しましては建物の外観調査等から算出したしました概算の評価額及び権利変換後の資産モデルを示しまして、同意に対する意向を確認しているところでございます。

2点目の小さい権利者についてはどのような対応になるのかというところでございますけれども、権利者に対しましては概算の資産額等をお示しいたしまして、権利変換または転出についてご検討いただくこととなります。

そのような中で、従前の資産額のみで権利変換による住宅権、要は保留床でございますけれども、それを確保できない権利者につきましては、不足部分の価格に見合った金銭を追加することで住宅の権利床を確保することが可能となります。

また、資産額に見合った住宅権利床の床面積が確保できるかにつきましても、計画段階で協議検討を行うこととなります。

いずれにいたしましても、権利変換等による権利者の将来の生活設計については重要なことですので、組合内で十分に協議を行い対応していくものというふうと考えております。

3点目でございますけれども、資産が小さくて転出せざるを得ない方に対して、移転費用等はどうなるんだというふうなことだと思いますけれども、資産の大小にかかわらず、転出される権利者に対しましては資産額に見合った法第91条の補償及び動産移転費や営業補償等の法第97条の補償が支払われることとなります。

なお、土地の明け渡しをされない権利者につきましては、権利変換まで十分協議を行いまして、権利変換や転出による対応を行っていくこととなるというふうと考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに、きちっとしたものは組合設立後じゃないと出せないということですよ。あくまでも一定のというふうな概算と言われましたけれども、果たしてそれで納得するのかどうかですよ、地権者のほうがね。

それから、問題は資産の評価が小さい人ですよ。これもやっぱり、例えばマンションが3,000万、自分のところの資産の評価が1,000万であれば、2,000万の追い金をしないとマンションには入れませんよと、こういうことなんですよ。そうすると、この人も2,000万がつかねければ出ていかざるを得ない。地区外へ出ていくと、これもまた追い出しなんですよ。

先ほども言いましたように、再開発に不同意の方も地区外へ出ていってくださいと。それから資産の評価が小さくて、とても権利床を確保できない人も地区外へ出ていってくださいと。これがこの法律なんですよ。まさに、これは追い出しじゃないですか。

こういう形で、結局残った人だけがやるのがこの再開発組合。それ以外の不同意の人は出ていってください、それからお金のない人も出ていってくださいと、こういう形で整理していくわけですよ。これはとんでもないやり方だと私は思います。

やっぱりこの都市再開発法に問題があるんですけれども、やっぱりこれは自治体が施行する場合

でも民間がやる場合でも、やはり事業者が進めやすいように法律をどんどん変えてきているんですね、この間にね。だから、こういうふうに住民の権利なんかはもう犠牲にされているわけです。いかに早く事業ができるかということをやっているために、こういうことが平然と行われるわけですよ。だから、本当に組合設立を強行するということは、私はやるべきではないというふうに思います。一旦これをしてしまうと、もうここまで行ってしまいうんですよね。そんなことを本当にやるのかということなんですよね。

最後にもう一つ聞きたいんですけれども、先ほど権利変換日以降に土地の明け渡しを求められるという場合が出てきます。そのときに行政代執行という強制権もあるというふうに言われているんですけれども、そういうことでいいのかどうか。代執行があり得るのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

都市再開発法第98条には、土地や建物の引き渡しが行われない場合に、都道府県知事等は施行者の請求により行政代執行法に基づく対応を行うことができるとされております。

しかし、これまで築いてきた地域のきずなやコミュニティがあることから、これらの権利者に対しても丁寧な対応を行いまして、ご理解が得られるように取り組んでいくこととなるというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まあ、何回聞いても丁寧に説明するとか言いながら、どんどん進めてきておるわけですよ、強制的にね。

最後に市長に聞きたいです。

こういう形で不同意者は地区外へ出ていくことができる。それから資産の少ない人については、これも地区外へ出ていくこともあり得る。それからここに住み続けたいという人についても、その資産の評価については組合設立後じゃないときちっとした数字は出ない。こういうことが今回明らかになったのではないかなと思うんですけれども、こういう形で進めていくということについて、市長は何の心配もありませんか。私は、こんなやり方はすべきじゃないと思うんですけれども、本当にこれは地権者や市民の立場に立っていいことだと、すべきだと、進めるべきだというふうに考えてみえるのか、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

このような状況の中で事業を進めていくことをどう思っておるんやというご趣旨でございましたが、当初の予定よりは少しおくれてはおりますものの、ご案内の本年3月に都市計画決定を行ったところであります。

また、先月8月に5人の発起人が選任をされまして、現在、これもご案内のとおり住宅開発事業者の選定協議が進められておりますなど、法的手続も含めまして再開発事業のための大きな枠組みができつつございます。

それと並行いたしまして、今、触れていただいておりますが、同意の取得といった個々の権利との調整等が進められておるものと認識をいたしております、駅周辺の再生のために私ども市といたしましても、今後もしっかり準備会を支援してまいりたいと考えております。

これもご案内のとおり、この駅前の再生、そしてこの第1種再開発事業等につきまして、前期の亀山市総合計画後期基本計画に位置づけ、そして現在、昨年スタートいたしました第2次総合計画の戦略プロジェクトの一つとして位置づけ、私どもも議会の皆様のご同意をいただきながら前進をさせてまいっておるところでございます。今、本当に申し上げたような大きな枠組みが、特にまた個々の権利に関しますことにつきましても、あわせて確実に進めていくことが重要でございます、これを本当に長年のきのうきょうの話ではございません。今日に至るまでも、今お話がありました地域のコミュニティのきずなとか、資産の大小にかかわるそれぞれの思いだとか、こういうものも踏まえてこの事業が展開をされて積み上がってきておるものでございます。

したがいまして、この事業を全員の同意が得られない状況の中で事業を進めていくのかということではありますが、私どもとしても、今進めておりますこの事業がしっかりとさまざまなことに配慮させていただきながら、市を挙げてしっかり支援をしながら進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

簡単に言えば、長年積み上げてきたものだから、犠牲が出てそれはやむを得ないんだと、事業をやるんだと、こういう意思だったというふうに思います。

私はこの全員合意がないまま、法的に可能な3分の2以上で組合を設立するということになれば、当然不同意者は外へ出ていくと、追い出すということになりますし、権利変換の段階で評価が小さければ地区外へ出ざるを得ないという、こういうことです。最後まで残っても、土地の明け渡しで行政代執行、こういうことで出されてしまうということですね。

やっぱり、このやり方を進めていくと、今、市長が言われましたけれども、地域の本当にコミュニティというのが壊されるんですよ。今、駅前の商店街、非常に小ぢんまりとしたいい固まりがあるんですけども、これを本当に進めていったら、その人たちの生活、それから長く培ってきた人間関係、本当にこれははずたずたに壊してしまいますよ。誰が追い出したんや、こういう話になるんですよ。

その跡地に何ができるか。ほとんどの方が住まないんですよ、もう。マンションに一部住まれます。何ができるかと、4階建ての図書館ができる、地下に駐車場ができます。そして、その後ろに10階以上の60戸と言われるようなマンションができるんですよ。もう全くさま変わりしたものができるんです。だから、今あるようなああいうほのぼのとした商店街のようなまちは、もう全く消えてしまうんです。だから、そんなことまでしてやる必要があるのかどうか。

これは費用も、今回取り上げていませんけれども、この間45億が50億になったと言われまし

た。

しかし、これは計画が本当に出てきたら、もっと大きくなると。場合によったら100億近い金額になるのではないかなというふうに私は思っています。だから、こういうことをやってまで本当に強引に進める必要はないと思いますし、やっぱり事業自体を見直して、市民や地権者の合意が得られるもの、こういうものをやっぱり市としてきちっと追求すべきだということを求めていきたいというふうに思っております。

次に移ります。

立地適正化計画の問題であります。

昨年10月に立地適正化計画がつけられました。この立地適正化計画というのは、今後の人口の減少、少子高齢化、そういうものを踏まえて公共施設などの医療・福祉・商業施設や住居を駅周辺や中心街に誘導したり維持するということで人口を維持しようと、こういう計画であります。

この中で、人口減少の中でも住む人をふやす地域として、特に居住誘導区域というのを設定しております。これは特に駅、JRの駅を中心に亀山中央、関、井田川、この3つを指定しております。この居住誘導区域には公共施設などの都市機能を誘導すると、こういうふうにかかれておるわけです。南崎に予定をされています認定こども園もそうですし、駅前の図書館移転もこの一つであります。

ところが、現庁舎の問題、これは亀山中央に位置をしているわけですが、ところが、これについては、庁舎については立地適正化計画では何も触れられていない。一番市の根幹の施設でありながら、これがどこへ行くのか、どこになるのか、こういうことが一切触れられていない中でこの計画がつけられている。

市長にこれをお聞きしたいんですけども、やはり新庁舎の位置というのは、この立地適正化計画、先ほど言いましたけれども、この意味から言えば当然亀山中央で建てなきゃならないというふうに思うんですが、見解を、これは簡潔にそういうふうにするのか、いや、そうではないのか、簡潔にお答えいただきたい。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この立地適正化計画の策定の段階におきましては、今の庁舎の位置等々、現在もそうなんですけど、未決定でございまして、私どもとしては、この庁舎の今後の規模、内容、あるいは場所等々につきましては本年の計画の構想、それからその後2カ年かけて基本計画を整理いたしてまいりますので、この中で決定をして、また今後の都市計画に位置づけていこうというふうに考えております。

当然、この立地適正化計画でいいます都市機能誘導区域につきましては、さまざまな医療施設や子育て支援施設や商業施設や教育施設や文化施設や行政機能も含めた機能が当然誘導されるべきものというふうに考えておりますが、市役所の位置につきましては、今後の検討の中で決定をしていくものというふうに現時点では考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今のはおかしいですよ。

現に立地適正化計画で都市機能を誘導するというんですよ。だから、認定こども園を持ってくる、図書館を持ってくるという。市役所は出ていくんですか。もう崩れますよ、これは立地適正化計画自体が。それを聞いているんですよ、これをはっきりしないと立地適正化計画が死にますよ、これ。

もう一遍聞きます。

亀山中央につくるのかつくらないのか、はっきり言ってください。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新庁舎においては、当然都市機能を有する施設でありますから、原則、都市機能誘導区域へ誘導されるべき施設と考えております。

しかしながら、都市機能誘導区域への誘導の考え方は、都市機能を有する全ての施設を誘導するというよりは、極力区域内へ誘導するものであるということであります。

現在、新庁舎につきましては、新庁舎の建設庁内検討委員会を設置して検討を進めておりまして、本年度策定いたします基本構想において、建設候補地選定の考え方や条件を示して具体的な建設候補地につきましては、次の基本計画の中で検討、決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長、今、極力と言われました。

じゃあ、認定こども園も図書館も極力でいいわけですよ。説明会で聞いていますと、立地適正化計画に位置づけられておるから、絶対これは南崎なんやとよう言うわけですよ。

だけど、市長が言われるように極力やと。だから、反対があつたらそれ以外のところへ持っていけばいいんですよ。現に南崎では住民が反対していますよ。あんな大きなものをこんな狭いところへ持ってきたら困るということで。図書館もそうですよ、全く市民の意見を聞かんと勝手に持っていったわけですよ、駅前へ。

これ、極力でいいなら、駅前にすることもないし、南崎にすることもないんですよ。市役所だけ極力そういうふうにします、そうでない場合もありますと言っておいて、認定こども園と図書館は絶対ここでないとあきませんと、そんな理屈成り立ちますか。こんなのご都合主義じゃないですか。だから、私は言うんですよ。立地適正化計画じゃない、立地適当化計画やと。本当に適当なんですよ、これは。そんな勝手な話はないでしょう。

じゃあ聞きますけれども、認定こども園と図書館、これは立地適正化計画に縛られずに考えるということでもいいんですね、確認したい、極力で。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

認定こども園も、いわゆる図書館につきましても、この立地適正化計画の都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけをさせていただいておるものでございます。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そんな理屈通りませんよ。一番大事な根幹の市役所の施設を、亀山中央にちゃんと置きますということと言わないんですよ。言わずに置いて、そして認定こども園と図書館は絶対この亀山中央じゃないとあかんと言うんですよ。そんな理屈成り立ちますか。

やっぱりこれは、私は立地適正化計画を何でこんなに急いで決めたのかということですよ。だから、市役所の位置が決まってから立地適正化計画を決めれば、こんな問題は出なかったと思いますよ。市役所の位置が決まらないのに、何でこんなに急いで決めたんですか。

これは駅前の再開発があるからですよ。だから、こんな矛盾を起こすんですよ。何も国はいつまでに立地適正化計画を決めよと言ったわけじゃないですよ。あなた方が去年の10月に慌ててつくったんですよ、決めたんですよ。これは議会も議決していません。これは市がつくった計画です。そのこと自体がやっぱり問題だと思うんですよ。だから、これは立地適正化計画の見直しをしなければならん。でないと、つじつまが合いません。

見直しをする気はありますか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今申し上げたように、当時の立地適正化計画策定の時点で、現在もそうですが、新庁舎の位置につきましては未決定でございます。したがって、私どもとしては、都市機能の誘導の区域として立地適正化計画を策定いたしておりますが、これは当然しっかり前へ進めていかなくてはなりません。

また、市役所の新庁舎の位置がここ3年間の間に決定をしていきたいと思っておりますが、この決定後におきましては、それぞれの都市計画や関連する立地適正化計画等々に組み込んでいく、こういうことになるかというふうに思っているところであります。

いずれにいたしましても、本当に現時点で新庁舎の位置等々につきまして、基本的な事項につきましてはしっかり多面的に検討していくと、これが優先しなくてはならんと思っておりますので、その中で今後の都市計画との整合をしっかりと、当然市役所というのは行政機関の中核でありますので、都市計画上極めて重要な施設と機能というふうに認識をいたしておりますが、そのような今検討をさせていただいておる途上であるということでもあります。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

だから言うんですよ。多面的に検討しなきゃならんでしょう、だから立地適正化計画を一旦もう白紙に戻せと言っておるんですよ。でないと、これをそのまま残しておいて、認定こども園と図書

館はこれに従ってもらいます。一番肝心な市庁舎は自由にやります、立適にこだわりません、とらわれませんって、そんな理屈は通らんとするんですよ。わかりませんか、そんな簡単な理屈が。情けないですよ、本当に。

それじゃあ最後、もうこれ以上言うても、どうも聞く耳を持たんようですよ、もう安倍内閣と一緒にすわ。

最後に、入札制度の見直しについてお聞きしたいと思います。

きのう、小坂議員がこの問題を取り上げられました。その中で指摘されたのが、新庁舎基本構想策定支援業務委託の入札の問題がありました。これは5者の指名で2者が辞退、3者が応札。それで、東畑が100万円で落札。ところが、予定価格を見ると157万円で、予定価格の63.69%という低価格で落札をしたという、これが一つであります。

もう一つは図書館、去年の10月に駅前に移転する図書館の基本計画策定というもの。これも入札がありました。

このときには509万1,000円という予定価格に対して、東畑は何と予定価格の24.16%、24%という価格の123万円で落札をした。こんな24%で落札するなんていうのは通常ないですよ。

これは小坂議員も言われたように、業者の狙いというのがあるんですよ。図書館をまず去年の10月に取って、年末に行われる駅前の再開発ビルなんかの基本計画、基本設計、これを有利に進める、こういうことがあるわけですよ。こういう流れの中で図書館をあえて24%、予定価格の24%で落札しているわけですよ。

そのとおりになっているじゃないですか、駅前。落札9,400万、1者ですよ。あとは辞退、書類は取りに来たけれども、応札もしていないですよ、参加もしていないです。事実上、東畑がひとり勝ちというね。今回も、また市庁舎の問題でこういうことが起こっている。

こういうことを見てみると、やっぱり私はこの問題の根本にあるのが、最低制限価格が設定をされていない、この問題だと思いますよ。つまり、幾らでもいいんですよ。

昔、私、覚えていますけど、広島県かどこかでリコピー、コピー機の入札で1円入札というのがあったんですよ。1円で入札、落札したんですよ。そのとき、どういうことをやったかという、コピー機さえ入れれば、あとトナーの入れかえであるとか紙であるとか、いろんなものが発注されてくる。だから、機械自体は1円で納品してもいいんですよ。それ以降のものが随分稼げるわけですよ。だから、1円で入札したと大問題になりましたよ、これ。

だから、今の亀山市の制度、きのうの小坂議員への答弁では適切やったと言うんですよ、入札が。じゃあ1円でもよかったんですね。一遍これは確認で聞きたい。

例えば、東畑がこの2つで1円という入札をした。これでも入札としては妥当だと、適正だと、こういうふうに言われるわけですか、その点を聞きたい。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

最低制限価格ですけれども、亀山市の契約規則におきましては、予定価格の5分の4から3分の2の範囲で最低制限価格を設けることができるという規定にはなっておりますが、現在のところ運

用はいたしておりません。

議員がおっしゃられました1円の入札があったということと仮定しますと、この今の運用上、有効と考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

とんでもない話ですよ、これね。

1円でも有効なんですよ、今の制度でいくと。予定価格の範囲内で一番安いところを取るんですよ、それだけしかないんですよ、決めが。

だからこそ、他の自治体なんかでもそうですけれども、最低制限価格。つまり、この金額よりも以下では品質は保証されない。工事なんか特にそうですよね。それから、物でもそうですよ。成果品がどうなるのか、そういう問題になってくるわけですよ。だから、余りに安い値段は、これはもう成果品、納品されるものに影響が出ると。だからこそ、これ以下ではだめですよということで最低制限価格を設けるようになっているんですよ。亀山市も一応契約規則を読むと、最低制限価格を設けることができるようになっているんですよ。ところが、しないんですよ。

それでお聞きしたい。

これは他市の動向がどうこうという問題じゃないんです。現実にこんなことが起こったんですよ、亀山市で。これは見過ごせませんよ。業者の狙いどおりのことが結果として出ているわけですよ。こんなふうに自治体の入札なりをされるということに対して、私は憤りを覚えます。だから、これはやっぱり知恵の出し合いですから、業者がそういう対応をするなら、市のほうはそれを防ぐための手を打たなきゃ、入札はそういうやりとりの繰り返しですよ。そういう意味で、今回こういう異常な安値で特定の業者が落札をしたと。市長に聞きますよ、これ。

こういうことを生んだということから考えて、最低制限価格を設定する必要があるというふうに思うんですが、市長、今後この教訓を生かして最低制限価格を設定されるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これまで市が契約をしてまいりました業務委託とか工事請負につきまして、低価格入札が原因で契約内容が適正に履行されなかったことや粗雑な工事が行われた事例がないことから、現段階では最低制限価格を設定いたしておりません。当然、競争入札等々を含めて競争性、透明性が担保をされて、各そこに参加される事業者の経営戦略とか考え方はそれぞれにあらうかと思いますが、しっかり競争性や透明性が担保された上で、適正な事業者が選定されるということは当然のことです。

しかしながら、今後、いわゆる最低制限価格制度の運用につきましては、現時点では運用いたしておりませんが、今後につきまして、入札契約制度改革は今日まで進めてまいりましたけれども、これにつきましても検討する必要があるかというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もうはっきり言うてください。最低制限価格を設定するということをやっていくということですね。全部にということではないんですけども、それをやっていくということですね。それを確認したい。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市としても、今日までさまざまな入札契約制度改革を現状等々、実態をしっかり認識した上で、あるべき姿を求めてまいりました。

今申し上げましたように、その種別にもよろうかと思えますけれども、種別によっては最低制限価格制度の導入も検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

最低制限価格を設定する必要があるという認識をお伺いしました。これは種類によってですね。

それで、市長、先ほどこんな事例はないと言われましたけれども、市長のときにはなかったかもわかりませんが、その前の市長のときだと私は思っています、20年、私議員をやっていますので。非常に低い価格で、ある工事が落札をされた。その当時、その課長が言ってみえたのは、私はもう毎日現場へ行きますと。何が起るかわかりませんと。余りにも安い値で落札されたのでということで、その課長は本当に毎日工事現場へ行かれました。要するにチェックをしていました。

つまり、安い価格で落札をしたということは、そういう問題がやっぱりあるんですよね。これは別にどの施設で、課長が誰だったと言いませんけれども、そういうことを現実に私は聞きましたし、そういう話がしっかり頭に残っています。だから、やっぱり最低制限価格、安過ぎるということとはやっぱり問題があるだろうと、そういうことを思います。

きょうは3点質問をさせていただきました。やっぱり思うのは、市民、それからこの地域の人、ここの声をしっかり聞いてください。それで、そこの人たちが本当に幸せになるようなことを市はサポートする、それが私は市の仕事だと思います。決して何とか丸め込んでとか、何とか法律で押し通していくとかいうようなやり方は決してね、たとえ物ができても、その地域は繁栄しません。かなりしっぺ返しが来ます。もう明らかだと思います。だから、そういうことも考えた上でやっていただきたい。

それから、市役所の位置、やっぱりこれは大事ですよ。これはきちっと決めて、それで立地適正化計画の中の根幹として、市役所はここへ来ますからまちはこうなります、こういうことをするのが本来の仕事だと思う。だから、それが不在中の立地適正化計画は、やっぱり私はもう一遍戻して考えるべきだというふうに思いますので、そういったことをきょうは。

それから、最低制限価格。これは市長は入れるというふうな見解を出していただきましたので、これはぜひやっていただきたいと、そのことを申し上げて質問を終わります。ありがとうございます。

した。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時32分 休憩）

（午後 2時42分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、通告に従い一般質問させていただきますさかいに、よろしくご答弁のほどをお願いします。一生懸命質問していますさかいに、丁寧な答弁をいただきたいと思います。

それでは、どれからやろうかなと思って思案しておったんですけれども、順番からいくと乗合タクシー制度及びタクシー助成金事業について、先にやらせていただきます。

議会に対して、29年8月18日開催の全員協議会で、初めて乗合タクシー制度のことが触れられました。その後、10月17日に、これも全協資料ですけれども、やられたと。基本的に、この乗合タクシーについては、1つ目はバス路線再編による交通不便地域解消の限界であると。それから、4つあるんですけれども、タクシー助成金の助成事業に対応するのも限界であると。

1個抜けておるんですけれども、4つ目には運転免許証返納者が自主返納できる環境づくりのための推進事業であるということでスタートをされましたが、日がたつうちに、当初、議会に報告された内容からかなり変更がされています。

変更された事項について述べてほしいと思います、教えてください。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

去る8月17日に開催をされました議会全員協議会でご報告を申し上げましたとおり、乗合タクシーの利便性を向上し、多くの方にご利用いただくためには、民間施設の特定目的地を増加させることが必要不可欠でありますことから、庁内のバス等検討委員会、さらに亀山市地域公共交通会議で再検討を行いまして、民間施設の特定目的地停留所負担金につきまして見直しを行ったところでございます。

この見直しの経緯でございますが、本年5月から6月30日までの間、民間事業者に対しまして特定目的地停留所の募集のほうをいたしました。申し込み件数はスーパー1件、歯科医院が1件と、その2件という少ないものでございました。

また、商業施設、金融機関等にも個別にご事情を伺ったところ、負担金額や毎年度更新の負担金にご賛同いただけないという事業者もあったところでございます。

こうしたことから、商業施設、金融機関の負担金につきましては、事業者の実際のご意見も反映

した形で減額等の見直しを行ったところでございます。

さらに、亀山市は平成22年9月に世界保健機関WHOが提唱する健康都市の考え方に賛同しまして、健康都市連合に加盟し、市民の健康寿命を延ばし、健康的で豊かな暮らしの実現を目指しているところでもございます。この市民の健康を支える都市環境を整える上においても、診療や健診などに利用できるような環境整備は、ふだんからの健康管理を支えるためにも必要となつてまいりますことから、市内の医科医院及び歯科医院につきましては、全ての医院様に特定目的地としてご参加いただきたい、その考えから特定目的地停留所負担金をなしとさせていただいたところでございます。

こうした見直しの結果、特定目的地は公共施設を含め見直し前の61カ所から142カ所にふえる見込みでございまして、利用者にとってより利便性の高いものになったものと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうやって報告がありまして、29年10月17日の全協について、4項目めに運行事業者と利用エリアについて、今の61カ所のつもりが142カ所となったんですけれども、この中で、その上に特定目的地の設定に伴う負担金についてという部分が3項目めにあるんですけれども、民間施設特定目的地を設定する場合は、民間事業者の負担金を5万円としますと。これは特定目的地とすることにより、市ホームページや毎年度作成する乗合タクシー利用ガイドブック等で幅広く周知していくための費用の一部負担としていくものですよという文言があるんですよ。それを1年こっぴり、あとはもうなしと。

そうすると、この当初のこれは、特定目的地とすることにより、市ホームページやうんちくの費用負担の一部とすると。そうすると、市税においてこの事業費を補っていくというふうに理解してもよろしいのかな、ここの部分について。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

当初は毎年度負担金をご負担いただきまして、初年度は主に停留所の設置費用、次年度以降は毎年見直しを予定しておりますパンフレットの印刷費用として活用することを見込んでございました。

今回の負担金の見直しによりまして、停留所の明示板でございまして、負担金をいただかない医療機関につきましては原則安価なシールとさせていただきまして、商業・金融機関につきましても、土台つき明示板を小型のものにするとともに、複数店舗の場合、亚克力板で対応する等、経費を抑えたところがございます。

次年度以降でありますけれども、パンフレットの印刷部数や事業者への配付部数を調整して対応してまいりたいと考えております。基本的には一般財源での対応になるというようなことでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

時間がないので余分な答弁は要らん、それを申しておく。

それから、それでころころ変わっていくと。

そして、ちなみに今日までの市内32カ所の説明会の一覧表をいただいております。現在までに25カ所、出席者350名、登録者が171名、このような形になっておりますけれども、この乗合タクシーは冒頭に申し上げたようにバス路線再編による交通不便地域の解消のためと。対象人口は7,000人だと私は聞いておりました。その中で、25カ所で、確かにこの数字を見ますと、特にたくさんご参加いただいたのが昼生コミュニティにおいて73名で、登録者が54名という数字は表にあるんですけども、ほとんどの地区が20名そこそこであると。果たして、こういうような状況の中で、この10月1日から乗合タクシー制度が実施できるんですか。

それで、伊藤君の質問にありましたように、検証期間であるので10月1日から1月いっぱいまでの4カ月間で次年度の検証をしていきたいというんですけども、当初スケジュールでは目標数値、今後のスケジュールということで、これも全協資料ですけども、30年は運行実績の検証、これは末になっておるんですよ。これが伊藤君の答弁では1月に実績報告となっておりますよ。

なぜこのように、それで2年目もまた下半期で検証をやっていくと。なぜこのようにころころ変わって、議会もわからん、私も。だけど、この350名の出席者、そして登録者が171名ある中で、どこまでの理解度があって、これが周知できたかと。

それで、実施した場合に、ここに試算表がありますけれども、平成30年は50%として目標数値3,600人、大体徴収するお金として1,000万。31年は80%で5,760人で1,596万うんちくの数字があるんですけども、果たしてこれが可能な数字なのか。そして、市民の皆さん方にどこまで理解していただいておりますのか。理解度をどういうふうに認識されておるのか。

市長も副市長も、特に副市長はこの発案の担当部長だったと思うんですけども、どのような報告を受けておるのか、担当者から。市長及び副市長、それをちょっとお聞かせ願いたい、2人とも。

○議長（西川憲行君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

乗合タクシーの今般の制度設計の変更につきましては、当然先ほども担当部長が答弁申し上げましたように、市内のバス等検討委員会でも議論をしております。ほとんど全てにおいて、適宜報告を受けておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

同じような答弁しか返ってこへんのやで。

要は、市民の皆さん、そうすると各地域を担当者が回られたと。

だけど、この表を見せてもらおうと、地域バランスがかなりあるね。確かに昼生コミュニティでは73名の方が見えた。と、御幸町ゼロ、関なんかはひどいときは1人。

特に、そのような中で1点ちょっと確認もしたいんですけども、加太で説明会を行いましたわ

ね。8月23日、林業センターに11人が見えて、これはもう一遍やっているのかな、これだけやな。今、乗合タクシー、今、旧25号線が崩落によって通行どめになってます。タクシーは西名阪を通過して、そのようなことをタクシー協力会社にその旨はちゃんと了解を得てあるのかなのか。料金的にどのような形なのか、そのようなことも十分加太地区で説明もなされたのかどうか。そこら辺はどうですか。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

加太地区から関地区なり、亀山地区のほうへ来る場合、名阪を通っても基本的にはタクシー会社へ払うのはメーターでの料金の支払いになりますので、特にその利用者の方に影響はないと考えております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

全然違うと思うに。

エリア別に割ったら料金は変わらんかわらんけれども、時間的に言うたらかなり違うと思う。そのようなことも含めた中で、私は交通困難者7,000人の方を対象にした乗合タクシー制度やと思っておるの。そのような中で、やっぱりきちっと説明もしていただきたい。

それからもう一つ、2番目に行くんですけども、商業施設が4カ所、お医者さんらは無料になったと、負担金をゼロにしたと。金融機関は出してもうたらしいけれども、ことしの雑入で37万5,000円、2万5,000円として15カ所分ですわ。そのような中で商業施設は4カ所しかないというのは、やっぱりこれの進め方が基本的におかしいんじゃないかと思うんですけども、市長、そのような感覚はないですか。

市長も、以前に聞いたときに、市内タクシー業者4社あるけれども、訪問もせんと、依頼もせんと担当者に任せ切りで、あなた任せの市長さんやけど、せめてこの商業施設が4カ所となったときに、担当部局にもう少し協力を依頼せいというような指示を出されたのか出さなかったのか、そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

商業施設にせよ、金融機関にせよ、当初非常に少なかったわけでございますので、ここをどのようにふやしていくのか、これにつきましては工夫をしながら働きかけをするように指示をいたして、その中でいろいろ制度が変わってきたというご指摘でございますが、商業施設は最終4カ所でございますけれども、その他は先ほどの数字までふえてきたということでもあります。

ただ、商業施設におかれては、それぞれの営業戦略とか営業的な考え方とかそれぞれにお持ちであろうと思いますし、例えば宅配でありますとか、さまざまな形態のサービスも展開をされておるやに聞いておりますので、そういう背景もあろうかというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長も余分なことを言うからあかんのや。

それなら、商業施設も、さっきのスーパーはええと。床屋さんがある、八百屋さんがある、薬屋さんがある、これは商業施設と違うのかな。床屋へ行くのにも、車に乗れやん人はタクシーに乗って行かれるわけや。床屋さんもようけあるがな、市内に。何でそういうところへは声をかけるという発想はないのかな、市長。そのようなところも頼みに行けという指示は出したんかな、出していないのかな。

確かに農協、郵便局、銀行関係、そこら辺は入っておる。だけど、スーパーだけじゃない、床屋さんもあれば理容店もあれば、薬屋さんもあれば八百屋さんもあれば酒屋さんもあるやんかな。市内に、それなら商業施設は何店舗あるかな、大澤君。商工会議所商業部会の加入店舗数、20や30ではきかんやろう。わざわざ調べておるが、そんなものは数字はつかんでいるやろう、担当部長だったら。西口君はつかんでおるやろう、君は当然。

だから、余りにも乗合タクシーというのは、交通の移動手段を持っていない方々のサービス事業ですやろう。そうなんやったら、もうそんなことも十分考慮した中で、やっぱりこれは実施すべきだと思う。

申し上げておきますけれども、この10月1日からの実施は無理。もう少し時間をかけて、やっぱりこの制度をもう一度担当部局で、市長を初め、市長がそんな公共交通機関とかバス路線うんちく言わんと、市長を筆頭にこの乗合タクシー制度を導入するという気持ちがあれば、市長を頭に担当部局ときちっともう一遍この制度の見直しをやって、それで実施期間は来年でもよろしいやんか。別に無理して10月1日からせんと、きちっともう少し練り直してやるべきだと私は思うけれども、あくまでも10月1日から実施するつもりかどうかをちょっと確認したいと思います、市長。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の私どもが導入を準備してまいりましたこの乗合タクシー制度につきましては、冒頭触れていただいたような亀山市の今の現状や、今後を考えますときの本当に高齢者の皆さんのまさに本当に必要な方にこれをサポートする仕組み、あるいは免許証の返納等々、新しい変化に伝えられる仕組み、持続的に提供していく、その新たな仕組みを考えていこうということで、今回、新しい制度であります、導入を計画してきたものでございます。

当然、新しい制度でございますので、課題はありますし、多くの方に理解をいただいて有効に活用いただくには当然時間もかかっているかと思っておりますし、しかしながら、この制度は本当に将来に向けて、亀山市民の大きな役割を担う一助になると確信をいたしております。したがって、いろいろ今ご懸念の課題等々あるかと思っておりますが、私どもは精いっぱいその課題を解消しながら、多くの方に愛されて、多くの方にご利用いただけるような制度としてしっかり、この10月スタートに向けて準備をしておきたいと考えております。

また、その中でさらに充実ができますよう努力をいたしておきたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに、これは市長の3期目の公約事項であるもので、どうしてもことしじゅうにやりたいと、30年度中にね。その思いはわかる。

だけど、あなたは21年のときに市庁舎の凍結をやって、これは合併協議会できちっと練った、将来の亀山市の構想を練った事業をあなたはやめたんやで。あなたのマニフェストで凍結をやって、また復活したんだけど、それと同じようにもう少しきちっと制度設計、それから特定停留所、待合所の整備、停留所の整備、それをもう一度再考して、そしてあなたが筆頭になってこの制度の充実を図った制度設計をもう少し構築して、そしてこの乗合タクシー制度を実施すると。そうすれば、移動困難者、それから免許返納者の方にも喜んで使っていただけるという制度になると思います。もう一度この10月1日を見送ってでもいいで、もう少し一考することを進言しておきます。

それから、次に、時間もありませんもんで、エアコンに行きたいと思います。

エアコン問題で小・中学校で、中学校は6月に完成して、この暑い時期ですな、中学生の諸君は授業を快適に過ごされた。だけど、小学校は来年になると。

ここにも書かせてもうてありますように、ことしの夏はもうめっちゃくちゃ暑かった。私もそれなりに人生歩ませてもうた中で、本当にことしの夏は参った。だから、愛知県の豊橋市なんかは、よその自治体もそうでしょう。もう何でもいいから子供たちの健康管理、授業管理、学校環境の改善のために早いところエアコンを入れて、前倒ししよにというようなことをやっておったけれども、あなたはそれを実施しなかった。何と情けない人やと私は思った。

そこら辺で、やはりこの財源は合併特例債を使っておるんやで、合併特例債はもっと五、六年前にできたはずですけども、それをちゃんちゃか言うて引き延ばして、ようよう来年に小学校につくんやけれども、前倒しをする考えは浮かばなかったのかどうか。浮かんだか浮かばなかったでよろしいわ、時間がないもんで、市長。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

以前にも申しあげましたけれども、この今進めております空調整備事業につきましては、当然多くの予算を必要といたしますし、他の教育課題もたくさんあります中で、やはりしっかり私どもの基本計画に位置づけて、そして実施計画に落として財源を担保していく必要があるということで、ちょうどこの昨年スタートの総合計画の前期基本計画に位置づけをさせていただいたものでございます。3年間の中で、小・中の普通教室を進めようということで現在進めてきておりますが、お話しありましたように、中学校につきましては、事業の前倒しによりまして昨年度から工事に着工して、この7月に完成をいたしました。小学校におきましても、来年度において設置すべく私ども現在設計業務を進めておりますが、当然補助事業として国へバックアップをお願いしておりますので、本年度、事業採択なされましたら、これは前倒ししてでも進めていく、そういう考え方でございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この小・中学校のエアコン問題は、わしはきのう、きょう言うた話と違うんやな。もう六、七年ずうっとこの議会で言わしてもうておるの。このことはずうっと言わせてもうておる。それで、財源確保がうんとかかんとか、わけのわからんことで引き延ばして、ようよう川崎小学校を皮切りにやっとな。川崎小学校を見ました。特別教室4教室残して、ほかは皆しておると。

だから、本当にあなたの資質を問いたい、決断というものを。だから、国の補助がついたら前倒しでもやりたいと。そんなものは、さきの名古屋市長の河村さんが国に申請したら金がないとみんな飛ばされた。だけど、こういうようなことは、やっぱり頭がやっぱり先頭に立って物事を動かさんことには、市政というのは動かんわけ。あなたのやっぱり政治力というものをもっと発揮すべきなんや。それが亀山市民5万人の安心・安全なまちづくりのための政治ができるというのが基本なんです。余りにも担当者任せ、それから責任をとらん。答弁書も質問者の質問に明確に答えん。やはりそこがあなたの悪いところである。

そこで、一つ聞きたい。

8月24日の新聞報道について、ここで聞きたい。

8月24日の新聞に掲載された報道についての市長の発言。やはり、これは捨ておけん、私としては。確かに、新聞報道では場をもつために言うたというけれども、どういうつもりでそういうようなことを言うたのか一遍ここで明らかにしてほしい。誰もあそこにおった鈴鹿市議会議員の皆さん方、それから亀山市議会議員の皆さん方、特に鈴鹿市議会議員の皆さん方はいい気はせんと思う。どういうつもりでこういうような発言をしたのか、一遍はっきりしてください。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員お尋ねの件につきましては、議員もお見えでございましたし、多くの議員の皆様もお見えでございましたが、8月17日開催の鈴鹿・亀山市議会スポーツ交流会の懇親会でのこととございまして、ご案内のとおり、このスポーツ交流会は両市議会が親睦を深めることを目的とした1年に1回の親睦交流事業であり、意見交換の場でもございました。

また、そのボウリング大会が前段ございますので、その成績発表等含めて懇親会があるわけですが、その挨拶の冒頭におきまして4名の両議長、両市長の挨拶が続いたわけですが、その場を和ませる話題を出したものでございまして、決して当時の鈴鹿での事件をやゆするつもりはございませんでした。

しかし、私の発言を不快に思われた方、不快にとられた方々に対しては大変申しわけなく思っております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、あえてこれを取り上げたのは、私はこの9月定例会の開会の市長の挨拶の場で、このテレビ中継が行われる前に、きょうの新聞にこのような掲載があったけれども、まことに申しわけな

かったという挨拶があつてしかるべきだと私は思った。それをせずに、提案理由を述べられて、閉会後にも、私は新聞をかざしてどうするんやと言うたときに、あなたは後ろを向いてごちゃごちゃと言って帰っていった。だから、あえてこのことを一般質問の中で聞かせてもうておる。それは不謹慎にもきわまりない。あの報道には名前、そこの現場の名前すらも出ていなかったはずや。それをあえて口に出した。まして、親睦会の景品に出てくるという、申しわけないでは済まないと思う。そんなことで不快に思った鈴鹿市議会議員の皆さん方に、せめて一文のわび状ぐらい出しても、そしてそのときに鈴鹿市議会の幹事の皆さん方は、いかに親睦会の景品をどういうふうにしようかというて思案に思案を重ねて、ああいうようないろんな景品を考えていただいた。それを茶化すようなことを、一国の5万人の市長がするべきものではないと思う。それをまことに申しわけなかったと、それで終わりかな。それをどういうふうに対処するんやろう、鈴鹿市議会の幹事を務めていただいた議員に対して、何らかのアクションを起こす。まことに申しわけなかったとわびの一本の電話を入れるか、わびを入れるか、そういうような気持ちはないかどうか一遍聞きたい。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、今申し上げましたように、私の真意はそういうことでした。その中で、議員もお見えでおられましたけれども、私の発言に不快な思いを受け取られた方に対しては、それは申しわけなく思うところであります。

また、今触れられた24日開会の挨拶でなぜ触れなかったんだということでしたが、ご案内のように8月24日のこの開会当日につきましては、前日からの台風20号の接近に伴って大雨警報が発令され、警戒態勢をとっておりました。一部の地区では避難準備や高齢者等避難開始を発令し備えておった段階でもございましたので、開会の冒頭挨拶におきましては、被害状況の有無を優先させていただいたということでございます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

つまらんとするたら怒られるけれども、台風が来ておったで失念したということではならんと思うよ。台風を理由にしてもうたら困る。当然、皆さん方は防災服を着て、提案理由のときに災害対策本部を持ってもうて、それはずうとやってもうた。この定例会のときも台風21号のときに皆さん方が災害対策本部を組むので、議長さんから指示をいただいて議会運営委員会で質疑の開会日を1日ずらそうじゃないかと。やっぱり執行部側も災害対策についていろいろご苦労をかけておるんやで、議会もそれに対してやっぱり配慮すべきやということで、議会運営委員会を開催していただいて、議会運営委員会で1日の会期の質疑の期間を延ばさせていただいた。そんなことも対処させてもうておる。

それやのに、それが台風が来たからそのことに及ばんだというのは理屈にならん、こんなことは。そのようなことを持ち出してしまうと、何か起こったときは何かの事件にかこつけて全部その事件に対してかこつけになる。そんなことでは、やっぱりついてくる市民も不安やし、そこら辺はやっぱり謝ることはもっと真摯に謝るべき。間違えたら、まことに申しわけないと。土下座をせいとは

言わえへん。やっぱり深く頭を、こうべを垂れて、45度頭を下げて、まことに申しわけなかったと。不穏当な発言をしてしまったというぐらいのことを言う勇氣を持たないかん。頭を下げるということは、私は勇氣が要ることだと思う。

私も人生で10回ぐらい土下座をしたことがある、ある職場で。だけど、それは私の仕えておる方のために私は頭を下げた、土下座をした。それはその方を守るために私は土下座をした。そこら辺の姿勢をもって市民に対して、また鈴鹿市議会の皆さん方にやっぱりそれだけの配慮をする必要があったと私は思う。これは私の主観ですから、あなたがそれを今後市政運営についてどのように捉えて市政運営をやっていくのか。

私もこの10月で改選がありますので、再度ここへ戻ってこられるかどうかわかりませんが、そのことをあなたの市長の職責について一言申し上げておきたい。真摯に物事にはみずから市政に市民の皆さん方に、または職員にも、議会にも、真摯に物事を語ると。中途半端なことを言わんと、あやふやなことを言わんと、きちっと答えるという姿勢でこれから市政運営を行っていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、ちょっと順番がおかしくなりましたが、道路行政について伺いしたいと思います。

あと18分ですけれども、今、この日本国には国道、県道、市道、私道、こういうような道路があります。

私は旧関町です。亀山バイパスができたときに、なぜ関バイパスができやんのやと歯ぎしりしました。鈴鹿峠バイパスが今から三、四十年前に完成し、亀山バイパスが今井市長さんのときに完成し、関バイパスは5.7キロ、その間、用地買収は1.1キロなされました。にもかかわらず、いまだに現道、関バイパス、1号バイパスが完成できないのはどういうわけですか。

また、フラワー道路もそうです。

フラワー道路も鈴鹿市地内、亀山地内は農林省管轄の道路です。関町地内は建設省管轄の道路です。時の町長が鈴鹿・亀山は農林省でいくと。だけど、関町は建設省でいくと。というのは、農林省よりも建設省のほうが予算づけが早いから、建設省で関のフラワー道路を完成させようじゃないかということでやっておるんですけども。

確かに、今の住友商事のテクノ開発で一部供用がかなり延伸されました。この間も、保有税関係で残りの約1キロぐらいのところは抜いてかなり走るようになったんですけども、関町地内に入ってきてセメダインの出たところぐらいから永遠とまだ進みません。あれは、今から二十七、八年前に、時の県議会議員だった田中亮太さんに関町の議員の一部がお願いをして路線変更をやったものです。あなたも県議会議員をやっておったでその辺わかっと思えますけれども、一の鳥居から抜けて伊勢別街道に抜けるようなルート変更をそのときにやっていただいた。それがいまだにできておらん。それはいかなることですか、どういようなご努力をしておるのか。

そして、もう少し、市道に関して、この間、駅前再開発で御幸8号線が狭隘道路の解消、第1種市街化うんちくで2億以上のお金が投入されて用地買収までやっております、建物補償から全てやって。

だけど、亀山地内には狭隘道路がかなりありますよ。そこの改良をするのには、それは膨大なお金も要りますけれども、その事業をさておいて御幸8号線をやったと。御幸7号線はどうするんや

という提案も本会議でやっていますけども。あなたの道路行政についてどのような考え方で、国道、県道、市道を含めて市長の思いを一遍聞かせていただきたい。せめて5分ぐらいは上げますわ。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国道、県道、市道についての市長の思いを5分ぐらいで述べよということでございますので、申し上げたいと思います。

まず、国関係、国道1号直轄の亀山バイパスにつきましては、平成7年に暫定2車線で開通をして、4車線化の時期については未定ではございますが、その後、交通安全対策事業や渋滞対策事業によりまして、平成21年度に羽若交差点前後の車線拡幅や、平成26、27年度の野村交差点付近の部分改良などの整備を進めていただいております。本年度におきましても川合交差点の改良に向けての設計を現在進めていただいております。

一方、国1の関バイパスにつきましては、平成15年度に県道四日市関線バイパスまでの延長2.5キロの事業化をしていただいたわけではありますが、平成19年度には名阪国道までの接続部分を開通していただき、国道1号太岡寺町の交差点との渋滞が大幅に緩和するなど、事業による効果が一部発揮されたところでございます。

また、現在事業中の区間の施行時期につきましては現在未定であると伺っており、今後の周辺開発状況や交通需要等を踏まえ、まちづくりと一体となって関バイパスの事業推進に努めていくと伺っております。

市といたしましては、大変重要な道路でございますので、早期完成を国に働きかけるために、毎年一般国道1号関バイパス建設促進期成同盟会を通じ、関係者とともに国・県、地元選出国會議員などへの要望活動を行っております。その際、これは議会も歴代議長が参画をいただいて、ともに活動してまいりました。私どもも、この関バイパスの必要性につきまして強く今後も要望してまいる所存であります。

それから、県道四日市関線の未整備区間につきましてはありますが、主要地方道四日市関線、四日市、鈴鹿、亀山を結ぶ地域の生活道路、北勢都市生活圏へのアクセスとして重要な幹線道路でございます。平成2年度より3.2キロの道路改良事業に着手し、一時は用地交渉及び経済状況から休止しておりましたが、工業団地開発とあわせまして整備している560メートル区間につきましては、平成28年度から舗装工事に着手をいただき、本年の3月に供用開始を行っていただいたところでございます。

四日市関線の改良済みとなっている区間の南側にあります亀山市関町会下地区地内の未整備の区間の400メートルは、国1関バイパスとの交差点への接続部となるために、国1関バイパスの事業進捗に合わせて道路改良工事を進めることとなっておりますというふうに伺っております。

しかし、亀山市にとりましても、こちらも早急に整備が必要な路線でありますので、今までも行っておりますが、今後もさまざまな機会を捉えて関係機関に働きかけを行ってまいります。

それから、市道につきましてはありますが、市域を東西に走る国道1号や県道亀山白山線、亀山城跡線は、本市と隣市を接続するとともに亀山地区、関地区、井田川地区の3つの生活空間をネットワークし、本市の道路網の主軸を担っておるところでございます。

また、中心市街地に位置し、都市機能集約拠点の利便性向上を担う亀山環状線につきましては、その一部を構成する和賀白川線が平成26年度末に一部区間を供用開始するなど、市内を快適に移動する道路環境も整いつつございます。

将来に向けましては、鈴鹿と亀山を結ぶ鈴鹿亀山道路の整備の取り組みが進められておりますので、新たな道路骨格の形成に向けて、今後もしっかりとその道路網の構築に向けて努めてまいりたいと考えております。

あと、維持事業につきましては、私どもが管理しております市道の総延長550キロございますので、これをいかに適切に管理していくのかというのは大きなテーマでございます。毎年、各地区自治会からの地元要望をいただいて、自治会長や要望当事者との現地立ち会い等を実施した上で要望趣旨を確認し、緊急性、危険性の高い内容から順次継続的に工事をいたしておるところでございます。

今後も、生活道路につきましても、今触れていただいた私どもが他の道路に軸足を置いてほったらかしではないかということなのですが、三重県の中で先駆けて生活道路の狭隘道路の解消のための事業を立ち上げて支援をいたしております。かなりの今日まで、多くのご利用をいただきながら解消に努めてまいりましたが、今後も生活道路につきましても、住む方々の立場に立った、人に優しい道路管理に努めて、安全・安心なまちづくりに心がけてまいりたいと存じます。

5分15秒になりましたけれども、よろしく申し上げます。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、一番、国道、県道についてはやっぱり関係機関との協議も要ると。

だけど、市道管理については、直近の市民の要望やで、年度当初、予算を組んでも、不足分については補正を組んでも出していかないかん。680万、ぼーんと出すぐらいやったら。やっぱり補正でも組んで、地元要望を完結すると。逐一その年次、月例報告、集計報告、まず要るのは集計報告。それで、市長に対して担当部局は月例報告等々を徹底し、事業完了年度、月、その報告も市長に上げるという市長直結の部局になるようにしてもらいたい。それをすれば、市民の人らは安心して生活できると思います。

これは道路関係、また出て来られたらまたやります。来られなかったらあかんけどね、またほかの方に託しますわな。

河川改修、これは特に、市内各1級河川から2級河川、市、県、国管理の河川があるんですけども、たまたま私が百姓をしております端の久我橋のところは、河床のしゅんせつが行われておりました。ちょっと橋から手が届いて手が洗えるぐらいの、大げさに言ったらそんな状況だったんですけども、この間、百姓に行って、久我のほうのあの橋を渡ったらちゃんとしゅんせつがしてあったもんであれなんですけれども、特に課題にしたいのは、常に避難勧告が出る椋川。この下流部にかねてから、今から私も亀山市さんと関町が合併した折から聞き及んでおるんですけども、鈴鹿川本流に接続する椋川から、あそこに鈴鹿川本流の流速に見合う堰堤の延長堤防、これをつくらんことにはいつまでたっても椋川周辺の方々の避難勧告を出さんならん。

といいますのは、鈴鹿市に庄野町というのがあります。庄野町は鈴鹿川よりも高い堤防の周辺に

庄野川というのがあるんですけれども、これはその方策がしてあります。以前、今から昭和年間に庄野のまちが、宿場町ですけれども、東海道の、そこが水についたことがあるんです。それで、当時の鈴鹿市長さんがどなたか私はちょっと記憶にないんですけれども、杉本龍造さんか、その後の野村伸三郎さんか、その方かどうか知りませんが、やはり建設省に強いパイプを持ってみえて、庄野のまちが冠水せんような堰堤がつくってあります。にもかかわらず、椋川についてはいまだにその事業が進まない。市長はどのような形で国のほうに、要望じゃなしに直接行って、そのようなお話をされておるのか。誰を窓口にやってみえるのか。

それからもう一つ、南鹿島もそうです。ここもすぐ避難勧告が出ます。これは樋門問題で国交省の管轄で、樋門設計はみんな国交省に持たせたと思うんですけれども、ここも避難勧告が出ます。やはり住民の皆さん方に避難勧告を出さんならんような市町ではあかんと思う。おかげで、私は関町の新所地区というところに住んでいますけれども、おかげでええところへ先代が住居を構えていただいたので、水が出て大変やなというような形でテレビを見させてもっています。

だけど、椋川周辺、それから南鹿島の皆さん方の立場になれば、やはり河川改修を速やかにすることによって憂いのない生活、どんな大きな台風が来ようとも憂いのない生活を送っていただくということが市長の責務やと思っておるんですけれども、その活動について今後どのような活動をやっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地球温暖化の影響によりましてことしの夏は酷暑が続いておりますが、本市は7月18日に観測史上初となります最高気温38.3度を記録いたしました。8月には9個の台風が発生をいたしました。そういうような中で、ゲリラ豪雨、集中豪雨、記録的大雨によりまして全国各地で甚大な被害が発生しております。

今、お触れいただいた本市におきます鈴鹿川と椋川の合流地点、1級河川鈴鹿川と県管理河川の椋川の合流地点は、例えば今回の岡山県倉敷市真備町において、いわゆる本川と支流との合流地点で水の行き場がなくなるバックウォーター現象が生じたところございまして、その氾濫が大きな被害につながったわけでありましたが、本市の鈴鹿川、椋川の関係も同じような構造、形状をしておるというふうに認識をいたしておりまして、従来からこの椋川の改修におきましては三重県のほうで、平成11年からご努力をいただいて今日に至っております。現在、その事業は進行中であります。

また、鈴鹿川のいわゆる本川の構造につきましても、議員もご案内のとおりであります。この河床を低下させるべく、私どもは鈴鹿市、四日市市と3市連動しながら、この鈴鹿川の河川改修に向けて強力な働きかけを国に対して行ってまいっておるところでございます。

市単独といたしましても、三重河川、あわせて中部地方整備局に対しまして、その土砂堆積、あるいは構造的な課題の解消に向けてご要望を申し上げてきておるところでございますが、今後におきましても地域の実情を説明させていただいて、しっかりと早期の解消に向けた努力をしまいたいと考えております。

また、近年におきましては、平成25年の台風18号で、これは木下地区でございましたけれど

も、堤防の決壊によって甚大な被害が発生をしました。護岸の復旧工事等々、約4万8,000立米の土砂撤去を実施いただいておりますし、それとあわせて太岡寺畷の整備につながってきておるところでございますが、いずれにいたしましても、国並びに三重県に対しましてしっかりと、本市としましても改善の要望をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いろいろ申し上げましたけれども、最後に再度これだけはつけ加えておきたいと思えます。

まず、行政で物事をやるためには、市長みずから先頭に立ってこの5万人の市民の安心・安全のまちづくりに邁進していただきたい。

なお、つけ加えて言いますと、今回の乗合タクシー制度は再構築して、再検討して、要するに市長公約やなしに、もう少しよく検討していくということを申し述べて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、10日にお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

週明けの10日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時41分 散会）

平成30年9月10日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成30年9月10日（月）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	福沢美由紀君	8番	森美和子君
9番	鈴木達夫君	10番	岡本公秀君
11番	伊藤彦太郎君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	嶋村明彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	青木正彦君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書	記	水越いづみ
書記	高野利人	書	記	村主健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（西川憲行君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、9月5日の福沢議員の質疑に対する答弁について、草川教育部長から訂正の発言の申し出がありましたので、許可します。

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

9月5日の福沢議員の議案質疑におきまして、就学援助費の受給者数のご質問に対しまして、本年9月1日現在の就学援助費の受給者数を小学生207人、中学生108人、合計315人とご答弁申し上げましたが、正しくは、小学生188人、中学生104人、合計292人でございますので、ご訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

○議長（西川憲行君）

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

5番 尾崎邦洋議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

おはようございます。

緑風会の尾崎でございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をやらせていただきます。

通告のときには、三重県に入港する客船乗客の観光誘致についてと、その次に事務改善について、3番目に市職員の採用についてをやる予定でしたが、ちょっと順序を入れかえまして、まず最初に市職員の採用についてから質問したいと思います。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

市職員の採用について、まず1番目にお聞きしたいのは、本年度末での退職予定者数と来年度の職員募集についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

5番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

本年度の退職予定者数と来年度の採用人数についてご答弁を申し上げます。

本年度の定年退職予定者は7名でございます。一方、医療職を除く平成31年度、来年度の採用予定人数は、第3次定員適正化計画に基づく目標職員数を見据えた上で、本年度の退職状況や再任用制度の活用見込み、今後の業務量等を考慮いたしまして、事務職で1名程度、保育士・幼稚園教諭で3名程度、保健師で1名程度、消防職で2名程度、合計で7名程度の採用を予定しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

過去の市の職員の募集というのをちょっと調べてきたんですけども、一般的には、私も企業のほうで募集とか、そういう仕事にかかわっていたんですけども、この採用予定人数に過去4年間を見ても、例えば募集の内容を見てみると、事務職一般で採用人数が7人程度とか、先ほどの答えにもありましたですけども、事務職とか技術職、人数は書いてあるんですけども、程度というのが後ろにつくということは、7人程度は8人とっても、9人とってもいいのか、それとも5人、6人でもいいのか。こういう採用の仕方というのではないと思うんですけども、実際にこれ、過去に採用予定人数の7人とか、そういう実数をあらわしたのが大きくずれたとか、そういったことはあるのかないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず議員ご指摘のとおり、平成31年度の職員募集の際、その採用予定人数のところは何名程度と。例えば事務職ですと1名程度というふうな記載をさせていただいております、これも議員ご指摘のとおり、数年前からというか、もう少し前からずっと何名程度という表示の仕方をさせていただいております。

例えば今回ですと事務職1名程度といたしておりますが、この考え方といたしましては、1名の採用を基本とした中で、試験結果によっては1名以上の採用もあるという意味合いで程度というふうな表示をさせていただいております。これまでからも、今回7名のところを例えば8名とったりとか、3名のところを4名とったりとかということで、成績に応じて3名程度を4名程度ということで採用したことにつきましては、過去にも存在するところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

そうすると、先ほどの7名が退職されたということで、医療を除くと7名募集となっていますけれども、これは例えば事務職で優秀な方がおれば、これを例えば1名程度ですから、合格点以上になれば3名とか4名というふうにとるんですか、4名出たとしても1名の枠で4名とってしまうとか、そういうことがあるということですね。その辺を聞かせていただけますか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

過去に採用させていただいた経緯の中でも、例えば現在1名を事務職で募集しておる中で、途中で退職者が見込まれるような場合、採用させていただいた段階では1名ということでしたが、その後に退職者が見込まれて2名必要になってきた場合について、ボーダーラインを超えて成績が優秀な場合に、そのときには1名程度を2名ということ採用させていただくということは過去にもございましたし、今後もそのような状況で対応してまいりたいと思っております。

また、逆に2名程度、3名程度という形で一つのボーダーを置いてあったとしても、成績の中で採用者の方々が一定のボーダーラインを超えていないという方がお見えになった場合は、逆に3名を2名にとか、1名にと、そういうような形での採用になってしまうということも、逆の結果としても起こり得るものでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

事務職のところだけでなく、高卒、大卒というのはあると思うんですけども、これは亀山市では、例えば事務職一般1人ということになっていきますけど、高卒と大卒が一遍に受験するのか、それとも別の日にやって点数を見るのか。それと同じ問題をやるのかどうかというところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

亀山市の採用形態といたしましては、地方公務員の場合、統一試験日というのが設けられておまして、9月の第3日曜日を統一試験日として、併願がかなわないような形での対応を以前からとらせていただいております。

そのような中で、亀山市の事務職、技術職等につきましては、教養一般試験におきまして、高校卒業以上の学力ということになっておりますので、試験問題は高卒以上の試験内容ということになっております関係から、大学生と高校生は一堂に会して試験を受けていただくということになっております。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

次の質問に移っていきたく思いますけれども、まず有能な人材の確保策というか、それについてお聞かせ願いたいと思います。続いて、市が求める職員像と、2つあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず有能な職員の確保ということで、今、就職市場は非常に売り手市場ということで、公務員のほうも応募が少ないような状況になっております。そのような中で、将来性ある有能な人材を確保する取り組みといたしましては、まず市広報、市ホームページ等を通じて広く採用計画に関する情

報を発信することはもとより、情報提供を希望する大学や高校に対して、募集要領や就職ガイダンスを行っているところでございます。

また、特に技術職など応募が少ないと見込まれる職種につきましては、あらかじめ大学や高校の就職担当者に直接募集要領を持参するなどして、その人材の確保に努めているところでございます。特に本年度は保健師につきましては、三重県と連携して県内の医療系大学に職員募集について周知を行ったところでございます。

このほかにも、応募資格の年齢制限を事務職については、亀山市は35歳以下、保育士・幼稚園教諭については40歳以下とするなど、年齢要件の緩和も図りながら、可能な限り優秀な人材を確保するよう努めているところでございます。

あともう一点、職員を採用するに当たっての基本方針、考え方でございますが、基本的には、第2次総合計画の将来都市像「緑の健都かめやま」の実現を、市職員として積極的に取り組んでいけるような活力ある人材を求めているところでございます。

具体的な人物像といたしましては、公務員として全体の奉仕者であることを自覚し、行動する人物というふうに規定した上で3点、1つ目、明るく、明快な発想など心身ともに充実した人物、2つ目、多様な環境や価値観を受容できる人物、3つ目、自分に向き合い、みずからを客観的に理解している人物、こうした人材の確保が図れるよう鋭意取り組んでいるところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

明るい性格というか、先ほど3つ、採用の条件というか、そういった有能な人材とか、市が求める職員像というのは、これは筆記試験では多分、そこまで見えないと思うんですけども、わずかな面接でそこまで見抜けるのかどうか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員がおっしゃるように、今、申し上げた人物像というのは、なかなか一般の教養試験とか適性検査の中では把握することは難しいものと存じております。その中で、1次試験ですと小論文を書いていただきまして、また2次、3次には集団面接と個人面接等を行う中で、少しでも申し上げたような人物像に近い職員を採用できるように取り組んでいるところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

今の高校生なんかは、いろんな付き合いとか、テレビとかインターネットでいろいろ情報を得たりするんですけど、グループ分けをすると、どうしてもやっぱり高校生と大学生のあれというのはかなり、大学だとお酒も飲めるし、人との付き合いも広がるということがあるんですけど、そういう中で見つけるというのは、何か高校生に不利なような気がするんですけども、その辺のところをどのような見きわめでやっているのか、簡単でいいですけど、教えていただきたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

2次の集団面接というのは、これまで取り入れていなかったんですけど、集団面接というのは業者に委託をいたしまして、今、議員おっしゃられたようなグループワークの中で、司会者であったり、発表者であったり、ファシリテーターであったりと、そういったそれぞれの役割を決めていただいて、決まったテーマについて最終的に結論を導き出すというような手法をとっておりまして、この集団面接、確かに議員がおっしゃられたように、大学生の中で目立つところをとると点数がいいというふうに、私もそのように最初は思っていたんですけど、事実はそうではなくて、この集団面接の中で、きちっと例えば縁の下の力持ちになるような、自分を抑えて内容がうまく進むような、そういうところにも加点をするような見方もしておりまして、決してリーダーシップをとる方が点数がいいという結果にはなっておりまして、そういう面で集団面接等の意義もあるものと、そのように認識をしているところでもございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

次の質問に移ります。

障がい者の雇用ということが、今、国やいろんなところで問題が起きておるんですけども、亀山市の障がい者の方の採用状況と、それと、現在おられる方の人数というのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず障がい者雇用に関しましては、国の中で障害者の雇用の促進等に関する法律、いわゆる障害者雇用促進法というので定められている地方公共団体における法定雇用率は、本年度の4月1日に0.2%引き上げられて、全体の職員数の2.5%というふうに規定をされております。

こうした中で、いつも6月1日時点の職員数で判断をいたすんですけども、市長部局における法定雇用者数は、達成するために採用しなければならない障がい者数、いわゆる不足障がい者数というのは出ていない状況でございまして、法定の雇用者数を満たしている状況でございまして。

また、市長部局で採用しております職員数は延べ8人ということでございますが、これはなぜ延べと申し上げたかといいますと、重度の心身障がい者の方につきましては、1級、2級でございまして、この方につきましては、1人につき2人分のカウントがされますので、延べ人数として8人という形での雇用というふうに報告をさせていただいております。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

市長部局で8人という、じゃあこれは非正規・正規を含めてのパーセンテージですか、2.5%で8人というのは。その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

障がい者雇用率の算定に係る職員数につきましては、先ほど申し上げた障害者雇用促進法の第38条第1項によりまして、常時勤務する職員を計上することとなっております。また、障がい者の雇用状況を国に報告する際も、その内容の信頼性を確保するため、障がい者の任免状況の通報に関するチェックシートにおきましても、1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる職員を計上することと、このようになっておりますことから、臨時・非常勤職員は計上いたしていないところでございます。

なお、こうした障がい者雇用率の算定の取り扱いにつきましては、三重労働局にも確認をし、了解を得ているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

ちまたで問題になっておるのは、採用時に身体障がい者の方の手帳というのを改めずに採用して、そういう障がい者でない、カウントできないような人でも採用しておるといったことがあったと思うんですけども、亀山市ではどのようにしてその辺の確認をやっているかを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに国・県等におきましては、例えば障害者手帳を交付されていなくても、産業医とか、かかりつけ医の証明によってそれにかわるというような、そういう規定がございまして、そういったことを一つの確認事項として、証明書がないのにカウントしておるとというのが現在の水増しの状況だというふうに認識をしております。

亀山市におきましては、対象となる職員全員に障害者手帳の提示を求めまして、それを確認した上で国に報告をさせていただいておるということでございまして、皆さん全員、障害者手帳等を所持している方ということで認識をしているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

では、最後の質問なんですけど、定員適正化計画の見直しと、正規職員と非正規職員の割合の是正についてお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

平成32年4月1日までの計画期間とする第3次定員適正化計画につきましては、医療職、消防職を除く目標職員数を424人として、中期的な視点での職員定数管理を通じて、効果的かつ効率的な行政運営を目指すものでございます。

現時点におきまして、目標職員数はおおむね達成できる見込みでございますが、計画最終年度となります来年度には、計画の改定を進める必要がございます。議員ご指摘の正規・非正規職員の割合につきましては、先週、福沢議員にもご答弁申し上げましたとおり、平成32年4月1日からの制度導入を予定しております会計年度任用職員制度との整合を図る中で、非正規職員のあり方とともに整理・検討を行っていく必要があるものと存じております。

あわせて計画改定の際には、本年度実施をいたしました部・課・グループの3層体制による組織機構再編の影響を初め、今後の業務量を見込み、人件費の動向等も十分考慮した上で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

では、次の質問に移らせていただきます。

三重県に入港する客船乗客の観光誘致についてということで質問させていただきます。

四日市港では、平成23年から四日市市、三重県、四日市商工会議所、四日市港管理組合の4者が主となり、四日市港客船誘致協議会を立ち上げ、客船寄港の取り組みを進めており、今回の大型外国船の寄港はその活動の成果です。近年、コンテナ船の大型化が進んできており、四日市港でも大型船の受け入れ整備が進められており、その整備が大型客船誘致につながったようです。

乗務員合わせて2,000人から3,000人規模の客船が2018年、ことしですね、四日市港に6回寄港するようですが、亀山市の観光資源をPRし、客船乗客の誘致について行っているのか、その辺のところの状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

議員からご案内がありましたとおり、近年、日本周辺の船旅の人気の高まる中で、三重県の海の玄関口であります四日市港に、本年になってから大型客船が寄港する件数がふえております。本年1月2日のイタリア船籍の客船コスタネオロマンチカの入港に始まり、既にイギリス船籍のダイヤモンドプリンセス、また日本船籍では飛鳥Ⅱのほか、にっぽん丸、ぱしふいっくびいなすなど、客船の入港がございます。今後、来年7月までに11回入港する予定があるというふうなことをお聞きしております。

当市への観光等で期待される四日市港、そして津松阪港への入港は20回あるというふうにお聞きしております。客室定員総数では約2万9,000人、乗船率80%といたしますと約2万3,000人のお客様が県内をご訪問いただけるというふう聞いています。

こうした大型客船の観光誘客への取り組みでございますけれども、本年、四日市商工会議所を中心とした三重県クルーズ振興連絡協議会が発足をいたしまして、オール三重で乗船客の誘客と地域の消費拡大を目指しているところでございます。

入港時の歓迎行事の実施や外国人専用の観光案内、最寄り駅までのシャトルバスの運行等を行うとともに、船舶会社に対しては、県内観光のオプションツアーの提案などの働きかけを行っております。

本市では、亀山商工会議所が主催する観光連携会議の中で、市関係部署及び亀山市観光協会とで大型客船の情報共有を昨年度から行ってまいりました。その中で、大型客船の入港時の自由行動時間が、移動時間を含めて5時間程度とのことをごさいますて、四日市港、津松阪港の最寄りの観光地である関宿を乗客のオプションツアー先となるよう、船舶会社や旅行者に対しプロモーションを行ってまいりました。

その成果といたしましては、今月20日に津松阪港に入港するにつぼん丸では、関宿散策のツアーが決定しているところをごさいますて、大型バス7台、約300人のご訪問をいただく予定でございます。また、11月4日の四日市港への入港でございますダイヤモンドプリンセスにおいても、関宿のオプションツアーが決定されておるというところをごさいます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

今月につぼん丸ツアーというか、につぼん丸が着船したときに大型バス7台で関のほうに来られるということで、非常にこういった客船が四日市に入ってきてもらえば、やっぱり亀山市もお客さんを誘致するようなことは、関の発展とか、亀山市の発展のためにもいいと思うんですけども、大型バス7台ということを言われましたが、これ、亀山市の関の駐車場というのは7台入るのかどうかというのが、乗用車も入っておるもんで、例えばあふれたときはどうするのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

駐車場につきましては、関宿周辺では道の駅、そして関支所の横にございます観光駐車場等を活用することとしております。来られる時間等がある程度想定ができることもございますので、そうした近隣の駐車場も活用しながらバスを駐車していただいたり、あるいは乗降をしていただくというふうに考えているところをごさいます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

道の駅とか、あの辺からやとかなり歩く時間もかかると思うんですけども、そんなに1時間とか2時間という話じゃのうて、5分、10分はおくれるかと思うんですけども、ツアーを組むに従って、やっぱり行く前にバスで観光するとなると、駐車スペースというのは大事だと思うんですね。そこに駐車できなかつたらどうするんだということになると、来てもらえるはずが駐車場の問題で来なかつたということも起こり得ると思うんですけども、検討段階でね。ですから、そういうことももう少し広げるとか、関ロッジのあの辺でも駐車ができるというのであれば、上へ上がっておいてくるのは楽だし、途中でおろして上へ上がってもらってもいいわけなんで、その辺のところは今後の問題として考えていただきたいと思います。

そして、次の質問に入りますけれども、広域的な関係機関との連携、また市の商工会議所関連の取り組み、こういうことによって成果が出ていることというのはある程度は理解できますが、今後

の課題や対応の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

大型客船の船舶会社のオプションツアーへの参加率は20%というふうに言われております。例えばダイヤモンドプリンセスの乗客数は2,700人でございますけれども、ツアーに参加しない80%の約2,000人は、四日市港で下船後、シャトルバスで最寄り駅へ向かい自由行動をされているというふうな状況とお聞きしております。

このような乗船客をいかに県内の観光地へお越しいただくか、乗船客の上陸後の動向分析などを行った上で、魅力的なショートツアーの提案ができるかが課題となっているというふうに認識をしております。

また、大型客船の入港に対して継続した乗船客のおもてなしイベントの実施、あるいは観光地での物販充実などの体制の構築、バス駐車場などの施設整備については、県内各市町に共通した今後の検討課題であるというふうに認識しているところでございます。この点につきましては、先ほど議員からもご提案をいただいたところでございます。

今後の対応でございますけれども、三重県クルーズ振興連絡協議会を通じた広域的に連携した対応を行っていくこととなりますけれども、新たな取り組みといたしましては、大型客船の出港地となる港、例えば横浜などでございますけれども、こうしたところで乗船をする事前段階でPR活動を行いまして、寄港地でのショートツアーにつながるよう、県内観光地の知名度向上と誘客を図る取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

一過性の取り組みだけでなく、長期にわたってできるようなイベントとか、そういったことも考えていただきたいと思います。

最後に、市長のほうにお伺いしたいんですけれども、亀山市の魅力づくり、知名度向上が旅行客の誘致ということについては大切なことだと思います。観光客の受け皿の商工業の充実、空き店舗の活用対策など商工会議所と連携し、まちの活性化を図ってほしいと思いますけれども、この点について、市長のほうからお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の本市の商工業の発展、そして多くの観光客をお迎えして、さらなる活性化にいかにつなげていくのかということでございます。

私どもは、きょうご質問いただきました大型客船の四日市港、もしくは津松阪港への入港によりまして、大きなインパクトを持つようなご提案の内容も含めまして、ぜひこれをしっかりと物にできるような、私どもとしての、これは民業も含めてしっかりトータルでその魅力が提案できるような環境を整えていくということは大切だと思っております。

商工会議所、あるいは観光協会、それぞれご奮闘いただいでご努力を重ねていただいでおりますが、しっかりと連携強化をさせていただいて、これをサポートしていくという考え方を持たせていただいでおります。

特にご提案のありました空き店舗の活用でありますとか、当然本年度から私どものメニューとして、少し従来にも増したプログラムを組み込ませていただいで、この平成30年度、事業をスタートいたしておりますので、こういうものをしっかりご活用いただく中で、より魅力ある店舗の活力を生み出していただくこととか、あるいは今これもご指摘いただきました私どもの旅行会社の皆さんのプロの立場からもいろいろご指摘やご提言をいただいでしておりますが、例えば飲食、サービス、土産物、こういう物産も含めたような魅力を生み出す力を全体として強力に高めていくということが大事だろうと思っておりますので、行政といたしましても、関係機関と連携をさせていただいて、努力を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、最後の質問に移ります。

職員事務改善提案についてということで、過去にも同じような質問をさせていただいておりますが、5年前の平成25年12月の定例会で質問させていただきました。

そのときには、職員事務改善提案については、平成23年度から取り組みを始めたところでございますと。初年度の平成23年度におきましては9件の提案がありましたが、平成24年度はゼロ件という結果でございましたと。しかしながら、本年度、これは平成25年度に当たりますけれども、12月1日現在でごみの減量とか処理費用の低減を中心とした24件の提案をいただいでいるところでございますと。本年度からはこれまでの職員事務改善提案に加えまして、1室1事務改善の取り組みを重点的に進めているところでございますと。本年度はというと25年度ですけれども、さらなる事務の改善による経費の削減を掲げ、医療センターの看護部門まで範囲を拡大し、73室による120の取り組みを全庁で実践されているところでございますと。この取り組みによる経費減額予定額としては、平成25年度反映分が約1,700万円、平成26年度反映分が1,400万円となっており、2年間で約3,100万円の予定でございますと。そして、またこの1室1事務改善につきましても、職員事務改善提案と同様に庁内グループウェアにおいて見える化を図り、他室の取り組みを参考として全庁に水平展開を図っていただきたいと考えているところではありますと。これは当時、上田財務部長がこのようにお答えになっております。

そこで質問したいんですけれども、この職員事務改善提案について、過去3年間の提案件数と採用実績についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

職員事務改善提案につきましては、制度的には平成23年度から取り組んできました1室1事務改善運動とあわせまして、第1次亀山市行財政改革大綱の実施計画に掲げて進めてきたところでございます。

提案件数といたしましては、尾崎議員がおっしゃられましたように、平成23年度が9件、24年度がゼロ件、25年度については提案が24件、26年度がゼロ件でありました。そのような実績でありましたことから、平成27年度からの第2次亀山市行財政改革大綱の実施計画におきましても掲げまして、新たな職員提案制度の導入、実施に向けて、現在検討を行っているところでございます。

このような状況でありますことから、過去3カ年、平成27、28、29年度の提案件数についてはゼロでございます。なお、1室1事務改善運動につきましては、室というものがなくなりましたので、事務改善運動と名称を変更いたしまして、現在まで全ての部署において継続実施しております。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

23年から29年までお聞きしましたが、この3年間というのは提案件数がゼロということですね。なぜこの提案をやってほしいというのは、いい提案でなくても、やっぱり自分のやっている仕事をいかに煩雑な仕事があればそれを簡素化して、もちろん当然必要なことはあるもので、必要なことは省くことはできなくても、やっぱり時間の短縮を図る工夫とか、必要以上に面倒なことはもっと改善するとかね。

よくあるのは、過去にやってきたことをそのままやっておれば問題がないという考え方もあると思うんですけども、人間の頭で考えるのは、お金もかからないし、また自分の仕事を見直すという点では、そういうふうにふだんから自分の仕事に取り組む考え方ですね。これは頭を使ってやれば、今まで1分かかったものが40秒にもなるかもわからないし、そういう訓練のために、頭を使うのはお金がかからないもので、やっぱり自分の仕事の面倒なこととか、そういったことを中心にやっていただければというふうに思います。

すばらしい提案とかなんていうのは、10年に一遍、あるかないかのような話なんですけれども、やっぱり日々変えていくということは大事だと思いますんで、ぜひやっていただきたいと思います。そういう訓練のために提案してほしいと思うんです。

過去の質問の中で、正規職員と非正規職員、分け隔てなく提案するようになっているかという話をしたことがあるんですけども、非正規の方もできるという話だったんですよ。そして当時は、書類に書いて提案をするのかどうかというのを確認したら、タブレットを使ってやるというんですけど、非正規の方って余りタブレットを持っていないんですよ。それはどうやってやるんですかといったら、あいた人の机でタブレットを使ってやればいいというようなことだったんですけど、そんなことはできるわけない話やと思うんですよ。

だから、その辺のことも今後のことについて、やっぱりそういうことを考えてみんなが出しやすいかね。それで、過去は他人の仕事を、他の部署の仕事についての提案ということやったんですわ。だけど、よその仕事をよそから見て、これせえ、あれせえというより、やっぱり自分のやっている仕事を改善するということが一番大事やと思うんですけど、その辺のところについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

職員提案制度で自分と違う課の提案、それもございましたけれども、まずは自分のところの部署の改善できるところをします。そしてそれプラス、ほかの課を見ていて、こういうことをすればいいのになあという、その2つの面がございました。だから、あくまで自分のところとよその課、2つの面から職員提案をしてくださいということで取り組んでおったところです。

そして、どうしても市役所というのは前例踏襲主義というのに陥りやすいですもので、去年までと一緒のことをやっておれば事が済んでいくというふうなこともございますけれども、ほんのちょっと新たな改善をするだけでぐっとスピードが上がることもございますので、今後もこういう細かい日々の業務の中から改善をしていきたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

私も民間の会社で働いていたんですけども、やっぱり1人、年間に10件は最低出さないよと。だから、そんな10件出すというのは、非常に簡単なことでも時間短縮が図れるとかね。それで新入社員なんかが入ってくると、提案というのはどういうことになるのかという話をする中で、鉛筆で字を書いたときに誤字があったりすると消しゴムで消すわけですけど、外へ出たりするときに消しゴムを忘れていったというような場合があると、人に借りるかどうかせないかんということで、じゃあどうなんだといったときに、鉛筆の上によく昔はありましたよね、消しゴムがついておるの。そうすればそういう鉛筆を持っておれば、わざわざ鉛筆と消しゴムということがなくても消せると。

それでもっと簡単なのは、ねじがありますよね、ドライバーで。あれが昔はマイナスやったんですよね、私らが小さいころは。そうすると、力が加わるとねじ山がちょっと壊されて、なかなか力が加わらずに最後まで刺すことができないというので、じゃあそれをどうのというのは、簡単なプラスにしたら力が加わって、ねじ山がいかれるということは最近ではなくなっていますよね。だから、こういう簡単なことね。マイナスをプラスにしたらよかったとか、こういうようなみんなの発想でできるわけなんですよね。

だから、自分らの面倒くさいということを、ぜひとも自分のやっている仕事の中で改善するようなことを、やっぱり頭を使って仕事をやっていただきたいというようなことで、そんな大きい提案はできませんけど、ちょっとしたことで時間が短縮できるのであれば、またほかの仕事もできるということにつながると思いますので、過去に採用されたいい提案があれば、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

過去に提案されて採用された主なものといいますか、成果のあった具体例につきまして述べさせていただきます。

1つ目はコピー機の管理がありまして、従前は印刷する際には各部署にコピーカードというのが

ございまして、それを一々持っていかなくては印刷できなかったということがございました。しかしながら、現在は職員の職員証をぴっとコピー機にかざすだけで印刷が可能になるということで、大分事務の迅速化が図られております。

そしてもう一つ、情報公開の対応でありまして、情報公開が出てまいりますと工事の設計書、これは従前は非公開でありましたことから、設計書に目隠しシール、黒いシールですけど、それを大量に張らなくてはならないと。非常に膨大な作業時間を費やしておりましたが、そういう提案を受けて工事設計書は原則公開というふうになりまして、事務処理の煩雑さから解消されたということがございます。

もう一つ、決裁文書のスピード化というのがございまして、文書によって担当者から管理職、全ての職員が判を押しておったという時期がございましたけれども、この文書によって押印者を限定するというふうなことをやりまして、決裁事務の迅速化が図られたというふうな例がございます。

○議長（西川憲行君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

みんなが自由に持っていけるというところには、私も提案したり、過去からあるんですけども、ある一定のところ発注点と書いた下敷きとかあんなのを挟み込んで、上から持っていくに決まっていますんでね。その発注点というところまで来たらそれを発注する部署に渡してやると、いつの間にかなくなっていたということがなくなると思いますんで、過去によその事例ですけども、そういうことも活用していただいて、効率よくしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（西川憲行君）

5番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

おはようございます。

「人生100まで、わしゃ75じゃ」というふうに私はまだ生きていくつもりでございます。現在の社会の中で、よう人生100年時代が変わってきたということがテレビとか新聞等で見させていただいております。私は人生50年で生きていくというふうに、私は20歳のときに目標を立てました。そういう緑風会の宮崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私、そういうふうな中で、20歳から亀山市の行政にかかわってきました。現在55年ぐらいかかわってきたわけでございます。そういう中で今現在もかかわっておるけど、もうここらで終えようかなというふうに思っております。

その中で、私が100年時代を見て、10年後は現在の第2次総合計画等で見させていただいてありますが、20年後の亀山市の姿について、大きく2つの項目に分けてお尋ねしたいと思っております。

まず1点目でございます。現在の市政運営に満足されているのかというふうにお尋ねしたいと思います。市長の見解をよろしくお願いします。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。市長は現在の市政運営に満足しているのかというご質問でございました。

平成21年2月に市長就任以来、開かれた市政の実現を基本理念に、本市の持続的発展と市民の暮らしの質の向上を目指した政策の具現化に努めてまいりました。この間、就任直前のリーマンショックに伴う本市の経済雇用、税収環境の劇的な変化、少子・高齢社会の加速、東日本大震災、広島豪雨災害など自然の猛威、そして国政におけます2度の政権交代並びに税と社会保障制度の一体改革など、私どもは激動の社会経済情勢の中を突っ走ってきたような気がいたしております。

そのような中、政策的には、県下を先導する教育、子育て支援策の展開、地域医療と医療センターの再生、歴史的風致維持向上計画の推進、地域防災力の強化と消防北東分署の整備、地域コミュニティの新しい仕組みの構築など、市民の暮らしの質の向上への施策推進と、その土台となる財政健全化の両立が少なからず図られたものと考えております。

定期的な実施をしてまいりました市民意識調査によりますと、現状の生活に満足している市民の割合は、平成21年度が49.6%でございましたが、平成27年度61.0%へと上昇してございます。また、亀山市を住みやすいと感じる割合は、平成21年度の61.2%から平成27年度72.9%と高まっており、まだまだ課題はありますものの、一定の成果につながりつつあると考えております。

しかしながら、今後の市政運営に当たりましては、人口減少や少子・高齢社会の進展による都市の活力低下と2025年問題への対応、また発生が危惧される南海トラフ地震など自然災害への備えなど、本市を取り巻く環境変化への的確な対応が肝要であります。現状と将来を厳しく見詰めて、第2次総合計画の着実な展開によりまして、一層の市政進展に努めてまいりたいというふうを考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今までのことと今後のことも含めて答弁いただきました。私は、市政をやっておる中では、満足しておるのだろうなというふうに理解させていただいております。その中で、今後もまだまだ亀山市のためにこの市政を頑張っておっていただきたいと思いますというふうに念願しておきます。

それでは2項目め、各部門の行政運営についてお尋ねしたいと思います。

今回お尋ねするのは、ほとんどの部でお答えをいただきたいと思っておりますが、抜けておる

のは水道かなあというふうに思っております。そういう中で各部門、それぞれ部長さんが答弁されると思いますが、部長さんは市長になったつもりで思いを答えていただきたいというふうに私は思っております。そうでなければいい行政はできないというふうに私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず1つ目でございます。今後の財政見通しについてでございますが、私が市の職員に応募したときに、亀山市の予算は幾らやなというふうに口述試験で尋ねられて、私は偶然、何かのところで見ておって103億円ぐらいということで答えましたが、そんなぐらいのところではございました。現在、本年度の総予算を見ておると総額308億ぐらい、約3倍ぐらいになるかなというふうに思っておりますが、今後、どのような財政見通しでいくのかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の財政見通しであります。ご案内のように本年の2月に長期財政見通しを策定、公表させていただきました。これは平成37年度を目標年次とする総合計画の具現化を図るための施策の選択と、後年度負担を明らかにする透明性の観点から、総合計画を財政的視点から補完し、実効性と健全な財政運営につなげる目的を持って策定、公表させていただきました。

この試算によりますと、現行の地方税財政制度と市税収入に基づくものであります。歳入では、緩やかな市税の減収傾向と普通交付税における合併算定がえ期間の終了による減額の見込みをいたしております。

歳出では、亀山駅周辺整備事業等による投資的経費や少子・高齢社会に対応したサービス拡充に伴う扶助費の増加を見込むほか、期間中の認定こども園などの新規事業の実施を見込んでおるところであります。財政調整基金につきましては、平成37年度末で10億円となる見込みの一方で、将来のリニア亀山駅の整備や新庁舎の建設を見据え、各基金への積み立てを計画的に行う考え方を持たせていただいております。

厳しい環境変化の中で、今日までの行財政運営を通じて経常的経費の削減や市債残高9年連続の減少などを達成し、総合計画に掲げた各施策展開につなげてまいりました。今後20年後ということもあろうかと思ひますが、20年後におきましても、持続可能で健全な財政状況が維持されますよう、不断の行財政改革を行っていくことが必要であろうというふうに感じておるところであります。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

持続可能な財源確保ということでございます。私も当然そう思っておりますし、今後、市債とかそういう借金に頼らずに、できるだけ自前の財源でいってほしいなというふうにも思っております。それから次に、まちづくりについてでございます。

「LINEAR TO KAMEYAMA」、このキャッチフレーズに基づいてリニアの誘致に努力されております。その中で誘致が確定したならば、このまちはどのように変わっていくのであ

ろかなあとというふうに私は思っておりますが、また亀山駅の現在の駅前再編事業を今取り組んでおられます。私は亀山駅については、消防に入って当直明けに駅前までおりに行って朝飯を食ったり、また5時に終わって帰るときに、非常ににぎやかであったというふうに当時思っておりますが、今現在はちょっと衰退しておるのかなというふうに思っておりますので、ここで再編事業を掲げていただいて、もう一度駅前を活発なまちにしていきたいなというふうに思っております。その中で考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まちづくりについて、どのような考え方を持っておるのかというご質問でございます。

ご案内のように、今日、市民力、地域力を含む都市、自治体としての総合力が問われておるといふふうに強く認識をいたしております。そこで5万都市亀山が、今後もさまざまな環境変化に適応して持続的な成長を続ける都市でありたいというふうに考えておるところでありまして、本当に一旦馬力ではなくて、将来へとつながる持続性こそが大切だと考えております。豊かな自然に抱かれて歴史が織りなしたたまたま、高い交通拠点性を基盤とした厚みのある産業、世界基準の健康都市やコミュニティなど、まちを形づくる多様な要素がうまく結びついた高い結晶性とも言うべき輝きを持った「緑の健都かめやま」を目指していきたくと考えております。

そのためには、持続性の視点から若者の定住促進や健康都市へのアプローチが優先されるべきというふうに考えておりますことと、また暮らしを支える都市形成の視点からは、お話がありました中心市街地の再生や、あるいは歴史的風致の向上でありますとか、こういう取り組みが重要だと思います。

あと活力の視点からは、強みであります工業のみならず、観光とかサービスとか流通業などの経済雇用の基盤強化が大切だというふうに考えております。さらに議員がお触れいただきました広域交流の視点からは、リニアを生かしたまちづくりを段階的に進めることで、本市の持続的な成長への歩みを確かなものにしていかなくてはならんというふうに考えておるところであります。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この亀山市の20年後のまちはどのように変わっていくのかなと。最初はリニアが私が100を超えてから開通かなあとおっと思ったんですが、8年前倒しになったんで間に合うかなあというふうに私は思っております。

そういう中で、やはり亀山市がリニアに伴うまちづくりができていって、非常に変わっていくものだと楽しみにしておる次第でございます。市長が言われたいろいろなものをなし遂げていただいて、あのときに私がこう言うた、思った、言うて市長の話聞いたかなあというのが実現されてきたなというふうに、そのときに実感いたしたいと思っております。

それでは、次に産業行政について、商工業、農業、森林について、3つに分けてお尋ねしたいと思っております。

まず商工業についてでございますが、商業については非常にさま変わりしてきております。亀山

の東町の商店街、駅前の商店街等が衰退し、エコーができてあの周辺が活発に、またさらに現在では306の沿線を中心にスーパーとかいろいろなものが建ち、開業されて現在来ておりますが、さらに大規模店が来ようかという話も聞いております。

また、工業では、亀山市の工業団地をして10区画でしたか、まだ売り出してありますが、現在、先般、誘致の話が出てきておるといふ報告も聞いております。そういう中で、商工業について今後どのようなようになっていくのかなというふうに思っております。よろしくお祈りいたします。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

20年後の亀山市の商工業でございますが、市内外における大規模店舗の立地、また個人商店の後継者不足、インターネットなどによる販売方式の多様化、さらに高齢者が増加していく中で市内の交通ネットワークが一層の課題になってくるなど、市内の商業を取り巻く環境は大きく変化をしているものと思われまます。

しかしながら、現在実施しております中小企業、小規模事業者等への支援等を継続することや、亀山商工会議所などの関係機関との連携を密に、地域に根差した商工業の展開にしっかり取り組むことで、商店街を含む市街地のにぎわいが形成されていることと考えております。

また、移動困難者が増加する中で、本年10月に導入いたします乗合タクシー制度についても、一層大きな役割を果たしているものと考えております。

さらに企業活動や雇用促進につきましても、企業ニーズに応じて今後も適切な支援を継続して行ってまいります。その結果、昨年度末に新たな10区画が完成いたしました亀山・関テクノヒルズにおきましても、本市が有する立地特性やポテンシャルなどを生かして、全ての区画に多様な企業が立地しまして、20年後も市内企業が活発な事業活動を行われまして、新たな雇用の創出も継続しているものと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

商業にしても、工業にしても、さらに伸びていっていただきたいなというふうには思っています。先ほど大澤部長の答弁をいただきました。思いも聞かせていただきました。それは市長もそのような思いだろうなあというふうには思っております。今後もよろしくお祈りしたいなと思っております。

次に、農業についてですが、農業については、非常に私は今現在は衰退しておると思えます。この秋、私も1反8俵の米を取りました。これから先は農業はどうなっていくのかなと。自分のことですが、私、学校を出て農業をやるといふふうには思っているいろいろなことにチャレンジしました。

特に酪農をやるといふことで乳牛を飼いまして、それは市のそのときの農政部というのか、そこからの案内がありまして、乳牛を飼っていただくのに、子牛を提供するので申し出てくださいといふふうには言われた。私は子牛をいただきまして、大きく育てて乳を搾って出荷いたしておったんですが、我々の規模では大変難しいなあというふうには思っ諦めて、いわゆる市の職員になったわけでございますが、なかなか農業は規模を拡大するには資力が要ります。非常にその中で難しい問題

が多々出てきておりますが、やはり最近では農業の中にも大手企業まで参入してきておる。これはやはり資力がある大手企業でございますので、どういうことでもできていきます。

そういう中で、やはり亀山市の農家を育て上げて、この亀山市の農業をさらに前へ進めるためには、やはり市の行政の援助、指導が必要だと私は思っておりますので、今後の考えを聞かせていただきたい。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

農業施策につきましては、国の動きに大きく左右されることもありまして、国においては、守る農業から攻めの農業へと転換、また農業の競争力の強化に取り組むとしておりますことから、今後、国の動きを注視しまして、適切に対応していくことが重要であろうと考えておるところでございます。

本市の農業の現状でございますが、議員もおっしゃられましたとおり、農業従事者の高齢化や担い手不足、獣害被害や耕作放棄地の増加など多くの課題がありまして、非常に厳しい状況だと認識をしております。そのような中で、市では農地中間管理機構を利用した認定農業者や集落営農組織の育成、確保を図るとともに、農地整備事業によりまして、基盤整備を行う農地の集約・集積も推進しているところでございます。

さらに獣害被害につきましても、県が第2種特定鳥獣管理計画で鹿、イノシシ、ニホンザルの頭数の半減を目標としておりまして、市も被害の軽減に取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みによりまして、20年後におきましては獣害が軽減されて、さらに法人等による営農の大規模化が進みまして経営安定化が図られるとともに、農業振興を図ることが必要であると認められる地域につきましても、継続して農地の保全がされまして、農業が健全に発展しているものと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今後はそのように変わっていくだろうなあと思っておりますが、やはり亀山市の先ほどの答弁にもありました認定農家とか専業農家がございます。やはりそこらが法人化じゃなしに、自分らがやっていきたいという専業認定農家さんでございますので、市の援助なり、指導なりをしていただければ、20年後はもっと農業がうまくいっておるだろうなというふうに私も夢を見ております。

それでは、次に森林についてでございますが、森林環境譲与税の導入、またみえ森と緑の県民税等について、それぞれの国・県の行政について、森林を守るというふうに税まで取ってやっていきたいということでございますが、当然森林でございますので、源流条例もできますが、そういうような部分も含めて、今後豊かな森林になろうというふうに私も思っております。その中で、また環境についても結びつくだろうというふうに思っておりますので、産業建設部長の答弁と生活文化部のほうの答弁をひとつよろしくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

林業につきましては、全国的に従事者の高齢化、また木材価格の低迷など多くの森林所有者の森林整備に対する意識、関心が失われておりまして、適正な管理がされていない森林が増加しているところでございます。

しかし、国においても安定的な財源が確保されないことから、施業の集約化、路網の整備、人材育成など十分な状況とは言えず、森林整備が進まない状況でございます。

こうした中、国においては、森林整備を一層推進するための市町村の安定した財源として、議員からご紹介がありました森林環境税及び森林環境譲与税、いずれも仮称ではございますが、平成31年度の税制改正で創設が決定されるとともに、森林経営管理の主体を市町村にするという新たな森林管理システムが構築されたところでございます。

市といたしましては、引き続き林業事業者の活動を支援しまして、森林環境譲与税やみえ森と緑の県民税の活用や、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動を通しまして、間伐等により林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図ってまいります。そのことで20年後の鈴鹿川等源流域は、森の中に光が差し込み、さまざまな樹種が混在し、多種多様な生き物が生息する豊かな森林に覆われており、きれいな水や空気など、多くの恵みを与えてくれるものと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほど議員のほうからもお話がございましたとおり、現在、鈴鹿川の源流に関する条例の検討もしておるところでございますが、景観的にも、また水源の涵養にも大切な亀山の豊かな森林につきましては、今後もしっかり守って将来に引き継いでまいりたいと考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

次に、亀山市の土地利用について、2点お尋ねしたいと思います。

この後、土地利用については鈴木議員も質問されますので、簡単にお願ひしたいと思います。

まず土地開発について、最近、ミニ住宅団地とか工業地域、さらに大規模店舗等の話もいろいろございます。そういう中での土地開発についてお尋ねしたいと思います。

それから、次に2点目ですが、同時に答えていただいて結構ですが、南部地域の開発について、以前は大成建設が住宅団地の建設ということで我々地元にも話があったんですが、それがやみまして、現在の荒れ放題になったような山がございまして、田畑もございまして。そういう中でこの南部開発について、20年後はどのように考えられておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市の20年後の人口は、市の人口ビジョンが示すとおり、人口は微減で推移をしていくこととしておりますが、こうした人口を維持していくには、やはり民間による乱開発には一定の歯どめを

行い、市主導による土地開発についても選択肢の一つになり得ると、そのように考えているところでございます。

また、ご指摘いただきました南部地域でございますが、もともとこの南部地域は亀山市の中でもほとんど民間による開発がなされていない、いわば相当の面積が確保できる一団の土地として市内でも数少ない地域と言えらると思ひます。今後、本市の将来にわたり、さまざまな土地利用を考へる上におきまして、大変ポテンシャルの高い地域と認識をしております。

こうしたことから、本地域は今後も土地利用計画に明確に位置づけて、将来の土地利用までさまざまな活用方法を議論し、保全すべきところはしっかり保全していかねばならないと強く考へているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

特に南部地域については、いろいろな今までの経過もござひます。今後、十分検討されて、20年後、リニアが来る時代にはどのようにこの部分も変わってくるであろうというふうには思っておりますが、十分検討をお願いしたいと思っております。

次に、文化・スポーツ行政についてお尋ねしたいと思ひます。

まず文化の充実について、3つのキーワードで亀山の文化年を現在図られておりますが、20年先はどうなんかなあというふうには思っておりますので、考えだけお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

嶋村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

当市は歴史資源、それから自然や景観にあふれておりまして、市民やお住まいの各地域に対して深い愛着を持たれているとともに、さまざまな文化活動が盛んに行われているところでござひます。

こうした当市に潜在する文化力をより高めるべく、現在、かめやま文化年事業などに取り組んでおります。より亀山市らしい独自性のある文化振興を推進することで、文化振興ビジョンにも掲げております「いせのくに亀山・文化創造都市」の実現を目指してまいりたいというふうには考へているところでござひます。

先般、6月議会におきましては、議員みずから和歌を詠んでいただいたということもござひましたけれども、市民の誰もが日々の暮らしの中で文化を身近に感じ、なれ親しむことで心豊かな生活を営むことができ、幸福を実感することができる、暮らしの質の高いまちを目指してまいりたいというふうには思うところでござひます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よろしくお願ひします。

次に、スポーツの強化とスポーツ施設の充実について。

私も生涯スポーツ、ソフトボールは生涯の楽しみの中でやってきたものでござひます。まだ現在もたまにはプレーすることもござひますが、そういうスポーツに親しんでいただくという中でも、

さらにオリンピックも2020年には来ます。東京オリンピックの中でも、やはりスポーツの強化を図らなければ金メダルはとれないというふうには私は思っています。亀山の中からも金メダルをとっていただく選手が出ないかなあというふうにも私は思っておりました。

そのためには、やはりスポーツ施設の充実も必要です。我々もスポーツをやっておる、ソフトボールをやっている中でも、やはりスポーツ施設の充実を訴えてきましたが、なかなか難しゅうございます。今後20年先には、やはり専用球場等、また専用競技場等ができることを夢見ておりますので、考えがあったらお聞かせ願いたいと。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

スポーツの振興についてでございますけれども、東京で開催をされますオリンピック・パラリンピック、また三重県で開催される国民体育大会などを契機としながら、10年、20年先に本市出身の日本を代表するトップアスリートを輩出できるよう、将来を担う子供たちや青少年の競技者、それをサポートする指導者などの育成に努めるとともに、スポーツ施設の充実につきましても、施設に対する市民ニーズの把握に努め、その整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

市民誰もが「する人」「見る人」「支え育てる人」として生涯を通じて何かしらのスポーツにかかわり、楽しさを感じながら、また健康でいられるよう、そうしたまちを目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、次に、福祉・医療の充実についてお尋ねしたいと思います。

まず少子・高齢化時代への対応についてということで、高齢化時代、先ほども私申しましたが、人生100年という中で超高齢化時代になろうかというふうに思っております。少子化のほうも今後の問題としても、高齢化時代についての考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

少子・高齢化時代の対応についてでございますが、亀山市の人口ビジョンでは、2040年に人口4万8,569人、高齢化率30.7%と、国同様、人口減少と高齢化が進行し、老年人口率は2055年にはピークを迎えることと推定しておりますことはご案内のとおりでございます。

このようにさらなる少子・高齢化時代を迎えようとする中、福祉政策においては、市民の生活の安定を支えることが重要と認識をしているところでございます。

議員お尋ねの20年後を見据えますと、支え手、受け手という概念を取り払い、あらゆる市民が役割を担い、既存の縦割りのシステムを総合的な支援の仕組みへと転換する地域共生社会の実現が必要と考えております。

今後におきまして、担当部局といたしましても、時代に応じて不足する資源を充実しつつ、福祉サービスを提供することで、市民が心身ともに健やかな生活ができるよう取り組んでまいりたいと

考えております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、次に市立医療センターの運営についてでございますが、私、医療センターは本当にありがたく思っております。現役のときに大腸がんの早期発見をしていただいて、八、九年前に前立腺がんを発見いただいて対応していただき、それで、また3年ほど前には頭の動脈瘤を発見していただいて手術をして現在に至っております。今現在健康でうれしく思っております。そういう中での運営、今後をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西川憲行君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

今から20年後の社会は、皆さんおっしゃいましたが、人口減少し、高齢者が増加しております。3人に1人が高齢者という社会になっていると予測されておりますので、現在の医療保険制度や介護保険制度、現在のままでは継続することは難しくなっていて、大きく改正されているのではないかと思っております。また最後まで住みなれた地域でサービスを受けながら生活するという地域包括ケアシステムが熟成されているとも考えられます。

そんな中、医療センターにつきましては、平成2年に開院しておりますので、現在でももう28年が経過しております。20年後といたしますと、医療センターの建物は築後50年近くを迎えることとなります。そういう中ですので、私の夢ですけれども、建てかえられて新しい施設になっておりまして、また急性期・回復期の非常にバランスのとれた医療サービスが提供できる地域包括ケアシステムの中核を担うような病院になってほしいというふうに願っております。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

もう残り時間が9分でございますので、よろしくお願ひします。

順番をちょっと変えたいと思ひます。先に教育行政についてお尋ねしたいと思ひますが、その中での豊かな教育、学力テスト。いわゆる学力テストは、私は20年後にはトップとは言いませんけれども、全国平均の上に行くものと私は思っております。また、子供の安全教育について、この3点を一くくりで結構でございますので、できたら部長でも、教育長でも、どちらでもいいので、答弁をお願ひしたい。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

まず議員におかれましては、亀山市青少年育成市民会議にて長い期間ご活躍され、「亀山っ子」市民宣言の普及啓発を初め、青少年の健全育成にご尽力いただきましたことに感謝の意を表したいと思ひます。今後ともよろしくお願ひします。

さて、議員お尋ねの豊かな教育につきましては、教育環境の側面や教育の質の高さ、豊かな心の

育成、学習者にとっての豊かな学びなど幅広く捉えることができようかと存じます。いずれにしましても20年後と申しますと、人工知能等を初めとする技術革新により、現在と比べて想像がつかないほどの超スマート社会が到来しておるものと存じます。また、少子・高齢化が進むとともに、グローバル化が加速し、人の生活圏も広がっていると考えられます。

このような社会現象を見据えた上で、個人においては変化に適用するのみならず、みずからが自立して主体的に社会とかかわり、人間ならではの新たな価値を創造し、将来をつくり出すことができる人づくりが必要と認識しております。

また、人生100年時代を豊かに生きるためにも、現在以上に人それぞれが持つ可能性を發揮しながら、豊かに暮らしたり、活躍したりする社会を目指す必要があると考えています。

具体的な光景としましては、子供たちはタブレットを使いこなし、プレゼンテーションを行っている。英語の授業に楽しく参加している。学校内外での体験学習や交流学习がふえている。地域の方々も当たり前のように学校にいる等々の姿が考えられます。また、今以上に個が大切にされるとともに、グループ学習が多く繰り広げられていると考えられます。そして新しい図書館や市民大学、各地域での活動等が充実し、学びの場も多様に展開しているものと存じます。

一方、未来社会におきましても、教育の普遍的な使命は変わることはないかと存じます。人格の完成と平和で民主的な国家及び社会の形成者としての心身ともに健康な国民の育成を目指してまいりたいと存じます。

学力についてのお尋ねがございましたが、現在市内の学校では、これからの社会の変化も見据え、新しい教育の流れに乗り、他市町に先んじて情報教育や英語教育の充実に取り組んでいるところでございます。

一方で、技術革新が大きく加速する時代であるからこそ、子供たちに他者と共働り、人間ならではの感性や創造性を發揮しつつ、新しい価値を創造する力を育成することは一層重要になると考えております。

学力調査の数値につきましては、測定可能な学力の一部であろうかと存じます。また、専門機関の分析結果からは、学力調査結果に与える影響としまして、教員の指導力や学校組織力だけでなく、家庭・地域の社会・経済的背景に有意な相関関係が見られるとの指摘もございます。さらに厚生労働省の調査によりますと、学卒、就職後、正規職員として就職後、3年以内に離職した割合が高校卒で約4割、大学等卒で約3割という結果が出ております。これらのことから、学力調査の質問紙調査にも留意しつつ、「知・徳・体」の現代的な意義を改めて捉え直すとともに、キャリア教育、職業教育の充実を図るなど、子供たち一人一人の可能性に挑戦するために必要な力を確実に育てていきたいとの思いでございます。

安心・安全、安全教育についてのお尋ねもいただいておりますが、昨今の子供たちを取り巻く諸課題の状況等を踏まえますと、自然災害や犯罪被害のほか生活習慣や食習慣の乱れ、メンタルヘルスやアレルギー疾患等の健康課題、また交通事故対策や国民保護等の非常時対応など多岐にわたります。

そこで学校では、子供たちみずからそれぞれの場面に応じて発生し得る危険を予測し、未然に回避できる知識と能力を高め、的確で安全な行動選択ができる力を身につけられるよう、一層の安全指導の充実を図ってまいります。

一方、学校だけでは対応が困難な課題もございますので、地域家庭のご協力もいただくことは不可欠と存じます。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

それでは、最後に災害対策についてお尋ねしたいと思います。

本年、特に大規模な災害が日本全国それぞれのところで起こっております。災害に遭われた方、亡くなられた方についてお悔やみ、お見舞い申し上げたいと思う中で、またさらに復興に努力をお願いしたいなというふうに思っております。

それでは、亀山市の災害について、大規模災害への対応についてと安心・安全なまちづくりについて、消防力の充実についてでございますが、3分を切っておりますので、適当に答弁をお願いします。

○議長（西川憲行君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

まずは災害でございますが、どのような時代になりましても、公助、いわゆる行政側でできることはさせていただきますが、基本になりますのは自助・共助の認識であると考えておりますので、みずからの命はみずからが守る、地域の安全は皆で守るという自主防災力が高まるための対策を行いまして、防災の日常化がより一層高まることが重要と考えております。

続きまして、安心・安全なまちづくりにつきましては、亀山警察署などの関係機関と連携を今以上に密にさせていただきます、防犯活動、あるいは交通安全対策につきまして、一層努力してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

平松消防長。

○消防長兼消防部長（平松敏幸君登壇）

20年後の消防力の充実でございますが、市民が安全で安心して暮らせるよう、高齢化及び人口減少の進行に加えまして、複雑化する災害など消防を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、着実に取り組みを推進していく必要があると考えております。

この消防力の充実につきましては、総務省消防庁において施設及び人員の目標とする水準を示す消防力の整備指針、これが定められており、本市におきましても、この指針を目標に業務を遂行しているところでございます。

なお、今後におきましても、長きにわたり亀山消防の発展にご尽力をされました宮崎議員のご期待に沿えるよう、市民の生命、身体、財産を守る責務を全うするよう努めてまいります。

○議長（西川憲行君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

私も消防については約40年勤めさせていただいて、思いが走馬灯のように頭の中で走っております。今後、災害対策についてはよろしくお願ひしたいなあというふうには思っております。

最後でございます。全部何とか質問を終えさせていただきました。私もこれで最後だと思っておりますので、行政部門、また立法機関である議会、これらがうまく、今後この亀山市政の中で取り合っただきたいということを念願して終わりたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

鈴木達夫です。一般質問をさせていただきます。

私の質問は大きく2つ、亀山市都市マスタープランの改定内容について、そして第2回亀山市総合教育会議の内容についてでございます。順番を変えさせていただきます、初めに第2回亀山市総合教育会議の内容についてを質問させていただきます。

開会日、市長の現況報告の中に、8月8日に第2回総合教育会議が開催された旨の報告がございました。私の認識ですと、この総合教育会議とは地方教育行政法の改正に伴って、平成27年度からこの会議が設置されたと。教育の独立性は担保されながらも、市長と教育委員会、両者が教育行政の方向性を共有し、執行に当たるというものだと認識をしております。

それでは、まず通告のとおり、8月8日の第2回の総合教育会議についての概要を説明いただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

9番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本年度第2回目となる総合教育会議につきましては、議員ご指摘のように、市長、教育委員会双方からの開催要請により、議題としましては、教職員の働き方改革のための環境整備についてと児童・生徒の通学路安全確保についての大きく2つの内容について協議を行ったところでございます。

まず、1つ目の教職員の働き方改革のための環境整備については、教職員の時間外労働時間の実態等の状況を共有した後、教育委員会より、学校教育の充実に向けての人員配置等の要請及び学校業務の見直しに向けての取り組み方針について示されたところでございます。

具体的には、まず学校教育の充実に向けて部活動指導員の拡大配置、スクールサポートスタッフの新規配置、ボランティア活用促進に伴うボランティア保険加入費の負担についての必要性等の説明及び要請がございました。一方、教育委員会として今後の取り組みを進める学校業務の見直しに

ついて、給食会計の公会計化、勤務時間外の保護者・地域等からの問い合わせ対策、会議・研修会の精選と開始時刻の見直し、土曜授業撤廃に向けた関係者会議の設置について説明があり、協議を行ったところでございます。

次に、2つ目の児童・生徒の通学路安全確保については、さきの大阪府北部地震により発生したブロック塀の崩壊による小学生の死亡事故を受けて実施されました通学路のブロック塀等の安全点検の状況及びその対策について情報を共有し、協議を行いました。また、あわせて新潟県で発生をいたしました女兒殺害事件を受けて、国から点検が求められている緊急合同点検及び安全対策についても情報を共有し、連携の意思を確認したところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。教職員の働き方の環境整備と通学路の安全確保が主な議題内容との報告でありました。

次の通告の教職員の働き方改革のための環境整備についてということを取り上げましたが、今の答弁の中で、部活動指導員の拡大配置という検討が議論されたということでございます。6月議会に、私、今年度導入したばかりの部活動指導員拡大の成果、始まったばかりでわからないと思うがということ、もう今、夏休みも過ぎて9月でございます。この部活動指導員の配置、亀山市で2名です。この成果・効果についてどう認識しているか。1つは働き方の面、そしてもう一つはそれと対面した生徒の反応、これあたりを答弁願いたいと思います。

○議長（西川憲行君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

部活動指導員の配置についての成果・効果についてでございます。

今年度、亀山中学校の女子テニス部、関中学校の野球部に各1名ずつ部活動指導員を配置しております。部活動指導員による専門的かつ効果的な技術指導は、生徒の技術面や活動意欲の向上につながり、対外試合においてもその成果があらわれてきていると聞いております。また、専門外の部活動指導に負担を感じている教員の負担軽減にもつながっております。

また、働き方の面におきましては、部活動指導員の配置と部活動ガイドラインの遵守により、関中学校におきましては、教員の月平均時間外労働時間が昨年度に比べ20時間以上の減少につながっております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

成果は確認したと。だから、拡大配置をすると。総合政策部長、確認をしたいんですけども、一定の財政の制約がありながら、この制度の拡大、拡充の方向性をこの総合教育会議の中で確認したということによろしいでしょうか。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

会議では、まず現在の教職員の時間外労働時間や置かれております労働環境について状況を把握、共有したところでございます。その中で、部活動指導員に係る教職員の負担軽減に向けて、今、説明がありましたように、現在、市内に中学校に各1名ずつ配置されております部活動指導員のさらなる増員が必要との要請を受け、それに対する共通の認識をしたところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

さらなる配置の拡大、拡充に向けて、考え方を共有したということです。

次に、これは6月議会でもやったんですけれども、私、津市の教育支援員の配置ということを紹介させていただきました。先ほどの答弁ですと、スクールサポートスタッフの配置ということだったんですけれども、このスクールサポートスタッフというのは、私が紹介した教育支援員という、同様なサポート、フォローをするという認識でいいのでしょうか。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

スクールサポートスタッフの職務内容につきましては、さきの6月議会で議員よりご紹介いただきました津市の教育支援員と同様の職務内容でございまして、教材プリントや保護者への配付物の印刷などの事務作業や授業準備、後片づけなど、従来、教員が行っていた業務の一部を担うものでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

これも総合政策部長に確認をとりたいと思います。

これも予算措置を含めて新規に配置するという理解をしていいのか、あるいは想定する配置校などはあるのか聞きたいと思います。

○議長（西川憲行君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

教育支援員を含みます新規配置でございしますが、これにつきましては、教職員の労働環境の改善について国を通じて方針が示され、まずは県教育委員会で対応されるものと考えております。その上で、市教育委員会には国や県の対応状況や対応方針に対する情報収集を行っていただくとともに、その取り組みの市内学校での積極的な活用をお願いする中で、それでも行き届かない部分は子供たちの教育環境のさらなる充実及び教職員の業務負担の軽減に向けて、市長部局においても対応を検討していく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

この総合教育会議の中でまだまだ確認したいことはございます。勤務時間外の保護者・地域からの問い合わせへの対応とか、あるいは先ほど言いましたけれども、紹介がありましたけど、ボランティアさんへの保険の加入の負担等ありますが、この項のまとめとして、最後に、6月議会にもやりました給特法について、ちょっと質問、どんな認識かということを知りたいと思います。

私は、働き方改革イコール時間外労働総時間を削減とか、あるいは労働に適した給与を与えると、これが働き方全てだとは思っていません。最近、「教師のブラック残業」というセンセーショナルな本を読んだんですけども、教職員の現場の声、生の声、現状をあらわに紹介している本だったんです。しかし、この本の本当の趣旨というか背景といいますか、本筋はやっぱり先生の労働環境面については子供たちは大きな影響を受けていると、そういう本心といいますか、そこがポイントじゃなかろうかなあとということでございます。

言うまでもなく、この給特法ですね。これは1966年、もう五十数年前ですよ。このとき先生方の残業時間をカウントしたところ、大体月2時間程度だと。もって給料月額100分の4、4%を加給すれば、時間外及び休日の出勤に対する支給はなくすという法律でございます。実態では、調査の中で、中学校の先生の半分近くが現在、亀山市ですよ、60時間以上を超えている。そして、小学校の先生は月35時間、37時間ぐらいという現状の中で、この月4%、2時間という数字は大きな差異があると思います。

言ってみれば、6月議会で教育長の答弁の中で、教職員の時間管理といいますか、これが非常に薄いという、そういう意識ですね。低下を生んで、これが給特法というのは働き方改革の本当の病巣であるというようにも私は思います。

そこで、市長に質問ですけども、やはり亀山市が他の市町に先んじて教職員の働き方についてこの総合教育会議を実施した中で、この給特法のあり方、これからのあるべき姿をどう感じ、関係組織にどう声を出していくか、またその声高に意見を申すという気持ちがあるのか聞きたいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

さきの総合教育会議の中でも、今ご指摘の給特法、いわゆる公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法につきましてのご意見が委員の方から出されたところでございます。

給特法につきまして、今これもご説明をいただきましたが、働き方改革が叫ばれております中で、このように教育に携わる教職員本人が業務に携わる時間を意識しづらい勤務体系制度になっておりますことは、長時間労働を助長させる一因であるというふうに考えられるものでございます。さらに、教育の質への影響につきましても、ご指摘のようなことにつきまして共通の認識を持たせていただいております。

市といたしましては、教職員の勤務実態等の検証をしっかりと行いながら、必要に応じて国等への要望内容も含めて検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

はい、わかりました。よろしく申し上げます。

では、土曜授業についてに移ります。

総合教育会議の中で、土曜授業の今後の方向性も議論されたとのことでした。土曜の授業は、もちろん教職員の働き方にも大きくかわりを持つことは理解できますが、ここでは働き方と少し離れて、土曜授業自体の実情について確認をしたいと思います。

私の私見ですが、この土曜授業というのは、もう国、県が何か鳴り物入りで実施を迫り、そしてその考え方、狙い、あるいは保護者や地域の方の理解度とか、その環境整備が整わない中で強引に実施された、そんな感じがします。関係する地方公共団体の教育関係者と保護者、地域が右往左往させられたと、そんな印象を持っていますが、教育委員会に聞きます。

確認の意味で、この土曜授業、この制度の当初の狙い、そして目的、その後の実施の経緯、そしてその効果、それをもって今、現代的な課題をどう認識しているか、見解を聞きたいと思います。

○議長（西川憲行君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

土曜授業の実施につきましては、土曜日の有効な活用を意図した学校教育法施行規則の改正が平成25年に行われたことに端を発しております。

これを受け、三重県教育委員会は土曜授業に取り組むことによる地域に開かれた学校づくりの推進や、週時程の平準化による平日の補充学習等、学力向上に向けたきめ細やかな指導の充実を掲げ、県下全ての市長、教育委員会に土曜授業実施を強く働きかけました。その結果、平成26年度から県下の小・中学校では土曜授業が始まりました。

本市におきましても、土曜授業に関する研究・検討を重ね、平成26年度から県の事業を受けつつ、土曜授業をスタートさせました。その後、平成28年度にそれまでの土曜授業の取り組みを検証し、現在は各学期1回の年3回実施しております。

これまでの検証から、土曜授業は保護者や地域の方々が来校しやすく、学習参観やともに活動できるよい機会であること、また土曜日の子供の居場所づくりとなる面では効果があるものの、土曜授業導入目的の一つであった学力向上に関して、必ずしも成果にはつながらなかったという認識でございます。また現在、本市においては、昨年2月の文部科学省の通知を受け、学校における働き方改革を進めておりますが、土曜授業実施に伴う週休日の同一週での振りかえ取得が困難であることや、土曜授業実施の翌週の児童・生徒、教職員の負担が大きいといった課題も認識しているところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

もう今では年3回だと。学力向上には余りつながっていない。地域とのつながりはできたけれども、つながっていない、学力向上には。そして、教職員の負担につながるという現代的な課題を今答弁いただきましたが、これをもって教育長、今後の土曜授業はどんな方向で進めていくのか答弁

を願います。

○議長（西川憲行君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

簡潔に申しますと、来年度に保護者代表を含む関係者会議を持ちたいと考えております。そして、関係者の理解を図りながら、平成32年度以降の土曜授業の方向性を決定する予定でございます。その方向性につきましては、土曜授業撤廃を視野に入れてございます。

なお、保護者、地域の方々が来校しやすい土曜日の学習参観や活動につきましては、振りかえを伴った形で継続していく考えでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

教育長から土曜授業撤廃に向けた方向性が、今、示されたと思います。政策のスクラップ・アンド・ビルドという意味では、ある意味では評価してもいいんですけど、ただ、この土曜授業のためにどれだけの人、時間、あるいは関係者、父兄も含めて地域の団体等、実ほどのぐらい関与したかということで教育委員会に資料を求めたらですね、すごいですよ、この回数。年間の会議の回数、アンケート、調査を含めたアンケート。これだけのものをもって撤廃にする、時間がないので感想だけなんですけれども、言ってみれば、国や県の指示、命令は全て正しい方策、あるいは政策でないといういい例なんです。

これはまた予算決算委員会でこの前も言ったんですけど、例えば、これは教育行政にもあると思う。一般行政の中にも、例えばマイナンバー制度、これはまたやりますけど、今までに29年度までに1億5,600万かけているんです。この、いわゆるマイナンバー制度は10分10、全部国が出す、これはやるという中で、亀山市は今6,000万円ぐらい使っているんです、40%。

こういうことがあるんです。だから、どうにかそういう国、県の指示に基づいたものを市なりのマイナンバー制度にするか、これも考えないと、もう言われっ放しではだめだということで、もう次の質問に移りたいと思います。

亀山市都市マスタープランの改定内容についてということで、質問を1番、2番、3番、4番、5番用意しましたが、1番の改定の位置づけについては、いわゆる法律で都市計画法18条の2の中で市の向こう10年間にわたっての基本的な構想を立てるものだという答弁だと思います。

私は、今度、議会の中で骨子案、最終案、あるいは市民に対するパブリックコメントを求めるところにあっては、そのことをもって市が、あるいは市民にどう有効に、有用に働くか。マスタープランを立てることがどう有用かという、これぐらいの視点を示してパブリックコメントをやってもらいたいということが1番目の質問の私の趣旨です。

2番目の現行プランの総括についても、多分書いてあるので想像はできますけれども、中心市街地の衰退にも歯どめがかかっていない、あるいは市街地の拡散が進んでいると。用途地域外の開発が非常に多いということで答弁があると思うんです。対策として、全部書き込みの中では、適正な土地利用の誘致が解決策だと書いてあるんですけども、実際に適正な土地利用の有用って何なんだろうというのがはっきり見えてこないんです。3つのエリアをざくっとした形で戦略プランを示

していただけたけれども、駅前開発以外、余り用途の変更等書き込みが見えていないということが2番目の現行プランの総括について。

それからもう一つ、書き込みの中で都市基盤が脆弱な地域内の人口増加が、市民全体に対する日常サービスの低下につながると。これは一体どういうことなんだということも聞きたかったんです。特に人口増の見られる北東部地域は、都市基盤が本当に脆弱なんですかということなんです。便利だからですよ。あるいは、利便性が高いから今北東部は土地を求め、家が建ち、開発をすればほとんど1年以内に埋まっちゃうんです、売れちゃうんです。それが、本当の今の市民のニーズなんですということをここで聞きたかったと思いますが、3番目からやらせていただきます。

3番目、済みません、予想される大型事業、特にここでは新庁舎について質問をします。

金曜日の服部議員の質問は、立地適正化計画で新庁舎の位置が明確でない現時点では、立地適正計画は見直すべきだと。図書館の建設は、図書館の基本構想ができていない中で位置を決める。その後でばたばたと計画を後追いした形だったし、認定こども園についても、都市機能を誘導ということで道路環境や周辺環境が悪い中で、あえて南崎の地域に決定したと。いわゆる新庁舎が位置が決まらないことと、これらの位置ありきの計画、行政手法としてこれは整合しないんじゃないかという意見、あるいは質問と私は理解しましたが、私の質問は、この服部議員のやりとりを受けてとか理解した中では、都市計画上、マスタープランで今後10年間の都市計画の基本的な構想をつくるに当たっては、新庁舎の位置についてはおおよそ結論が出た後で、初めて本質的な都市マスタープランの改定ができるのではないかと質問をさせていただきます。

ちょっと口上が長いんですけども、もうちょっと我慢してください。

金曜日の答弁では、新庁舎の建設の基本構想に対して10月に中間案が示されるとのことです。この中には、新庁舎の機能とか施設の集約等の条件をジャブ的に示すだけで、具体的には示されないうことです。整理した意味は、なぜ都市計画上、いわゆるマスタープランをつくるときに新庁舎の位置は重要不可欠だということ、1つ目は法的な解釈の面で述べたいと思います。

まず、これはちょっと参考本なんですけれども、株式会社ぎょうせい発行の都市計画法研究会がまとめた解説本なんですけれども、都市マスタープランに記載の事項は以下のとおりであると。1つ目は都市計画の目標、2つ目は市街化区域及び市街化調整区域の決定の有無と、区分する場合はその方針、いわゆるこれは7条線引きなんです。このこと。それから最後に、3つ目が土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画なんです。これを書きなさいというものなんです。3つはマスタープランには書きなさいということなんです。まさに、新庁舎あたりはこれに当たるのではないかと。

それから2つ目は、金曜日に紹介があった立地適正化計画の中でも都市機能の拠点、機能強化ということで、少し読み上げますけれども、亀山市中央都市機能誘導区域、亀山駅を起点に半径500メートル程度の地域、それから誘導施設の方向性、都市機能施設更新時に合わせた施設の統廃合や移転により都市の魅力増進。では、この都市誘導施設とはということで、行政サービスの窓口機能を有する市役所、支所等の行政施設となっている。

ここまでの記載がありながら、マスタープランの中に具体的な候補地の記載をする予定がないということが、むしろこのマスタープランというものは、この立地適正化計画よりも上位計画にあるはずなんです。むしろ1年前に書かれた立地適正化計画よりも、今度でき上がってくるマスタープ

ランのほうが新庁舎に関してはトーンダウンしているんです。

そこで、やっと市長に質問をしたいと思います。

今進行している亀山駅の周辺の開発、あるいはこれは図書館も含めてですよ。これあたりは駅を核とした半径500メートル内外に来るか来ないで、この駅前の目的であるにぎわいとか交流、中心都市の魅力の増進、これは大きく作用するんです。逆に、この新庁舎の位置が駅前、あるいは図書館のにぎわいのキーなんです。亀山市の都市づくりの一丁目一番地なんです。こういう認識はないのかということをお初めに質問したいと思います。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新庁舎の位置につきましては、7日の服部議員の一般質問においても答弁させていただきましたように、現在のこの市庁舎自体も亀山中央都市機能誘導区域に立地をしておるところでございますが、新庁舎につきましては、亀山中央都市機能誘導区域への誘導施設としては立適等々の中で明記はしていないところであります。ただし、新庁舎につきましても、当然議員がご指摘をいただくような都市機能を有する施設でございますことから、また行政機能の中核機能を集積いたしておりますので、原則、都市機能誘導区域へ誘導されるべき施設と考えてございます。

しかしながら、都市機能誘導区域への誘導の考え方につきましては、都市機能を有する全ての施設を誘導するというよりは、極力区域内へ誘導するものでございますが、これは7日に申し上げましたように、現在、この新庁舎につきまして庁内での検討委員会を設置して検討を進めてございまして、本年度策定いたします基本構想におきまして、その庁舎自体の機能、規模、あるいは位置等々具体的な内容につきましては、次の基本計画での段階での検討も含めて整理をしていこうと考えておるところでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

私は、何も新庁舎の位置を文化会館の近くの東御幸に建てたらどうかというような、確定しなさいと、そんなことを言うつもりはないんです。やはり防災面とか高額な土地取得から見ても、他の候補地もあってしかるべきだと私は思いますよ。

ただ、市長の行政運営の理念であるスピードとかコミュニケーションから見れば、非常にこれはちぐはぐなんです。市長は従来の新庁舎建設を凍結すると。これを熊本の地震が起きてか何か知りませんけれども、もう建設と。これを言ってから、いわゆる政策の転換をしてからもう2年余になる。その中で、過去、平成20年、21年度に時間的にも、あるいはマンパワー的にも精力的に費やした庁舎建設の研究、これを全てゼロベースに戻して、またもたもた計画を立てようとしている。本来なら、機能集約の考え方、これはもちろんなんですけど、あるいは位置、あるいは運営ですよ。当時、PFIなんかという研究もかなり進んでいたんです。いわゆる維持管理、ランニングコストをどう抑えていくかあたりも、PFIも有効な手段だということもかなり研究が進んでいるんだと。

今、日本は熊本地震、市長の考えを変えた熊本地震以後、私が説明するまでもなく、たくさんの地震や風水害に痛めつけられているんです。もうくたくたになっているんです、日本は。そんな中

で、幸い被災地の方には申しわけないけれども、亀山市は幸い大きな痛手はこうむっていない。いち早く防災拠点たる新庁舎建設を進めなければならないという意味が全く私は感じられない。

これはもう委員会で何度も言っていますが、これは市長にきつい質問なんですけれども、やっぱり市長は1期目のマニフェスト、他に優先すべき政策、事業があるということで、もうかなり進んでいた新庁舎建設を凍結したことに対して、あるいは合併特例債を活用し、庁舎建設を進めるべきだという一方の考え方と照らし合わせて、みずからの政治判断、政策判断をしっかり総括、言ってみれば反省すると、間違っていたということを公に示すべきですよ。ここで一区切りつけないと、次へ進んでいかない。確かに新庁舎は膨大なお金がかかるし、そんな中で防災拠点たる市民に愛着の持たれる新庁舎建設というのは、非常に私、夢のある仕事なんです。

もう一度、再度確認ですけれども、自分のマニフェストと政策判断は間違っていたと、反省をするということは公言できないんですか。

○議長（西川憲行君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当時の政策判断につきまして、それが間違っていたという判断はいたしておりません。今、議員がおっしゃっておられるような都市計画上のさまざまな諸課題を乗り越えて、次の環境を整えていくと。これにつきましては、当然行政の責務においてやっていかななくてはなりません、ああいう節目が変わっていく中での施策の優先度の転換につきましては、一定の考え方で執行させていただいたものでございます。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

何度言っても、なかなか適切な答弁はいただけないということで、先ほども上げた図書館、あるいは認定こども園の建設に関しての手順、手続、あるいは6月議会にも質問した指定管理者の公募と、公募した後5年間指定管理者を指名しながら、その後に検討期間を設けると。明らかにこれはちぐはぐ感というのかな、総合調整に欠けていると。いわゆる市長が常々口にするスピードとかコミュニケーションの行政手法から非常に欠けているという意見を申し添えたいと思います。

ここで、最後にもありますので、マスタープラン、来年の多分3月に上程され議決を求められるんですけども、私は何も3月に都市マスタープランを上程しなくてもいいと思うんです。いわゆる、その本家本元がない、言ってみれば、助さん格さんがいてご老公さんが出てこないような水戸黄門なんて誰も見たくない。その意味では、多分法的にも、例えば地方分権一括法、あるいはその後の分権改革の中で、およそ10年向こうの都市マスタープランを来年の3月に議決しなければならないという法はないと思うんです。いわゆる法的な解釈と、もう一方で3月上程を見送ることは考えないのか、これを質問したいと思います。

○議長（西川憲行君）

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

亀山市都市マスタープランは、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、都市づくりの

方針を示した市の計画でございまして、現行の亀山市都市マスタープランは、第1次総合計画に示された都市形成の基本的な方針に基づき計画されたものでございます。

昨年、第2次亀山市総合計画や立地適正化計画が策定され、新たな都市づくりの方針が示されました。それらの計画と整合を図ることが必要であることから、今回策定を行うものであり、計画策定を見送ることは考えていないところでございます。

なお、策定後において都市の将来にとって大きな影響を与える状況の変化が生じると想定される場合は、見直しの検討を行うこととしています。また、策定がおくれることに関しての法的な制約はございません。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

見送りは考えていない、法的には見送ってもいいということですね。

時間がありません。農振の関係に移りたいと思います。

農業振興地域に対する考え方ということであります。

昨年10月に策定の立地適正化計画の中で示された306号周辺ですね。この辺の農振の解除のほか、隠居家、分家住宅は除き、新しくできる新マスタープランの中では農地の土地利用に対する変更は見られるか、想定できるかどうか。

○議長（西川憲行君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

立地適正化計画の中で、国道306号沿道については周辺の住宅団地との一体のものとした都市機能誘導区域としています。また、その他の農用地につきましては、今回改定を行います亀山市都市マスタープランの土地利用の方針において、農地集積などにより耕作放棄地の発生を抑制し、維持・保全を行う保全ゾーンとしての位置づけを検討しております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ただただ都市マスタープランの中では、土地利用の方向性が変わったものはないと。農業地に関しては土地利用の方向性は変えないという答弁と聞きました。

それでは、私もちょっと能褒野のほうで少し畑をつくっているんですけど、いろんな、能褒野に限定して申しわけないんですけども、建物とか建っているんですね。一部で本当に適正な手続ができていいのかというような声も聞きますので、確認をします。

答弁が長くなると困るものですから、過去5年で十五、六件、多分縦覧を行って、農業委員会、あるいは県との協議の中で同意をされたものがあると思いますが、過去5年の中で手続等、合法的に執行されていない土地はありますか。簡単に。

○議長（西川憲行君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

いずれも手続は適切に行われております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

あと4つほどなんですけれども、それではちょっとどうしようかな。

例えばそんな中にあっても、人口の流入、いわゆる移住とか定住、あるいは経済の活性化、あるいは税収確保の面、あるいは亀山市の将来都市像、緑の健都、これあたりに貢献できる新たな計画ができる拠点がある場合、10年計画のプランでは何らかの対応ができるのか、できないのか。

○議長（西川憲行君）

答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今、新たな計画の10年計画のプランの中で、何か市で対応するべき必要があるものが出た場合にどう考えていくかというご質問でございますが、まずは総合計画及び都市マスタープラン、これの土地利用計画にまず整合しておくかどうか、これをまず考えることが重要であると考えておまして、それに整合していない計画については、市として何もすべきものはないというふうにご考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

総合計画、あるいは都市マスタープランに土地利用として農地としてうたってあるものは計画変更できないということなんですけれども、ちょっとこれはもう同じような質問をしますけれども、わかりやすくするためにちょっと資料を用意しましたので、出してもらえますか。

これも、先ほどの都市計画法の解説本から用意した表の一部です。都市計画の提案制度というのがありまして、こういう書き込みがあるんですね。近年、まちづくりへの関心が高まる中で、都市計画に対してまちづくり協議会等地域住民の都市計画に対する能動的な参加を促進し、都市計画行政に積極的に取り組んでいくため、住民またはまちづくり団体からの都市計画の決定等の提案に係る手続を新たに整備することとするということで、これをもう一度出してくれる。

3つあるんですね。一定の面積、いわゆる下に書いてありますけれども、0.5ヘクタール、5反以上のまとまった土地。そして、2番目の都市計画に関する法令上の基準に適合、3番目に土地所有者と地域の合意ですね。3分の2以上の同意を欲しいということなんです。

提案の際の要件は、かなりまだあるんですけど、これを仮にクリアしても、さまざまに公聴会とか都市計画審議会、さまざまな手続が欲しいです。

そこで、もう1番目、3番目ですね。まとまった土地である地権者等地域住民のコンセンサスをとった中であっても、いいですか。原則、もう一度、これは市長でも副市長でもいいんですけども、計画期間内において郊外で新たな合意形成や実現可能な拠点整備の計画ができた場合、都市マスタープランへの反映等は可能なのかという質問をしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

先ほど総合政策部長が申し上げたように、総合計画への適合が大前提とはなりますが、それ以外に、適合した場合であっても都市基盤的な整備がなされていないものについては、例えば莫大な費用がその整備にかかるといった場合については、その位置づけは難しいものというふうに考えております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

言ってみれば、立地適正化の考え方ですね。いわゆる都市の拡散の防止、あるいは郊外へのインフラ、ライフラインですね。莫大な投資は今の亀山市の考え方、立地適正化計画の中においても、あるいは今後策定される都市マスタープランにおいても、いわゆる郊外へのインフラ、道とか水路の拡大とか下水、こういうものは亀山市では、さっきの地域の方の合意があっても、あるいは一定のまとまりがあったとしても、これは非現実的だという答弁であるかということで、再確認したいと思います。副市長。

○議長（西川憲行君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

先ほど申し上げたことについては、今議員がおっしゃったとおりでございます。

○9番（鈴木達夫君登壇）

終わります。

○議長（西川憲行君）

9番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時49分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、13番 前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

前田でございます。毎回のごとく最後の質問者になりましたけれども、明快な答弁のほう、またよろしく願いいたします。

私、今回は平成30年度、ことしの全国高校総合体育大会ウエイトリフティング競技大会の検証について確認をしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

今大会は8月2日の開会式に始まって、3日から8月6日までの4日間にわたり、体重別の9階級のクラスによって競技が行われたと承知しております。

そこで、まず最初に、今大会をどのように総括するかについてお伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

13番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

嶋村生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

8月3日から6日にかけて開催されました平成30年度全国高等学校総合体育大会ウエイトリフティング競技大会でございますけれども、大会への参加選手398人が熱戦を繰り広げ、中でも3名が大会新記録を樹立し、地元高校生が個人総合で優勝するなど、競技においては大きな盛り上がりを見せた大会でございました。

また、運営スタッフは地元高校生を中心として、411名が本大会を献身的に支えてくださったところでございます。観客動員数は5,000人を数え、歓迎花として市内小・中学校に栽培をお願いいたしましたヒマワリが会場周辺を彩り、全体として来場者の記憶に残る大会となったのではないかと考えているところでございます。

大会期間を通じまして、大きなトラブルや事故などの発生もなく、スムーズな運営が実施でき、本来の目的であります市民がトップレベルの競技スポーツを身近に感じられる機会の創出につながったものと捉えているところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今回の質問につきましては、大会運営の件と、それから競技運営についてと、それから会場運営の3件に分けておのおの確認したいと思っているんですけども、中身によっては大会運営に絡むもの、あるいはそれが競技会場運営に絡むものもあろうかと思っておりますけれども、順序が逆になったりすることもあるかと思っておりますので、その辺はご容赦願いたいと思っております。

それでは、まず最初に、先ほど答弁がございました内容について確認したいと思っております。

観客数約5,000人が来場されたというように判断させてもらっていいんじゃないかと思うんですけども、この算定根拠について確認したいと思っております。

会場周辺には、あるいは会場内には私の想定以上の人出があったと感じておりますが、観客数のカウント方法、5,000人の観客が来場されたという、その根拠についてどうやってしてカウントされたのか、その内容について確認したいと思っております。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

議員もおっしゃられましたとおり、会場の用意をいたしました椅子がかなり埋まるような状況でございまして、たくさんの方においでをいただいていたところでございます。

算定につきましては、毎日10時、13時、15時に会場内の観客数を計数いたしまして、観客の入れかわりを考慮した上で、合計した数値を5,000人としたところでございます。大会の4日間の総入場者数でございます。

また、選手や学校関係者以外の観客数については、この5,000人の中には大会運営にかかわる方々も含まれているところでございますけれども、細かな集計上の区別はつけていないというふ

うなところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

5,000人の根拠については、言ってみれば、当日会場に見えたスタッフも含めた全体の数字を見込んでの5,000人というように判断させてもらったんですけれども、私が見ている範囲で、スタッフの方もたくさん毎日毎日動員されておりますので、その方々が非常に目について、本来の意味の観客動員は果たしてどんだけあったのかというのは、決して多くはなかったと思うんですね。それには、PR不足とか、あるいはウエイトリフティングという競技が、亀山だけじゃなしに全体的、あるいは全国的に必ずしもメジャーな競技じゃないという部分もあって、思ったよりも少なかったんじゃないかなあというような感じがしないでもないんですけれども。来ている方は非常に熱心に応援されておりますし、その辺では意味はあったんじゃないかと思っておりますけれども、もっと細かなスタッフ、役員、選手を除いた選手の集計方法は、私は見ておる範囲ではあったんじゃないかなと。プライベートの方はポロシャツとか、スタッフ用のを着ているわけじゃないですから、それ以外の方のカウントするのは簡単ではなかったかと思っておりますので、もう少し詳細な中身が欲しかったなあ、そんな感じをしております。

これは今さら言ってもしょうがないことですから、次に参ります。

非常に私が気になったのは、来場の観客の皆さん方、あるいは応援の方々を対象とした振る舞いとかおもてなしのブースがどこにも用意していなかったというのが非常に気になりました。それにつきましては、特にこの4日間、非常に暑い時期でございました。体育館の外へ出たら、スペースは何ぼでもあるんですけれども、そういうブース、スペースを利用しての振る舞いとかおもてなしの場所が設けてなかったの、この辺について特別な理由があったのかどうか、それについての理由について確認したいと思っております。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

会場となります西野公園体育館の外での休憩所の設置や振る舞いなどについてでございますけれども、この大会は高校生の競技会の開催が主目的でありますことから、例年のインターハイの会場におきましても、イベントやおもてなし的な側面はそれほど強調されておりました。こうしたことから、本大会開催におけるブース出店等の検討会議におきまして、物販などにつきましては控えることといたしました。観光案内でありますとか、市のPRについては会場内にブースを設けることといたしました。

また、西野公園の指定管理者が設置したブースにおいては、亀山茶の振る舞いを実施していただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

大会の性格上、物販等については多少控えるべきだということもあったやもしれませんが、

私、4日間、物好きという部分があるんですけども、毎日会場へ通わせていただきました。非常に暑い日ばかりでしたので、例えば自販機でお茶とかコーヒーを買うことはできたんですけども、座って外でそれを飲む、あるいは利用するところがなかったんですね、全然。館内は飲食禁止ですから当然外になるわけですけども、天気がよ過ぎて、果たしてどこでお茶を飲んだらいいのかなとかいうようなことになってきて、結局立ちっ放しですわ。

あそこに場所がないのであれば、これはやむを得ませんが、スポーツ用品なんかの販売のテントの後ろ、中庭のところにちょうど芝生の広場がございますわね。あそこへテントをちょっと張って、椅子とテーブルを置いて、座ってそこでお茶を飲んでもらったりとかいうことは十分可能じゃないかと思うんですけども、その辺の配慮は当然すべきではないかなあという感じがしないでもなかったです。

そして、亀山のことですから、亀山茶の振る舞い等もやっているのかなあと思ったら、正直申しまして、今の答弁では指定管理者がやっていたということでございますけれども、私、指定管理者の方がテントの端のところで缶バッジ、国体用の缶バッジの、自分でつくるのかな。自分でつくってお持ち帰りいただくというコーナーを設けておりましたけれども、お茶があるのを私は知りませんでした。ここ、毎回行くたびにそこのブースへ寄らせてもらって話をしたんですけども、お茶一杯どうですかと言ってもらったこともないですし、そういう程度でしたので、やっぱりせっかく亀山へ全国各地から来てもらったのであれば、少しでも亀山を理解していただくのに、亀山茶のコーナーなんかもあってもよかったのではないかなあという感じはしました。

選手の皆さんは控室がございますから、そこでフリードリンク、協賛メーカーのフリードリンクとかというのがありますから自由に利用できたんだと思いますけれども、一般来場者の方は全く利用するところがないんですね。暑かったら休憩してということで、車で来られた方は車のほうへ走って、車の中で座ってといっても、車の中は暑くて入れませんわ。

そんな中では、過去の大会ではなかったというものの、やっぱりケース・バイ・ケースで対応すべきじゃなかったかなと思いますので、それにつきましては、今後も国体なんかもございますけれども、そのときには十分な対応をお願いしたいと、かように思いますので、よろしくお願いします。

それと、もう一つ非常に私が気になったのは、たまたま駐車場の入り口で若い男の子が2人でガードマンの方と話しているのを見まして、何をしているのかと聞いたら、昼飯を食べるのに食事をする場所を聞いていたんですね、ガードマンの方に。でも、ガードマンは地元の方じゃないですからわからないわけですね。本人らはネットで調べて、こういう店へ行きたいんやということでガードマンに聞いてみえるけれども、なかなか道案内されてなかった、ようしなかったんですね。たまたま私はその場所において、僕、今から一旦会場外へ出るから乗せてってあげるよといって言うてしまいましたけれども、ホルモン屋さんに行ったんですわ、本人さんらが行きたかったのは。

車に乗せて走っている途中で、待てよと、彼らは例えばそのホルモン屋さんまで乗せていくのはいいけれども、帰りどうやって帰るかなと思って。まあ想像してもらえるとと思いますが、一番近いホルモン屋さんですわ。それで体育館から行ったら15分から20分かかります。やっぱり気の毒ですね。

で、よく考えたら、そういう案内とかそんなのは一切ないんですね。8月3日、4日、5日、6日のときに会場で応援されて、ちょっと休憩ということで外へ出て、外へ出たはいいけれども、食

事、さてどこですのかなというときに、そういう案内がなかったと私は感じております。

それで、何か方法なかったのかなということを疑問に感じておりました。その辺について検討したことがなかったのかどうか。外での、言ってみれば、もう一般来場者の方の弁当とかおにぎりの販売とか、その辺ですわ。そういうことも含めて検討する余地はなかったのかどうか確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

会場内でのお弁当などの販売についてでございますけれども、一部の例外を除きまして、大会の協賛企業に独占販売権が設定されております関係上、原則として販売禁止となっているところでございます。

また、夏場でもあることを配慮いたしまして、飲食物の出店につきましては、積極的な呼びかけを行わなかったところでございます。実際、さまざまな規定の中でも、果物などについても加工せずに丸々販売をすることとか、そういった規定などもございまして、ちょっと出店が難しかった部分もあったかというふうに考えております。

また、私も会場におりますときに、何名かの方から近隣の食事場所がないかというふうなお問い合わせは受けたところでございまして、こうした情報提供などについては、若干不足した部分もあったかなあというふうに思っているところでございまして、これらにつきましては、次の国体等に向けては、しっかりとした資料の用意などはしていく必要があるんだろうというふうに思いました。以上でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

確かに衛生面を考えたら、あの時期に飲食物の販売を素人がするというのは無理な相談と言えば無理な相談かと思うんですが、それであれば、飲食店の案内のブースとか、あるいは掲示板に掲示とかして、A店やったら20分かかりますよと、B店やったら10分かかりますよぐらいの表示をして案内ができれば、来場された方も戸惑うことなく利用されるということを私は感じました。

車でお見えになっている方はいいんですわ、車で出入りすればいいわけですから。しかし、JR利用とかでお越しされた方は、あそこへ入ったらもう、一旦外へ出る場合には、市内を回ろうと思っても歩くしか方法がないんですね。タクシーなんかの利用というのがありますけれども、飯を食うのになかなかタクシーを利用してという方もいないと思いますし、タクシーもすぐに呼んで来てもらえるわけでもないと思いますので、その辺につきましては、十分な配慮が必要でなかったのかと思いますので、その辺のところについては、大したことじゃないかわかりませんが、検討していただくという。ぜひ今後は、別にインターハイや国体だけじゃなしに何かのほかの大会、イベントでもそうだと思いますけれども、やっぱりそういう表示というのはしていくべきじゃないかと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に2点目として、競技運営について確認したいと思います。

まず最初に、体育館、つまり競技会場の環境について、どのような評価をしているかについてお

伺いしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

競技場となりました西野公園の体育館でございますけれども、昨年度、公園体育館の空調設備工事により空調機を設置いたしましたことから、大会期間中、常時運転をいたしまして、連日35度を超える猛暑日が続いたところではございましたけれども、館内の温度は常に適温に保持されておりまして、スムーズな競技運営ができたところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

確かに猛暑の中、もしエアコンがなかったら、どうやって選手の皆さんは競技されただろうと、あるいは観客の皆さんがどうやって応援しているかというのは、想像したらぞっとするといえますか、私も当然行く気がなかったというような感じの中でのエアコンの設置ということで、非常によかったんじゃないかなと思いますし、競技団体の役員の方にも、ごく最近、どうやったというような形で評判をお聞きしましたら、非常に喜んでみえましたし、競技会場の中はもう最高やったという評価をいただいておりますので、これはよかったんじゃないかと思っておりますが、問題は、練習会場とアップ会場の環境についてでございますけれども、これにつきましても、どのような評価をしているかお聞きしたいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

まず、アップ会場でございますけれども、アップ会場は競技に入る直前に選手の皆さんが体調を整えられる場所ということで、競技場の近くに設置が必要ということで、西野体育館のすぐ横にテントを張って設置をしたところでございました。

非常に、アップ場内につきましては高温となることが想定されておりましたので、冷風機と大型扇風機を組み合わせでアップ場内を冷却する計画でございましたが、実際には、連日の猛暑によりまして、当初計画の方法ではなかなか冷却し切れないという状況でございましたことから、急遽スポットクーラーを追加し、対応したところでございました。

練習場のほうは、会場近くに設置をいたしました。先催会場における練習場は仮設テントで、冷房機器も設置のないケースが見受けられました。そういう中、当市の練習場につきましては、市内企業の協力のもと、冷房機能のある会場近くの物流倉庫をお借りし運営を行いましたところ、利用する選手並びに関係者からも高い評価をいただいたところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

確かに練習会場につきましては、物流倉庫をお借りして、普通、倉庫というと暑苦しいところな

んですけども、冷房倉庫ですね。ですから、本当にエアコンも効いていて、練習会場は好環境というんですか、それと結構広かったので、選手の皆さんも練習は十分できたと思うんですけども、アップ会場は悲惨でしたね。あの暑い時期にテントで周りを囲んで、直射日光はどんどん来ますわね。あそこで選手、アップということは、もう競技の直前ですから、そこでそれこそ500グラム、1キロのバーベルの上がる上がらないで結果が出るようなナーバスな競技ですから、そこで、あの環境でアップをするというのは、非常に選手の皆さんは気の毒やったんじゃないかなという感じがしました。最後のほうは、テントをめくって、多少でも風通しがいいようにとやっておったんじゃないかというぐらいの時期でしたので、やっぱり経費的には難しい部分があるかと思えますけれども、その辺のところにつきましては、自分がその立場になって、そこで練習、アップすることを考えてやる必要があったんじゃないかと。もうちょっと配慮してほしかったと思えますので、これにつきましては、今後の大きな課題にさせていただきたいと、かように思えますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

次に、3点目、会場運営について確認したいと思えます。

まず、一番気になったのが、今の現在の体育館は1階からと2階からと出入りができる構造になっております。私、最初の日には1階のロビーのほうに入ったら、ロビーの手前の靴脱ぎ場はもう靴いっぱいであふれていますわ。

自分はどこへ靴を脱いだらいいのかなというような感じで入っていったんですけども、本来は、全ての選手、あるいは観客の方は2階から出入りするということになっておっらしいんですけども、そんな表示もなかったですから、私もいつもどおりのつもりで1階から入ったんですけども、もしあそこへ、私はずうずうしいですから、靴なんかは人の靴を踏んで、靴をそこへ脱ぎ捨てて入っていけば入っていけるんですけども、障がい者の方、特に車椅子の方なんかがあそこへ見学、観戦にお越しになった場合、どこから入るのかなあと。関係のスタッフはいるのかなあと思っても誰もいないですよ。

その辺のところについて、どのように対応を検討されていたのか、まずその辺について確認したいと思えます。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

大会運営をスムーズに行うために、選手や観客の動線として、外玄関を上りまして2階の入り口から会場へ入ることといたしておりましたが、動線の分離が徹底できていなかったため、1日目には1階の部分の玄関に靴があふれるということとなりまして、大会運営上問題がございました。このことから、2日目からはバリケードと係員を配置したところとございまして、これによりまして1階の玄関口に靴があふれ、大会運営に支障を来すという事態は回避できました。車椅子で来場された方には、若干の不都合を生じられたというふうなことも事実としては認識しているところでございます。

また、1回だけですけども、救急車が入る場面もございましたけれども、このときにも1階部分についてはバリケード等を設置しておりましたので、スムーズな搬送等ができたところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

バリケードを設置して、階段のところからぐるぐると1階のロビーの入るところをバリケードをしてくれて、これはこれでよかったんですけども、今度はきっちりバリケードをしてもらってあるもんで、全く入っていけなかったんですね。スタッフが配置されたということでございますけれども、スタッフはロビーの中ですわ、見えたのは。

ですから、バリケードのところでは普通であれば1カ所出入り口があって、そこで入っていい人かだめな人かいうのをすみ分けしたらいいんですけども、そこにいないですから、用がある方でもバリケードをちょっとずらして体を横にして入るとか、そういう対応をせざるを得なかったというようなことがありますので、やっぱりその辺は人員配置の問題もあろうかと思えますけれども、十分な対応がされていない、おざなりな、まあバリケードをして入れやんようにしておけというような感じの対応であったので、これではちょっとみつももないなということを感じましたので、ぜひその辺につきまして、ちょっとした配慮で対応できるものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

あそこにおったスタッフの方は、多分競技団体の人がいたと思うんですけども、そこは競技団体が対応するのか、あるいは行政のほうで、言うてみたら会場運営のほうの団体がするのかというのはよくわからなかったんですけども、それにつきまして、事前に対応を検討しておけば問題ないんですけども、そこまで多分配慮されていなかったと思えますので、それも含めて重要な問題ですから、ぜひ検討していただきたいと、かように思いますので、よろしくお願ひいたします。

それからもう一点、これも何を今さらと言われる問題じゃないかと思うんですけども、バスの問題です。

バスといいますのは、会場へ行くバスは駅から循環バスに乗って行って、そして、西野公園口というのかな、駐車場は。関西電力の営業所のちょっと南側のところにあるんですけども、一般の人はあそこに駐車場があって、あれが西野公園口って誰も知りませんわね。たまたま私、あそこを通りかかったら、4人ほどの、多分あれは学生やと思うんですけども、あそこで待っていましたわ。どうするのと言ったら、亀山駅へ行きますと言って。バスは20分先ですわ、来るのは。あそこで、あの暑い中で座り込んで待っておる方も見えましたが。

ここってどうやって聞いたんやと言ったら、誰かどなたかに聞いたらしいんですけども、ご苦労なことにあそこへ行こうと思ったら、丸加運輸さんのほうの通りと、それから一里塚の通りと両方あって、その真ん中に市道が、細いのがありますわね。ご丁寧に遠回りして一里塚のほうから回ってきて、あそこへ来て待っていたと。余りないんですね、あそこへ行く狭い市道があるんですけども、そういう表示も何にもなかったままで、その方らはやっとバス停へたどり着いて、時間を見たら大分先やと。まして今さら会場へ戻るのにまた10分、15分かかるもんで、そこで結局座り込んで待っておりましてけれども。その辺のところをもっと停留場の場所の案内表示とか、あるいは時刻表などの案内表示、これが必要でなかったかということを感じました。

一般の方は、バス利用者はいないという判断だったのか、あるいは、あってもあそこに駐車場あ

るで利用してくれるやろうという安易な考えだったのかというようなことも含めて、やっぱり検討の余地はあったんじゃないかと。

確かに、このプログラムの中にはバス停の場所があったな。それから時間も書いてあるんですわ。これはどんな方が持っているのか、配布冊数と配布対象者をちょっと教えてください。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

まずパンフレットの配布の、大会プログラムの配布の状況でございますけれども、作成冊数は全部で1,400冊を作成しております。これを参加いただいた各選手、それから競技役員、それから現地の各実行委員会の関係者、さらに視察で来ていただいた方々でありますとか報道関係等で、総勢で全部合わせましては1,154冊の配布を行ったところでございます。また、会場では販売を行っておりまして、販売による冊数が188冊ということで、全部で1,342冊を配布等させていただいたところでございます。

また、バスの周知についてでございますけれども、全体といたしましては、競技役員並びに選手等についてはシャトルバス等の手当てを行っていたところでございまして、それ以外の時間帯について会場を出られるというふうな方がいらっしゃるときに、私どもが問い合わせにお答えをするというふうな形での、限定的な形での対応をさせていただいていたというところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

1,400冊配布してあって、約というかほとんどが大会関係者、あるいは選手の皆さんに配布しているわけですね。一般の方は、ここに書いてあるバスの時刻表とか、先ほど言いました飲食店の地図もここに入っております。ホテルの場所も。一般の方はこんな目につく機会がないんですね。たまたま私は1,500円で会場で購入したんですけども、これがなかったらそんな状況さっぱりわかりません。ということはやっぱり何らかの形での表示、掲示は至るところへするのが筋じゃないかと、かように思いますので、ぜひそのところについては十分な配慮を今後、これは先ほども言いましたけれども、どんな大会でも一緒ですわ。検討していただければと、かように思いますので、よろしくお願いします。

最後になるかな、駐車場の利用状況について、第2駐車場、北駐車場を中心にメイン駐車場として対応されてみえたと思いますけど、それについてどのように評価されているか確認したいと思います。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

今回の大会での駐車場でございますけれども、西野公園駐車場のうち南側駐車場を役員専用駐車場、北側のスポーツ研修センター前駐車場をシャトルバスの発着所、そして大会参加者や観客など一般の来場者は北側の第2駐車場を利用いただくことと設定したところでございます。また、これらの駐車場が満車となることを想定し、住山住宅前広場と斎場駐車場を臨時駐車場としたところで

ございます。

その中で、大会期間中の利用状況でございますが、主な駐車場である北側第2駐車場は、選手及び選手関係者や公園内プール利用者などの自家用車を駐車され、ほぼ毎日満車状態となる時間帯がございました。

このことから、1日数台程度、臨時駐車場へ駐車をお願いいたしましたが、体育協会のボランティアや市職員を誘導員として配置したこともあって、駐車場利用に関しましては大きなトラブルや運営上の支障が発生することはございませんでした。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

駐車場につきましては、北側の駐車場をメインの駐車場として使って、予備に住山グラウンドということで予定しておられたということを知っておりますけれども、私、正直なところ、せいぜい半分ぐらいの車が入ったらというような感じをしておったんですね。実際にふたを開けてみたら、ほとんど満車状態。少なくとも70%から80%の車が駐車場に入っておりました。

見ておりますと、私の確認した範囲では、一番遠いところ、県外は山口県の乗用車がおりました。それから、東のほうでは福島県の乗用車が入っておりました。結構広範囲で、東海、北陸、近畿、それからその辺のところは別に珍しくなく当たり前駐車されて見えましたが、結構遠いところからも車で来場、来市していただいております。ということは、亀山市はいかに車のアクセスがいいのか、あるいはJRが十分な本数がないので不自由なのかは別として、いずれにしても車での利用が非常に多かったということは驚きました。

ですから、駐車場での対応は、今おっしゃいましたように不自由はしなかったし、何とか対応はされていたということで、非常によかったんじゃないかなあという感じはしておりますけど、暑かったので、一旦車をおりて次に乗ったら、しばらくは車の中で冷えるのを待っておらないかとか、そういうことがあって大変やったと。それから、そこへ誘導等であっていただいたスタッフの方、本当に朝から晩まであそこで車の誘導、大変だったと思うんですけれども、何とか4日間、事故もけがもなく終了したのは、非常によかったんじゃないかと、このように思っております。

最後にちょっと確認したいんですけれども、今回の競技会には411名のスタッフが、高校生補助員も含めてでございますけれども、それから多分、大会役員も入っていると思うんですけれども、入っての大会運営だったと思うんですけれども、競技団体、あるいは高体連の関係は、競技団体とか高体連のほうで人数を動員かけてやってみえると思うんですけれども、亀山市としてどれぐらいの人数を動員かけて、この大会の、特に競技運営以外のところ、大会運営、それから会場運営について、どれぐらいのスタッフを動員しての4日間であったのか、お示しいただきたいと思っております。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

まず、競技及び運営役員の区分別の人数でございますけれども、競技役員につきましては、日本協会、全国のウエイトリフティング協会の方々を含めて85名というところでございます。この中には、市の実行委員会という形で入っております2名も含まれているところでございます。

さらに、運営役員ということで、県内のウエイトリフティング協会、さらには大学関係者、それから医師、看護師、市の実行委員なども含めまして97名。これに高校生の補助員として参加いただいた方々が155人ということで、合計411名というふうなところでございます。

市の職員といたしましては、全体を通じまして20名ほどを、生活文化部職員を中心に各部に協力を求めて配置をしたところでございます。市職員につきましては、会場周辺並びに駐車場を中心に配置をしたところでございます。

また、駐車場につきましては、特に体育協会から毎日係員を派遣いただいて整理等に当たっていただいたというふうな状況でございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今の動員人数をお聞きしておりますと、市の職員は20名程度。少ないと感じませんか。亀山市は主催団体ですね、一応。そこが20名しかスタッフを出していないと。職員500人いるわけでしょ。それで対応が十分できたのかどうか、私は疑問に感じております。

ですから、それだけでやっていくということは、市の職員で出ている職員に負担が相当かかっていると思うんです。Aの仕事とBの仕事と、あるいはCの仕事もせないかんとか。余剰人員であっても、多少の余裕をもって人員を動員して、十分対応していかなければ、やっぱりどこかで詰まって問題が起こるといふこともあろうかと思えますけれども、その辺のところについて反省点とか、そんなのはございませんか。

○議長（西川憲行君）

嶋村次長。

○生活文化部次長兼関支所長（嶋村明彦君登壇）

本大会におきましては、特にインターハイということもございまして、競技運営の部分につきましては、県内のウエイトリフティング協会の方、それから地元の高校生などがかなり主体的に競技を進めていただいたということもございまして、そちらのほうへの実行委員会、あるいは市職員の参画ということについては最小限で済んだというふうなことが、まず1点ございます。

そういう中で、私どもとしては駐車場でありますとか、会場周辺のところに人員を重点的に配置させていただきました。特に、これといったトラブルはなかったというふうに考えております。また、私どもも実行委員会の中に入っている事務局の職員については、会場入り口周辺に待機をするような形で、常に2名から3名が何らかがあったときには対応できる体制をとっていたところでございます。

○議長（西川憲行君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今回の大会はインターハイですから、高校生の補助員がたくさんいて、何とか間に合ったということは当然あったと思えますけれども、しかし、国体のプレ大会という位置づけもあるということは、やっぱり、実際に今回は余り用はなかったも、2人ワンセットとか並行して同じような作業をするとかいうことを含めて、やっていかなければ、次の大会になって、今までスタッフとしておっ

た方がいなくなれば、また一から覚えて、あるいは連携をとってやっていかなあかんわけですから、また戸惑いもあると思います。

ですから、やっぱり人員は余裕をもって、ひょっとしたら無駄な部分もあろうかと思いますが、あるいはロスの部分もあろうかと思いますが、対応していただきたいと思いますので、ぜひそのところについては深く胸に刻んでいただきたいと思いますなど、かように思いますので、よろしくをお願いします。

これ、やっぱり行政と、それから高体連、あるいはウエイト協会、今回、ウエイト協会も前回の大会が昭和48年か。行政も50年前ですね、インターハイ。ですから、みんな不安なんですね、話を聞いていると。初めてのことと思ってもいいぐらいの大会だったと思うんですよ。ですから、ウエイト協会でもいろいろ問題があったらしいです。聞いていると、主任のスタッフで何もかもしょい込んでやってきたので、連携が十分できなかったと。これは組織内の連携と、それから行政との連携もやっぱりリンクしたところがあったということで、反省点を持っているということは、ウエイト協会の幹部の方もおっしゃって見えまして。

おっしゃっておる方は、大体年寄りですわ、幹部という。そうすると、若いスタッフにそれを言うと煙たがられて言いにくいんで遠慮しているんやけれども、いろいろ問題があったなど。そこには行政の問題と、それから競技団体の問題の中で、セクト意識も当然入ってくるんですね。うちではこれで役目は入れている、あんたのところはこれをやってくれという、これはぎくしゃくしてしまうという問題点もあったと思うんですけども、それを今回をいい機会に、十分反省して、検証して、国体に結びつけてほしいというように思います。

特に、ことしの今回のインターハイ、亀山高校の生徒が優勝しましたね。彼が6人目、亀山高校の生徒では、インターハイで優勝しているのは。第1回は、ここのOBの上田選手なんかが47年に優勝して以来、非常に亀山はウエイトの世界では注目されている地区だということも聞き及んでおりますので、ぜひそれに期待に応えられるような運営体制、あるいはこれからのいろいろな計画について、うまく連携をとっていただいて、3年後のどこか国体のときには、亀山市が中心になって全てを賄っていくつもりで対応していただければ幸いですので、ぜひよろしくおもしろいと思います。強く要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

13番 前田耕一議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

あす11日から25日までの15日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

あす11日から25日までの15日間は休会することに決定しました。

続いております。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西川憲行君)

ご異議なしと認めます。

休会明けの26日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時44分 散会)

平成30年9月26日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成30年9月26日（水）午前10時 開議

- 第 1 議案第52号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 第 2 議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 3 議案第54号 亀山市健康づくり関センター条例の廃止について
- 第 4 議案第55号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 5 議案第56号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第57号 平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第58号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第59号 平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第60号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第61号 平成29年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 11 議案第62号 平成29年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 12 議案第63号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 13 議案第64号 平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 14 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 第 15 請願第 2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 第 16 請願第 3号 防災対策の充実を求める請願書
- 第 17 請願第 4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 第 18 請願第 5号 （仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める請願書
- 第 19 請願第 6号 農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める請願書
- 第 20 議案第65号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 21 議案第66号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 22 委員会提出議案第4号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について
- 第 23 委員会提出議案第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 第 24 委員会提出議案第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出について
- 第 25 委員会提出議案第7号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 第 26 委員会提出議案第8号 （仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める意

見書の提出について

第 27 委員会提出議案第9号 農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求
める意見書の提出について

第 28 常任委員会の所管事務調査の報告について

第 29 亀山駅周辺整備事業対策特別委員会の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	福 沢 美由紀 君	8 番	森 美和子 君
9 番	鈴 木 達 夫 君	10 番	岡 本 公 秀 君
11 番	伊 藤 彦太郎 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	西 口 昌 利 君
総合政策部長	山 本 伸 治 君	生活文化部長	佐久間 利 夫 君
健康福祉部長	井 分 信 次 君	産業建設部長	大 澤 哲 也 君
上下水道部長	宮 崎 哲 二 君	危機管理監	久 野 友 彦 君
総合政策部次長	落 合 浩 君	生活文化部次長兼 関 支 所 長	嶋 村 明 彦 君
健康福祉部次長	伊 藤 早 苗 君	産業建設部次長	亀 淵 輝 男 君
生活文化部参事	深 水 隆 司 君	産業建設部参事	服 部 政 徳 君
産業建設部参事	草 川 保 重 君	会計管理者	渡 邊 知 子 君
消防長兼消防部長	平 松 敏 幸 君	消 防 署 長	豊 田 邦 敏 君
地域医療統括官	伊 藤 誠 一 君	地 域 医 療 部 長	古 田 秀 樹 君
教 育 長	服 部 裕 君	教 育 部 長	草 川 吉 次 君
教育委員会事務局参事	亀 山 隆 君	監 査 委 員	渡 部 満 君

監査委員事務局長 青木正彦君

選挙管理委員会
事務局長

松村大君

●事務局職員

事務局長 草川博昭 書記 水越いづみ
書記 村主健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(西川憲行君)

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る6日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第52号から日程第13、議案第64号までの13件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第52号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

原案可決

議案第54号 亀山市健康づくり関センター条例の廃止について

原案可決

平成30年9月12日

教育民生委員会委員長 尾崎邦洋

亀山市議会議長 西川憲行様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について

原案可決

平成30年9月11日

産業建設委員会委員長 伊藤彦太郎

亀山市議会議長 西川憲行様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第55号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

原案可決

議案第56号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

原案可決

議案第57号 平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定

議案第58号 平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

議案第59号 平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

議案第60号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

議案第61号 平成29年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

原案可決及び認定

議案第62号 平成29年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

原案可決及び認定

議案第63号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

原案可決及び認定

議案第64号 平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定について

認定

平成30年9月19日

予算決算委員会委員長 中村嘉孝

亀山市議会議長 西川憲行様

○議長（西川憲行君）

初めに、尾崎邦洋教育民生委員会委員長。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、12日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受け、続いて施設の現地確認を行い、その後質疑に入り、審査を行いました。

議案第52号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正については、昼生小学校区に公設民営の放課後児童クラブを設置すること及び関小学校区の公設民営の放課後児童クラブが施設需要の増加により、希望する児童の受け入れが困難になっていることから、受け入れが可能な施設へ移転するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、関小学校区の2つの放課後児童クラブの人たちは、今回廃止する健康づくり関センターへ移転することに合意しているのかとの質疑があり、これについては、両クラブとも合意を得ているとの答弁でありました。

次に、関小学校区の放課後児童クラブの移転先の施設の利用方法と運営について質疑があり、これについては、1階と2階に各1支援単位を設けるほか、事務室や静養スペース等として利用する。また、栄養指導実習室は、子供たちが活動の中で使用したり、地域の方との交流にも利用でき、指定管理者が施設全体を運営していただくことになると考えているとの答弁でありました。

次に、現在の健康づくり関センターの備品の取り扱いについて質疑があり、これについては、放課後児童クラブで使用しないものは撤去する予定であるとの答弁でありました。

次に、トイレの改修について質疑があり、これについては、トイレ設備は課題として認識しており、今後整備に向けて検討していくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第54号亀山市健康づくり関センター条例の廃止については、近年、保健福祉サービスは亀山市総合福祉センターに集約して実施しており、亀山市健康づくり関センターは、休止または他施設へ転用しても、他の施設を利用することによりその設置目的を達成できることから、本年度末をもって廃止するため、本条例を廃止するものです。

審査の過程では、亀山市健康づくり関センターの利用状況について質疑があり、これについては、健康教室としての利用や、栄養指導実習室、小会議室は会合等に使用されており、使用率は全体と

して10%程度である。また、1階にある機能回復訓練用の電位治療器は、1日10名程度の利用があるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、11日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第53号亀山市営住宅条例の一部改正については、昭和50年度建設の住山住宅のうち、既に入居者が退去した市道亀山市斎場線の整備に関連する住宅について用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、市道亀山市斎場線の整備を改正理由に上げた理由について質疑があり、これについては、亀山市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した部分から用途廃止をすることとしているが、市道亀山市斎場線の整備と時期的に合致したことから二次的な理由としたとの答弁でありました。

なお、従来から、老朽化し入居者が退去した市営住宅については用途廃止しているもので、市道亀山市斎場線の整備を改正理由に上げる必要はないとの意見がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

次に、中村嘉孝予算決算委員会委員長。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました、議案第55号及び議案第56号の平成30年度各会計補正予算2議案、並びに議案第57号から議案第64号までの平成29年度各会計決算8議案の審査に当たるため、18日及び19日の2日間にわたり委員会を開催いたしました。

まず、議案第57号から議案第64号までの平成29年度各会計決算について審査を行いました。

初めに、代表監査委員から各会計決算についての審査結果の報告を受け、続いて担当部長等から健全化判断比率の報告、各会計資金不足比率の報告及び予算決算委員会提出資料について説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

その結果、議案第57号平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第59号平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第60号平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

議案第61号平成29年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第62号平成29年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第63号平成29年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び議案第64号平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定についての5議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

なお、委員会として、一つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受けとめ、次年度の予算編成とその執行に反映されたい。また、各種事業の推進に当たっては、今後ますます厳しい財政状況が見込まれることから、施策評価シートや事業評価シートによる行政評価の成果及び課題を十分に精査し、費用対効果を見きわめ、事業の見直しも含め検討されたい。

一つ、亀山駅周辺整備事業については、平成29年度は事業費の約3分の2を繰り越し、平成30年度も多額の予算を計上しているにもかかわらず事業の進捗におくれが見られることから、これまでの亀山駅周辺整備事業対策特別委員会が出された意見や地元地権者の意向を踏まえ、着実な事業の推進に努められたい。

一つ、国民健康保険給付費等支払準備基金については、国民健康保険制度が本年度から都道府県単位化されても、その必要性がなくなるわけではなく、今後も国民健康保険事業を安定的に運営できるよう、適切な予算措置を講じられたい。

一つ、医療センターについては、アクションプランの初年度として地域包括ケア病床の開設等により医業収益は増加したが、外来患者数は年々減少してきており、早急に医師確保等の対策を講じられたい。また、当年度未処理欠損金が平成29年度末で10億円を超え、今後も資金は減少し、厳しい経営状況が見込まれることから、なお一層の収入確保と経費節減に努め、早期に経営健全化が図れるよう取り組まれたい。

以上、4点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第55号及び議案第56号の平成30年度各会計補正予算2議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について、各分科会長から報告を受けました。

その結果、議案第55号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）については反対討論があり、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第56号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第52号から議案第64号までの13件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

7番 福沢美由紀議員。

○7番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第57号平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第59号平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての3議案について、反対の立場で討論します。

まず、一般会計です。

予算審議で指摘した貧困と格差の拡大は、平成29年度末で生活保護世帯数が178世帯に達し、就学援助受給者数287人と増加の一途であることからわかるように、改善どころかますます拡大しており、今度の決算ではこうしたことへの対策が不十分です。この点について、平成29年度主要施策の成果報告書の低所得者への支援と自立支援の推進の項では困窮者の減少や自立推進が図られているとは言いがたいとあり、市も認めているのです。

また、この決算は平成29年度から始まった第2次総合計画の初年度となるものです。ところが、この総合計画前期基本計画の柱の一つとして取り組んだ亀山駅周辺整備事業は、市民や議会への説明が不十分だったため、予算は可決されながら、夏ごろまで執行ができませんでした。結局予算額の3分の2に当たる1億1,000万円ほどの繰越しをせざるを得なくなりました。この予算の大部分が基本設計の策定であり、当初ことしの3月末としていた期限が8月末に延期され、さらに11月20日に再延期されており、9月になっても完成品を見ることはできません。さらに前期基本計画の柱の一つである市民力、地域力の活性化として進めた地域まちづくり活動の推進も問題です。乗合タクシー制度の導入のときに見られたように、各部署からまち協に対しばらばらに仕事の依頼が舞い込み、これらを調整する機能を持つ市の部署がないため、混乱と行政の下請化が進んでいるのが実態です。櫻井市長は答弁で、調整する部署の必要性を認められました。現状ではまち協により差異もありますが、本来の地域の課題解決は地域でという自主的な活動とはほど遠いものです。この亀山駅前周辺整備と地域まちづくり活動は、平成29年度の目玉であり、市は高く評価しているのですが、実態は私たちの指摘のとおり、評価できるものではありません。

次に、その他の予算についてです。

まず、職員体制です。非正規率が49%と、これまでと変わらず非常に高い率のままであること、またリニア亀山駅誘致では200万円ほどかけて駅誘致の影響と効果の調査結果がまとめられましたが、明確な効果はほとんど示されず、無駄な事業となりました。また、駅誘致の影響や効果すら明確でないのに基金への5,000万円もの積み増しが行われ、年度末には16億5,000万円にもなりました。さらに財政が厳しいという理由で数々の市民要望を切り捨てながら、市長の公用車購入には行財政改革をすることもなく500万円を超える支出をしています。そのほか、完全給食をすることが決まったのに検討だけで具体化のない中学校給食、需要が明らかでない市道と賀白川線の延伸事業や国民のプライバシーを危うくするマイナンバー事業の推進など、問題のある決算が含まれています。

以上のとおり、市民の命と暮らしを守り、切実な要求に十分に答えるものでなく、問題のある決算の認定には反対するものです。

次に、国民健康保険です。

平成29年度の決算は被保険者数が減少したことにより、保険税収入が減り、見込みより医療費の伸びはなかったものの、平成22年度以来の法定外繰り入れがなされた決算でした。被保険者の所得階層別に見れば、依然として年間所得200万円以下の世帯が77%を占め、他の医療保険に比べて保険料負担の割合が1.3倍から1.7倍と高いことも変わっていません。来庁されない滞納世帯に対し1カ月の短期証を送付する、1日人間ドックの申し込み方法を変えるなど、市民サービスにも寄与するさまざまな努力は評価しますが、根本の保険料負担が重過ぎるという課題は解決されていません。また、不足があれば、いつも必ず今回のように法定外繰り入れをするという保障はありません。今後、国の支援金が6年間の限定であること、県でもし黒字が出たとしても納付金の返還があるとも聞かされていない中で、やはり国民健康保険給付費等支払準備基金は必要です。大きな黒字が出ない中、国保会計単独の努力でこの基金がふえることはありません。一般会計から繰り入れてでも基金を積み増すべきと議会からも提言してきましたが、平成26年度末からたった65万円のまま放置されています。持続可能な保険制度を維持するためにも、必要なこれらの根本的な対策がなされていない決算の認定には反対するものです。

最後に、後期高齢者医療です。

私たちはもともとこの制度には反対していますが、今回反対の理由として上げるのは、今貧困と格差が拡大しているのにもかかわらず、所得割額や被扶養者に係る保険料の軽減割合が下がったことです。今後さらに下がります。大変な負担になります。広域連合が行う制度ですが、高齢者の暮らしを顧みないこのような軽減割合の引き下げを含む決算の認定には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（西川憲行君）

7番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それでは、議案第55号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,367万円を追加し、また債務負担行為補正を追加するものであります。その中で、農林水産業費、農地費、団体営かんがい排水事業の1,400万円の増額補正については、国の補助事業、補助率50%を活用して事業を実施するものであります。その残額、補助残の700万円については全て一般財源を充当するもので、なぜ条例で定めた受益者負担金を徴収しないのか納得できない補正であります。

執行部は受益者負担を免除する理由について、鈴鹿川へ放流する農業用排水路であるものの、現状は農業排水だけでなく生活排水や工業排水、国道306号の道路の排水等も混入しており、農業受益者のみの維持管理範囲ではないとの判断から免除したと答弁されておりますが、来年耕作ができないために農業用排水路の復旧工事を行うということで、明らかに受益者は存在します。であるならば、農林水産事業分担金条例に基づき分担金を徴収するのは当然のことと考えます。通常の2割を徴収するかどうかは別として、受益者にそれ相応の負担を求めるべきであります。

また、この排水路の幅員は5メートルと河川並みで、小規模の排水路とは少し考えが異なるもの

という判断をされたとのことでありますが、分担金を徴収するか否かは水路の規模の大小で判断するものでなく、受益者が存在するかどうかであります。

一方で、災害などで損壊する農業水路や排水路が多く、その修繕に対する2割の受益者負担金が農業従事者に非常に重くのしかかり、耕作放棄地がふえております。農業振興の面からも分担金を撤廃できないかとの質問をすると、市長は受益者負担の仕組みは一定の合理性があると、一定の適正な仕組みを今後も運用していくと言われます。このことは本当に矛盾した話であります。さらに、こうした生活排水、工場排水、道路排水が混入している排水路は市内にどれくらいあるのか、執行部は市内の各農業水路の現状を把握しているわけでもなく、農業用排水路にどのような排水がどれだけ混入すれば負担金を免除するという基準や規定も定めておりません。修繕や整備が必要になったときに、その都度都合のよい状況判断により決定するという、このように本当に場当たりの対応では市民の理解は到底得られないものと判断し、この補正については反対するものでございます。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（西川憲行君）

17番 小坂直親議員の討論は終わりました。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

議案第55号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論いたします。

この議案のうち、特に歳入の県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、団体営かんがい排水事業補助金及び歳出の農林水産業費、農地費、団体営かんがい排水事業の増額補正について、受益者負担を免除する理由について、本会議、委員会で議論されておりましたが、今回の受益者負担の免除は農業排水のみでなく、道路排水、工場排水、生活排水も含まれているとのことであります。今後、農業者負担金についての議論は必要であるものの、私も写真での確認や現場も確認を行った中で、この排水路は準用河川と考えられるため、やむを得ず補正の必要があると思われまます。今後はこの排水路を準用河川にすることを考えていただくとともに、今後の農業者に対する地元負担金については農業振興の中で検討していただくようお願いいたします。

なお、その他の補正についても、やむを得ない補正と思われまますので、この議案については賛成するものです。議員各位のご賛同をお願いいたします。

続きまして、議案第57号平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

この議案のうち、本会議、委員会で議論されておりましたが、亀山駅周辺整備事業の事業費の3分の2が繰り越しとなった理由については、平成29年度予算審議の中で亀山駅周辺整備事業に関する予算に対して、予算決算委員会において修正案が出されましたが否決されたものの、附帯意見がつけられたことを受け、この予算の執行を一時凍結したためであり、私も含めて議会の責任と思われまます。そのために予算執行に支障があったもので、この繰り越しについてはやむを得ないものと思われまますので、この議案について賛成するものです。議員各位のご賛同をお願いして終わります。

○議長（西川憲行君）

12番 宮崎勝郎議員の討論は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第55号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論いたします。

補正予算のうち「第2表 債務負担行為補正」についてです。

この債務負担行為補正は、現在、指定管理者制度で管理している放課後児童クラブと勤労文化会館の施設が今年度、指定管理期間が満了するため、指定管理者の選定を行うに当たり、新たな指定管理期間に予定している平成31年度から35年度までの5年間の指定管理料の限度額を定めるものです。

また、今回の2つの施設の指定管理は、ともに業者間で競争させない非公募という選定の仕方です。昨年、議会の総務委員会では、指定管理者制度を1年間の調査研究のテーマとし、市長に提言しました。その中で、指定管理者の選定方法について競争のない非公募は廃止するとともに、放課後児童クラブや地区コミュニティセンターなど、収益性のない施設は直営または業務委託に管理方法を改めることとしています。この点を産業建設分科会でただしたところ、勤労文化会館のトイレの修繕を指定管理者の収益で対応した例を挙げ、指定管理のほうが業務委託より望ましいと答弁されました。しかし、業務委託の場合は市に収益が入るので、そのお金でトイレを修繕すれば済む話で、指定管理をする根拠とはならないと指摘をいたしました。さらに議会の提言を受けて、市は現制度の検証と見直しの検討を第2次亀山市行財政改革大綱で平成30年度と31年度に行うとしています。つまり議会の提言を検討する前に、今回債務負担行為補正の提案をしたことになり、議会軽視と言わざるを得ません。この検証及び評価はあくまでも指定管理を前提としたもので、直営または業務委託との比較は全くされていません。

反対の第一の理由は、議会が1年かかって実態を調べ、問題点を指摘した提言を踏まえ、今年度から来年度に現制度の検証と見直しをするとしながら、それをやる前に現制度での指定管理を5年間行うための債務負担行為補正を提案していることでもあります。これは認めることができません。

反対の第二の理由は、指定管理者制度の利点とされる業者間の競争で市民サービスの向上と効率化を図ることが競争のない非公募では発揮されないため、指定管理とする根拠がなく、議会が提言した直営または業務委託で十分です。こうした指定管理とする根拠のない議案の提案には賛成できません。

以上のとおり、問題のあるこの議案には反対いたします。議員各位のご賛同を求め、討論いたします。

○議長（西川憲行君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議長のお許しを得ましたので、反対討論をさせていただきます。

議案第52号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正についてであります。

この改正は、昼生放課後児童クラブの定数を20人にすることです。この放課後児童クラ

ブは小学校校庭内に2,100万の工事費により新設されることは、長年同地域において市内民設民営により地域の皆様方、保護者の努力によって運営されていたことは過去にも十分認識されていると思います。また、議会においても従来の施設のあり方を教育民生委員会として、提言として市長に提出しておる中、ようようその判断をなされ、このたび建設に至りました。

私は、本会議の質疑において定数20名について確認をした中、総面積91平米、児童専用区画面積42平米と回答を得ました。専用面積を42平米といたしますと、児童1名当たり1.65平米として25.45人の入所が可能な施設であることにもかかわらず、20名の定数に定めることについては納得できないものであります。確かに31年度の昼生小学校区の在学人数は67名であると聞いております。施設の新設、校舎内に設置することにより、予想以上の学童の利用が想定される中、現状において定数を判断すべきでなく、今後を見据えた定数を設定すべきであると思っております。

少し余談にはなりますが、当初予算において、よりもう少し議論をすべきであったことが悔やまれてなりません。その内容として、今後亀山市内は南部地域として昼生小学校区は大きく大規模な開発が可能な開発地域であり、またリニア停車駅、貴重な若い世代の入所など、市政が一層活性化するための地域であります。政治の根本は現状を見るのではなく、将来を見据えた行政を行うことであることを念頭に置いて行うべきであると思っております。この内容の議案については、とても納得できるものではありません。

余談になりますが、税金は市民、地域、住民のために適切に活用すべきであります。また、福沢議員の質問にもありましたように、なぜ従来の施設の取り壊し料が市費によって行われたいという答弁が軽々しく出てくることは理解しがたいものであります。というのは、市民が十分にできない、駅前再開発事業には数億円がいくとも簡単に計上されていることもこの議案に対する一因となっているものであります。30年度に新設される施設に定数条例として決定することが必要なことは十分私も理解していますが、あえて私の質問、福沢君の質問の内容によって市長の答弁には納得ができないので、この議案については反対としたいと思っております。

次に、議案第55号のこのたびの補正については、関の山車会館に伴う旧三谷家の主屋の修復についての補正であります。内容を確認いたしましたら、設計段階において主屋の屋根の傷みがひどく、予想以上の費用がかかるということで追加補正であります。補正の説明において、29年度であるために国の補助金が得られないので市単費で追加補正をされております。

2点目として、設計者の責任を求めるべきであると思っております。

3点目には、今後、関の伝統的建造物群の保存区域において、民間においてももし追加が出た場合にはこのような補正があるのではないかとということ等の疑問が生じたためにこの議案には反対したいと思っておりますので、議員各位のご賛同をお願いいたします。終わります。ありがとうございました。

○議長（西川憲行君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第52号から議案第64号までの13件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第52号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第52号亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第55号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第55号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第57号平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第57号平成29年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第58号平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。
本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第58号平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第59号平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第59号平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第53号及び議案第54号、議案第56号、議案第60号から議案第64号までの8件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第53号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第54号 亀山市健康づくり関センター条例の廃止について

議案第56号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第60号 平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 平成29年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第62号 平成29年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第63号 平成29年度亀山市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第64号 平成29年度亀山市病院事業会計決算の認定について

は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時47分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第14、請願第1号から日程第19、請願第6号までの6件を一括議題とします。

請願第1号から請願第6号までの請願6件についての教育民生委員会及び産業建設委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

平成30年9月12日

教育民生委員会委員長 尾崎 邦洋

亀山市議会議長 西川 憲行 様

別表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	平成30年8月24日
件 名	義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本丸町585 亀山市PTA連合会 会長 寺田 潔 他2名
紹 介 議 員 氏 名	服部孝規、宮崎勝郎、今岡翔平、中村嘉孝、前田耕一
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択

措 置	関係機関に対し意見書を送付する
-----	-----------------

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	平成30年8月24日
件 名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本丸町585 亀山市PTA連合会 会長 寺田 潔 他2名
紹 介 議 員 氏 名	服部孝規、宮崎勝郎、今岡翔平、中村嘉孝、前田耕一
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	平成30年8月24日
件 名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本丸町585 亀山市PTA連合会 会長 寺田 潔 他2名
紹 介 議 員 氏 名	服部孝規、宮崎勝郎、今岡翔平、中村嘉孝、前田耕一
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	平成30年8月24日
件 名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市本丸町585 亀山市PTA連合会 会長 寺田 潔 他2名
紹 介 議 員 氏 名	服部孝規、宮崎勝郎、今岡翔平、中村嘉孝、前田耕一
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 5
受 理 年 月 日	平成30年8月24日
件 名	(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市加太中在家6973 加太の自然を守る会 代表 北澤利明
紹 介 議 員 氏 名	中村嘉孝、服部孝規、鈴木達夫、前田耕一、櫻井清蔵、新 秀隆
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135

条の規定により報告します。

平成30年9月11日

産業建設委員会委員長 伊藤 彦太郎

亀山市議会議長 西川 憲行 様

別表

受 理 番 号	請 6
受 理 年 月 日	平成30年8月24日
件 名	農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市能褒野町15-1 拓けゆく能褒野の未来を考える会 代表 永田常吉
紹 介 議 員 氏 名	櫻井清蔵、小坂直親、中村嘉孝、前田耕一、森 美和子、福沢美由紀
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	市長に対し意見書を送付する

○議長（西川憲行君）

これより請願の審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ただいまご報告をいただきました請願のうち、農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める請願について、質疑をさせていただきます。

請願者であります能褒野地区の方々の積年の熱い思いの中で、2つの請願事項、1つ目は農振農用地の指定の見直し、そして農業を守る有効な施策の構築、これについては十分な理解をさせて

いただきました。そんな中で、委員長に2つほど質疑をさせていただきます。

1つ目は、請願の趣旨の記載の中で、請願者であります能褒野地区に特化した中での請願であるかのように読み取れますが、これは亀山市全体の農振農用地を対象とした請願であるという理解でいいのか。また、委員会の中でどんな議論があったか教えていただきたい。

それから、2つ目は請願の趣旨の中で、私の認識が間違っているのかもしれませんが。少し私の理解に及ばない記載がございます。1つ目は、昭和40年代に能褒野地区に誘致した企業は地元の反対を押し切って市が誘致したという記載。2つ目は、市は農業を守る施策や農業振興施策を全くと言っていいほど取り組んでないという記載。3つ目は、農業振興地域の整備に関する法律第13条の中で示されている5つの要件を満たせば除外が許可されるとの請願の趣旨の記載でございます。委員会の中で、これらの請願の趣旨について議論があったのか。もしないとするならば、この請願の内容についても委員の皆さん、一定の共通認識の中で採択に至ったかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（西川憲行君）

9番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほどの請願審査に対する審査経過に関する質疑に対してお答えしますが、まず1つ目の話につきましては、内容的に能褒野の人らの思いの中で、能褒野に特化した話なのか、あるいは全市の話なのか、そういった議論はあったのかということでもありますけれども、これにつきましては委員会の中でもその辺の話は出ておりました。ただ、その中で今回請願者の方にも来ていただいているとやりとりをする中で、もちろんそういった思いもある部分はあるけれども、基本的には請願項目にある全市の話、これを目的とするものだというふうな答えでありましたので、それに対して委員会としてもそれに納得をしたという意見が相次ぎました。

もう一つ、順不同ではありますが、40年代当時に企業進出について反対があった。実際その辺がどうであったのか。あるいは農業政策に関して、市が全く何も行ってないののではないかと、こういう話もありましたけれども、これにつきましては事実関係自体はどうだったのかとまでは、委員会の中では確認はしておりませんが、請願という性格上、やはりそういった思いを請願者が持っているのだろうなというふうに、そういった思いを酌み取りながらも、ただ請願自体が意図するところの思いをいかに委員会が酌み取るかということをお聞きしたいというふうに委員長としても実感しております。

もう一つ、法体系自体ですけれども、法律に基づく部分に関しましては、今回産業建設委員会での所管事務調査が都市計画ということで、都市計画の上では当然農地に対する利用も非常に重要な問題であるということで、調査を行っていく過程でやはり農地に関する法律も手続とかいろいろと勉強させてもらっておったと思えますので、委員さんももちろん、当初からその辺の認識があった方々ばかりだと思いますけれども、改めてその辺は再確認をしたというふうに思っております。

○議長（西川憲行君）

鈴木議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

丁寧なご説明ありがとうございます。

2つの請願事項、農振農用地の見直し、そして農業を守る施策の構築を主に、いわゆる請願者の願意を重視した中で採択に至ったという理解をさせていただきます。

○議長（西川憲行君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、請願6件に対する討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、請願第1号から請願第6号までの6件について、起立により採決を行います。

初めに、請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第1号義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第2号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第3号防災対策の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第3号防災対策の充実を求める請願書については、採択することに決定しまし

た。

次に、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第4号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第5号（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第5号（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第6号農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第6号農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

○議長（西川憲行君）

次に、日程第20、議案第65号及び日程第21、議案第66号の2件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第65号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により建築基準法施行令が改正されたことに伴い、市において行う認定事務が追加されたことから、当該認定事務に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、県が行っていた建築物の敷地に対する接道規制の適用除外に係る許可のうち、国土交通省令で定める基準に適合する幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する一戸建ての住宅の敷地については、限定特定行政庁である市が接道規制の適用除外に係る認定を行うこととなったことから、当該認定事務に係る手数料を定めます。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第66号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の宮崎みつ子氏は、平成30年12月31日をもって任期満了となりますので、後任の委員として亀山市関町新所1741番地の1にお住まいの草川美幸氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、平成31年1月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（西川憲行君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第65号及び議案第66号の2件について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第65号についてはお手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、産業建設委員会にその審査を付託します。

次にお諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

議案第66号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

産業建設委員会開催のため、暫時休憩します。

（午前11時10分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

○議長（西川憲行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど産業建設委員会にその審査を付託しました議案第65号について、産業建設委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第65号 亀山市手数料条例の一部改正について

原案可決

平成30年9月26日

産業建設委員会委員長 伊藤彦太郎

亀山市議会議長 西川憲行様

○議長（西川憲行君）

伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第65号亀山市手数料条例の一部改正については、建築基準法施行令が改正されたことに伴い、市において行う認定事務が追加されたことから、当該認定事務に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、建築基準法施行令の改正により追加された市の事務について質疑があり、これについては、建築審査会を経て県が許可していたものを市が認定することとなったものであるとの答弁でありました。

次に、市に建築審査会を設置するののかとの質疑があり、これについては、建築基準法の改正により審査会の設置が不要となったことから農道等の幅員及び敷地との設置の幅で判断するとの答弁でありました。

次に、新たに定める手数料の額の根拠について質疑があり、これについては、県では建築審査会の審査を含めて3万3,000円としていたが、審査会に要する経費を除き2万7,000円とするもので、平成11年まで国土交通省で用いていた額を算出根拠としており、県を含め他市でも一律にこの額としているとの答弁でありました。

次に、追加の提案となった理由について質疑があり、これについては、建築基準法の一部を改正

する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が本年9月12日に公布され、その施行日が9月25日であることから、申請があった場合の手数料を徴収する必要があるため、今定例会に追加提案をしたとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（西川憲行君）

産業建設委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第65号及び議案第66号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、初めに議案第65号亀山市手数料条例の一部改正について採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第65号亀山市手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第66号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第66号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第22、委員会提出議案第4号から日程第27、委員会提出議案第9号までの6件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

初めに、尾崎邦洋教育民生委員会委員長。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第4号から委員会提出議案第8号までの5件については、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第4号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等諸条件の水準保障に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。平成29年4月の義務教育費国庫負担法の一部改正・施行においても、学齢を経過した者に対する夜間等に設定する教育課程の実施のために配置される教職員が対象に加わるなど、制度の充実が図られてきています。

しかし、1985年に国庫負担の対象外となった教材費等は、一般財源としての措置のままであり、このことは、教育環境整備に係るさまざまな面で都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因になっていると考えられます。学校図書館の蔵書数の標準を満たしている公立小中学校の割合や、教育用コンピュータ機器端末の整備状況における都道府県格差は、文部科学省の諸調査においても明らかとなっており、三重県内においても地域間格差が見られます。とりわけ、教育用コンピュータ機器端末の整備については、早急かつ一定の水準を等しく担保しながら進められるべきであり、先般の学習指導要領等改訂において、小学校英語やプログラミング教育等が導入されていく中、まさに教育行政全体としての急務かつ国としての責務と考えられます。しかしながら、その全国水準の現状は、教育基本法により定められている「第2期教育振興基本計画」に掲げた目標値にも及んでいません。そのような中、新たに示された「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」では、より高い水準の目標値が掲げられましたが、引き続き一般財源による地方財政措置となっています。

これまでの教育環境整備に係るさまざまな整備計画の進捗とその結果を見るに当たり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度のさらなる充実が求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国の責務として必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第5号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書。

2017年、「義務標準法」が改正され、小・中学校等における「障がいに応じた特別の指導」や「日本語能力に課題のある児童生徒への指導」のための教員が基礎定数化されました。

しかしながら、学級編制については、2011年に小学校1年生における標準が40人から35人に引き下げられて以降、法改正による引き下げはされておらず、国際的な比較においても高い上限値の基準といえます。また、1クラス当たりの児童生徒数においても、日本は小学校27人、中学校32人と経済協力開発機構（OECD）加盟国平均を大きく上回っています。

新学習指導要領等への移行及び全面改訂の時期を迎えた今、児童・生徒の創造性や考える力を培う授業への転換を図り、子供たちの自己実現に向けた主体的、協働的な「豊かな学び」を実現するため、教職員がよりきめ細かく児童生徒一人一人と向き合うことのできる環境整備の第一の手だては、教職員定数を計画的に改善することにほかならないと考えます。

また、「学校における働き方改革に関する緊急対策」においても、その実現に向けた必要な環境整備として、人的措置の充実について言及しています。さらに、教員のストレス調査の分析結果では、教員のストレス状態の特徴として、「量的負荷が高く、メンタルヘルス不良状態」、さらに、「勤務時間の長さ状態不良傾向に有意な相関がある」とされています。これらのことから、教職員が心身ともにゆとりを持って目の前の子供たちを初め、日々の教育活動と向き合える環境をつくり出していくことは、子供たちの「豊かな学び」の保障につながる土台として重要であり、そのためにも、教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれるものです。

一方、日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比約4.4%で、OECD加盟国平均（5.2%）にまだに及んでいません。そのような中、今回の新学習指導要領等への改訂には、小学校英語科や「特別の教科道徳」を初め、教科等の新設などの多くの「改革」が盛り込まれ、教育現場には、教材・教具等の物的な充実はもとより学校運営に係る予算の充実が今以上になされるべきと考えます。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そしてそれらは、子供たち一人一人の「豊かな学び」を保障することにつながっていくと考えます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 子供たちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第6号防災対策の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

防災対策の充実を求める意見書。

「南海トラフ巨大地震の被害想定（第2次報告）」では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35万人から56万人に上り、1カ月後においても約10万人から20万人が避難所生活を続けることになると推計されています。

また、東日本大震災、熊本地震では、多くの学校が避難所となりました。地域の避難所として、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められます。

しかしながら、「体育館の照明や内壁の落下等により、避難所として使用するには危険」、「ト

イレまでの動線に段差や階段があり、車椅子利用者等への対応が困難であった」などの課題も報告されています。

2018年4月現在、県内の公立学校のうち、9割以上に当たる540校の学校が避難所指定を受けています。しかし、防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ28.4%、自家発電設備等71.5%、貯水槽・プールの浄水装置等69.2%など、十分であるとは言えません。また、非構造部材の耐震化対策のうち、学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策は、県立学校については2019年度に対策を完了する見通しですが、小中学校ではその年度までには完了しない見込みとなっています。さらに、窓ガラスや外壁などの落下及び飛散防止対策は、実施率22.3%と低い状況となっており、早急な対策実施が強く求められます。

また、三重県内の津波による浸水が予測される地域等に所在する学校は、公立小中学校で120校となっており、その大多数が避難所に指定されています。高台移転や校舎等のかさ上げ工事等の対策が必要とされる中、いまだ具体的な見通しは示されていません。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災にかかわる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

加えて、先般の大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による被害を受け、避難所機能にかかわる部分以外においても、学校施設の老朽化等に伴う安全性の低下を危ぶみ、早期の安全点検と対策の充実を求める声も高まっていると言えます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 子供たちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第7号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書。

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、「子供の貧困率」は13.9%となり、およそ子供7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、子供がいる世帯のうち、ひとり親など大人が1人の世帯の相対貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯より著しく厳しい経済状況に置かれています。「子供の貧困対策に関する大綱」における基本的な方針の筆頭に「貧困の連鎖の解消」が掲げられているとおり、その連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、極めて重要であると考えます。

学校をプラットフォームとした子供の貧困対策においては、さまざまな生活背景から課題を抱えた子供たちに対して、教育相談などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが今以上に進められていくことが必要です。心理や福祉の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のさらなる拡充が求められています。また、地域社会においても生活困窮者への自立支援の取り組みが進む中、児童生徒への学習支援事業や「子ども食堂」等の子供の居場所づくりにかかわる取り組みが進められています。公的な人的措置や経費負担等、社会全体としての支援の充実が求められます。

日本における大学等の高等教育段階での総教育支出のうち、66%が私費負担で賄われ、OEC

D平均の30%を大きく上回っています。さらに、高等教育の授業料は国際的な比較において、「最も高い水準の国の一つである」とされています。また、子供の進学率において、ひとり親世帯は全世帯を下回っている状況です。

そのような中、2017年度から、高等教育段階において、国による給付型奨学金が創設され、2018年度より本格実施となりました。また、先般の生活保護法の改正に伴い、大学及び専門学校への進学準備給付金が創設されました。しかし、「学生生活調査結果」においては、「貸与型奨学金の返還にかかる負担」を理由に受給申請を諦めている学生がふえている実態が指摘されています。また、高等学校等就学支援金制度においては、修業年限による支給制限の緩和など制度の拡充が求められています。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援にかかわる制度・施策のより一層の充実が求められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、子供の貧困対策の推進と就学・修学支援にかかわる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第8号（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める意見書。

現在、三重県亀山市、津市、伊賀市にまたがる布引山地北部の尾根に、大規模な風力発電所を建設する計画が進められています。

風力発電所の建設は、従来から「超低周波音及び低周波音と反響音などによる人体への影響」や「土砂災害のおそれ」、「自然生態系への影響」、「地域過疎化のおそれ」などさまざまな問題が指摘されております。

今春、亀山市内の「加太の自然を守る会」から、「（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業」の中止を求める周辺住民の署名が亀山市長及び三重県知事に提出されました。

当事業計画は、風力発電機を最大40基設置するものでありますが、当市の加太地区は、四方を山々に囲まれたすり鉢状の地形であり、予想以上に超低周波音及び低周波音と反響音の影響を受けることや、加太小学校及び加太保育園から風車までの距離が非常に近いことから、児童・園児への健康被害も懸念されるところです。

加太地区を含め、事業計画地は山合いの自然豊かな地域です。このすばらしい環境のもとで子育てを希望する方々もふえてきておりますが、この風力発電事業の進捗に伴い、周辺地域の過疎化に拍車がかかることが危惧されます。

さらに、事業開始後は、計画地の生態系が変化し、鹿、猪、猿などによる農作物の被害の拡大や希少生物の個体数の減少なども予想されます。

よって、政府におかれましては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 株式会社シーテックの「（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業」を初めとする布引山地北部尾根付近への風力発電事業者による事業を中止すること。

2. 住民合意による環境影響評価の進め方への見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第9号については、産業建設委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める意見書。

亀山市では、市街地や山林地帯を除いた約7,200ヘクタールが農業振興地域として指定されており、そのうち、農用地は約2,300ヘクタールを占めています。

農業振興地域は、農業生産の場として、優良農地の保全・確保を図ることとされていますが、近年農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地が増加しているほか、農用地区域内の農地でも農用地除外され、宅地化を初め農地以外の目的に利用されるようになり、農業の集約化が崩れるなど、その経営が非常に困難な状況にあります。

このように、時代の変化とともに農業が衰退し、農業従事者の農地以外の土地利用に対する意識は高まり、農用地除外の要望がふえてきている状況にあります。

そのような中、能褒野地区については、優良農地が多数存在する地区として、農業振興地域に指定され、長年農業とともに歩んできましたが、現在では農業が衰退し、その継続が困難なケースも出てきており、合併以降2度にわたり集団で農用地除外の申請が行われていますが、いずれも除外は許可されず、また異議申し立ても棄却されるなど、地域にとっては厳しい裁定結果となっています。

市は、その理由を、当該地域は優良農地であり市全体の農業を守るためとしています。一方で、川合地区における大型商業施設開発に伴う農用地除外は、明確な利用目的があれば除外するとし、そこには「農業を守る」という視点は全く存在していません。また、過去に農用地除外が行われた土地が、いまだに放置されているなど、市の実態把握の甘さも浮き彫りになっています。

さらに、この地域では住宅開発等が進んでおり、農薬や作業音、除草剤散布、土による道路の汚れ等に対して近隣住民からの苦情があり、農業振興地域でありながら農業従事者が農作業を制限されるなどの事態が起こっています。

また、農用地であるが故に土地の評価額が低く、土地を担保にした融資を受けることが困難で、新たな設備投資を行うこともできず、農用地であることが農業を行っていく上でのデメリットにさえなっています。

このような市内の農業を取り巻く環境を踏まえ、市におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 市内の農業従事者や地権者の要望・意見を十分に理解した上で、農業振興地域全域にわたり実情に即した農用地指定の見直しを行うこと。

2. 耕作放棄地の増加や後継者不足等の課題解決と農業従事者の経営安定化に向け、農業を守るために有効な施策を講じること。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川憲行君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第4号から委員会提出議案第9号までの6件について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第4号から委員会提出議案第9号までの6件については、会議規則第36条第2項の規定により常任委員会への付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第4号から委員会提出議案第9号までの6件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第4号から委員会提出議案第9号までの6件について、起立により採決を行います。

初めに、委員会提出議案第4号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第4号義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第5号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第5号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第6号防災対策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第6号防災対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第7号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第7号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第8号（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第8号（仮称）ウインドパーク布引北風力発電事業の中止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第9号農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（西川憲行君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第9号農業振興地域の農用地指定の見直しと農業振興施策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第28、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

各常任委員会委員長から各委員会における所管事務調査の結果報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○9番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、総務委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

地方自治体の財政状況は、長引く不況の影響に加え、少子・高齢化等の人口構造の変化による税収の減少や社会保障費等の増加、さらには高度経済成長期につくられた公共施設の老朽化に伴う建てかえ費の増加等、財政環境が厳しくなっている中、全国の多くの自治体において、企業誘致等の地域産業振興施策による税収の確保や収納対策、使用料・手数料等の見直しといった従来の財源確保策だけでなく、広告収入やふるさと納税等による寄附金、知的財産の活用など、今までにない手

法を創意工夫し、新たな財源の確保を模索する動きがふえています。

当市においても、平成29年度からスタートした第2次総合計画を推進していくに当たって、その財源の裏づけとなる長期財政見通しは示されているものの、公共施設等総合管理計画に基づく事業や、今後策定される後期基本計画に位置づけられた施策・事業等が不透明であることから、歳出の削減策には期待できないことが想定される状況です。

そこで、総務委員会では持続可能な行財政運営を行うため、「新たな財源確保に向けた取り組みについて」をテーマに計7回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきました。

まず、新たな財源確保の取り組みの現状を把握するため、行財政改革の総括部署である総合政策部財務課に資料を求め、聞き取りを行いました。また、検証を進めるに当たって、行政財産のうち、公営住宅等長寿命化計画において多くの物件が用途廃止の判定を受けている市営住宅の現状についても調査することとし、担当部署から聞き取りを行いました。そして、7月には調査・研究テーマに沿った先進地として、愛知県蒲郡市を視察しました。

このように総務委員会として、新たな財源確保の取り組みについて、さまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、普通財産の未利用地については、売却や貸し付けなど積極的に有効活用していくとしながら、物件ごとの現状が正確に把握されておらず、今後の方向性や具体的な取り組み方法、優先順位等が整理されていないことなど、4つの課題、問題点を抽出しました。

このことから、総務委員会として、持続可能な行財政運営を行うため、新たな財源確保に向けた取り組みについて検討するよう、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、普通財産の未利用地については、現状に応じた区分けを行い、売却や貸し付けなど、今後の具体的な方向性とその優先順位を示すこと。

2つ、行政財産を整理するに当たっては、その担当部署と普通財産を管理する総合政策部財務課との連携をさらに強化するとともに、必要な人員の確保等、体制を整えること。

3つ、土地開発公社が保有している土地のうち、市が買い戻すべき土地については早期に手続をするとともに、有効活用を図ること。

4つ、広告収入については、さらなる推進を図るためビジョンと目標を明確にするるとともに、職員の意識を高め、創意工夫することで、取り組みの拡大に努めること。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告とします。

○議長（西川憲行君）

次に、尾崎邦洋教育民生委員会委員長。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

2000年に介護保険制度が創設されて以来、要介護で介護サービスを利用する人が増加し、団塊の世代が75歳以上になる2025年以降は、高齢者の医療や介護の需要がさらに増加すると言われております。

2005年の介護保険法改正で、介護や医療に関する相談窓口として地域包括支援センターの創設が打ち出され、その後、各自治体における地域包括ケアシステムが具体化されました。地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医

療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることです。現在、亀山市ではこの地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療と介護の連携推進、地域ケア会議の推進、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設などに取り組んでいます。また、2018年からは、高齢者の相談窓口を一元化するため、地域包括支援センターの運営主体が市から社会福祉協議会へ移行され、市民にとってよりよい支援が期待されるところです。

そこで、教育民生委員会では、地域共生社会を実現するため、「地域包括ケアシステム」をテーマに計8回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきました。

まず、現状把握のため、社会福祉協議会との意見交換や、健康福祉部、医療センター地域医療部から、高齢者福祉の状況や地域包括ケアの推進に向けて取り組んでいる内容について、資料を求め、聞き取りを行いました。また、サービスつき高齢者向け住宅さと和、認知症カフェよつばサロンの見学、田中内科医院院長、地域包括ケアにかかわる多職種の方々との意見交換を行いました。そして、5月には調査・研究テーマに沿った先進地として、岡山県津山市、兵庫県小野市を視察しました。

このように教育民生委員会として、地域包括ケアシステムについてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、地域包括ケアにかかわる制度やサービスについての情報が市民に十分周知されていないことなど、4つの課題、問題点を抽出しました。

このことから、教育民生委員会として地域共生社会を実現するための地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、地域包括ケアにかかわる制度やサービスについて、市民にわかりやすく周知すること。①地域包括支援センターの機能や役割について広く周知を図るとともに、総合相談窓口等の各種案内板を明確に表示すること。②多くの専門職によるチームでサポートを行う「かめやまホームケアネット」の周知に努めること。

2つ、新たに魅力のある介護予防教室を開発、実施するとともに、利用者の移動手段を確保し、介護予防の推進に努めること。①若い世代が予防教室に参加できる仕組みを構築すること。②口腔機能の向上に資する教室を企画すること。

3つ、地域包括ケアにかかわる人材の確保、育成に努めること。①在宅医療に取り組む医師の確保に努めること。②吸引・吸たんができる介護職員等の人材確保に努めること。③がん患者が増加していることから、緩和ケアに対応できる医療従事者の確保に努めること。

4つ、認知症に対し、実効性のある具体的な施策・事業の実施に努めること。①認知症サポーター養成講座の受講生を幅広い世代に広げるとともに、地域や事業者等に対しても受講を働きかけること。②認知症ケアパスをさらにわかりやすいものに改善すること。③新たな認知症カフェを開設すること。④認知症初期支援チームを実効性のあるものにする。⑤各種取り組みについて、認知症患者の尊厳が守られるよう配慮すること。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（西川憲行君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

現在、亀山市では交通拠点性が高いことや津波等の災害に対する安心度から、市外からの転入者が増加し、宅地化が進行しています。しかし、都市計画上、非線引きであることから、規制のない用途地域外での小規模住宅開発（ミニ開発）が多く、農用地除外を伴う大型商業施設の立地も計画されるような状況を生んでいます。

こうした用途地域外での開発行為が引き続き行われることで、新たなインフラ整備の必要が生じ、市の財政に影響を及ぼすことが十分に考えられるため、今後、市の土地利用のあり方が問われています。また、市議会では平成30年3月定例会において、都市計画に関する基本的な方針である都市マスタープランを議決事件としたことにより、市の都市計画に大きくかかわっていくこととなります。

そこで、産業建設委員会では、「都市計画について」をテーマに計8回の委員会を開催し、調査・研究を行ってきました。

まず、現状把握のため、都市整備課に対し、土地利用、都市マスタープラン、立地適正化計画及びミニ開発に係る都市施設の整備について、また産業振興課に対し、土地利用の観点から農用地区域除外の考え方についてそれぞれ資料を求め、聞き取りを行いました。また、5月には中心市街地活性化推進域外大規模商業施設開発抑制亀山市商業団体期成会と市の商業の現状、課題や都市マスタープラン、立地適正化計画等をテーマとした意見交換会を実施し、そこでは市内どこでも開発ができることで開発ごとのインフラ整備に行政コストがかかるため、コンパクトシティを基本に市として一定の枠組みを整備できないか等の意見がありました。そして、7月には調査・研究テーマに沿った先進地として、香川県高松市及び坂出市を視察しました。

このように産業建設委員会として、都市計画についてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、平成22年度策定の都市マスタープランで市街地の拡散の抑制と中心市街地の活性化を目指したにもかかわらず、具体策が講じられていないため、市街地の拡散と中心市街地の衰退に歯どめがかかっていないことなど、5つの課題、問題点を抽出しました。

このことから、産業建設委員会として市の都市計画について、次のとおり市長に対し提言を求めます。

1つ、大規模商業施設の開発を抑制し、中心市街地の衰退を防ぐため、特定用途制限地域指定制度を導入し、開発可能な店舗等商業施設の面積を第一種住居地域相当（3,000平米以下）とするなど、一定程度の規制の導入を検討すること。

2つ、中心市街地への居住誘導を促進するため、住宅を取得する費用の補助や税制度の優遇措置等、市独自の誘導施策を研究し、早期に実現すること。

3つ、実態に即した土地利用を図るため、市全体の土地利用計画の根本的な見直しを行うこと。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（西川憲行君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

次に、日程第29、亀山駅周辺整備事業対策特別委員会の報告についてを議題とします。

亀山駅周辺整備事業対策特別委員会委員長から報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

前田耕一亀山駅周辺整備事業対策特別委員会委員長。

○13番（前田耕一君登壇）

ただいまから、亀山駅周辺整備事業対策特別委員会の報告をさせていただきます。

亀山駅周辺整備事業対策特別委員会は、平成29年3月定例会におきまして、亀山駅周辺整備事業について内容や現状の十分な把握に努めるとともに、明らかになった課題、問題点について調査、検討を行い、当該事業に対する議会としての対応について協議することを目的に設置されましたが、委員の任期が本年10月31日をもって満了となることから、現時点におけるこれまでの調査、検討経過についてご報告をいたします。

当特別委員会は執行部からの聞き取りを中心に、現地確認や亀山駅周辺まちづくり協議会との意見交換を行うなど計16回開催し、調査・研究を重ねてまいりました。前半は当該事業の内容や市の説明責任、第2ブロック市街地再開発事業において導入する公共的機能についての議論でスタートし、特に平成29年3月の予算決算委員会の附帯意見において、当該事業の予算の大半を凍結されたことから、会議の進め方は本会議や委員会での議論の確認を行うとともに、各委員から出された当該事業に対する課題、問題点や疑問点について執行部から必要な資料を求め、説明を受ける形で委員会を開催してきました。

そのような中、昨年7月の亀山駅周辺まちづくり協議会との意見交換では、協議会側から事業実施による駅前再生への期待や特別委員会における前向きな協議を望む意見が出されたところでございます。その後、市民を対象とした事業説明会や教育委員会による亀山市立図書館整備基本構想などの動向がある中、執行部からは予算を執行して当該事業の基本計画を策定しないと、これ以上具体的な議論ができないとの意見が出され、その時点でまだ解消されていなかった市民の意見を聞くことなく、教育委員会が決定した図書館の移転について説明責任が果たされていない点、組合施行で建設予定の駅ビルの保留床の議論が全く進んでいない点、駅前広場の整備についてJRとの協議が調っていない点などの不明点について説明を受けた後、当該事業の予算の執行に関する取り扱いについての判断は予算決算委員会に委ね、平成29年8月に当該事業の予算執行が全額認められたところでございます。後半は、当該事業の進捗に新たな動きがあるたびに説明を受ける形で委員会を開催してまいりました。

これまで、亀山駅周辺整備事業に伴う取り組み状況や組合準備会における当該事業基本設計業務のプロポーザルの実施要領、公募は1社のみでありましたが基本設計のプロポーザルの企画提案、さらには本年3月27日に告示されました亀山駅周辺整備関連都市計画決定及び変更、また住宅デベロッパーの候補選定などについて説明を受け、それぞれの委員会の場では委員各位から厳しい意見が出され、現在に至っております。

当特別委員会が当初から求めておりました事業収支の見通しは基本設計が予定よりおくれており、現時点では明確になっておりません。また、地権者の全員合意はいまだに得られておらず、事業が失敗した場合の責任の所在も不透明なままであり、さらに組合設立がおくれているなど、委員会で出された問題点は、そのほとんどが継続して議論されている状況でございます。

そのようなことから、当特別委員会としては10月31日でその任務を終えますが、今後は本定例会の予算決算委員会における附帯意見にもありましたように、これまでの当特別委員会で出された意見や地元地権者の意向も踏まえ、これからの着実な事業の推進を強く求めるものでございます。

以上、亀山駅周辺整備事業対策特別委員会の経過報告といたします。

○議長（西川憲行君）

亀山駅周辺整備事業対策特別委員会委員長の報告は終わりました。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西川憲行君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成30年9月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

（午後 2時32分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年9月26日

議 長 西 川 憲 行

4 番 新 秀 隆

13 番 前 田 耕 一